

平成25年度版

やまなしの環境

2013

山 梨 県

目 次

本県の環境の現況と環境の保全と創造のために講じた施策

環境指標の状況について	1
1 全般的な状況	1
2 主要な指標の動向	1
1 循環型社会システムの確立	4
1 - 1 生活様式の転換の促進	4
1 ごみ減量・リサイクル推進の普及啓発	4
2 ごみ減量・リサイクル推進の施策	5
3 企業、事業者における環境対策への支援等	6
1 - 2 資源の循環的な利用の促進	8
1 容器包装リサイクル法と山梨県分別収集促進計画	8
2 資源の循環的な利用の促進	10
1 - 3 廃棄物の適正処理の推進	11
1 一般廃棄物の状況	11
2 産業廃棄物の状況	14
3 廃棄物対策	15
4 廃棄物の不法投棄防止対策	20
2 豊かな自然環境の保全	22
2 - 1 多様な自然環境の保全	22
1 自然環境の状況	22
2 自然環境の保全施策	22
2 - 2 野生動植物の保護	27
1 希少野生動植物の保護	27
2 野生鳥獣の保護	29
2 - 3 自然公園等の管理	32
1 自然公園	32
2 自然環境保全地区等	36
2 - 4 自然とのふれあいの増進	36
2 - 5 環境影響評価制度の実施等	40
1 経緯	40
2 実施状況	40
3 さわやかな生活環境の保全と創造	42
3 - 1 大気汚染の防止	42
1 大気汚染の状況	42
2 大気汚染防止対策	46
3 - 2 水質の保全	50
1 水質の状況	50
2 水質汚濁防止対策	53
3 - 3 化学物質による環境汚染の防止	57
1 化学物質による環境汚染の状況	57

2	PRTR制度(化学物質排出移動量届出制度)	60
3 - 4	騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止	61
1	騒音の状況と対策	61
2	振動の状況と対策	63
3	悪臭の状況と対策	63
4	地盤沈下の状況と対策	64
5	土壌汚染の状況と対策	65
6	公害苦情処理	65
7	工場における公害防止組織の整備(公害防止管理者の選任状況)	68
8	土地利用の適正化	69
3 - 5	魅力ある景観づくり	72
1	山梨県景観条例に基づく取り組み	72
2	景観の保全・創造に関する施策	73
3	公共事業における景観形成(林業施設景観形成事業)	75
4	屋外広告物の適正化	76
4	地球環境保全対策の推進	77
4 - 1	地球温暖化の防止	77
1	地球温暖化防止対策	77
2	公共交通機関の利用促進	85
3	森林による二酸化炭素の吸収	86
4 - 2	オゾン層の保護対策の推進	87
1	オゾン層の保護対策	87
4 - 3	クリーンエネルギーの活用	88
1	やまなしグリーンニューディール計画の推進	88
2	クリーンエネルギーの普及啓発	92
3	既設水力発電所によるクリーンエネルギーの安定生産	93
4 - 4	国際協力の推進	93
1	国際シンポジウム2012	93
2	イクレイ(持続可能性をめざす自治体協議会)活動の推進	94
5	環境教育・環境学習の推進	96
5 - 1	多様な環境教育・環境学習の推進	96
1	環境教育の推進体制	96
2	環境教育の各種施策	97
5 - 2	人材の育成	102
1	環境科学研究所の取り組み	102
2	森林総合研究所における研修	103
6	自発的な活動の推進	104
6 - 1	環境に関する活動の展開	104
1	参加と連携による環境活動	104
6 - 2	民間環境保全団体の協働の促進	107
1	県民・事業者・行政のパートナーシップの構築	107
2	民間団体の環境保全活動への支援	108
3	桂川・相模川流域環境の保全	109
7	情報の提供	111
7 - 1	環境情報の総合的な収集	111

1	環境情報センター	111
7 - 2	提供体制の確立	112
1	県ホームページ	112
2	環境情報提供事業(環境ライブラリー事業)	115
8	調査・研究の実施	116
8 - 1	環境モニタリングの実施	116
1	主な環境モニタリングの内容	116
8 - 2	環境科学研究の推進	116
1	環境科学研究所	116
2	森林総合研究所	117
3	衛生環境研究所	118
4	工業技術センター	118
5	農業関係試験研究機関	119
重点1	富士山の環境保全対策の推進	120
1 - 1	多様な自然環境の保全	120
1	富士山総合保全対策の推進	120
1 - 2	優れた景観の保全	124
重点2	森林、緑地の保全等の推進	125
2 - 1	森林の多面的機能の発揮の促進	125
1	森林区分に応じた森林整備	125
2	間伐の促進	125
3	県有林間伐材の利用推進	126
2 - 2	森林環境教育の推進	126
1	森林総合研究所の森林教育等	126
2	学校林の活用推進	127
3	どんぐりクラブ育成事業	127
2 - 3	緑化の推進	128
1	緑化まつりの開催	128
2	緑化センターの活動	128
3	緑の風景の創造	129
2 - 4	ふれあいの機会の提供	129
1	森林文化の森の整備	129
2	森林公園の管理運営	130
3	「山の日」啓発活動	130
重点3	水環境の保全等の推進	131
3 - 1	水資源の保護活用	131
1	森林の整備	131
2	水源地域緊急整備	131
3	水需給の動態調査	132
3 - 2	水辺環境の整備	132
1	内水面利用啓発事業	132
2	水辺環境の整備	132
重点4	環境の保全に資する農業の促進	133
4 - 1	環境保全型農業の促進	133

1	山梨県環境保全型農業基本方針	133
2	環境保全型農業の総合的な推進	133
4 - 2	美しい農村づくりの促進.....	136
1	環境に配慮した農村の整備	136

資料編

資料1	環境モニタリングの結果	137
1	大気汚染の常時監視結果	137
2	有害大気汚染物質の測定結果	175
3	公共用水域水質測定結果	178
4	水生生物調査	189
5	地下水水質測定結果	192
6	ダイオキシン類常時監視結果	202
7	自動車騒音の常時監視	206
8	地盤沈下の状況	211
資料2	ごみ処理施設、し尿処理施設	216
1	ごみ焼却施設	216
2	ごみ固形燃料化施設	216
3	粗大ごみ処理施設	216
4	資源化等を行う施設	217
5	し尿処理施設	217
6	埋立処分施設	217
資料3	自然公園等	218
1	自然公園	218
2	自然環境保全地区	219
3	自然記念物	220
4	やまなしの歴史文化公園	221
資料4	温泉の状況	222
資料5	生活排水クリーン処理率	223
資料6	環境関係表彰受賞者	224
資料7	平成24年度環境年表	226
資料8	山梨県グリーン購入の推進を図るための方針	227
資料9	主な環境基準等	235
資料10	主な環境関係100選	247
資料11	環境行政の推進体制	248
1	本県の環境行政推進組織の推移	248
2	環境関係審議会等の設置状況	249
3	環境保全のための広域的協力推進体制	251
4	市町村の環境行政	253

環境指標の状況について

山梨県環境基本計画(平成17年2月策定)においては、56項目の環境指標を設定しています。平成24年度末時点における、環境指標の状況(現状値)は次のとおりです。

1 全般的な状況

指標の状況を、すでに目標を達成しているもの、指標が基準値より改善しているもの、基準値から横ばいであるもの、基準値から改善していないもの、事業を廃止したものに分類した結果は、右表のとおりです(詳細は「3 環境指標一覧」のとおり。)

推進状況の分類	項目数 (前年度実績)
目標を達成しているもの	29 (29)
指標が改善しているもの	17 (18)
指標が横ばいであるもの	1 (1)
指標が改善していないもの	8 (7)
事業を廃止したもの	1 (1)
計	56 (56)

目標を達成している指標は29項目(51.8%)と前年

度と同数でしたが、指標が改善していないものが8項目(14.3%)と前年度から1項目増加しました。

指標が横ばいだった項目(1項目)は、大気汚染に係る環境基準達成測定局数(光化学オキシダント)(指標番号20)で、指標が改善していない項目(8項目)は、廃棄物に関する指標(指標番号3,4,6)、自然監視員委嘱数(指標番号9)、環境科学研究所の施設利用や研究テーマに関する指標(指標番号46,47,49)及び新規林業就業者数(指標番号53)でした。

指標が横ばい、あるいは改善していないものについては、引き続き原因の分析や施策事業の見直しを進め、目標の達成を図ることとします。

2 主要な指標の動向

- (1) 廃棄物については、一般廃棄物の排出量は基準年よりも改善しているものの、産業廃棄物は、総排出量・最終処分量が基準年を上回っています。これは、リニア工事の影響により汚泥の排出量が増加したことが主な要因と考えられます。今後も、引き続き再生利用や減量化を進めるとともに、普及啓発などの取組をとおして、廃棄物の発生抑制等に係る施策を総合的、計画的に推進していきます(指標番号1~6)。
- (2) 大気環境については、光化学オキシダント¹を除き、全ての項目で環境基準を達成しました。引き続き、大気汚染状況の常時監視や工場・事業場の監視指導等を進めます(指標番号16~20)。
- (3) 水質については、湖沼における環境基準達成地点数は、全ての地点(5地点)で環境基準を達成しましたが、河川においては、全22地点中21地点での達成にとどまりました。引き続き、工場・事業場における適切な排水処理の徹底を図るとともに、下水道や浄化槽といった生活排水処理施設の整備等を推進します(指標番号23,24)。

¹ 1年間で昼間の1時間値が環境基準を超えた場合が1回でもあると非達成となる。全国で達成した測定局は1,183局中6局(H23)

3 環境指標一覧

基準値、現状値及び目標値のかつこ内は年度。かつこ書きがない目標値は計画最終年度（H25）の目標。

	指標の項目	基準値	現状 (平成24年度末)	目標値	推進 状況	備考(平成24年度末)
1	一般廃棄物総排出量	328千t(H20)	316千t(H23)	293千t(H27)	↗	
2	県民1人1日当たりごみ排出量(資源回収されるものを除く。)	984g/日(H20)	961g/日(H23)	897g/日(H27)	↗	
3	一般廃棄物リサイクル率	18.5%(H20)	17.5%(H23)	25%(H27)	↘	東日本大震災後の電力需給対策(節電)による再生利用される溶融スラグの減少等が要因。
4	産業廃棄物総排出量	1,841千t(H20)	1,859千t(H23)	1,764千t(H27)	↘	リニア工事や下水道の延伸に伴う鉱業の排出量(汚泥)が増えたことにより総排出量が増加。
5	産業廃棄物再生利用量	920千t(H20)	899千t(H23)	882千t(H27)	↗	
6	産業廃棄物最終処分量	144千t(H20)	214千t(H23)	105千t(H27)	↘	鉱業(鉱業、採石業、砂利採取業)の自己最終処分量が増えたことにより最終処分量が増加。
7	自然環境保全地区面積(自然造成地区は除く。)	3,650ha(H15)	3,650ha(H24)	3,650ha		
8	鳥獣保護区等指定面積	77,227ha(H15)	74,795.9ha(H24)	74,795.9ha(H28)		
9	自然監視員委嘱数	216人(H16)	173人(H24)	250人	↘	募集・再募集を行っているが定員に満たない状況。
10	山岳レインジャーの延べ人数	312人(H19)	228人(H24)	228人		
11	緑サポーター登録者数	60人(H15)	185人(H24)	360人	↗	
12	自然公園等利用者数	3,381万人(H14)	3,596万人(H23)	3,653万人	↗	
13	「森林文化の森」パートナー数	5団体(H15)	15団体(H25.4月時点)	15団体		
14	富士山山小屋トイレ整備率	33.3%(H15)	100%(H24)	100%		
15	河川水辺環境整備箇所数	67箇所(H15)	82箇所(H24)	90箇所	↗	
16	大気汚染に係る環境基準達成測定局数(光化学オキシダントのみ短期的評価、その他は長期的評価)	二酸化硫黄3測定局中3測定局(H15)	3測定局(H24)	3測定局		
17		一酸化炭素2測定局中2測定局(H15)	2測定局(H24)	2測定局		
18		浮遊粒子状物質12測定局中12測定局(H15)	12測定局(H24)	12測定局		
19		二酸化窒素11測定局中11測定局(H15)	11測定局(H24)	11測定局		
20	光化学オキシダント10測定局中0測定局(H15)	0測定局(H24)	達成率の向上を図る。	→	原因物質の濃度は低減傾向にあり、引き続き大気汚染防止法等に基づく原因物質の排出規制等の対策を進める。全国の達成率は0.5%(H23)。	
21	低公害車導入台数(軽自動車を除く。)	49,940台(H15)	187,701台(H23)	増やす。		172,251台(H22)
22	エコドライブ宣言車両率	12.3%(H15)	20.1%(H24)	16%		
23	水質汚濁に係る環境基準達成地点数	河川22地点中18地点(H15)	21地点(H24)	22地点	↗	
24		湖沼5地点中3地点(H15)	5地点(H24)	5地点		
25	生活排水クリーン処理率	63.9%(H15)	78.1%(H24)	82%	↗	
26	ダイオキシン類の環境基準達成地点数(大気、公共用水域、地下水質及び土壌)	すべての調査地点で達成(H15)	すべての調査地点で達成(H24)	すべての調査地点で達成		
27	自動車騒音に係る環境基準達成率(昼夜間とも基準値以下)	(面的評価)73.6%(H15)	93.31%(H24)	達成率の向上を図ります。		
28	電線類地中化延長	38.1km(H15)	90.9km(H24)	78km		
29	国県指定文化財数	638件(H15)	670件(H24)	688件	↗	
30	市街地の人口1人当たりの身近な公園の整備面積	1.7㎡(H15)	2.13㎡(H24)	2.0㎡		
31	「緑の教室」受講者数	641人(H15)	1,071人(H24)	1,000人		
32	温室効果ガス総排出量	6,983千t-CO2(H17)	6,561千t-CO2(H22)	6,041千t-CO2(H24)	↗	
33	森林吸収源対策による森林の二酸化炭素吸収量	676千t-CO2(H17)	921千t-CO2(H24)	942千t-CO2(H24)	↗	

環境指標の状況について

基準値、現状値及び目標値のかつこ内は年度。かつこ書きがない目標値は計画最終年度（H25）の目標。

	指標の項目	基準値	現状 (平成24年度末)	目標値	推進 状況	備考(平成24年度末)
34	環境科学研究所における環境学習プログラム参加者数	18,547人/年(H15)	26,885人(H24)	19,000人/年		
35	やまなし森の教室参加人数	10,000人/年(H15)	16,478人(H24)	20,000人/年	↗	
36	学校林活動実施校数	23校(H14)	41校(H24)	46校	↗	
37	親子エコスクール参加者数	40人(H16)	-	80人	-	事務事業の見直しにより、新規事業である「環境学習における指導者派遣事業」(H21～)で所期の目的が達成できるため事業廃止。
38	環境科学研究所による学習指導者派遣回数	11回(H15)	68回(H24)	15回		
39	山梨環境科学カレッジ修了者数	24人(H15)	29人(H24)	24人		
40	環境学習指導者派遣回数	40回(H16)	67回(H24)	40回		H21から「環境学習指導者派遣事業」により、「環境アドバイザー」に代わって「やまなしエコティーチャー」としたため指標の項目を変更。
41	環境美化活動参加者数	370,647人(H14)	583,932人(H24)	400,000人		
42	土木施設環境ボランティア数	16団体(H15)	95団体(H24)	86団体(H26)		
43	人口10万人当たりのNPO法人数	10.6法人(H15)	45法人(H24)	40法人		
44	森林ボランティア団体数	18団体(H15)	84団体(H24)	50団体		
45	環境科学研究所来館者数	46,266人/年(H15)	47,919人(H24)	50,000人/年	↗	
46	環境情報センター利用者数	13,671人/年(H15)	6,661人(H24)	19,000人/年	↘	環境学習プログラムの参加者の情報センター利用率が低く、H19以来基準値を下回っている状況。
47	環境科学研究所における図書等貸出数	図書2,442冊、ビデオ679本(H15)	図書1,688冊、ビデオ308本(H24)	図書2,900冊、ビデオ760本	↘	環境情報センターの利用者数減少に伴い、図書等貸出数も基準値を下回っている。
48	やまなしの環境アクセス数	-	9,146件/年(H24)	12,000件/年	↗	
49	環境科学研究所研究テーマ数	27テーマ(H16)	25テーマ(H24)	27テーマ	↘	研究テーマの新陳代謝(新テーマ7、終了テーマ9)により2テーマの減となった。
50	環境研フォーラム、国際シンポジウム参加者数	130人(H16)	262名(H24)	130人		
51	富士山周辺の環境美化活動参加者数	29,000人/年(H15)	38,010人/年(H24)	30,000人/年		
52	富士山スバルラインのマイカー利用率	33%(H23)	29%(H24)	前年より低くする。		
53	新規林業就業者数	41人(H15)	30人(H24)	50人	↘	H21,22年には目標値を達成し、過去2年の新規就業者の定着率も60%程度で推移していることから、事業者が新規採用を控えていることが減少の原因と考えられる。
54	水源の森づくり面積(育成複層林面積)	8,000ha(H15)	16,659ha	17,000ha	↗	
55	エコファーマー認定者数	2,080人(H15)	7,529人(H24)	4,000人		
56	甲斐のこだわり環境農産物認証件数	22件(H15)	23件(H24)	年間100件	↗	

推進状況の凡例

	目標を達成しているもの
↗	指標が改善しているもの
→	指標が横ばいであるもの
↘	指標が改善していないもの
-	事業を廃止したもの

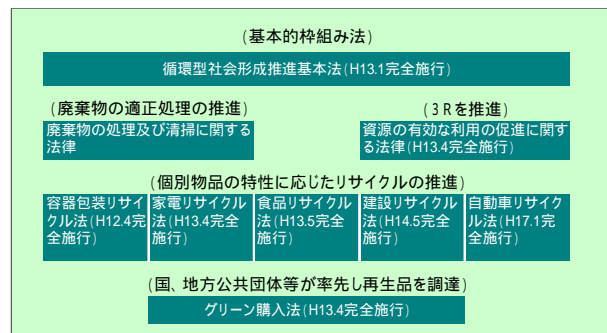
1 循環型社会システムの確立

1 - 1 生活様式の転換の促進

1 ごみ減量・リサイクル推進の普及啓発(森林環境総務課)

(1)ごみ減量化等の経緯

平成12年6月、「循環型社会形成推進基本法」が公布されました。この法律では、循環型社会を構築するにあたっての国民、事業者、地方公共団体、国の役割が規定されているとともに、処理の優先順位が初めて法定化され、1-発生抑制、2-再使用、



3-再生利用、4-熱回収、5-適正処分という順位とされました。また、平成3年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」が一部改正され、平成12年6月に「資源の有効な利用の促進に関する法律」が公布されました。これは、循環型社会を形成していくために必要な3R¹の取り組みを総合的に推進するための法律です。

ごみの減量化に向けては、県民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じて、まず、ごみを減らす工夫をし(リデュース)、さらには何度も繰り返して使い(リユース)、そのうえで、どうしても出るごみは、資源回収に回して再資源化(リサイクル)することが必要です。

(2)普及啓発活動等の推進

県では、ごみ減量・リサイクル推進のため、次の普及啓発活動等を行いました。

ごみ減量・リサイクル推進キャンペーン

やまなし環境月間(5月30日～6月30日)、環境美化の日(5月30日、ゴミゼロの日)を中心として、平成24年度に次のキャンペーン等を実施しました。

消費者団体など関係団体等と連携して、駅、大型小売店等で、啓発物品を配布し、ごみの減量とリサイクルの推進を呼びかけた。

各市町村においても、ごみの一斉収集活動や各種イベント開催時等に地域住民等に呼びかけた。

¹ Reduce(リデュース:廃棄物の発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再資源化)

ポスター・標語コンテスト

ごみの散乱防止と3R推進の普及・啓発活動の一環として、昭和57年度から県下の小・中・高等学校の児童・生徒を対象にポスター・標語コンテストの募集を行っています(平成24年度で31回目)。平成24年度は、ポスター579点、標語3,824点の応募があり、優秀作品を表彰するとともに、関東甲信越静環境活動推進連絡協議会のコンテストに応募出品しました。

マイバッグの利用推進

レジ袋、包装紙等の削減によるごみの減量化を図るとともに、県民一人ひとりがごみの減量化の必要性を自覚し、使い捨てのライフスタイルを見直す契機とするため、消費者、事業者に買い物袋(マイバッグ等)の持参や簡易包装への協力等呼びかけており、毎年10月を環境にやさしい買い物キャンペーン月間として、マイバッグ等の利用促進を目的とした啓発キャンペーンの実施や県・市町村の広報媒体を活用した普及啓発を行っています。

また、平成19年度から、事業者、消費者団体、行政等を構成メンバーとして設立された「山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会」と協働し、レジ袋無料配布中止などレジ袋を削減する運動を推進するとともに、平成22年度から、「やまなしエコライフ県民運動」の7つのエコ活動の一つとして、「マイバッグ運動」を推進しています。

省資源・省エネルギー運動の推進

省資源・省エネルギーの重要性や環境にやさしいライフスタイルの定着についての意識啓発を図るため、次のとおり月間キャンペーン等を実施しました。

夏季及び冬季の省エネルギー対策について、ポスター掲示等により、県民への呼びかけを行いました。

10月の環境にやさしい買い物キャンペーン月間において、テレビ・ラジオスポットやポスター掲示等により、消費者、事業者への呼びかけを行いました。

2 ごみ減量・リサイクル推進の施策(森林環境総務課)

(1)ごみ減量化やまなしモデルの推進

住民をごみの減量化の実践に導く動機付けとなる効果的な手法と推進すべきリサイクル分別収集品目を示した「ごみ減量化やまなしモデル」に基づき、市町村に対して地域の実情に応じた実施を促し、本県のごみ減量のより一層の減量化を図ります。

<ごみ減量化やまなしモデル>

発生抑制等・リサイクル分別収集を推進する手法

住民に動機付けを与える次の3つの手法により、ごみの発生抑制等・リサイクル分別排出の実践活動に導いてごみ減量化を図ります。

規制的手法(戸別収集)

ステーション収集方式から可燃ごみ等の門先への排出による戸別収集方式へ転換

経済的手法(有料化)

住民に対する費用負担の公平性が高く、仕組みがわかりやすい指定袋・単純従量制による有料化

奨励的手法(奨励策)

家庭での生ごみ処理により生成される堆肥を奨励品と交換

推進すべきリサイクル分別収集品目

既存のリサイクル分別収集品目に加え、「ミックス紙」「生ごみ」「廃食油・剪定枝・衣類」をリサイクル品目として分別収集してリサイクルの推進を図り、焼却・最終処分されるごみの減量化を図ります。

ごみ減量化やまなしモデルの推進

ごみ減量化やまなしモデルに沿った市町村事業に対して支援を行うことにより、モデルの実践を促して、山梨県のごみ減量化を推進していきます。

(2)環境にやさしいイベントの推進

県内では、県や各種団体等により、年間を通じて様々なイベントが開催されています。イベントは、多くの人に参加し、華やかなものですが、一方で多くの廃棄物が排出され、資源やエネルギーが消費されています。このため、イベントを開催する際に、環境に与える負荷をできる限り低減することにより、持続可能な循環型社会の実現を目指すとともに、イベントに参加する県民等の環境保全に向けた意識の醸成を図るため、環境にやさしいイベントの開催を推進しています。

3 企業、事業者における環境対策への支援等

(1)多量排出事業者排出抑制推進事業(環境整備課)

県内の事業者の産業廃棄物(事業系一般廃棄物を含む)の発生抑制に関する積極的な取り組み状況を公表し、適正な取り組みを行った事業者を認定することにより、事業者の発生抑制に向けた取り組みを支援します。

平成24年度は、68事業者(建設業45社、製造業18社、その他5社)が参加し、発生抑制の取り組み状況や削減目標の達成状況、廃棄物の適正処理の状況などを確認し、平成25年度において、各事業者の積極的かつ適正な取り組みが認められた事業所に対して認定を行います。

(2)ISO14000シリーズ指導事業(産業支援課)

各企業の環境保全に関するISO14000シリーズの取得を支援するため、民間コンサルタントの専門家を取得希望中小企業に派遣しています。

(3) 金融面における支援(商業振興金融課)

本県では「山梨県商工業振興資金融資制度」の中に「環境・雇用対策資金(環境対策融資)」を設け、中小企業を対象とした低利融資の仕組みを整えています。

融資の概要

環境対策融資

融資対象

資本金又は出資金が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人、個人及び組合

対象施設

- ・事業活動に伴って生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害を防止するための施設・設備
- ・代替フロン・脱フロン型物質を使用し、又は特定フロン等を回収するための施設・設備
- ・ISO14000の認証取得、HACCPシステムを導入し、総合衛生管理製造過程の承認取得のための資金
- ・リサイクル等に資する施設・設備
- ・国土交通大臣が認定した低公害車を購入又はその燃料充填設備(ガソリン、軽油及びLPGを除く)の整備
- ・知事が認定した粒子状物質減少装置の整備
- ・環境保全、環境に対する負荷を軽減するための山小屋等のトイレ整備
- ・許可を受けた一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の整備及び変更許可を受けた既施設の改築
- ・産業廃棄物を自ら処理するのに必要な施設・設備
- ・省エネルギーに資する施設・設備

融資条件

- ・利率 責任共有2.0% 全部保証1.8%(山梨県信用保証協会の保証を条件としない場合2.1%)
- ・貸付限度額 設備資金 5,000万円以内
 - (省エネルギー対策関係)
 - 設備資金 1億円以内
 - (産業廃棄物処理対策関係)
 - 設備資金 2億円以内
 - 運転資金 2,000万円以内
 - ただし設備資金、運転資金を合わせて2億円以内
- ・償還期間 設備資金 7年以内(1年以内の据置を含む)
 - (山小屋等のトイレ整備関係)及び(省エネルギー対策関係)
 - 設備資金 10年以内(1年以内の据置を含む)
 - (産業廃棄物処理対策関係)
 - 設備資金 10年以内(2年以内の据置を含む)
 - 運転資金 7年以内(2年以内の据置を含む)
- ・償還方法 元金均等割賦償還

融資の状況

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
貸付件数(件)	3	7	3	3	3	5	1	7	5	1
貸付実績(千円)	8,120	283,100	29,460	172,370	22,100	70,745	3,300	98,050	33,480	12,500

1 - 2 資源の循環的な利用の促進

1 容器包装リサイクル法と山梨県分別収集促進計画(森林環境総務課)

(1)第六期山梨県分別収集促進計画の推進

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」により、平成9年4月からガラスびん、ペットボトル等7品目を対象に分別収集が施行されました。また、平成12年4月から一部猶予されていた容器包装3品目も対象とされ、法的には完全実施となり、平成13年4月からは、プラスチック容器包装と紙製容器包装の識別表示(マーク)も義務化され、消費者がゴミを出すときの分別が容易となりました。

更に、リサイクルより優先されるべきリデュース、リユースを推進しすべての関係者の協働を図り、社会全体のコストの低減により容器包装廃棄物の3Rの一層の推進を図ることとした改正法が平成20年4月から完全施行されました。

これらの動きに伴い、県内市町村では、平成19年度策定した第五期の市町村分別収集計画(平成20～24年度、5箇年計画)の実施状況を踏まえ、平成22年度に第六期の市町村分別収集計画(平成23～27年度、5箇年計画)を策定しました。

県が策定した本計画は、同法第9条の規定に基づき、第六期の市町村分別収集計画を集約するとともに、第五期の計画の実施状況を踏まえ、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化を総合的かつ計画的に進めるための基本的方向を明らかにし、一般廃棄物の減量化とリサイクルを通じて廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、循環型社会システムの構築に寄与しようとするものです。

(2)計画の概要

計画の基本的方向

本計画の基本的方向は次のとおりです。

- ア 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、再利用の促進
- イ 県民に対する普及啓発の充実
- ウ 地域の実情や特性、多様化するライフスタイルに対応した、市町村における効率的な分別収集体制の促進
- エ 再商品化製品の積極的な使用の促進

計画期間

本計画の計画期間は、平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定します。

対象品目

本計画は、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器、その他紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装(白色トレイのみの分別収集も可)、スチール製容器、アルミ製容器、段ボール、飲料用紙製容器(紙パック)の10品目が対象です。

市町村分別収集計画の策定状況

県内27市町村の全てが市町村分別収集計画を策定しました。

品目ごとの分別収集計画市町村数

対象品目 / 年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
無色ガラス製容器	27	27	27	27	27
茶色ガラス製容器	27	27	27	27	27
その他ガラス製容器	27	27	27	27	27
その他紙製容器包装	16	16	16	16	16
ペットボトル	26	26	26	26	26
その他プラスチック製容器包装 (うち白色トレイ)	26	26	26	26	26
スチール製容器	20	20	20	20	20
アルミ製容器	27	27	27	27	27
段ボール	27	27	27	27	27
紙パック	24	24	24	24	24

白色トレイについては、単独で分別収集を行う市町村数

計画品目数別の市町村数

計画品目数 / 年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
10品目	16	16	16	16	16
9品目	8	8	8	8	8
8品目	2	2	2	2	2
7品目	0	0	0	0	0
6品目	1	1	1	1	1

容器包装廃棄物の排出量の見込(法第9条第2項第1号)

(単位:t)

容器包装廃棄物排出見込み量	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	58,794	58,511	58,243	57,978	57,719

分別収集見込み量(法第9条第2項第2号及び第3号)

(単位:t)

対象品目 / 年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
無色ガラス製容器	1,742	1,721	1,701	1,699	1,696
茶色ガラス製容器	1,972	1,996	2,023	2,058	2,099
その他ガラス製容器	1,161	1,155	1,158	1,179	1,204
その他紙製容器包装	602	589	575	564	552
ペットボトル	1,269	1,270	1,266	1,269	1,268
その他プラスチック製容器包装 (うち白色トレイ)	2,556	2,541	2,524	2,517	2,513
スチール製容器	40	41	41	41	41
アルミ製容器	1,971	1,923	1,879	1,881	1,882
段ボール	934	926	921	922	922
紙パック	6,343	6,294	6,247	6,245	6,241
	193	192	194	193	194

容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進に関する事項(法第9条第2項第4号)

容器包装廃棄物の減量やリサイクルを着実かつ効率的に推進するため、次の施策の展開を図ります。

ア 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及

イ 市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進

ウ 市町村等におけるごみ減量・リサイクル推進事業への財政的支援

平成23年度市町村の分別収集状況

容器包装リサイクル法の実績(森林環境総務課調べ)

区分	分別収集計画量(t)	分別収集実績量(t)	収集率
無色ガラス容器	1,742	1,794	103.0%
茶色ガラス容器	1,972	1,781	90.3%
その他ガラス容器	1,161	1,119	96.4%
紙製容器包装	602	254	42.1%
ペットボトル	1,269	1,210	95.4%
白色トレイ	40	35	86.8%
白色トレイ以外	2,516	1,028	40.9%
スチール製容器	1,971	1,606	81.5%
アルミ製容器	934	885	94.8%
段ボール製容器	6,343	6,738	106.2%
飲料用紙製容器	193	148	76.7%

2 資源の循環的な利用の促進

(1) 使用済み自動車のリサイクルの促進(環境整備課)

「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」により、平成17年1月から新たな自動車のリサイクルシステムが本格的に稼働しました。この法律は、自動車メーカー、自動車所有者、解体業者・破砕業者等関連事業者の役割を義務づけ、自動車に関わるすべての関係者が協力して使用済み自動車のリサイクル・適正処理を図り、廃棄物を削減し、資源の有効利用を促進する循環型社会を構築することを目的としています。

県では、法に基づくリサイクルシステムが円滑に機能するよう、自動車所有者への啓発普及活動や相談業務を行うとともに、引取業者・解体業者等の関連事業者を監視指導しています。

1 - 3 廃棄物の適正処理の推進

1 一般廃棄物²の状況(環境整備課・大気水質保全課)

一般廃棄物は、市町村が処理に関する計画を定めるものとされており、各市町村は計画に従い一般廃棄物の減量に努めるとともに、生活環境の保全に支障のないよう処理を行っています。

県では、一般廃棄物の処理が適正になされるよう、各市町村に対し、処理計画の策定等について必要な助言を行うとともに、施設の整備等について技術的な支援を行っています。また、ごみ処理施設、し尿処理施設等に対して、計画的に立入検査を行い、二次公害を未然に防止するための助言を行っています。

(1)ごみ処理等の状況(環境整備課)

ごみの収集・処理量の推移

家庭や事業所で発生したごみの量(以下「総排出量³」という)の推移は、次のとおりです。

ごみ排出量の推移

区 分 \ 年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
計画処理区域人口(千人)	887	886	884	882	879	876	870	866	864	861
ごみの総排出量(千t/年)	348	348	349	347	349	339	328	320	316	316
1人1日当たりの排出量(g)	1,027	1,030	1,031	1,017	1,036	1,010	984	965	955	961

平成23年度のごみの総排出量は年間約31万6千tで、前年度から横ばいとなっています。また、1人1日当たりの排出量⁴は961gと、前年度に比べて6g増加しました。

ごみ処理の状況

県内の集団回収量を除いたごみ処理量の内訳は、家庭系のごみとして市町村等が直営又は委託により収集しているものが71.6%、事業系ごみとして事業者が焼却施設等へ直接搬入するか市町村の許可業者が収集するものが28.4%となっています。

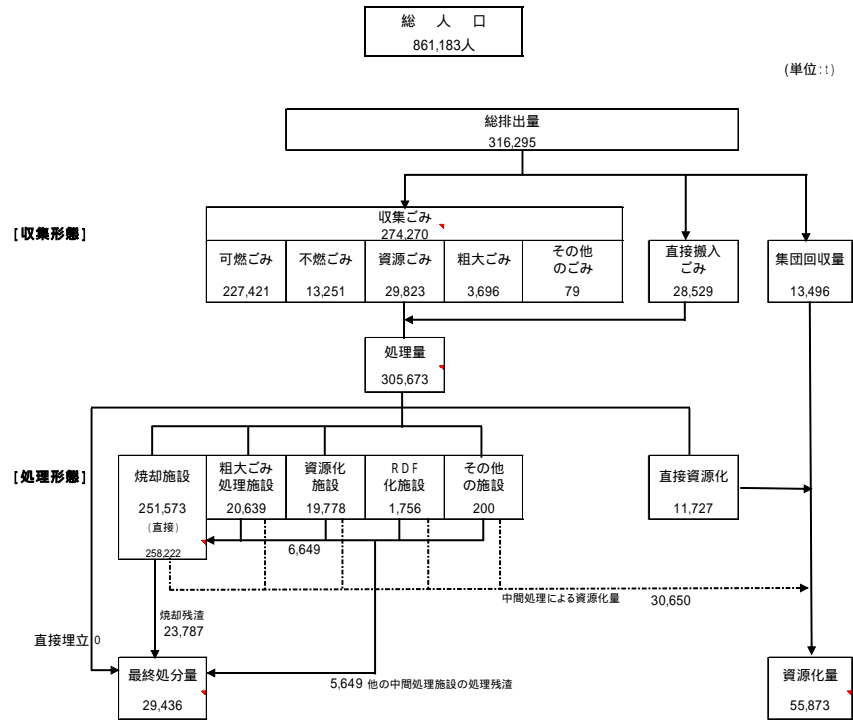
収集・直接搬入されたごみは、次ページのとおり中間処理等がされており、最終的に再資源化されるものが13.9%、減量化されるものが76.5%、最終処分されるものが9.6%となっています。

² 産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法律・政令で定める20種類のもの)以外のものをいい、私たちの日常生活から生じる家庭系の廃棄物及び20種類以外の事業系の廃棄物の総称。

³ ごみ総排出量 = 収集運搬量 + 直接搬入量 + 集団回収量

⁴ 1人1日当たりの排出量 = (収集運搬量 + 直接搬入量 + 自家処理量) ÷ 総人口 ÷ 年間日数

平成23年度ごみ処理のフローシート



収集ごみの量と処理量は、計量の時点が異なること等により、誤差が生ずる。

ごみの中間処理施設はごみ焼却施設10施設(処理能力合計1,239t/日)、粗大ごみ処理施設3施設(処理能力合計145t/日)、資源化等を行う施設6施設(処理能力合計100t/日)、ごみ固形燃料化施設1施設(処理能力10t/日)などとなっています(中間処理施設一覧は資料編に掲載)。

(2) し尿処理の状況(環境整備課・大気水質保全課)

し尿処理の基本は、し尿を生活の場から容易に、かつ、迅速に排除し、排除したし尿を環境に悪影響を及ぼすことなく衛生的に処理することであり、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るうえで重要です。水洗化のニーズに応えるため、下水道の整備及び浄化槽の設置が進められています。

し尿の処理状況(環境整備課)

し尿の処理状況については下表のとおりです。し尿の収集は全ての市町村で、業者が許可を得たうえで行っています。市町村による計画処理量はくみ取りし尿と浄化槽汚泥と合わせると16.3万kl/年であり、これらは農地還元されるものを除き、し尿処理施設において衛生的に処理されています。

区分 \ 年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
し尿処理量	197,263	175,685	178,846	177,040	176,636	174,070	172,545	167,212	165,532	163,461
計画処理量	し尿処理施設	194,690	172,602	176,371	175,053	174,707	171,953	170,490	165,142	163,216
	海洋投入処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農地還元	2,367	2,831	2,229	1,984	1,925	2,114	2,052	2,067	2,305
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	8
計	197,057	175,433	178,600	177,037	176,632	174,067	172,542	167,209	165,529	154,937
自家処理量	206	252	246	3	4	3	3	3	3	3

* 浄化槽汚泥を含む。

浄化槽(大気水質保全課)

浄化槽は、し尿と台所・浴室等から排出される生活雑排水とを併せて処理する施設です。下水道と同等の水質が得られ設置費用も安価なことから、家屋が散在する地域を中心に有効な手段として関心が高まっており、平成24年度末現在の設置数は、149,190基となっています。

平成24年度末における処理方式別、人槽別浄化槽設置基数は次の表のとおりです。

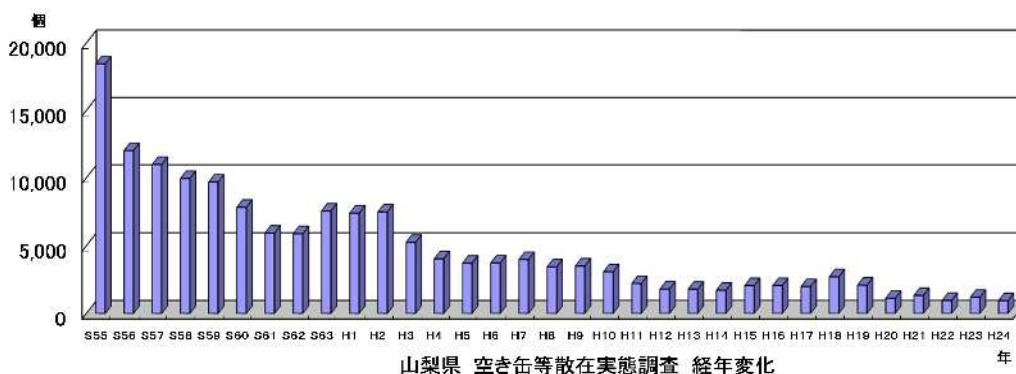
浄化槽の設置基数(人槽別・処理方式別)									
処理方式	人槽	~20	21~100	101~200	201~300	301~500	501~	合計	
単独処理浄化槽	腐敗型	11,383	1,105	152	54	26	0	12,720	
	ばっ気型	21,681	2,317	154	30	12	1	24,195	
	分離接触ばっ気	55,488	5,841	38	7	2	0	61,376	
	分離ばっ気	13,388	1,108	10	3	1	0	14,510	
	散水ろ床	4	0	0	0	0	0	4	
	その他	29	0	0	0	0	0	29	
	小計		101,973	10,371	354	94	41	1	112,834
合併処理浄化槽	分離接触ばっ気	663	493	39	15	14	0	1,224	
	嫌気ろ床接触ばっ気	8,265	55	1	1	1	0	8,323	
	回転板	0	1	3	6	4	1	15	
	接触ばっ気	130	917	607	281	193	58	2,186	
	散水ろ床	0	0	0	0	0	0	0	
	活性汚泥	7	66	99	52	54	23	301	
	長時間ばっ気	0	0	2	18	15	27	62	
	標準活性汚泥	0	1	3	4	5	5	18	
	その他	22,745	1,292	101	32	29	28	24,227	
小計		31,810	2,825	855	409	315	142	36,356	
合計		133,783	13,196	1,209	503	356	143	149,190	

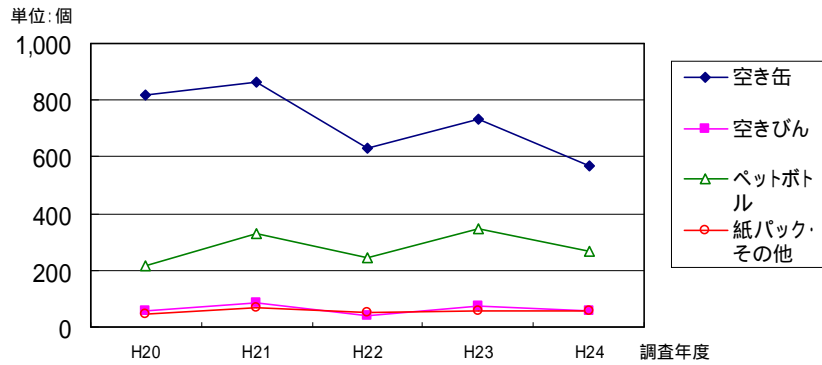
浄化槽の設置基数(人槽別・処理方式別)

(3) 空き缶等への対策(森林環境総務課)

一般道路やその周辺、市街地の広場や公園などでのごみの散乱は、自然や生活環境の美観を損ねるばかりでなく、人に不快感を与え、また、環境衛生上の問題を生じます。このため、県では、快適で美しい環境を保全することを目的とし、昭和59年3月「山梨県空き缶等の散乱防止に関する条例」を制定しました。また、県下26市町村においても(山中湖村を除く)同様の条例が制定されています(平成20年5月1日現在)。

県では、昭和55年以降「空き缶等散在実態調査」を県内主要道路12地点で行っており、その結果は次の図のとおりです。調査地点での空き缶等の散乱数は、多少の変動はありますが、年々減少してきており、昭和55年を基準とすると平成24年度はおよそ19分の1の水準となっています。





山梨県空き缶等散在実態調査品目別調査結果

2 産業廃棄物の状況(環境整備課)

産業廃棄物とは、建設業、製造業などの事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、汚泥、がれき類、廃プラスチック類など20種類に限定されています。平成23年度の発生量を対象に平成24年度に実施した「産業廃棄物実態調査(簡易調査)」の結果は、次のとおりです。

(1)産業廃棄物の発生、排出の状況

本県の産業廃棄物の発生量(農業から発生したものを除く。)は、1,672千t/年であり、このうち有価物量44千t/年を除いた排出量は発生量の97.4%にあたる1,628千t/年でした。

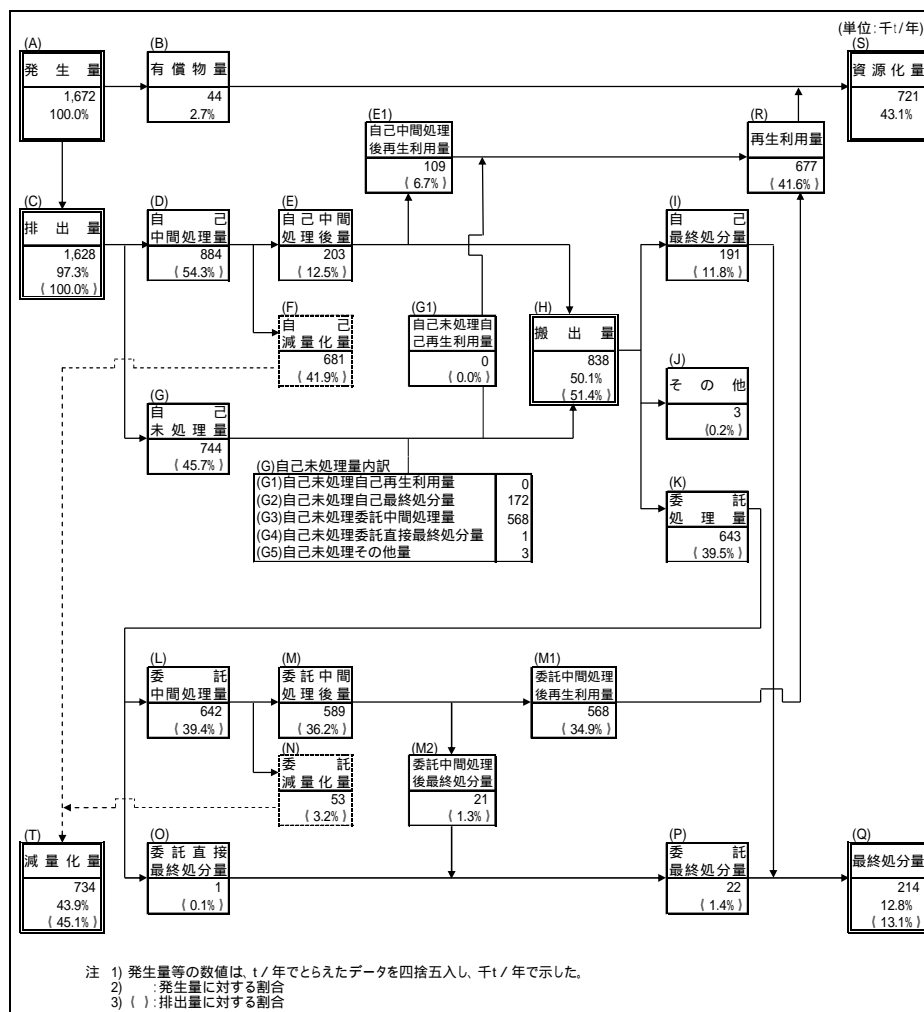
排出量を業種別にみると、電気・水道業が482千t/年と最も多く全体の29.6%を占め、次いで建設業465千t/年(28.6%)、鉱業362千t/年(22.2%)、製造業289千t/年(17.7%)と続き、この4業種で全体の98%を占めています。次にこれを種類別にみると、汚泥が984千t/年と最も多く全体の60.4%を占め、次いでがれき類421千t/年(25.8%)、廃プラスチック類30千t/年(1.8%)、動植物性残さ24千t/年(1.5%)の順となっています。

種類	排出量(千t/年)	構成比(%)
電気・水道業	482	29.6%
建設業	465	28.6%
鉱業	362	22.2%
製造業	289	17.7%
その他	30	1.8%
合計	1,628	100.0%

種類	排出量(千t/年)	構成比(%)
汚泥	984	60.4%
がれき類	421	25.8%
廃プラスチック類	30	1.8%
動植物性残さ	24	1.5%
その他	169	10.8%
合計	1,628	100.0%

(2)産業廃棄物の処理の状況

各事業所から発生した産業廃棄物(農業から発生する廃棄物を除く。)の処理の状況は、次の図に示すとおりです。



発生量1,672千t/年(A)のうち2.7%にあたる44千t/年(B)が有償物として再利用され、残りの97.3%にあたる1,628千t/年(C)が産業廃棄物として排出されている。排出量1,628千t/年(C)は、一部が自己中間処理(D)され、再生利用(E1)や減量化(F)が行われる。この自己中間処理後の残さの量と自己未処理量(G)を合わせたものを搬出量(H)と呼んでいるが、これはさらに自己最終処分(I)又は委託処理(K)される。委託処理では、中間処理(L)による減量化(N)や再生利用(M1)又は最終処分(M2)(O)が行われる。

この結果、発生量の43.1%にあたる721千t/年(S)が資源化され、43.9%にあたる734千t/年(T)が減量化され、12.8%の214千t/年が最終処分されたことになる。

3 廃棄物対策(環境整備課)

(1)第2次山梨県廃棄物総合計画

大量生産、大量消費型の社会経済活動は、県民生活を豊かにする一方で、大量の廃棄物が発生し、最終処分場のひっ迫や、不法投棄などの問題を生じさせるため、環境への負荷の低減が図られる循環型社会への転換が必要となっています。

こうした中、国では、循環型社会を実現するための基本となる循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法を整備し、廃棄物の発生抑制、循環的利用及び適正処分を推進しています。

本県においても、山梨県公害防止条例の見直しを行い、平成17年3月、廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処分についても盛り込んだ山梨県生活環境の保全に関する条例に改正しました。この条例に基づき、県民、事業者、行政が取り組むべき責務を定め、廃棄物等の発生抑制等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年2月に山梨県廃棄物総合計画を策定しました。この計画は平成22年度が終期となることから、引き続き廃棄物対策への取り組みを進めていくため、平成23年8月、第2次山梨県廃棄物総合計画を策定しました。

計画の位置付け 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める法定計画であるとともに、山梨県生活環境の保全に関する条例第61条に基づく計画
 計画期間 平成23年度から平成27年度までの5年間
 計画の対象 山梨県生活環境の保全に関する条例第59条に定める廃棄物等
 計画の目標

項目	基準年		目標年	増減
	平成20年度	平成27年度	平成27年度	
	(千t)		(千t)	
一般廃棄物	排出量	328	293	10.7%
	生活系ごみ	225	197	12.4%
	事業系ごみ	88	80	9.1%
	集団回収量	15	16	+6.7%
	再生利用率	18.5%	25.0%	+6.5ポイント
	最終処分量	29	26	10%
産業廃棄物	最終処分率	9%	9%	0ポイント
	排出量	1,841 (1,391)	1,764 (1,215)	4.2% (12.7%)
	再生利用率	50% (65%)	50% (70%)	0ポイント (+5ポイント)
	最終処分量	144	105	27.1%
最終処分率	8% (10%)	6% (9%)	2ポイント 1ポイント	

()内は、上下水道汚泥を除いた値

各主体の役割

主体	役割
県民	日常生活に伴うごみの排出者として、発生抑制等に努めるとともに、市町村の行う適正処分に協力すること。
事業者	事業活動に伴い廃棄物を発生させることから、発生抑制に努めるとともに、循環的利用、適正処分を行うこと。
市町村	一般廃棄物について、発生抑制に係る県民、事業者の自主的な取り組みを促進するとともに、循環的利用、適正処分を行うこと。
県	県内の廃棄物処理に係る総合調整的な役割を担うこと。

廃棄物等の発生抑制等のための施策の推進

循環型社会の形成に向け、廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処分に係る施策を総合的かつ計画的に推進する。

(2)一般廃棄物の適正処理

本県では、一般廃棄物の不適正処理による生活環境の汚染及び処理施設からの二次公害を防止するため、次の対策を講じています。

一般廃棄物の計画的な処理

市町村では、ごみ及び生活排水の処理について、長期的視点に立った一般廃棄物処理基本計画及びこれに基づく一般廃棄物処理実施計画(毎年度)を策定し、一般廃棄物の適正処理を行うこととされており、県では、各市町村の処理計画策定等について、必要な助言を行っています。

一般廃棄物処理施設の維持管理

市町村では、一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を行うため、機能検査並びに放流水、ばい煙等の検査を定期的を実施しています。また、県においても、一般廃棄物処理施設への立入検査実施要領による立入検査や放流水等の検査を実施し、処理施設が適正に維持管理されるよう支援を行っています。

・放流水の検査

ごみ処理施設、し尿処理施設及び埋立処分地施設の放流水を採水し、基準に適合しているかを検査し、必要に応じ助言。

・施設への立入検査

施設への立入検査を定期的を実施し、適正に維持管理されているかを監視。

(3) 一般廃棄物処理広域化計画

ごみの排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン類対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するに当たっての課題に対応するため、国は、平成9年5月28日付けで各都道府県あて、ごみ処理広域化計画を策定するよう通知しました。

県は、平成11年3月に「山梨県ごみ処理広域化計画(以下「旧計画」という。)」を策定しました。旧計画は、平成10年度から平成19年度を計画期間とし、ごみの発生抑制やリサイクルを進め、どうしても処理しなければならないごみについては、24時間連続運転の焼却施設で処理し、ダイオキシン類の削減とエネルギーの有効活用を図り、環境に十分配慮した広域的なごみ処理システムとすることを基本とし、ごみ処理の効率性、余熱利用としての発電の効率性・経済性等を考慮し、将来的には300t/日以上焼却施設の整備が可能となるよう県内を3ブロックに区分し、既存の焼却施設の更新時期にあわせてブロック内の他施設への集約化や100t/日以上焼却施設の新設等により段階的に広域化を進め、旧計画策定時に17あった焼却施設を平成19年度までに10施設に集約することを目標としていました。

旧計画の推進により、平成14年12月から新たに灰溶融固化施設を備えた24時間連続運転の焼却施設が3施設稼働し、焼却灰の資源化による最終処分量の削減やごみ発電の導入などのサーマルリサイクルの推進が図られるなど、ごみ処理の広域化が推進され、焼却施設数についても目標としていた10施設に集約されたところです。

県では、旧計画の計画期間満了に伴い、市町村等における効率的なごみ処理を広域的に行っていくことは、一般廃棄物に係るダイオキシン類の削減はもとより、循環型社会の形成に向けたリサイクル等の推進や最終処分量の削減、また、スケールメリットを活かした公共コストの縮減などが更に期待されることから、平成20年3月に平成20年度から平成29年度を計画期間とする新たな「山梨県ごみ処理広域化計画(以下「新計画」という。)」を策定し、引き続きごみ処理の広域化を推進していくこととしました。

新計画においては、ごみの排出抑制やリサイクルの推進を図りながら、現在10あるごみ焼却施設を平成29年度までに5施設に集約することを目標としています。新計画によるごみ処理の広域化により、ごみ発電等による未利用エネルギーの活用や県内のごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類の更なる削減、公共コストの縮減等の効果が期待されます。

(4) 広域的な一般廃棄物最終処分場の確保の推進

市町村に処理責任のある一般廃棄物について、現在、県内には埋立て可能な処分場がないことから、市町村が長期間にわたり安定的に一般廃棄物の処理責任を果たしていけるよう、市町村の連携による広域的な一般廃棄物最終処分場の整備に向けた取り組みを支援しています。

(5) 産業廃棄物の処理対策

産業廃棄物の処理対策の推進

産業廃棄物の処理対策の推進については、昭和53年4月以降、産業廃棄物処理計画を策定し、これに基づき取り組んできたところですが、平成23年8月には、一般廃棄物を含めた廃棄物全般にわたる第2次山梨県廃棄物総合計画を策定し、様々な施策を展開しています。

廃棄物の排出抑制、循環的利用については、基本的に事業者の取り組みへの支援により、その促進を図ることとし、適正処理については、生活環境の保全を図るための排出事業者や産業廃棄物処理業者の監視や指導、円滑な廃棄物処理施設の設置を進めるための事前協議制度、廃棄物の不法投棄や野外焼却などの不適正処理防止対策などにより、その推進を図っています。

監視・指導等の状況

ア 監視・指導

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、次のとおり排出事業所の立入検査を行うとともに、産業廃棄物処理業者の監視・指導を実施しました。

排出事業所等立入件数(平成24年度)

区 分	立入検査数	改善指導数
産業廃棄物収集運搬業者	228	78
産業廃棄物処分業者	128	51
特別管理産業廃棄物収集運搬業者	7	1
特別管理産業廃棄物処分業者	4	1
産業廃棄物処理施設	187	30
産業廃棄物排出事業者	674	300
合 計	1,228	461

イ 処理業者の状況

平成24年度末における産業廃棄物処理業者の状況は、次のとおりです。

産業廃棄物処理業許可状況(平成24年度末現在)

産業廃棄物処理業者			特別管理産業廃棄物処理業者		
区 分	業者数		区 分	業者数	
収集運搬業	1,658		収集運搬業	233	
処分業	中間処理	98	処分業	中間処理	7
	最終処分	2		最終処分	1

ウ 中間処理施設の状況

平成24年度末における事業者及び処理業者が設置している中間処理施設の整備状況は、次のとおりです。

事業者の中間処理施設整備状況(平成24年度末現在)

産業廃棄物処理施設(中間処理施設)	処理能力	許可施設数
汚泥の脱水	10m ³ /日超	12 (1)
汚泥の乾燥(機械)	10m ³ /日超	3 (2)
汚泥の乾燥(天日)	100m ³ /日超	0
汚泥の焼却	5m ³ /日超	3 (3)
廃油の油水分離	10m ³ /日超	0
廃油の焼却	1m ³ /日超	3 (3)
廃酸・廃アルカリの中和	50m ³ /日超	1 (1)
廃プラスチック類の破砕	5t/日超	8 (8)
廃プラスチック類の焼却	0.1t/日超	3 (3)
木くず又はがれき類の破砕	5t/日超	91 (79)
コンクリート固型化		0
水銀を含む汚泥のばい焼		0
シアンの分解		2 (2)
廃PCB等の焼却		
PCB汚染物の洗浄		
その他の焼却	200kg/h以上	10 (6)
合計		138 (108)

(注)処理施設は法第15条第1項に基づく許可施設である。同一施設であって2種類以上に該当する場合は、それぞれの施設数を1とする。()は、処理業者が設置したもの

産業廃棄物処理業者の中間処理施設の整備状況(平成24年度末現在)

施設等の内容	施設数	処理能力	施設等の内容	施設数	処理能力
燃え殻			繊維くず		
焼却	2 (2)	108.2 t /日	焼却	7 (6)	166.7 t /日
混練固化	0	0.0 t /日	破砕	16 (2)	196.3 t /日
汚泥			圧縮	12	1467.2 t /日
焼却	3 (3)	165.5 t /日	減容固化	4	25.4 t /日
堆肥化	3	223.8 t /日	切断	2	13.8 t /日
生物処理	1	100.0 m3/日	動植物性残さ		
分級混練	1	480.0 t /日	焼却	3 (3)	129.9 t /日
酸化・還元	1	8.0 m3/日	堆肥化	4	149.1 t /日
脱水	4	35.8 m3/日	生物処理	1	100.0 m3/日
乾燥	4 (1)	138.2 t /日	油水分離	1	8.4 m3/日
調湿混練	0	0.0 m3/日	破砕	1 (1)	28.8 t /日
混練固化	0	0.0 t /日	乾燥	4	122.3 t /日
造粒固化	0	0.0 m3/日	ゴムくず		
廃油			焼却	3 (3)	129.9 t /日
焼却	3 (3)	82.0 t /日	破砕	8 (4)	175.2 t /日
堆肥化	1	90.0 m3/日	圧縮・切断等	10	466.2 t /日
油水分離	1	8.4 m3/日	減容固化	1	16.0 t /日
廃酸			金属くず		
中和等	4 (1)	1156.4 m3/日	破砕	17 (8)	855.0 t /日
乾燥	1	12.0 t /日	圧縮・切断等	32	2606.3 t /日
廃アルカリ			ガラス・陶磁器くず		
中和等	6 (1)	1149.4 m3/日	破砕	42 (27)	17357.7 t /日
乾燥	1	12.0 t /日	圧縮・切断等	19	1592.1 t /日
廃プラスチック類			混練固化	0	0.0 t /日
焼却	3 (3)	60.0 t /日	がれき類		
破砕	25 (9)	835.9 t /日	破砕	47 (43)	30791.1 t /日
圧縮・切断等	39	2963.6 t /日	圧縮・切断	3	157.2 t /日
減容固化等	13	35.7 t /日	動物のふん尿		
紙くず			堆肥化	1	4.0 t /日
焼却	6 (6)	163.8 t /日	動物系固形不要物		
破砕	15 (6)	192.4 t /日	焼却	2 (2)	108.2 t /日
圧縮・切断等	15	2331.5 t /日	ばいじん		
減容固化等	5	33.4 t /日	混練固化	0	0.0 t /日
木くず			特別管理		
焼却	6 (6)	163.8 t /日	廃油	2 (2)	76.1 t /日
破砕	39 (26)	3796.0 t /日	廃酸	3 (1)	1135.0 m3/日
圧縮・切断	4	245.9 t /日	廃アルカリ	7 (1)	1170.8 m3/日
堆肥化等	2	15.7 m3/日	感染性	2 (2)	108.2 t /日
減容固化	4	25.4 t /日	特定有害汚泥	2 (1)	1105.0 m3/日
圧縮	3	225.1 t /日	特定有害廃酸	2 (1)	1105.0 m3/日
			特定有害廃アルカリ	2 (1)	1105.0 m3/日

* 同一の処理施設で、複数の種類を処理できるため、実際の施設数とは違いがある。実施191施設(処分業者数97)

* ()は、法第15条第1項の規定に基づき施設設置許可を受けた施設数

事前協議制度

廃棄物処理施設の設置については、計画の初期段階から地域住民に情報提供し、地域住民の十分な理解を得ながら、計画が進められることが大切です。

このため、平成10年10月に法改正の内容を踏まえ、従来の事前協議制度を継続するとともに、必要な見直しを行いました。この事前協議制度により、法の許可申請前に必要な手続きを行い、地域住民の理解を得ながら処理施設が設置されるよう処理業者等を指導しています。

(主な改正点)

- ・住民への早期情報開示・意向の反映
- ・専門委員会の意見の反映
- ・合意形成の範囲の改善など

(6)PCB処理基金への拠出

PCB廃棄物処理基金は、中小企業者等が保管する高圧トランス、高圧コンデンサ等のPCB廃棄物の処理に要する費用の軽減等に充てるため、平成13年度より、国及び都道府県からの補助金等により造成されています。各都道府県の拠出額は、平成12年度国勢調査における人口割りで算出され、本県は平成13年度から22年度までは1千4百万円、平成23年度からは1千50万円を拠出しています。なお、県内のPCB廃棄物は北海道事業として北海道室蘭市の処理施設で処理されることとなり、平成16年6月に環境大臣による事業認可がなされ、平成20年5月より処理が開始されました。

4 廃棄物の不法投棄防止対策(環境整備課)

(1)廃棄物対策連絡協議会が配置する廃棄物監視員による監視パトロールの実施

平成3年度から、県・市町村・関係団体等で構成する廃棄物対策連絡協議会を設置し、広域的な監視指導を実施しており、県内4つの林務環境事務所ごとに廃棄物監視員を配置し、平日昼間の不法投棄防止パトロールを強化するとともに、廃棄物の適正処理に関する普及・啓発活動等を実施しています。

(2)休日・夜間の廃棄物不法投棄等監視パトロールの業務委託

平成11年度から民間警備会社への委託による監視パトロールを実施しています。平成17年度からは、監視体制が手薄となる夜間に特化し、夜間監視パトロールとして実施していましたが、平成21年度からは、休日・夜間監視パトロールとして実施しています。

(3)不法投棄監視協力員の養成

平成17年度から、「地域の環境は地域で守る」という観点から、日常生活の中でボランティアとして不法投棄の通報等の活動を行う不法投棄監視協力員を養成し、不法投棄の早期発見や未然防止に努めるなど、不法投棄に対する県民総監視体制の確立を図っています(平成24年度末で1,033名登録)。

(4)産廃Gメンの養成・設置

平成19年度から、不法投棄対策に対する専門的知識を有する職員を「産廃Gメン」と位置付け、重大不法投棄事案等に対応させるとともに、所属職員の指導育成に当たらせ、不法投棄事案等の処理解決能力の強化を図っています。

(5)不法投棄未然防止事業の実施

林道脇等、現に不法投棄がなされており、放置すると更なる不法投棄のおそれのある場所を選定し、頻繁に不法投棄される箇所に防止柵を設置するなど物理的な措置を講じる「不法投棄未然防止事業」を実施しています。

平成24年度不法投棄未然防止事業の実施状況

設置地区名		山中湖村山中地区(ホテルマウント富士東側道路沿い)
事業 内容	地区選定の理由	現に大量に不法投棄されており、放置すると更なる不法投棄が生じるおそれが高い。
	防止施設の内容	不法投棄防止柵 H = 2m L = 75m 警告看板5枚
	実施主体	山中湖村
	実施場所	山中湖村山中地区(ホテルマウント富士東側道路沿い)
	設置日	平成24年7月10日
	以降の取り組み	再発防止のための重点的な監視活動に努める。

(6)富士山クリーンアップ事業(産業廃棄物撤去支援事業)の実施

富士山麓の不法投棄物の一掃を目指し、NPOが行政、業界団体等と協働して実施する産業廃棄物の撤去活動を支援しています。平成24年度には、山梨県富士山クリーンアップ事業費補助金(環境整備課)を活用して、富士山麓において廃タイヤ及び建設廃材の撤去活動を計11回実施し、延べ503名のボランティアの方々の御協力により、廃タイヤ860本(16t)、建設廃材25t、総計41tを撤去及び処分することができました。

2 豊かな自然環境の保全

2 - 1 多様な自然環境の保全

1 自然環境の状況

本県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、周囲を富士山、南アルプスをはじめとする高山に囲まれた内陸県です。

地形をみると、山系は、甲府盆地をほぼ中央にして、西部には南アルプス(赤石山地)、巨摩山地が並列して南北に連なり、北部から東部にかけては八ヶ岳、関東山地、南東部には御坂山地、丹沢山地の一部である道志山地がそびえています。

地質的には、南アルプスと桂川の北側で、大菩薩嶺の東側に連なる山地及び多摩川上流・奥秩父山地の岩石は、四万十層群と呼ばれる薄くはげやすい粘板岩などからなる中生代から新生代初期の地層や風化しやすい花崗岩から成り立っています。また、巨摩山地、御坂山地の大部分は、海底火山の噴出物でもあるグリーンタフと呼ばれる緑色凝灰岩からなり、関東山地から大菩薩嶺、笹子峠、御坂山地へ連なる山々は、花崗岩等深成岩によって形成され、南東から北西にのびる富士火山帯に沿った方向には、富士山、茅ヶ岳、八ヶ岳などの火山が並び広大な裾野を有しています。

水系は、御坂山地を境とした西側には駿河湾に注ぐ富士川水系の釜無川、笛吹川があり、この流域は、県土の約四分の三を占めており、東側には、相模湾へ注ぐ相模川水系の桂川が、その他北東部で多摩川水系の丹波川、小菅川などがあります。

周囲を高い山々に囲まれた本県は、太平洋岸や日本海岸に比べて降水量が少なく、夏は暑く、冬は寒いうえ、昼夜の気温差も激しい盆地特有の内陸的気候を示しています。年平均気温でみると、県南部や東部で比較的暖かく、北部や西部の山岳地が寒冷地となっており、年降水量は、県の南部や西部山岳地が、九州並みの多雨地帯で、北部山岳地が少ないことが特徴です。

2 自然環境の保全施策

(1) 森林の保全育成

本県の植生

本県は、県南部の富士川の最低点80mから最高点は富士山の3,776mと標高差が大きく、そのため暖帯から温帯、亜寒帯、寒帯と植生分布を全体にわたって見られる山が多いことが特徴です。

まず、暖帯に属するのは、県南部の富士川沿岸から甲府盆地、さらに平地から低山地にかけた海拔500mぐらいまでの地域、県東部の桂川流域などで、この地域は、タブノキ、シロダモ、シラカシ、アラカシ、ウラジロカシ、ヤブツバキなどの常緑広葉樹林で占められています。また、この地域は、代表植物がカシ類であることから、カシ帯とも呼ばれています。このカシ帯から海拔1,800mぐらいまでの間は、ミズナラ、ブナの温帯落葉広葉樹林が生育する地域であり、この地域は、ブナが代表樹種であることからブナ帯と呼ばれています。

富士山、南アルプス、八ヶ岳、関東山地等の海拔1,800mから2,500mの間は、亜寒帯(亜高山帯)に属し、シラベ、コメツガ、オオシラビソなどの針葉樹林からなり、その中にダケカンバが混生し、富士山では、この帯の上部にカラマツ林が発達しています。南アルプス、八ヶ岳、関東山地の海拔2,500m以上の寒帯(高山帯)にはハイマツが生育しています。高山の草原には、高山植物が花畑を形成しており、中でも南アルプス・北岳の高山植物群落は、種類も多く氷河時代の遺存植物であるキタダゲソウをはじめとして貴重な植物が多く見られます。これらの植物の中には、絶滅を危惧されているものもあり、将来にわたって大切に保護していく必要があります。

森林の保全育成に関する施策

ア 緑化の推進(みどり自然課)

本県の森林をはじめとするみどり資源は、昭和25年から本格的に推進してきた緑化運動など、県民のたゆまぬ努力によりその量を増し、このみどりの中で人々の生活が営まれ、各地に独自の文化が育まれてきました。

県では、21世紀においてこのみどり資源を充実させるとともに、人と自然の共生による緑づくりを目指して、平成6年に「自然との共生」を基本理念とし「県土をみどりの博物館に」を目標とする山梨県緑化計画 - グリーンミュージアム構想の展開 - (計画期間: ~平成15年度)を策定し、自然との共生の理念に基づいた緑化施策を総合的に展開してきました。

しかし、近年の様々な社会情勢の変化に伴い、緑を取り巻く状況や県民の緑に対するニーズも変化し多様化してきたことから、新たな緑化施策への取り組みとして、時代の変化に対応した「山梨県緑化計画 - 緑のある風景の保全と創造 - 」を平成16年3月に策定しました。(計画期間:平成16年~平成25年)

本計画では、「身近な緑の質の向上」「緑の多面的機能への期待」「県民参加の森づくりの参加意識の向上」など、緑に対する多様な県民ニーズを踏まえて、基本目標を「緑のある風景の保全と創造」と定め、これに基づく取り組みとして「質」と「量」の2つの視点から指標を掲げ、「緑の創造、活用、保全」の3つの視点から、具体的な施策の方向を示して、新たな時代にふさわしい緑づくりを進めていくこととしています。平成24年度に実施した、主な緑化関係事業は次のとおりです。

緑の風景創造事業

みどりの街並み計画の区域や緑被率の低い県有施設を対象に、大型緑化樹、郷土種等の植栽による緑化を行った(平成24年度実施箇所:甲府東高校)。

緑の活用推進事業

・ 県民緑化まつりの開催

緑や森林に対する関心が高まる中で、森林の果たす役割や緑化に対する県民意識の高揚を図り、県民の緑化活動への積極的な参加を促進するため、県民緑化まつりを開催し、記念式典、植樹等を実施した。

開催日 平成24年5月12日

会 場 (記念式典)県立産業技術短期大学校体育館
(植樹会場)甲州市塩山上於曾塩ノ山地内(民有林)

参加者 県民約600名(一般県民、緑の少年少女隊、森林・林業団体関係者、森林ボランティア団体等)

・ どんぐりクラブ育成事業

小学生以下の児童が森林と親しむきっかけとして、山で集めたどんぐりと緑化木の苗木を交換した。また、集めたどんぐりを養成し、環境教育等への活用を図るため、希望した小中学校等に配付した(平成24年度会員数:695人)。

緑の保全推進事業

樹木医資格を有する県職員と緑化センター職員をグリーンアドバイザーとして配置し、緑化相談・指導等を行うとともに、県民が主体となって行う緑化活動を推進するため緑サポーターの養成を行った(平成24年度緑化相談件数:1,314件 緑サポーター登録者数:9人)。

イ FSC®森林管理認証¹の維持・活用(県有林課)

環境、社会、経済の各分野において国際的な規準を満たす森林経営を認証するNGO組織(FSC:森林管理協議会)の審査認証により、県有林が取得した「FSC森林管理認証」(平成25年3月12日認証更新)を維持活用し、持続可能な森林経営のさらなる推進と、認証森林から生産された県有林材(FSC認証材)の付加価値向上を図ります。FSCの5年毎の更新審査及び毎年の年次監査を受審することにより、FSCの原則と規準に沿った、よりレベルの高い森林経営に必要な事項(多様な生物資源のモニタリングシステムの作成など)に対応するとともに、消費者へのFSC認証材の販促促進を通じて、選択による「責任ある森林経営」への貢献などを普及啓発します。

・認証面積 143,000ha(貸地等の除地小班を除くすべての県有林)
・認証期間 平成25年3月12日～平成30年3月11日(5年間。但し期間中毎年「年次監査」を受審)

ウ 保安林の管理(治山林道課)

保安林は、森林法の施行により、明治30年に制度化され、水源のかん養・災害の防備・生活環境の保全及び形成等の目的のため、特定の森林の区域を指定し、その保全と適切な施業を実施して、森林の有する公益的機能の維持増進を図っています。

保安林の機能

保安林の種類	主な機能	主な指定区域
水源かん養	湧水の緩和、洪水の緩和、水質の保全	流域の上部、県有林の70%は水源かん養保安林
土砂流出防備 土砂崩壊防備	山崩れや土石の流出を防ぐ	荒廃した山地の中腹や小河川の周辺に多く、人家周辺の治山事業施工地も指定されている
防 風	農地等を風害から守る	八ヶ岳の山麓等
水害防備	洪水から人家等を守る	河川の周辺、信玄堤、万力林等
干害防備	水源かん養に準ずる	簡易水道の水源周辺等
防 火	山火事から林地を守る	防火線の周囲等
保 健	保健休養とレクリエーション等の場として安らぎと癒しを与える	都市部近郊、登山道周辺等、楡形山県民の森等
風 致	景観の保存等	昇仙峡等風景のすぐれた所

¹ 世界各国の環境団体、社会・経済団体などで構成するNGO(非政府組織)であるFSC(Forest Stewardship Council®、森林管理協議会)が、環境に配慮した適切な森林管理に関する10原則56規準を定め、これへの適合を審査・認証するもの。認証した森林から生産された木材にはFSCマークを付けることができる。

特に本県は、四方を山に囲まれた急峻な地形と風化の進んだ花崗岩等脆弱な岩質が多く、従来から暴風雨等による山腹崩壊や洪水等幾多の大災害を被ってきました。

このため、これら荒廃した林地を治めることが林政最大の課題であるとして、重要な森林を保安林に指定し、保安施設事業等により森林の有する公益的機能の維持、強化に努めてきました。

保安林は指定目的別に17種類が定められています。本県では10種類、約20万ヘクタールが指定され、森林面積に占める保安林率は57%と、全国第5位の高い指定率となっています。

保安林指定状況(平成25年3月31日現在)			保安林整備事業の実績								
保安林種類	指定面積(ha)	比率	年度	保安林改良事業			保安林保育事業		複層林型保安林整備推進事業		
				箇所	面積(ha)	工事費(千円)	箇所	面積(ha)	工事費(千円)	箇所	工事費(千円)
水源かん養保安林	164,593	81.67%	14	74	393	376,996	213	1,944	610,378	-	-
土砂流出防備保安林	35,308	17.52%	15	82	406	345,287	377	3,002	559,039	8	38,002
土砂崩壊防備保安林	14	0.01%	16	57	290	306,730	158	1,697	445,716	7	33,293
防風保安林	158	0.08%	17	57	388	284,873	160	1,475	366,844	7	39,042
水害防備保安林	112	0.06%	18	66	466	279,974	130	1,130	280,033		
干害防備保安林	13(174)	0.01%	19	56	417	276,253	110	987	252,129		
落石防止保安林	3	0.00%	20	52	358	265,062	105	1,102	258,381		
防火保安林	26	0.01%	21	55	366	313,205	90	809	236,417		
保健保安林	1,070(11,850)	0.53%	22	46	316	242,166	86	695	214,572		
風致保安林	237	0.12%	23	46	359	235,627	61	388	139,488		
計	201,534(12,024)	100.00	24	48	409	249,987	68	454	171,414		

()面積は兼種保安林で外数

保育面積は2回刈の面積等重複面積を含めず、実面積とする。
平成24年度繰越分については含めない。
平成12年度に特定保安林整備緊急治山事業は終了し、平成15年度からは複層林型保安林整備推進事業を実施している。

(2)環境に配慮した農村の整備(耕地課)

地域環境整備事業

本事業は、多種多様な野生生物が生息する農村地域において、農業用排水路や農道等の農業生産基盤及び農村生活環境基盤の整備を生態系の保全に配慮しながら行うことで、多様な生物と豊かな環境に恵まれた農村空間(エコビレッジ)を形成するために実施しています。また、多種多様な野生生物が生息できる空間(ピオトープ)の保全、回復を図るとともに、こうした空間のネットワーク化を図っていくことも目的としています。

平成24年度は、増穂西部地区(富士川町)で事業を実施しました。

地域用水環境整備事業(地域用水環境整備型)

農村地域は豊かな自然に恵まれ、潤いとやすらぎに満ちた空間を形成しています。その中で農業水利施設の多くは地域の自然環境・生活環境に調和した保全管理がなされ、地域の景観の形成、親水の場の提供、生活用水の供給等多様な役割を果たしてきました。しかし、農村の都市化及び混住化の進展に伴って、動植物の減少、水質の悪化、親水機能の低下といった問題が生じたため、景観の保全や生態系の回復を求める声が農村部に限らず都市部の住民からも高まってきました。こうした背景から、農村地域に存在する水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全整備を行うとともに、それが有する水辺空間を一体的に活用することで、豊かで潤いのある環境を創造することを目指しています。

平成24年度は、竜王地区(甲斐市)、台ヶ原地区(北杜市)、竜ヶ池地区(甲府市)で事業を実施しました。

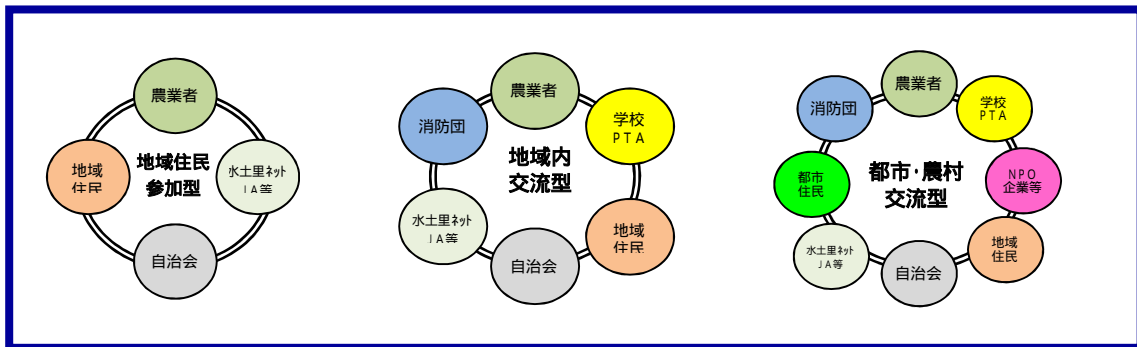
(3) 農村環境保全への取り組み(農村振興課)

農地や農業用施設は、農業生産に資する機能を有するとともに、これと併せた県土の保全に資する生活基盤や自然・文化資源としての役割を果たすなど多様で公益的な機能を有しています。

このような機能を良好に発揮させるために、農地や農業用施設の保全に係る地域住民の共同活動を支援して、農村環境の保全に努める必要があります。

このため、地域の共同活動を支援する施策として「農地・水・農村環境保全向上活動支援事業」を平成19年度からスタートし、平成24年度には18市町村144組織が取り組んでいます。

地域活動組織のイメージ



(4) 温泉の管理指導(大気水質保全課)

本県の温泉は、古くから「信玄公の隠し湯」として親しまれた山間のいで湯から、昭和30年代の「石和温泉郷」の出現による盆地内での掘削や昭和60年代からの「ふるさと創生資金」による地方自治体の温泉開発などバラエティーに富んだ温泉が数多くあります。温泉は、古くから療養、保健、休養の場として親しまれ、自然とのふれあいの面でも大きな役割を果たしています。

全国の温泉地宿泊利用者数はこのところ漸減傾向にあります。県内においては、平成19年をピークに宿泊利用者数は減少傾向が見られます。平成25年3月現在、431の源泉が、県内の26市町村に所在しています。また、530の施設で温泉が利用されており、年間37万人の利用者を数える日帰り温泉施設もあります(県内温泉の状況は資料編に掲載)。

温泉は本県の重要な資源であることから、温泉資源の保護を図るため、毎年行なう定時定点調査や5年に1度行なう温泉資源調査を実施するとともに、温泉掘削等の許可を審議する環境保全審議会温泉部会に審議方針を設け、温泉保護地域を設け既存源泉からの掘削距離制限等を行なっています。

近年では、本県を含め全国各地で起きた温泉問題を契機に、温泉表示の適正化や定期的な温泉成分の分析の実施等を温泉事業者にも周知するとともに、東京都内で起きたガス爆発を受けて、温泉利用時の災害防止対策について徹底を図るよう、事業者や市町村関係者に向けた指導を行なっています。

今後は、長寿社会の到来、余暇時間の増大、多様なレクリエーション指向、健康への関心の高まりなど国民生活、国民意識の変化の中で、温泉の果たす役割はますます重要なものとなっており、利用の一層の適正化を図ることが必要です。

2 - 2 野生動植物の保護

1 希少野生動植物の保護(みどり自然課)

(1)山梨県レッドデータブック

本県は、全国に先駆け昭和60年に山梨県高山植物保護条例を制定し、絶滅のおそれのある高山植物22種を規制対象植物として監視体制等を強化してきました。

しかし、都市化や工業化の進展は、自然環境に大きな変化をもたらし、以前はよく見かけられた動植物が減少して、中には絶滅のおそれが生じているものもあることがわかってきました。

このため、県独自のレッドデータブックが必要であるとの声が高まり、平成14年に山梨県レッドデータブック作成委員会を設置し、3年間をかけ県内の動植物の状況を調査しました。この調査は、文献・標本調査や現地調査によって県内の野生生物の生息・生育状況を検討し、県内の絶滅のおそれのある生物や絶滅のおそれはないが注意を払う必要がある生物などを選定したものです。この調査結果に基づき「山梨県レッドデータブック」を作成しました。

本書は、本県の希少野生動植物の絶滅の危険度、生息・生育状況及び生態等について記載したものであり、動植物628種を掲載しています。絶滅の危険度分類の考え方は表1のとおりであり、植物の掲載種は455種(表2参照)、動物の掲載種は173種となっています(表3参照)。

この「山梨県レッドデータブック」は、県民情報センター、県立図書館や県内の市町村立図書館において閲覧することができます。

また、「山梨県レッドデータブック掲載種の一覧」は県のホームページにおいても閲覧することができます。

山梨県レッドデータブックカテゴリー

表1 植物編

カテゴリー	カテゴリー略号	定義
絶滅 (Extinct)	EX	県内ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅 (Extinct in wild)	EW	飼育・栽培下でのみ存続している種
絶滅危惧類		県内において絶滅の危機の瀕している種
絶滅危惧 A類 (Critically Endangered)	CR	ごく近い将来、野生での絶滅の危険性が極めて高い種
絶滅危惧 B類 (Endangered)	EN	A類ほどではないが、近い将来、野生での絶滅の危険性が高い種
絶滅危惧類 (Vulnerable)	VU	県内において絶滅の危険性が増大している種
準絶滅危惧 (Near Threatened)	NT	現時点での絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧種」として、上位ランクに移行する可能性がある種
情報不足 (Data Deficient)	DD	評価するだけの情報が不足している種
[付属資料]絶滅の恐れのある地域個体群 (Threatened Local Population)	LP	地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅の恐れが高い個体群
[付属資料]希少な雑種 (Rare Hybrid)	RH	自然雑種と考えられる植物で、県内で希少な種

表1 動物編

カテゴリー	カテゴリー略号	定義
絶滅 (Extinct)	EX	県内ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅 (Extinct in wild)	EW	県内において飼育下等でのみ存続している種
絶滅危惧 A類 (Critically Endangered)	CR	ごく近い将来、野生での絶滅の危険性が極めて高い種
絶滅危惧 B類 (Endangered)	EN	A類ほどではないが、近い将来、野生での絶滅の危険性が高い種
絶滅危惧類 (Vulnerable)	VU	県内において絶滅の危険が増大している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧類」のランクに移行することが確実に考えられる種
準絶滅危惧 (Near Threatened)	NT	県内において存続基盤が脆弱な種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧種」として上位ランクに移行する要素を有する種
情報不足 (Data Deficient)	DD	本県において評価するだけの情報が不足している種

表2 山梨県レッドデータブック掲載種(植物編)(VU以上の植物)

カテゴリー	植 物						
	種 子 植 物						植物
	シダ植物	裸子植物	被 子 植 物				ラン科 種数
			双 子 葉 植 物		単子葉植物		
離弁花植物			合弁花植物	植物*			
絶滅(EX)	0	0	0	0	0	0	0
野生絶滅(EW)	1	0	0	1	2	(2)	4
絶滅危惧 A(CR)	24	1	28	27	40	(20)	120
絶滅危惧 B(EN)	19	2	44	37	38	(18)	140
絶滅危惧 類(VU)	14	0	40	26	27	(13)	107

*ラン科植物は単子葉植物の内数

表3 山梨県レッドデータブック掲載種(動物編)(VU以上の動物)

カテゴリー	動 物									
	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆 虫 類				動物カテゴリー別 種数
						チョウ類	カミキリ類	トンボ類	その他	
絶滅(EX)	2				1	1				4
野生絶滅(EW)										0
絶滅危惧 A(CR)	1	2				2	1	1	1	8
絶滅危惧 B(EN)	6	6				5				17
絶滅危惧 類(VU)	4	9	2	1	2	4				22

(2) 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例

「山梨県レッドデータブック」の作成を踏まえ、希少野生動植物の保護を図ることを目的として平成19年7月に、これまでの「高山植物の保護に関する条例」の内容をより充実させた、「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例」を制定しました。

条例の概要

本県において絶滅のおそれのある野生動植物の種を「指定希少野生動植物種」として指定し、これらの採取・損傷行為を原則として禁止する。

の指定希少野生動植物種のうち、特に違法な採取と動機となる販売等の状況を監視する必要がある種を「特定希少野生動植物種」として指定し、これらの種の個体の栽培業、販売業の届出を義務付け、販売業者に帳簿の備え付けを義務付ける。

の希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地を保護するため、開発行為などを規制することができる「生息地保護区の指定」ができることとする。

その他、希少野生動植物種の生息・生育状況を監視する希少野生動植物種保護専門員制度や、希少野生動植物種保護管理事業計画などの策定等について規定している。

【条例に基づく指定状況】

指定希少野生動植物種(22種、H20.3.31告示)

キタダケソウ(キンボウゲ科) キタダケキンボウゲ(キンボウゲ科) キタダケトリカブト(キンボウゲ科) ヒイラギデンダ(オンダ科) ヒメデンダ(メシダ科) キバナノアツモリソウ(ラン科) カモメラン(ラン科) ホテイアツモリ(ラン科) アツモリソウ(ラン科) ニョホウチドリ(ラン科) ホテイラン(ラン科) タカネピランジ(ナデシコ科) タカネマンテマ(ナデシコ科) ホウオウシャジン(キキョウ科) ユキワリソウ(サクラソウ科) クモイコザクラ(サクラソウ科) ハコネコメツツジ(ツツジ科) ムシトリスミレ(タヌキモ科) ヒメマツカサスキ(カヤツリグサ科) ヒツジグサ(スイレン科) カリガネソウ(クマツツラ科) ライチョウ(ライチョウ科)

特定希少野生動植物種(18種、H20.3.31告示)

キタダケソウ(キンボウゲ科) キタダケキンボウゲ(キンボウゲ科) キタダケトリカブト(キンボウゲ科) ヒイラギデンダ(オンダ科) ヒメデンダ(メシダ科) キバナノアツモリソウ(ラン科) カモメラン(ラン科) ホテイアツモリ(ラン科) アツモリソウ(ラン科) ニョホウチドリ(ラン科) ホテイラン(ラン科) タカネピランジ(ナデシコ科) タカネマンテマ(ナデシコ科) ホウオウシャジン(キキョウ科) ユキワリソウ(サクラソウ科) クモイコザクラ(サクラソウ科) ハコネコメツツジ(ツツジ科) ムシトリスミレ(タヌキモ科)

生息地等保護区(指定なし、H20.3.31現在)

また、この条例に基づく指定希少野生動植物種のうち、特に指定種が多い高山植物については、希少野生動植物種保護専門員の配置のほか、山岳レンジャーによる生育地のパトロールの実施など高山植物保護の指導、啓発に努めています。山岳レンジャーについては、県山岳連盟に委託し、5月～10月の間、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父周辺に延べ228人を配置しました。

2 野生鳥獣の保護(みどり自然課)

山梨県の地勢は、低地林から高山帯にまで及ぶことから変化に富み、四季を通じて多くの種類の野生動物が生息し、現在までに鳥類は236種、獣類は48種が確認されています。

南アルプス山系には、特別天然記念物であるライチョウが生息しており、また冬季には、富士五湖をはじめ甲府盆地を流れる釜無川、笛吹川の二大河川にカモ類の渡来も多く見られます。特に富士五湖は鳥獣保護区として指定され、その保護が図られています。

ツキノワグマは生息数が全国的に減少傾向にあり、平成11、12年度に実施した生息調査の結果、県内生息数は約400頭と推定されました。この結果を基に平成13年度「山梨県ツキノワグマ保護管理指針」を策定し、これに基づき保護管理を行っています。イノシシはほとんどの地域に生息し、ニホンジカも八ヶ岳をはじめ主要な高山帯・亜高山帯に生息しており、近年では、個体数の増加が顕著です。

種または時期によっては農林産物に被害を及ぼす場合もあることから、有害鳥獣として捕獲される個体もあり、有害鳥獣捕獲の件数はここ数年増加の傾向にあります。

県では環境省の指針に基づき「第11次鳥獣保護事業計画」を策定し、人と野生鳥獣との共生及び生物の多様性の保全を目的として、野生鳥獣の保護を行い、生活環境の保全及び農林水産業の振興に資することにしました。この計画は平成24年度から平成28年度までの5か年計画で、次の事項により構成されています。

鳥獣保護事業計画を構成する事項

鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項
特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	ツキノワグマの保護管理に関する事項	カワウの保護管理に関する事項	鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
鳥獣保護事業の実施体制に関する事項	その他		

(1) 鳥獣保護区等の指定

鳥獣保護区

鳥獣の保護を図るために必要な地域を鳥獣保護区²として指定しています。鳥獣保護区は、その性格により森林鳥獣生息地の保護区、大規模生息地の保護区、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区、生息地回廊の保護区、身近な鳥獣生息地の保護区に区分され、平成24年度末現在で指定されている鳥獣保護区は39か所74,795.9haです。

特別保護地区

鳥獣の保護が特別に必要と認められる地域については、鳥獣保護区内に特別保護地区を指定しています。特別保護地区では水面の埋め立て、干拓、立木竹の伐採又は大規模な工作物を設置するときは許可を必要とします。なお、平成24年度末現在、指定されている特別保護地区は10か所6,331.01haです。

休猟区

一定の地域における狩猟鳥獣の個体数の回復を図るため、一定期間(2年以内)その地域を休猟区として指定し、狩猟を禁止し、平成24年度末現在で20か所29,350.8haを指定しています。

² 鳥獣保護区においては、鳥獣の捕獲が禁止されるとともに、鳥獣の保護繁殖を図ることとされている。

特定猟具使用禁止区域

特定の猟具(銃又は特定のわな)による危険の予防又は静穏の保持のために指定するものであり、この区域では特定の猟具の使用を禁止しています。平成24年度末現在で103か所22,740.6haを指定しています。

(2)鳥獣保護思想の普及啓発

鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、毎年愛鳥週間(5月10日～16日)関連行事としてポスターコンクールや探鳥会を実施しています。また、愛鳥モデル校を指定し、鳥獣保護思想の普及啓発を図っています。

(3)鳥獣センターの運営

昭和51年に設置した鳥獣センターを活用し、広く県民に鳥獣保護、自然保護思想の普及を図っています。特に、傷病鳥獣の保護や鳥獣写真コンクールなどを通して鳥獣保護思想の普及啓発を図っており、平成24年度における傷病鳥獣の年間持ち込み数は523個体でした。

(4)鳥獣の生息状況調査

野生鳥獣保護対策の基礎資料とするため、平成24年度に実施した生息調査の主なものは次のとおりです。

ガン・カモ鳥類調査

調査地域は県内の富士五湖の5か所で平成24年9月から平成25年3月まで調査しました。

全国一斉のガン・カモ鳥類生息調査

本調査は毎年1回1月中旬に全国一斉に行われるもので、平成25年1月15日に県内104か所で実施しました。

(5)有害鳥獣の捕獲

最近、野生鳥獣の生息環境の変化などから、人間の生活領域において人的被害や農林水産物被害が増加してきており、その被害の防止や軽減を図るため、県では、鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲の許可を行っています。特に有害鳥獣に対する対応の迅速化を図るため、下の種についてはその許可権限を市町村長に移譲しています。

市町村長に許可権限を委譲している種

スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ノウサギ、ドバト、ムクドリ、オナガ、ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ

(6)特定鳥獣保護管理計画の策定

野生鳥獣のうち個体数が著しく減少あるいは増加している種については、生息調査を実施するとともに検討会を組織して調査結果を検討し、必要に応じて特定鳥獣保護管理計画を策定して、個体数の適正管理を図ることとしており、平成16年度にはニホンジカ、平成17年度にはイノシシ、平成19年度にはニホンザルについて特定鳥獣保護管理計画を策定しました。

平成23年度末にはニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについてそれぞれ第2期特定鳥獣保護管理計画(計画期間:平成24年4月1日～平成29年3月31日)を策定しました。

(7) ツキノワグマの保護管理

全国的に減少傾向にあるツキノワグマについては、平成24年度は、山梨県ツキノワグマ保護管理指針に基づき、年間の捕獲頭数を原則40頭として保護管理を行いました。

(8) 野生鳥獣の生息環境の改善及び放鳥

自然条件を勘案して、鳥獣保護区の指定目的を達成するため、必要な給餌及び給水施設の設置等の保護措置を講じ、また、代表的な狩猟対象であるニホンキジ、ヤマドリ資源保護のため放鳥を実施しました。

(9) 狩猟の状況

狩猟をするためには、都道府県知事が実施する狩猟免許試験に合格し、狩猟免許の交付を受け、狩猟をしようとする場所を管轄する都道府県に狩猟者登録をしなければなりません。狩猟免許には、網猟免許、わな猟免許、第1種銃猟免許(ライフル銃・散弾銃、空気銃)、第2種銃猟免許(空気銃)があります。狩猟期間は、本県では11月15日から翌年2月15日(ニホンジカとイノシシの狩猟は3月15日)までとなっています。また、狩猟が適正に行われるよう鳥獣保護員(73名)等による狩猟パトロールを実施しています。

狩猟免許交付、狩猟者登録の状況

年度	狩猟免許交付			狩猟者登録者数
	更新	新規	計	
6	4,106	134	4,240	6,098
7	228	112	340	5,892
8	277	122	399	5,692
9	3,839	185	4,024	5,839
10	269	58	327	5,428
11	294	86	380	5,285
12	3,573	119	3,692	5,296
13	134	65	199	4,941
14	237	94	331	4,797
15	3,213	79	3,292	4,688
16	171	86	257	4,321
17	268	84	352	4,171
18	2,854	80	2,934	4,123
19	213	198	411	4,080
20	322	75	397	3,855
21	2,605	101	2,706	3,714
22	310	162	472	3,524
23	334	143	477	3,334
24	2,135	159	2,294	3,278

いずれも、網・わな猟、第1種銃猟及び第2種銃猟を含む。

(10) 外来種の繁殖抑制、人為的移入の防止

近年、人為により意図的、非意図的に持ち込まれた外来生物による在来生物の捕食、競合・駆逐等生態系や、農林水産業等に被害を及ぼしている事例が多数生じてきました。このような状況を考慮し、特定外来生物³による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止するため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行(平成17年6月1日)されました。法律で規制している特定外来種は、平成25年9月1日現在、107種です。

内訳は、哺乳類23種(タイワンザル等)、鳥類4種(ガビチョウ等)、は虫類16種(カミツキガメ等)、両生類11種(オオヒキガエル等)、魚類13種(オオクチバス等)、クモ・サソリ類10種(キョクトウサソリ等)、甲殻類5種(ウチダザリガニ等)、昆虫類8種(ヒアリ等)、軟体動物等5種(ヤマヒタチオビ等)、植物12種(ナガエツルノゲイトウ等)となっています。

特定外来生物の規制内容は、「国内での飼養、栽培、保管、運搬の禁止。輸入の禁止。譲渡、引き渡し、販売、譲り受け、引受、購入の禁止。野外へ放つこと等の禁止。主務大臣への届出の義務。識別措置の実施。繁殖制限等。」です。

本県では、平成22年9月に「山梨県アライグマ防除実施計画」を策定し、県内全域で計画的な捕獲を実施しています。なお、平成24年度の捕獲数は105頭でした。

³ もともと日本に生息していない外来生物のうち、生態系などへ被害を及ぼし、もしくは及ぼすおそれのあるもの。

2 - 3 自然公園等の管理

1 自然公園

(1)自然公園の保護・管理(みどり自然課)

将来にわたり共有する自然の恩恵は、貴重かつ限られた資源であり、いったん損なうと回復するのはなかなか難しいだけに、その保全と適正な利用を図ることが必要です。

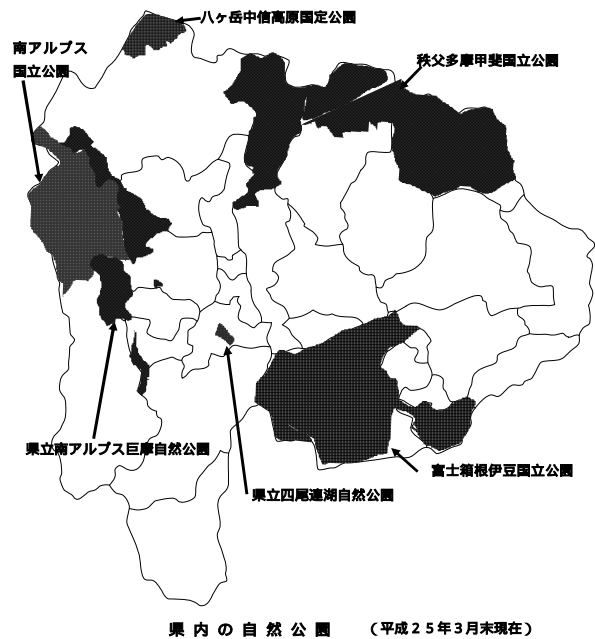
近年、生活の質の向上や都市化の進展、余暇時間の増大などにより、人と自然とのふれあいが一層求められ、自然とふれあうことの大切さが強調されています。身近な地域のホタルやオオムラサキなどを守る運動や自然観察会、高山植物を守る運動の盛り上がりもその現れと言えます。

一方、開発行為等については、自然への影響を最小限に抑えるよう、法令に基づく指導等を十分に行うことが必要であり、自然記念物の指定、自然環境の調査、自然公園や自然環境保全地区のパトロール、自然に接するマナーの普及等の保全施策の充実を図ることも重要です。

自然公園は、公園内に生息し、又は生育する動植物を保護することにより、優れた自然の風景地を保護するとともに、適正な利用の増進を図り、国民の保健、休養などに役立てるために設けられた制度で、自然公園法に基づいて指定された国立公園と国定公園、山梨県立自然公園条例に基づいて指定された県立自然公園があります。

本県では現在、富士箱根伊豆、秩父多摩甲斐及び南アルプスの3つの国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、四尾連湖及び南アルプス巨摩の2つの県立自然公園が指定されており、自然公園の面積は県土の27.1%を占め、これらの自然公園は、四季を通じて多くの人々に利用され、平成24年には4,179万人が県内の自然公園を訪れています。

自然公園内は、特別地域(特別保護地区、第1種、第2種、第3種特別地域)と普通地域に区分され、その区分に応じて各種の行為に制限があり、許可や届出が必要です。これらの行為については、特別地域内の各種行為に関する審査基準、富士箱根伊豆国立公園普通地域内の建築物設置に関する指針等に沿って事前指導を行うとともに、許可等にあたって必要に応じて条件等を付けたり、環境影響調査を実施させるなど、自然への影響を最小限にするよう努めています。また、利用のための施設である宿舎等の公園事業の執行については、環境省の認可等が必要とされています。



自然公園利用者の推移

(単位:千人)

自然公園	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
富士箱根伊豆 国立公園	19,167	20,198	19,935	20,477	21,704	22,099	22,758	24,487	21,058	25,417
秩父多摩甲斐 国立公園	7,140	7,559	8,830	9,016	10,293	9,363	8,640	8,043	7,600	7,881
南アルプス 国立公園	316	537	520	475	433	446	496	558	355	664
八ヶ岳中信高原 国立公園	6,504	6,181	6,980	7,380	7,836	7,325	7,241	6,697	6,375	7,242
県立四尾連湖 自然公園	65	60	72	68	71	75	73	73	62	74
県立南アルプス 巨摩自然公園	538	580	522	496	608	770	737	706	508	512
合 計	33,730	35,115	36,859	37,912	40,945	40,078	39,945	40,564	35,958	41,790

自然公園内の許可等の処理状況

(単位:件)

区 分	許 可					届 出		公園事業同意(認可)				
	工 作 物	木 竹 の 伐 採	広 告 物 等	土 地 形 状 の 変 更	そ の 他	工 作 物	そ の 他	宿 舎	野 営 地	園 地	道 路	そ の 他
富士箱根伊豆国立公園	254	2	55	15	21	22	60	7	4	3	14	5
秩父多摩甲斐国立公園	29			2	6	5	4				6	
南アルプス国立公園	11		4		8			1				
八ヶ岳中信高原国立公園	3		1									
県立四尾連湖自然公園	1											
県立南アルプス巨摩自然公園	27	3	4	3	1							
平成24年度合計	325	5	64	20	36	27	64	8	4	3	20	5
平成23年度合計	301	8	41	5	30	17	46	10	1	3	7	5
平成22年度合計	276	8	24	13	38	18	35	8	0	1	14	4
平成21年度合計	330	8	41	5	30	23	46	10	1	3	7	5
平成20年度合計	371	11	24	5	39	15	23	10	2	0	7	1
平成19年度合計	359	8	43	9	22	21	30	9	3	2	11	2
平成18年度合計	328	16	30	4	26	11	31	9	3	2	12	4
平成17年度合計	390	11	31	3	54	16	32	11	2	2	14	1
平成16年度合計	329	8	28	5	43	16	34	23	4	10	24	1
平成15年度合計	348	7	16	3	51	16	29	16	3	14	19	7
平成14年度合計	386	7	22	7	30	11	32	11	1	-	16	8
平成13年度合計	293	7	15	9	12	13	22	11	3	-	16	1
平成12年度合計	389	7	25	11	10	8	21	9	6	1	15	4
平成11年度合計	334	5	17	11	20	11	16	7	6	3	16	3

公園計画

自然公園は、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。公園計画は規制計画と施設計画からなり、規制計画は保護のための保護規制計画として、特別地域、普通地域などの地種区分が定められているほか、利用規制計画及び利用調整地区を定める計画があります。また、施設計画は、利用のための利用施設計画として、利用施設を集团的に整備する集団施設地区と道路、宿舎などの単独施設が定められることになっているほか、保護施設計画があります。

公園計画の見直し

国立公園については、その公園計画について社会情勢の変化に適切に対応し、自然保護の強化を基調として、逐次公園計画の見直しを実施することとされています。公園計画の「再検討」とは、公園指定後の自然的、社会的条件の変化に対応して、当初の公園区域及び公園計画の全体的な見直し作業のことであり、公園計画の「点検」は、「再検討」が終了した公園について、概ね5年ごとに実施する公園計画等の見直し作業です。

富士箱根伊豆国立公園

昭和11年に国立公園に指定されましたが、地種区分がなされなかったため、昭和52年に環境庁（現環境省）から地種区分案が本県に提示されました。これ以来、県は環境庁の地種区分案を基に、関係市町村等と協議を重ね、平成8年に地種区分の設定などの公園計画の変更、再検討が行われました。再検討から概ね5年ごとに、公園計画の見直し作業、点検が行われるため、平成15年度から点検作業が開始され、平成18年3月22日に新公園計画がスタートしました。なお、今回の点検において、懸案であった本栖湖における動力船の乗り入れ規制が計画に位置づけられました。

秩父多摩甲斐国立公園

昭和25年に国立公園に指定されましたが、地種区分がなされなかったため、平成10年3月に環境庁（現環境省）から地種区分の事務所修正案が本県に提示され、関係市町村等の合意が得られたことから、同年4月、環境庁に同意の旨を回答し、平成12年4月、環境庁から示された最終原案に異議ない旨を回答しました。これらを受け、平成12年8月公園区域及び公園計画の変更、再検討が行われると同時に、名称変更も行われました。その後、約5年を経過したことから、環境省では平成17年12月に県及び関係市町村を対象に公園計画点検にかかる説明会を開催し、見直し・点検作業を経て平成20年2月に公園計画が一部変更され、現在に至っています。

「秩父多摩甲斐国立公園」名称変更の実現

山梨県、東京都、埼玉県、長野県の1都3県に位置しながら、「秩父多摩」の名称は埼玉県と東京都を連想させるのみで、本県は公園区域に含まれていないかのように受けとめられ、観光振興や公園利用促進のうえで極めて不都合な状態でした。

そのため、昭和62年頃から山梨県を表す名称も加えるべきだとの声が高まり、地元の市町村と観光協会により組織された「秩父多摩国立公園名称変更推進協議会」を中心として、様々な要望を行ってきました。

これらの要望活動が実り、平成12年8月に、公園区域及び公園計画の変更と併せ、「秩父多摩甲斐国立公園」の名称変更が実現しました。

南アルプス国立公園

昭和39年に国立公園に指定されましたが、スーパー林道開設に伴う当時の環境庁長官談話により、施設整備凍結の方針との整合性の点で調整が図れないことなどから、今まで公園計画の再検討が行われませんでした。最近の登山者の高齢化などの南アルプス国立公園を取り巻く情勢の変化がある中で、必要な施設を整備することが自然保護につながるという考え方も出てきています。

八ヶ岳中信高原国定公園

昭和39年に国定公園に指定されましたが、公園を取り巻く社会条件が変化したため、平成元年度に公園計画の再検討を実施しました。なお、今回の点検において、既存の車道、休憩所、宿舎及び野営場を利用計画に位置づけるとともに、新たにスキー場を利用計画に追加しました。保護計画の川俣東沢溪谷の主要部分の第1種特別地域への変更及び利用計画の集団施設地区の拡張については旧環境庁に申出を行うとともに、県は利用計画におけるスキー場計画について追加変更の告示を行いました。

(2) 自然公園内における規制(みどり自然課)

自然公園は、自然公園法に基づいて国立公園及び国定公園が指定され、山梨県立自然公園条例に基づいて県立自然公園が指定されており、それぞれの公園計画の保護規制計画において、特別地域と普通地域に区分され、公園内での行為について自然保護のための一定の規制が設けられています。

このため、特別地域内で工作物を設置するなどの一定の行為を行う場合は、事前に許可を受けることが必要であり、普通地域内で一定の行為を行う場合は、事前に届出を行う必要があります。

なお、行為の内容、規模等により、環境大臣が直接行うものと知事が行うものに区分されており、さらに知事が行う事務についても、本庁の事務と出先機関の事務に分かれています。特に取扱件数の多い富士箱根伊豆国立公園については、富士・東部林務環境事務所に専任の非常勤嘱託を配置して円滑な事務処理に努めています。

(3) 自然公園美化推進事業(観光資源課)

自然公園内や観光地の美しい自然景観を保全するため、環境美化の普及啓発活動等を実施する団体に対して補助金を交付しました。

富士山美化清掃事業(富士山美化啓発清掃活動費補助金)

- ・ 富士山及びその周辺の環境美化清掃活動等に対する補助
- ・ 補助事業者
 - ア 富士山及び周辺美化推進協議会(富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村他)
 - イ (財)富士山をきれいにする会(YBSグループ他)

観光地美化推進事業(富士の国やまなし山岳観光地美化活動補助金)

- ・ 山岳観光地における清掃活動に対する補助
- ・ 補助事業者
 - 南アルプス美化推進協議会(韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町)
 - 甲斐山麓広域圏環境美化推進協議会(甲府市、山梨市、北杜市、甲州市)
 - 八ヶ岳南麓美化活動推進協議会(北杜市)

2 自然環境保全地区等(みどり自然課)

(1)自然環境保全地区等の保護・管理

県では、自然環境保全条例に基づき、将来にわたって保存していく必要がある地域や動植物等を自然環境保全地区・自然記念物に指定しています。自然環境保全地区については、現在、31地区3,650ha(自然保存地区13地区2,144ha、景観保存地区12地区1,298ha、歴史景観保全地区5地区117ha、自然活用地区1地区91ha)が指定され、自然記念物は、植物や動物、地質鉱物38か所が指定されています。

自然環境保全地区等の管理は、巡視、清掃活動などについて、地元市町村の協力を得るとともに、解説板などの施設整備を行っているほか、指定された土地のうち山林、原野の所有者に対し固定資産税相当額を交付しています。

県ではまた、自然環境保全条例により自然監視員制度を設けており、一般県民183人、県関係職員・市町村職員48人を自然監視員に委嘱して、自然環境保全地区や自然公園での監視・指導や自然保護の普及啓発を行っています。

(2)自然環境保全地区等における規制

本県には、現在のところ自然環境保全法に基づく自然環境保全地域の指定はありませんが、山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区を指定して、開発行為等の届出制等の措置を講じています。

2 - 4 自然とのふれあいの増進

(1)「八ヶ岳環境と文化のむら」の運営(みどり自然課)

平成6年11月にオープンした「八ヶ岳環境と文化のむら」は、八ヶ岳南麓一帯の自然環境を保全しながら、自然とのふれあいを通じて、その仕組みを学習する場、さらには自然と人間との関係を見つめ直す場でもあり、「八ヶ岳自然ふれあいセンター」を中心とするセンター地区と八ヶ岳南麓に11のスポット地区を設けています。

センター地区では、大画面映像や展示パネル等により自然環境に関する情報と学習の機会を提供しており、自然観察路や園地では豊かな自然を実体験することができ、各スポット地区では、八ヶ岳の動植物や歴史文化遺産などとのふれあいを通して、この地域固有の特色ある自然を体験できます。

八ヶ岳環境と文化のむら

・センター地区

八ヶ岳自然ふれあいセンター：鉄骨平屋建798.66㎡
園地：2,018㎡、自然観察路：W=1.5m L=1,270m

・スポット地区

水と風切の里(北杜市高根町清里)

清流と飛瀑の里(北杜市高根町清里)

星空・青空集いの里(北杜市高根町清里)

体験農場と清流の里(北杜市大泉町西井出)

泉ライン名水と野鳥の里(北杜市長坂町小荒間、大泉町谷戸)

トチとミズナラと歴史の里(北杜市大泉町谷戸、西井出)

オオムラサキの里(北杜市長坂町日野)

ふるさと歴史公園(北杜市小淵沢町上深沢)

すずらん池と水辺の里(北杜市小淵沢町井詰原)

大滝名水と緑の里(北杜市小淵沢町上笹尾)

馬場の里(北杜市小淵沢町下笹尾)

利用者は、センター地区で得た情報と体験を生かし、それぞれの興味に応じたスポット地区を訪れることにより、古来私達が自然との深い関わりの中で、日常生活や社会活動の場で様々な恵みを享受してきたことを再認識し、身近な自然環境を見直し、人と自然との共生を考える動機付けを得ることができます。なお、平成24年度の利用者は92,433人で、平成6年11月のセンター開館から平成24年3月までの累計利用者数は、1,593,952人です。

(2) やまなし野鳥観察地の選定(みどり自然課)

山梨県は、四方を山に囲まれ、川や湖も多く、このような多岐にわたる自然環境の中には様々な野生鳥獣が生息しています。そこで、自然に親しみながら、野生の鳥や動物との共生や保護への関心を高めることを目的として、「第8次鳥獣保護事業計画」の中で、「やまなし野鳥観察地」の整備を行うこととし、広く県民から適地を募り、応募のあった中から15か所を選考し、山梨県自然環境保全審議会の答申を受け、平成10年3月に決定しました。県では、やまなし野鳥観察地として選定した15か所には、案内板を設置して周知に努めています。

指定場所	観察ポイント
1 武田の杜(武田神社周辺)(甲府市)	武田神社～竜が池～若宮神社～竜華山頂(休息小屋)～護国神社～武田神社
2 貢川及び荒川との合流点(甲府市)	西原橋～新田橋～新貢川橋～貢川橋～貢川・荒川合流点
3 西沢溪谷入口周辺(山梨市)	旧三富村営駐車場周辺～西沢山荘～二俣吊橋
4 乙女高原(山梨市)	塩平～乙女高原グリーンロッジ
5 シルクの里公園周辺(中央市)	郷土資料館～山之神展望台
6 四尾連湖(市川三郷町)	四尾連湖周辺
7 三郡橋周辺(釜無川と笛吹川合流地域)(富士川町、市川三郷町、南アルプス市)	富士川大橋～土手道～高田～三郡橋～対岸土手道(復路も同じ)注:対岸土手道から富士川大橋へは通行不能
8 精進湖パノラマ台	パノラマ台下～パノラマ台
9 県立なかとみ青少年自然の里周辺(身延町)	県立なかとみ青少年自然の里～富士見山林道～句碑の里
10 井富溜池、飛沢溜池周辺(北杜市)	甲斐大泉駅～井富溜池～井富湖から松通り～飛沢溜池～甲斐大泉駅
11 「フレンドパークむかわ」周辺	「フレンドパークむかわ」～林道～石空川沿い(復路も同じ)
12 山中湖(山中湖村)	山中湖役場前湖畔一帯 ママの森～平野
13 河口湖(富士河口湖町)	シッコゴ公園 大石公園付近及び奥河口湖
14 三ツ峠(旧御坂峠口)(富士河口湖町、西桂町)	三ツ峠登山口(旧御坂峠)～三ツ峠山頂(復路も同じ)
15 大野貯水池(上野原市)	大野貯水池及び周辺

(3) 緑サポーター養成事業(みどり自然課)

緑サポーター養成事業は、緑化に関心の高い方々を対象に、樹木医が指導者となって地域内の緑の保全に関する相談、指導等の補助的な活動を行う者を養成するために実施されています。事業の内容は、身近な緑化に必要な植栽木の選定方法、土壌の改良や管理等の講義と現地研修であり、研修修了者には、修了証書が授与されるとともに、認定機関である(財)日本緑化センターから「緑サポーター」の称号が与えられます。樹木医の指導の下、年間30日以上、緑サポーターの活動を行った場合、この年度が樹木医試験の受験資格に必要な実務経験年数(通算7年)に算入されます。本県では、県民が主体となって行う身近な緑化活動を支援するため、平成14年度から緑サポーター養成研修を実施しており、平成24年度末現在185名が緑サポーターとして登録されています。

(4)「森林文化の森」の整備(県有林課)

近年では、人間性、親子の絆といった精神面の形成や情操教育の面から、“人と森林、人と人とのふれあい”の重要性が高まっており、かつてのような生活様式を基盤とした森林との関わり方を再評価し、新たな人と森林との共生を模索し、実現していく森づくりが求められています。そこで、地元の方々の貴重な意見を踏まえ、県有林を主とした県下12か所に「森林文化の森」を整備していくこととし、平成10年度に整備計画を策定し、平成11年度から各地域の歴史特性、景観、森林の特徴を活かして、歩道やトイレ等の整備、森林整備を行い、平成15年度に基本的な施設整備を終了しました。なお、既存の県民の森、武田の杜、金川の森についても森林文化の森として位置づけを行い、主催事業の実施などを通じて、森林文化の森の利用促進の先導的役割を果たしています。

森林文化の森のねらい

- ・活力ある山村づくりと中山間地域の振興・山梨の原風景の再生
- ・体験を通じた森林観の形成
- ・人間性の回復と親子の絆の強化
- ・自然教育の推進
- ・整備の基本方針
- ・森林そのものを活用した場所づくり
- ・地域の特性を生かした景観づくり
- ・文化的要素の導入
- ・積極的な利用促進策の展開
- ・市町村等との連携

整備箇所

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ・釜無水源の森 | 峡北地域(北杜市白州町) |
| ・八ヶ岳の森 | 峡北地域(北杜市長坂町、北杜市大泉町、北杜市小淵沢町) |
| ・瑞牆の森 | 峡北地域(北杜市須玉町) |
| ・乙女高原の森 | 東山梨地域(山梨市牧丘町) |
| ・兜山の森 | 東山梨地域(笛吹市春日居町) |
| ・大菩薩の森 | 東山梨地域(甲州市塩山) |
| ・小金沢シオジの森 | 東部地域(大月市) |
| ・稲山の森 | 東八代地域(笛吹市八代町) |
| ・河口の森 | 富士北麓地域(富士河口湖町) |
| ・十谷の森 | 峡南地域(富士川町) |
| ・本栖の森 | 富士北麓地域(身延町、富士河口湖町) |
| ・思親山の森 | 峡南地域(南部町) |

<利用促進策の展開>

森林文化の森では、整備された歩道、森林をフィールドとして県、市町村、有識者、地域住民などからなる「森林文化の森連絡会議」や「森の学校」が自然観察、林業作業体験、木工作、ボランティア活動など誰でも気軽に参加できる「森林体験プログラム」を実施しています。各森林文化の森の施設配置や森林体験プログラムへの参加者募集については、パンフレット、県及び関係市町村の広報、県のホームページ、チラシなどを通じて情報提供を行っています。

(5)水辺環境の整備

河川(治水課)

河川は、単に治水・利水の機能を持つ施設としてだけでなく、豊かな自然環境を残し、うるおいのある生活環境の舞台としての役割が期待されています。このため、水と親しみ、憩いの場となる空間整備や、植生や自然石を用いた護岸づくり、魚がのぼりやすい魚道、散策路の設置など、水とふれあい周辺の環境や生態系に配慮した「多自然川づくり」に取り組んでいます。

砂防(砂防課)

土砂災害対策として砂防事業を推進しているところですが、本県は景観にも優れ、貴重な動植物が存在するなど自然環境に恵まれている地域が多いため、良好な自然を後世に残すことが求められています。自然環境との調和や周辺環境(動物、魚類、植生、人、生活)に配慮した砂防施設の整備により、緑と水辺の快適な溪流空間を確保することが望まれています。

そこで、「山梨県溪流環境整備計画書」に基づき、魚がのぼりやすい魚道の整備、堆砂敷の河畔林の活用、人々が集える砂防施設の創造、歴史に残る砂防施設の保存と活用、周辺環境と調和した砂防学習施設の整備など、自然環境を後世に伝えるため“自然と共生できる砂防”をテーマに事業を推進していきます。

(6)山岳環境保全対策(観光資源課)

近年、自然志向の高まり等を背景に、自然公園をはじめとする県内の山々にも多くの人々が訪れています。しかし、一方では、そうした登山客等の増加に伴い、特に登山シーズンのピーク時においてごみ・し尿の不適正な処理、高山植物の踏み荒らし等、山岳環境の汚染や破壊が問題となっています。本県においても、平成9年の北岳大樺沢の沢水大腸菌汚染に端を発した、山岳地域におけるトイレ・し尿処理問題に対応する必要があることから、山小屋トイレの改善の促進など山岳環境の保護と登山者の利便を図るための取り組みを推進しています。

平成24年度実施事業：北岳二俣仮設トイレ

平成11年から毎年仮設により設置しており、平成24年においても夏山シーズン中に設置した。

- ・処理方式 バイオ方式(杉チップ使用)
- ・設置台数 2基
- ・供用期間 平成24年7月11日～10月9日
- ・利用者数 6,415人(1日平均70人)

2 - 5 環境影響評価制度の実施等

1 経緯(森林環境総務課)

本県においては、事業の実施に際し公害の防止及び自然環境の保全について適正な配慮がなされるよう、平成2年9月に制定した「山梨県環境影響評価等指導要綱」に基づき、事業者の理解と協力により環境アセスメント制度⁴を運用してきました。

しかし、環境問題を取り巻く社会の関心や環境行政に対する県民ニーズの変化に伴い、環境アセスメント制度が担うべき役割が変化すると同時に、環境影響評価法による「法的枠組み」の構築に合わせ、「山梨県環境影響評価条例」を公布(平成10年3月27日)しました。条例は、制度の公平性と透明性の確保のため、県民意識調査、インターネットによる意見募集、県民からの意見聴取会、環境審議会における審議等により、多方面からの意見を加味して、基本的事項を規定しています。これらは、環境影響評価法に定める制度や、従来の本県及び他県の制度に比べ、手続のあり方や対象事業の種類、規模において、全国的に見ても充実した制度となるよう詳細を定めたものです。

条例の基本的事項

- ・地方の独自性のある環境アセスメント制度を制定
- ・環境影響評価法と同様にスクリーニングから始まる手続を導入
- ・恵まれた自然に配慮した対象事業の種類、規模、評価項目を採用
- ・環境アセスメントの各段階での住民意見提出機会の確保
- ・方法書段階からの公聴会の実施
- ・事業の実施中や供用後のモニタリング調査の導入
- ・環境情報を科学的に整理分析するため「技術審議会」を知事の諮問機関として設置
- ・時間的経過による環境アセスメント手続の再実施手続を導入

2 実施状況(森林環境総務課)

(1)現在手続き中の事業

環境影響評価法及び山梨県環境影響評価条例 手続き状況(H25.3月末現在)

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
新幹線の建設	中央新幹線 (東京都・名古屋市間)	延長約286km	東海旅客鉄道(株)	H23.9～	方法書手続終了 法第1種事業
工場又は事業場の 建設事業	大月バイオマス発電 事業	発電出力 11,500kw	大月バイオマス発電(株)	H24.1～	方法書手続終了 条例第二分類事業

⁴ 大規模な開発事業を行うとする時に、その地域の環境にどのような影響を与えるのかを、事業者自らが県民や関係する市町村長の意見を聴きながら調査(現地調査や文献調査による環境の状況把握)、予測(調査結果と事業内容から環境に与える影響を予測)により明らかにするとともに、評価(環境に与える影響を小さくするための保全措置の検討)の結果を、環境の保全についての適正な配慮として事業の実施に反映させるための手続をいう。

(2)これまでの実績

環境影響評価法の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
一般国道の改築	都市計画道路 甲府外郭環状道路北区分間	4車線 15km	国土交通省 関東地方整備局長 (都市計画特別適用事業)	H17.7 ～ H25.3	評価書手続終了 法第1種事業
一般国道の改築	都市計画道路 甲府外郭環状道路東区分間	4車線 9km	国土交通省 関東地方整備局長 (都市計画特別適用事業)	H18.12 ～ H25.3	評価書手続終了 法第2種事業

山梨県環境影響評価条例の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
土地区画整理事業	昭和町常永土地区画 整理事業	63.4ha	昭和町常永土地区画整理 組合設立準備委員会	H17.3 ～ H18.11	条例第二分類事業 工事中
太陽光発電施設	大規模太陽光発電施設等 整備事業	25.5ha	山梨県、東京電力(株)	H21.12 ～ H22.2	条例第三分類 判定手続終了
ごみ焼却施設の 設置	甲府・峡東地域ごみ処理施設、 廃棄物最終処分場整備事業	ごみ処理能力 約369t/日	甲府・峡東地域ごみ処理施設 事務組合、(財)山梨県環境整	H19.5 ～ H24.7	条例第二分類事業 工事中

山梨県環境影響評価等指導要綱の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
住宅団地	東大月ニュータウン 開発事業	面積:73.0ha	東日本旅客鉄道(株)、 (株)エスティランドシステム	H4.2 ～ H5.5	第2種事業 H10.5造成完了
住宅団地・工業団地	米倉山ニュータウン 造成事業	面積:44.7ha	山梨県土地開発公社	H6.3 ～ H6.12	第2種事業 工事中断中
下水道終末処理場	桂川清流センター建設計画	面積:11.4ha 計画処理人口: 163千人	山梨県	H8.3 ～ H8.11	第2種事業 工事中
レクリエーション事業	サンパーク明野第2期計画	面積:101.6ha	湘南観光開発(株)	H9.10 ～ H10.3	第2種事業
住宅団地	本栖土地開発	面積:75.5ha	富士急行(株)	H10.6 ～ H11.2	第2種事業

第2種事業に準じて手続きを実施

廃棄物の処理施設	明野クリーンセンター(仮称) 建設事業	面積:8.6ha	(財)山梨県環境整備事業団	H8.6 ～ H8.12	第2種事業 対象規模10ha未満 H21.5供用開始
----------	------------------------	----------	---------------	-----------------	----------------------------------

国の要綱に基づく環境影響評価の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
高速道路	中部横断自動車道 増穂双葉線 (増穂町～白根町間)	8km	建設省関東地方建設局	H2.6 ～ H3.3	建設省要綱 H18.12供用開始
高速道路	中部横断自動車道 白根双葉幹線	7km	山梨県	H2.8 ～ H3.3	建設省要綱 H14.3供用開始
高速道路	中央自動車道富士吉田線 改築(上野原～大月市)	2車線増築 21km	建設省関東地方建設局	H2.8 ～ H3.3	建設省要綱 H15.3供用開始
水力発電所	葛野川発電所	160万kw	東京電力(株)	H3.1 ～ H3.10	通産省要綱 H10.5完成
高速道路	高規格幹線道路 富沢増穂線	46.4km	建設省関東地方建設局	H8.7 ～ H8.10	建設省要綱 工事中
一般国道	西関東道路一般国道140号 (山梨市～甲府市間)	4車線 6.2km	山梨県	H8.11 ～ H9.4	建設省要綱 H18.12供用開始

県と事業者との協定に基づく環境影響調査の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
リアアモーターカー 実験線	リアアモーターカー 山梨実験線	延長:42.8km	東海旅客鉄道(株)、 (財)鉄道総合技術研究所、 日本鉄道建設公団	H2.7 ～ H2.9	H9.4実験開始
送電線路	葛野川線建設事業	50万V延長: 19.0km	東京電力(株)	H7.9 ～ H7.12	H10.11完成

3 さわやかな生活環境の保全と創造

3 - 1 大気汚染の防止

1 大気汚染の状況(大気水質保全課)

大気の汚染状況を常に把握し、公害の未然防止を図るため、昭和46年から大気常時監視測定局を設け、大気汚染の状況を監視しています。平成24年度の調査結果の概要は次のとおりです。

(1)大気汚染状況の常時監視

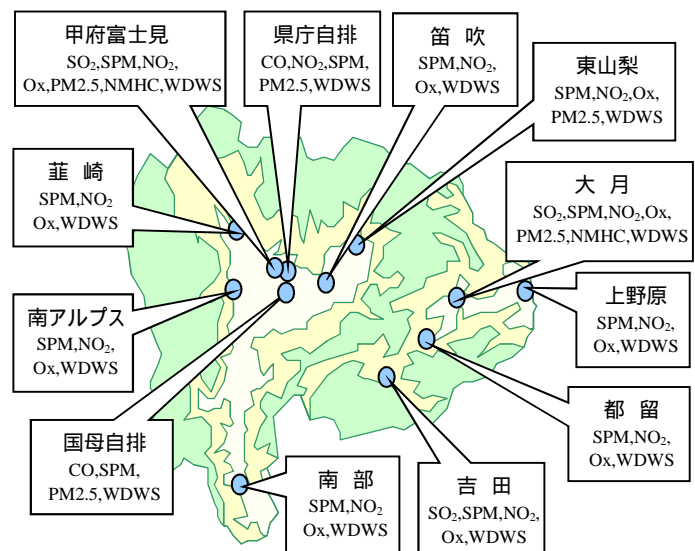
調査内容

環境基準が定められている二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント及び微小粒子状物質について、大気汚染防止法に基づき常時監視を実施しています。微小粒子状物質については、環境基準が平成21年9月に告示されたため、平成22年度から常時監視を開始しました。また、汚染状況の適切な評価等のため、一酸化窒素、非メタン炭化水素及び風向・風速を併せて測定しています。

測定局の設置場所、測定項目等

各測定局の設置場所および測定項目は、右図のとおりです。一般環境大気測定局10局、自動車排出ガス測定局2局の計12局を設置しています。

甲府富士見局については、平成22年4月に衛公研局から名称変更しました。



測定局の設置場所及び測定項目

備考) SO₂:二酸化いおう、CO:一酸化炭素、SPM:浮遊粒子状物質、NO₂:二酸化窒素、Ox:光化学オキシダント、PM2.5:微小粒子状物質、NMHC:非メタン炭化水素、WDWS:風向風速
衛公研局から名称変更(H22.4.1~)

調査結果の概要

光化学オキシダント(全局)以外は、環境基準を達成しました。

本県の大気環境は、大気汚染物質の発生源が少ないにもかかわらず、地形的な条件や首都圏からの大気汚染物質の移流により、環境基準が達成されないことがあります。なお、平成24年度の年間値や月間値等の測定結果は、資料編に掲載しています。

平成24年度大気汚染に係る環境基準の達成状況

	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質
環境基準	1時間値の一日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の一日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の一日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の一日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、一日平均値が35µg/m ³ 以下であること。
測定局数	3	2	12	11	10	5
有効測定局数	3	2	12	11	10	5
達成局	甲府富士見、大月、吉田	県庁自排、国母自排	甲府富士見、大月上野原、笛吹、吉田南部、都留南アルプス、東山梨、韮崎、県庁自排、国母自排	甲府富士見、大月上野原、笛吹、吉田南部、都留南アルプス、東山梨、韮崎、県庁自排		甲府富士見、大月、東山梨、県庁自排、国母自排
非達成局					甲府富士見、大月上野原、笛吹、吉田南部、都留南アルプス、東山梨、韮崎	
評価方法	長期的評価	長期的評価	長期的評価	長期的評価	短期的評価	長期的評価
環境基準達成状況	3局中3局	2局中2局	12局中12局	11局中11局	10局中0局	5局中5局

有効測定局

有効測定局とは、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については、年間測定時間が6,000時間以上、微小粒子状物質については、有効測定日数が250日以上の測定局をいう。

評価方法

(1)短期的評価(二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント)

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

(2)長期的評価

二酸化いおう、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、未達成と評価する。

二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。

微小粒子状物質

長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準(1年平均値)と比較する。

短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を短期基準(1日平均値)と比較する。

長期基準、短期基準の両基準を満たした場合に環境基準が達成されたと判断する。

(2)有害大気汚染物質の測定結果の概況

有害大気汚染物質のうち、環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの4物質、指針値¹が定められているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀²、ヒ素³等の8物質並びにその他の2物質の合計14物質を県内で測定しました。

揮発性有機化合物11物質は県内5地点、金属化合物3物質は甲府富士見局及び吉田局の2地点で実施しており、測定した全ての地点で環境基準を達成し、また、指針値を満足しました。なお、平成24年度の年平均値や各物質濃度の経年変化は、資料編に掲載しています。

¹ 平成15年9月30日、平成18年12月20日及び平成22年10月15日に環境省が設定した「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」をいう。

² 指針値は水銀について定まっているが、測定方法は水銀及びその化合物について定まっているため、指針値に対する評価にはその測定結果を用いた。

³ 指針値はヒ素及び無機ヒ素化合物について定まっているが、測定分析の効率性を考慮し、指針値との比較評価は当面全ヒ素をもって代用することで差し支えないと定まっているため、指針値に対する評価は全ヒ素の測定結果を用いた。

平成24年度有害大気汚染物質に係る環境基準の達成状況

	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件 (環境基準)	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下 であること	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下 であること	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下 であること	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下 であること
測定地点数	5	5	5	5
達成地点	甲府富士見・吉田・大月・ 県庁自排・国母自排	甲府富士見・吉田・大月・ 県庁自排・国母自排	甲府富士見・吉田・大月・ 県庁自排・国母自排	甲府富士見・吉田・大月・ 県庁自排・国母自排
環境基準 達成状況	5地点中5地点	5地点中5地点	5地点中5地点	5地点中5地点

平成24年度有害大気汚染物質に係る指針値の満足状況

	アクリロ ニトリル	塩化ビニル モノマー	クロロ ホルム	1,2-ジクロ ロエタン	1,3- ブタジエン	塩化メチル	トルエン	水銀及び その化合物	ニッケル 化合物	ヒ素及び その化合物
指針となる数値 (指針値)	年平均値が 2 μg/m ³ 以下	年平均値が 10 μg/m ³ 以下	年平均値が 18 μg/m ³ 以下	年平均値が 1.6 μg/m ³ 以下	年平均値が 2.5 μg/m ³ 以下	-	-	年平均値が 0.04 μg Hg/m ³ 以下	年平均値が 0.025 μg Ni/m ³ 以下	年平均値が 0.006 μg As/m ³ 以下
測定地点数	5	5	5	5	5	5	5	2	2	2
指針値を 下回った地点	甲府富士見・吉田・大月・県庁 自排・国母自排	甲府富士見・吉田・大月・県庁 自排・国母自排	甲府富士見・吉田・大月・県庁 自排・国母自排	甲府富士見・吉田・大月・県庁 自排・国母自排	甲府富士見・吉田・大月・県庁 自排・国母自排	甲府富士見・吉田・大月・県庁 自排・国母自排	甲府富士見・吉田・大月・県庁 自排・国母自排	甲府富士見・ 吉田	甲府富士見・ 吉田	甲府富士見・ 吉田
指針値の 満足状況	5地点中 5地点	5地点中 5地点	5地点中 5地点	5地点中 5地点	5地点中 5地点	-	-	2地点中 2地点	2地点中 2地点	2地点中 2地点

(3)光化学オキシダント(Ox)濃度の測定状況

光化学オキシダントが高濃度になると、目やのどが痛くなるなど人体に影響を及ぼします。このため、県内10か所の測定局で光化学オキシダント濃度の常時監視を行っています。

また、昭和51年7月に「山梨県光化学スモッグ緊急時対策要綱」を制定し、毎年、光化学オキシダント濃度が上昇する時期(4月～9月)に強化期間を設け監視及び連絡体制を強化し、隣接都県の光化学スモッグ注意報発令状況などの情報を広域的に収集しています。

光化学オキシダント濃度が基準値より上昇し継続するおそれがある場合には、注意報等を発令し、マスクや市町村の防災無線等を通じて県民に外出や屋外での運動を控えることなどを呼び掛け、健康被害の発生防止に努めています。

注意報の発令はその年の気候等により増減します。平成24年度は注意報を延べ2日発令しましたが、健康被害の届出はありませんでした。

光化学スモッグ注意報等発令規準

区分	発令の基準
予報	オキシダント濃度が0.12ppm以上になることが予想され、当該状態が更に悪化することが予想される時
注意報	オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、気象状況からみて、その状態が継続すると認められるとき
警報	オキシダント濃度が0.24ppm以上になり、気象状況からみて、その状態が継続すると認められるとき
重大警報	オキシダント濃度が0.4ppm以上になり、気象状況からみて、その状態が継続すると認められるとき

光化学スモッグ注意報発令日数

地域	年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
上野原地域		7	12	12	4	4	7	12	14	3	2	11	2	2
大月地域		11	4	3	2	1	3	4	4	3	1			
都留地域						1					1			
吉田地域														
東山梨地域														
笛吹地域							1							
甲府地域						1								
韮崎地域						1								
南アルプス地域			1			1				1				
峡南南部地域		4	2	2	1	1	3		3	2	1			
発令延日数		14	13	12	5	5	9	12	15	4	3	11	2	2
健康被害者数		18	54											

発令延日数は同日に2ヶ所以上で発令しても1日と数える。
 発令地域名は平成22年度から発令地域を次のとおり統合。
 ・大月地域と上野原地域 大月・上野原地域
 ・笛吹地域と東山梨地域 笛吹・東山梨地域
 ・吉田地域と都留地域 吉田・都留地域

平成24年度光化学スモッグ注意報等発令状況

発令年月日	発令種類	発令地域	健康被害
5月24日	注意報	大月・上野原	なし
5月26日	注意報	大月・上野原	なし

2 大気汚染防止対策(大気水質保全課)

大気汚染の防止対策としては、大気汚染物質の固定発生源である工場、事業場への立入検査を実施し、ばい煙等の排出基準や特定粉じん排出等作業の作業基準の遵守状況を監視及び指導を行っているほか、移動発生源対策として、低公害車の導入支援を行っています。

また、平成18年4月1日から大気汚染防止法が改正され揮発性有機化合物(VOC)排出施設についての規制が始まり、工場・事業場への立入検査及び指導を実施しています。

平成24年度末現在の大気汚染防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例(平成17年10月1日施行)に基づく規制対象施設の届出数は次表のとおりです。

林務環境事務所別 ばい煙・粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設及び条例に基づく特定施設数(平成25年3月31日現在)

種類 林務 環境 区域名	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設								大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設				大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設				条例に基づく特定施設数				合計	
	ボイラー	乾燥炉	廃棄物焼却炉	金属溶解炉	ガスピソ	デマー 機 間	焼成炉 その他	小計	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数
中北	823	16	26	16	29	162	26	1,098	449	210	30	15	6	21	12	13	13	34	25	1,357	510	
峡東	208	2	9	0	5	32	14	270	143	100	9	0	0	26	10	4	4	30	14	400	166	
峡南	112	3	2	3	4	17	5	146	79	109	17	6	5	14	7	2	2	16	9	277	110	
富士・東部	517	9	12	7	18	35	7	605	292	146	23	3	2	73	32	11	11	84	43	838	360	
合計	1,660	30	49	26	56	246	52	2,119	963	565	79	24	13	134	61	30	30	164	91	2,872	1,146	
H24.3.31 現在	1,696	29	49	27	55	249	52	2,157	969	582	85	24	13	150	65	30	30	180	95	2,943	1,162	

(特定粉じん発生施設に関する届出は無し)

甲府市内の一般粉じん発生施設、条例に基づく粉じんに係る特定施設は、甲府市で所管しているため表中には含みません。

(1)工場等に対する監視・指導(大気水質保全課)

概要

大気汚染防止法等に基づき、排出基準の遵守状況、自主検査の実施状況等を調査するため、各林務環境事務所・衛生環境研究所が、ばい煙発生施設・一般粉じん発生施設・揮発性有機化合物排出施設等を有する工場・事業場への立入検査を実施しました。

平成24年度は、1,146の工場・事業場のうち158の工場・事業場について立入検査を実施し、ばい煙等の排出状況、施設の維持管理状況、法や条例に基づく届出内容の確認等を行いました。

立入検査実施状況

	年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
		ばい煙発生施設等(*1)	実施工場・事業場数	285	332	229	196	212	205	253	226	209	171
	勧告その他行政指導実施	7	16	12	5	3	3	1	3	8	2	4	
一般粉じん・特定粉じん発生施設等(*2)	実施工場・事業場数	45	43	135	47	26	43	40	23	15	23	23	8
	勧告その他行政指導実施			1									
揮発性有機化合物排出施設等	実施工場・事業場数	-	-	-	-	-	12	14	14	15	15	21	18
	勧告その他行政指導実施	-	-	-	-	-							2

* 1 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設と条例に基づくばい煙に係る特定施設

* 2 大気汚染防止法に基づく一般粉じん・特定粉じん発生施設と条例に基づく粉じんに係る特定施設

実施結果

立入検査による行政指導件数は2件で、揮発性有機化合物排出施設に係るものでした。この原因は、施設の維持管理の不備及び届出の未届に係るもので、維持管理の徹底や、法に基づく届出・自主測定の実行などを指導しました。

(2) 光化学オキシダント対策(大気水質保全課)

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物(NO_x)と揮発性有機化合物(VOC)が紫外線等による光化学反応により変化した酸化性物質です。このうち、 NO_x については、固定発生源(工場・事業所等)、移動発生源(自動車)とも削減対策が進んでいますが、VOCについては、移動発生源対策は昭和49年度から始まっているものの固定発生源対策が十分ではありませんでした。よって、平成16年度に大気汚染防止法の改正を行い、平成22年度を目処に排出量を平成12年度から3割削減する目標とし対策を進めてきたところ、平成22年度の排出量は約4割の削減がなされたと推計されました。

しかし、全国的に原因物質の排出量が減少してもオキシダント濃度が上昇する(低減しない)といった現象が観察されています。これについては、大陸からの大気汚染物質の移流や原因物質の濃度変化などの関与も指摘されていますが、今後も、国内における排出抑制対策を継続していく必要があります。

窒素酸化物(NO_x)対策

本県には原因物質に係る大規模な発生源は無いものの、毎年光化学スモッグ注意報を発令しており、平成4年度には全国最多の発令日数となりました。このため、平成5年度から NO_x の削減対策について検討を始め、平成8年度に大気拡散シミュレーションモデルにより、県内の高濃度 O_x の出現を検証したところ、主原因は、首都圏地域からの大気汚染物質の移流によるものと判明しました。これを踏まえ、平成10年度に「窒素酸化物削減計画」(目標年度:平成15年度)を策定し、県全域における指導啓発等の発生源対策を行いました。この結果、平成15年度の総排出量の実績値は予想排出量から24%減少し、削減計画目標値(NO_x 20%削減)を達成しました。

NO_x については、自動車排出ガスの規制強化等により今後さらに排出量が削減されることが見込まれていますが、普及啓発等の発生源対策については、汚染物質の絶対量の削減、環境保全の意識向上等一定の意義が認められるため継続していきます。

揮発性有機化合物(VOC)対策

VOCの削減については、物質数が非常に多く、発生源の業種、業態も多様であること等から、実態を踏まえた事業者の創意工夫と自発性が最大限発揮される自主的取組により効果的な排出抑制を図ることとしました。一方で、1施設当たりのVOCの排出量が多い施設については、大気環境への影響が大きく、社会的責任も重いことから、法規制により確実に排出抑制を進めることとしました。このように、VOCの排出抑制は、自主的な削減取組と法的な排出規制を組み合わせ相乗的な効果を発揮させるという手法(政策のベスト・ミックス)で行っています。

県内には、13事業所24施設のVOC届出施設がありますが、毎年、全施設の立入検査を行いVOC削減の早期実施等について指導しています。

(3)浮遊粒子状物質対策(大気水質保全課)

浮遊粒子状物質(SPM)⁴の主な発生源は、環境省の調査結果によると、関東地域では自動車⁴が34%、工場等が29%、火山活動等の自然界由来が24%で、そのうち自動車に由来するSPMは、ディーゼル車からの排出ガスが主原因であるとされています。

本県においては、平成13年6月に「山梨県自動車排出ガス対策庁内検討会議」を設置し、SPMの削減について検討を開始するとともに、平成14年度から平成16年度にかけSPMの測定体制の強化や主要幹線道路周辺におけるSPM濃度の把握などを行い、平成18年3月に「本県のディーゼル自動車排出ガス対策について」として取りまとめ、啓発等を行っています。

「本県のディーゼル自動車排出ガス対策について」の概要

- 1 本県のSPMによる大気汚染状況
近年における本県のSPMによる汚染は、固定局における調査結果から、環境基準値を超過しているような深刻な状況にはなく、SPMに係る大気環境は良好な状況にある。
また、平成15・16年度の調査結果から、DEP(ディーゼル排気微粒子)の排出規制を行ってもSPM濃度を低下させる効果は小さい。
- 2 本県が取り組むべきディーゼル自動車排出ガス対策
近年における本県のSPMによる汚染は、環境基準値を超過しているような深刻な状況にはないこと等から、本県においては、現時点では、条例によるディーゼル自動車排出ガスに係る規制は必要ないと考えられる。
本県ではこれまで、自動車排出ガスの削減に関する対策として、種々の施策を行ってきたところであり、今後も、平成17年2月に策定した山梨県環境基本計画の目標の1つであるSPMの大気汚染に係る環境基準100%達成をより確実なものとするため、県内のSPM汚染状況の推移を把握しつつ、今後も、低公害車の導入やアイドリングストップ等エコドライブの実行など普及啓発の推進等を行う必要がある。

自動車は窒素酸化物(NOx)や浮遊粒子状物質(SPM)等を排出するため大気汚染物質の排出源となっており、長年に渡り対策が行われてきました。さらに国では、平成13年6月に自動車NOx・PM法を制定するとともに、排出ガス規制値を強化しているところですが、本県においても、環境への負荷が少ない自動車の普及が必要となっています。

県では、低公害車を積極的に導入するため、平成9年3月に「県有車両への低公害車導入方針」を策定し、導入を図ってまいりました。平成24年度からは「車両導入に関する基本方針」を定め、引き続き導入促進を図っています。現在まで、圧縮天然ガス(CNG)自動車55台を導入しており、県有車両の低公害化が進んでおります。

また、ディーゼル自動車の低公害車への転換を進めるための支援として、路線バス事業者に対し低公害バス(CNGバス、ハイブリッドバス)を導入する際の費用の一部を助成しており、平成24年度末までに64台の低公害バスが導入されています。

低公害車の普及状況(平成24年度末現在)

種類	電気	FCV	CNG (平成21年排ガス規制適合かつNOx10%低減)	PHV	クリーン ディーゼル 乗用	ガソリン車・低燃費かつ低 排出ガス認定車(17年基準)		ディーゼル車・平成21年 排ガス規制適合NOx・ PM10%以上低減		ディーゼル車・平成21年 排ガス規制適合	
						ガソリン	ハイブリッド	ディーゼル	ハイブリッド	ディーゼル	ハイブリッド
台数	129	1	4	132	561	16,597	19,119	1,163	13	91	8

軽自動車・二輪車を除く。また、平成24年度から集計対象が「エコカー減税制度」の対象車両となっている。(国土交通省「低公害車都道府県別保有台数調査」)
FCV:燃料電池自動車 PHV:プラグインハイブリッド自動車

天然ガス充填所

山梨県甲府天然ガススタンド・エコステーション	甲府市飯田3-2-34
ハイランドエコステーション	南都留郡富士河口湖町船津字剣丸尾6663

CNG自動車の普及に不可欠な天然ガス充填所で一般に利用可能な天然ガス充填所は、上表のとおり2か所である。なお、小型燃料充填所を設置している事業所も1か所(東京ガス山梨管内)ある。

⁴ (Suspended Particulate Matter) 大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10μm(100分の1mm)以下の物質をいう。

(4) エコドライブ運動の推進(森林環境総務課)

自動車の排気ガスに含まれる地球温暖化の主因である二酸化炭素、大気汚染の元凶である窒素酸化物の排出を抑制するため、平成9年度から取り組んできた「アイドリングストップ運動」を継承、強化し、環境に配慮した運転方法を推奨する「エコドライブ運動」を平成16年度から進めています。これは、「アイドリングストップ」を含む「エコドライブ10のすすめ」に取り組むことを宣言した上で実践してもらうもので、宣言者にはステッカーを配付しています。

平成17年10月には、「山梨県生活環境の保全に関する条例」において「アイドリングストップ」を義務化し、平成22年度から、「やまなしエコライフ県民運動」の7つのエコ活動の一つとして、「エコドライブ運動」を推進しています。

平成24年度の宣言数1,831台(平成9年度からの累計宣言数142,168台)

〔エコドライブ10のすすめ〕

・ふんわりアクセル「eスタート」	発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう。
・車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転	走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。
・減速時は早めにアクセルを離そう	信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。
・エアコンの使用は適切に	暖房のみ必要なときは、エアコン(A/C)スイッチをOFFにしましょう。また、冷房が必要なときは、車内を冷やしすぎないようにしましょう。
・ムダなアイドリングはやめよう	待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際は、アイドリングはやめましょう。
・渋滞を避け、余裕をもって出発しよう	出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートを予め確認し、時間に余裕をもって出発しましょう。
・タイヤの空気圧から始める点検・整備	タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。
・不要な荷物はおろそう	運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は荷物の重さに大きく影響されます。
・走行の妨げとなる駐車はやめよう	迷惑駐車はやめましょう。交差点付近など交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。
・自分の燃費を把握しよう	自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。

平成24年10月に見直しが行われ、新しい「エコドライブ10のすすめ」が策定された。

(5) 道路整備による交通の分散・円滑化(道路整備課)

地球温暖化防止のためには、自動車による二酸化炭素等の排出量の削減が大きな課題となっています。二酸化炭素等の排出を抑制するためには、交通渋滞や混雑を緩和することにより走行速度を向上することや、鉄道駅等との交通結節点の利用性を向上し、公共交通機関の利用を促進することにより自動車依存度の低減を図るなどの必要があります。

このため、環状道路やバイパスの整備、交通が集中している都市部の交差点改良など、渋滞解消により二酸化炭素等の削減が期待されます。

(6) アスベスト対策(大気水質保全課)

大気汚染防止法では、石綿が飛散するおそれがある資材が使用されている建築物等について、解体等(除去、封じ込め、囲い込み)の“特定粉じん排出等作業”を行う者は、作業に際して実施届を提出することが義務付けられています。また、作業に当たっては、作業の種類ごとに作業基準が設定されており、作業場には作業方法等を表示した掲示板を設けることになっています。

平成24年度一般環境アスベスト濃度測定結果

測定場所	夏期(本/L)	冬期(本/L)
甲府市 丸の内1丁目	0.070	0.079
甲府市 富士見1丁目	0.16	0.058
市川三郷町 高田	0.22	0.054
都留市 田原3丁目	0.15	0.053

平成24年度は41件の届出があり、労働環境を所管する山梨労働局と連携を取りながら、延べ31

回の立入検査を実施し、現場での隔離、集じん装置の設置法等を確認し、周辺環境への影響がないような飛散防止措置が行われるよう指導しました。

また、一般環境におけるアスベスト濃度についての環境基準はありませんが、状況を把握するため、平成17年度からアスベスト調査を夏期・冬期の年2回実施しており、平成24年度は前年度に引き続き、県内4か所において実施しました。

その結果は特定粉じん発生施設設置工場にかかる敷地境界基準の10本/ℓと比較しても非常に低い値となっています。

なお、WHOクライテリアにおいて、「都市における大気中の石綿濃度は、一般に1本/ℓ以下～10本/ℓであり、それを上回る場合もある。」、「一般環境中においては、一般住民への石綿暴露による中皮腫及び肺がんのリスクは、検出できないほど低い。すなわち、実質的には、石綿のリスクはない。」とされています。

3 - 2 水質の保全

1 水質の状況(大気水質保全課)

県では、水質保全対策のための常時監視として、昭和48年度から公共用水域水質測定を、平成元年度からは地下水についても水質測定を行っています。また、河川については、昭和59年度から水生生物を指標として水質評価を行う水生生物調査も行っています。

(1)公共用水域水質測定結果の概要

本県の河川は、富士川水系、相模川水系及び多摩川水系で構成されており、本川、支川を合わせると、河川法の一級河川が601、二級河川が9、合計610で、その総延長は、約2,095.6kmに及んでいます。これらの公共用水域については、毎年、水質汚濁防止法に基づき測定計画を定めて水質測定を実施し、その測定結果を環境基本法に基づく環境基準で評価を行っています。平成24年度は、36水域、53地点(河川47、湖沼6地点)で水質測定を実施しました。

測定期間及び測定回数

平成24年4月から平成25年3月までの間、毎月1日、河川のうち環境基準点では午前・午後の1日2回、補助点では1日1回、湖沼は1日1回、測定を実施しました。

測定地点及び測定機関

富士川、相模川、多摩川の本川、支川及び富士五湖の36水域、53地点(河川47、湖沼6地点)において、県、国土交通省及び甲府市が測定を実施しました。

測定結果

ア 健康項目

カドミウム、シアン等人の健康の保護に関する環境基準は、すべての公共用水域に一律に

定められています。平成24年度は、塩川流域(塩川ダム貯水池)及び平等川流域(平等橋、平等川流末)において、自然由来のため、砒素が塩川ダム貯水池では0.013mg/ℓ(年間平均値)、平等橋では0.012mg/ℓ(年間平均値)、平等川流末では0.011mg/ℓ(年間平均値)と環境基準(0.010mg/ℓ)を超過しましたが、その他の項目については、すべての地点で環境基準を達成しました。

イ 生活環境項目

公共用水域の水質測定結果

水系名	流域名	水域名	番号	水質測定点	類型	基準値	平成24年度	平成24年度	平成23年度	平成23年度	
							BOD(COD)値	環境基準達成状況	BOD(COD)値	環境基準達成状況	
富士川	富士川	富士川(1)	1	船山橋	AA	1	0.5		0.8		
		富士川(2)	2	三郡西橋	A	2	0.8		0.9		
		富士川(3)	3	富士橋	A	2	1.5		1.4		
		富士川(4)	4	南部橋	A	2	0.8		0.9		
	吹川	黒沢川	黒沢川	5	黒沢川流末	C	5	1.9		1.3	
			滝沢川	6	新大橋	B	3	3.9	×	2.7	
		笛吹川	笛吹川上流	7	龜甲橋	A	2	0.7		0.8	
			笛吹川下流	8	三郡東橋	A	2	1.3		1.7	
			重川	9	重川橋	B	3	1.4		1.5	
		平等川	日川	10	日川橋	A	2	0.7		0.8	
			平等川	11	平等川流末	B	3	1.9		1.4	
			濁川	12	濁川橋	C	5	3.2		3.0	
			荒川上流	13	桜橋	AA	1	0.6		0.8	
			荒川下流	14	二川橋	B	3	1.5		1.5	
			鎌田川	15	鎌田川流末	B	3	1.9		1.9	
相模川	相模川上流	相模川上流(1)	16	富士見橋	AA	1	0.7		0.7		
		相模川上流(2)	17	大月橋	A	2	1.0		1.0		
	宮川	18	昭和橋	B	3	2.6		2.2			
	柄杓流川	19	柄杓流川流末	A	2	1.0		0.8			
	朝日川	20	落合橋	A	2	0.6		0.6			
	笹子川	21	西方寺橋	A	2	0.9		0.8			
	鶴川	22	鶴川橋	A	2	0.7		0.9			
達成地点/評価対象地点							21/22		22/22		
相模五湖	山中湖	山中湖	1	山中湖湖心	A	3	2.4		2.8		
		河口湖	2	河口湖湖心	A	3	2.6		2.9		
		西湖	3	西湖湖心	A	3	2.3		2.4		
		精進湖	4	精進湖湖心	A	3	3.0		2.9		
		本栖湖	5	本栖湖湖心	AA	1	1.0		1.2	×	
達成地点/評価対象地点							5/5		4/5		

類型AA: BOD1mg/ℓ以下、COD1mg/ℓ以下
 A: BOD2mg/ℓ以下、COD3mg/ℓ以下
 B: BOD3mg/ℓ以下
 C: BOD5mg/ℓ以下

pH、BOD等生活環境の保全に関する環境基準は、利用目的に応じて河川6種類(AA, A, B, C, D, E)、湖沼4種類(AA, A, B, C)の水域類型に分類され、県内河川にはAA, A, B, Cが、湖沼にはAA, Aがあてはめられています。

水域類型があてはめられている27水域における平成24年度生活環境項目(河川BOD、湖沼COD)の環境基準の達成率⁵(カッコ内は前年度の達成率等)は次のとおりです。

- ・河川: 95.5% 21水域 / 22水域 (100% 22水域 / 22水域)
- ・湖沼: 100% 5水域 / 5水域 (80.0% 4水域 / 5水域)

また、水生生物に係る環境基準項目については、平成21年度に環境省が相模川水系及び富士川水系を類型指定するとともに、平成22年度に本県が県内の支川を類型指定しています。平成24年度の水生生物に係る環境基準項目である全亜鉛については、全ての地点において環境基準を達成しました。

⁵ BOD又はCODの日間平均値が年間で75%以上基準に適合している地点の割合をいう。

(2) 水生生物による水質調査(大気水質保全課)

河川の水質評価はBOD、SS等理化学的方法により測定した値を環境基準と比較することにより行われていますが、水生生物は過去から現在までの長期間の水質を反映して棲息しているものであり、これを指標として用いることで、なお一層実際的な水質の把握が可能となります。

この調査は、一般市民の参加を得て、河川に棲む肉眼でみることのできる大きさの様々な生物(カワゲラ、サワガニ等30種の水生生物)の棲息状況を調査し、その結果から河川の水質の状態を推察するものです。また、調査への参加により、身近な水辺へのふれあいを深め、水質保全の必要性や河川愛護精神の重要性を認識してもらうことも目的としています。

平成24年度は河川21地点について、17団体、334人の協力を得て調査を実施し、その結果は、全調査地点の81%を占める17地点が「きれいな水(水質階級)」と判定されました(調査結果の詳細は資料1に掲載)。

(3) 地下水水質測定結果の概要(大気水質保全課)

地下水の水質保全を図るため、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、年度ごとに「地下水水質測定計画」を定め、地下水質の監視を行っています。

平成24年度の結果では、県下の全体的な地下水質の概況を把握するために実施した概況調査(定点方式8地点、ローリング方式44地点)において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点で環境基準を超えて検出されましたが、それ以外の地点では全て環境基準を達成しました(調査結果の詳細は資料1に掲載)。

継続監視調査では、過去に環境基準を超過した37地点について調査を実施したところ、22地点で環境基準を超過しました。今後もこれらの地点については、継続監視調査地点として、経年変化を調査していくことにしています。

平成24年度概況調査結果

環境基準項目	基準値 mg/ℓ	地点数(測定値:mg/ℓ)		
		基準値超過	基準値内検出	不検出
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	1	40(0.05～9.5)	3
ふっ素	0.8	0	27(0.04～0.40)	17
ぼう素	1	0	11(0.05～0.71)	33
その他24項目	-	0	0	44

要監視項目	指針値 mg/ℓ	地点数(測定値:mg/ℓ)		
		指針値超過	指針値内検出	不検出
クロロホルム	0.06	0	2(0.0032～0.0092)	29
全マンガン	0.2	1(0.29)	2(0.12～0.18)	28
ウラン	0.002	0	1(0.0005)	30
その他21項目	-	0	0	31

平成24年度継続監視調査結果

環境基準項目	基準値 mg/ℓ	地点数(測定値:mg/ℓ)		
		基準値超過	基準値内検出	不検出
全シアン	不検出	0	0	2
鉛	0.01	0	0	3
砒素	0.01	2(0.023～0.049)	1(0.008)	2
塩化ビニルモノマー	0.002	0	1(0.0003)	17
1,2-ジクロロエタン	0.004	0	0	21
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0	3(0.007～0.055)	18
1,2-ジクロロエチレン	0.04	1(0.049)	1(0.015)	19
1,1,1-トリクロロエタン	1	0	8(0.0007～0.014)	13
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0	0	21
トリクロロエチレン	0.03	1(0.054)	1(0.007)	19
テトラクロロエチレン	0.01	4(0.011～0.014)	8(0.0038～0.010)	9
ベンゼン	0.01	0	0	2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	6(13～21)	6(6.6～10)	0
ふっ素	0.8	1(0.98)	0	0

2 水質汚濁防止対策

(1) 法令による排水規制等(大気水質保全課)

公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に基づき、工場、事業場に対し排水規制及び地下水汚染の未然防止に係る規制を行っています。水質汚濁防止法では、汚水を排出する施設を特定施設として定め、特定施設を設置する場合、事業者へ届出を義務付けるとともに、排水基準を定めています。また、同法では、有害物質を使用する特定施設や有害物質を貯蔵する施設に対する構造基準等も定めています。本県では、山梨県生活環境の保全に関する条例により、水質汚濁防止法の排水基準より厳しい基準(上乘せ基準)を定め排水規制を強化し、また、水質汚濁防止法の特定施設以外に汚水を排出する施設(横出し施設)を定めて届出を義務付け、さらに水質汚濁への影響に関係の深い作業を行う工場を指定工場として、設置などに対して許可制としています。

また、水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例の適用を受ける工場、事業場については、立入検査を行い、排水基準等の遵守状況や排水処理施設の管理状況等を監視しています。

(2) 規制対象施設及び立入検査(大気水質保全課)

水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく届出事業場数は、平成24年度末で5,148でした。業種別の内訳では、旅館業が49.6%を占め、次いで洗たく業6.5%、自動式車両洗浄施設5.9%、畜産農業4.7%、酸・アルカリによる表面処理施設3.6%であり、これら5業種で全体の約7割を占めています。平成24年度は、延べ413事業場について立入検査を実施し、うち317事業場について排水水などの採水検査を行い、排水基準の遵守状況などを監視した結果、36事業場において排水基準違反があり、文書による行政指導や改善勧告等を行いました。

特定施設等届出数等の推移(上段()内は、甲府市分の再掲)

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
特定事業場数	(695)	(694)	(696)	(710)	(675)	(657)	(562)	(563)	(568)	(531)	(515)	(482)
水質汚濁防止法	5,481	5,503	5,473	5,474	5,426	5,505	5,309	5,261	5,265	5,236	5,179	5,148
横出し(県条例)	(667)	(666)	(668)	(681)	(647)	(628)	(534)	(536)	(540)	(503)	(487)	(454)
指定工場数	5,361	5,385	5,358	5,360	5,312	5,389	5,195	5,149	5,153	5,124	5,067	5,036
排水基準適用事業場数	(28)	(28)	(28)	(29)	(28)	(29)	(28)	(28)	(28)	(28)	(28)	(28)
有害物質使用事業場	120	118	115	114	114	116	114	113	112	112	112	112
排水量20m ³ /日以上(除有害物質使用)	(56)	(43)	(43)	(41)	(40)	(37)	(18)	(16)	(20)	(18)	(17)	(16)
横出し(県条例)	141	105	110	108	106	101	77	70	76	75	68	67
排水基準違反事業場数	(153)	(118)	(158)	(165)	(72)	(61)	(51)	(49)	(183)	(174)	(155)	(155)
採水検査実施事業場数	1,121	1,066	1,065	1,047	899	870	873	818	959	942	924	956
排水基準違反事業場数	(76)	(87)	(86)	(86)	(35)	(27)	(22)	(20)	(112)	(106)	(87)	(86)
採水検査実施事業場数	295	275	285	276	220	212	196	192	295	286	286	300
排水基準違反事業場数	(77)	(31)	(72)	(79)	(37)	(34)	(29)	(29)	(71)	(68)	(68)	(69)
採水検査実施事業場数	810	776	769	760	668	648	666	617	655	647	630	648
排水基準違反事業場数	0	0	0	0	0	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
採水検査実施事業場数	16	15	11	11	11	10	11	9	9	9	8	8

立入検査・採水検査実施の推移(上段()内は、甲府市分の再掲)

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
立入検査実施事業場数	(18)	(5)	(15)	(19)	(17)	(46)	(66)	(31)	(11)	(28)	(7)	(15)
立入検査対象事業場数	678	636	525	596	698	773	690	614	464	498	460	413
採水検査実施事業場数	(695)	(694)	(696)	(710)	(675)	(657)	(562)	(563)	(568)	(531)	(515)	(482)
採水検査対象事業場数	5,481	5,503	5,473	5,474	5,426	5,505	5,503	5,261	5,265	5,236	5,179	5,148
排水基準違反事業場数	(8)	(0)	(5)	(3)	(5)	(2)	(2)	(17)	(0)	(2)	(0)	(2)
採水検査実施事業場数	361	319	292	395	445	398	446	423	294	343	316	317
採水検査対象事業場数	(153)	(118)	(158)	(165)	(72)	(61)	(51)	(49)	(183)	(174)	(155)	(155)
排水基準違反事業場数	1,121	1,066	1,065	1,047	899	870	873	818	959	942	924	956
採水検査実施事業場数	(4)	(0)	(0)	(1)	(2)	(0)	(0)	(4)	(0)	(1)	(0)	(0)
排水基準違反事業場数	56	57	33	56	65	33	53	57	38	42	33	36

(3) 富士五湖の水質保全対策(大気水質保全課)

近年、湖沼等の閉鎖性水域においては、窒素・リンの流入による富栄養化が進み、アオコの発生による利水障害などが生じ、全国的な問題になっています。このため、県では、富士五湖の富栄養化を防止するため、各種の水質調査を実施し、汚濁の解明に努めています。また、精進湖における網イケスの全面撤去(昭和60年度)、本栖湖における地域し尿処理施設の整備(昭和61年度竣工)、精進湖における特定環境保全下水道の整備(平成11年7月供用開始)を図ってきました。なお、山中湖、河口湖、西湖については、富士北麓流域下水道の整備が進められており、昭和61年7月から一部が供用開始されています。

(4) 生活排水対策

生活排水処理施設整備構想に基づく整備の促進(大気水質保全課)

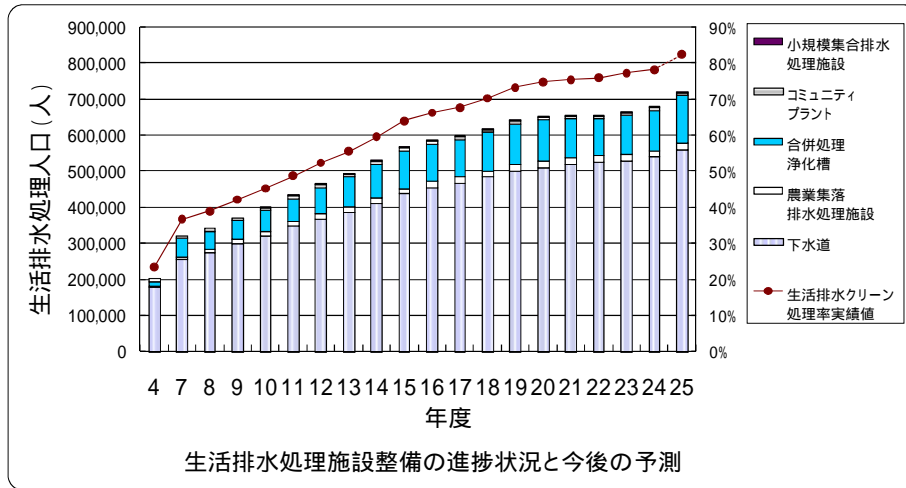
公共用水域における水質汚濁の原因については、炊事、洗濯、入浴など人々の日常生活から排出される生活排水が約7割を占めると言われています。このため、公共用水域における水質汚濁防止のためには、計画的な生活排水処理対策を行うことが重要あり、現在、県内では生活排水処理施設として、下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の設置などが進められています。これらの事業は各々の事業目的により実施されていますが、これら事業手法の選択は、市町村が人口密集度や地理的要因を勘案し決定するものであり、整備を効率的に推進するためには、各種事業を総合した整備計画に基づくことが有益です。

そこで、県では県下全域を対象に、各種生活排水処理施設の整備を地域の实情や環境特性に応じて、効率的・計画的に進めることを目的とし、平成21年1月に「山梨県生活排水処理施設整備構想」の見直しを行い、効率的かつ効果的な施設整備の促進を図っています。また、平成17年3月には「山梨県公害防止条例」を「山梨県生活環境の保全に関する条例」に改正し、日常生活等に伴う水質汚濁の防止を目的に、洗剤の適正使用等を新たに義務付けました。

生活排水処理施設整備の進捗状況と今後の予測

年度	総人口	下水道	農業集落排水処理施設	合併処理浄化槽	コミュニティプラント	小規模集合排水処理施設	生活排水処理人口	生活排水クリーン処理率実績値 (目標値)	前年度ポイント比較
平成4年度	865,858	179,800	845	14,879	7,580	0	203,104	23.5%	-
平成7年度	877,794	255,407	5,688	52,554	8,210	0	321,859	36.7%	-
平成8年度	880,752	274,624	8,764	50,357	8,872	0	342,617	38.9%	2.2
平成9年度	882,661	300,585	10,268	51,963	8,553	0	371,369	42.1%	3.2
平成10年度	883,847	321,599	12,838	57,174	7,894	18	399,523	45.2%	3.1
平成11年度	885,422	348,370	13,144	60,988	8,351	17	430,870	48.7%	3.5
平成12年度	886,077	367,644	13,887	73,540	8,351	71	463,493	52.3%	3.6
平成13年度	885,196	385,791	13,900	84,010	7,475	79	491,255	55.5%	3.2
平成14年度	884,170	410,106	14,414	94,388	7,671	79	526,658	59.6%	4.1
平成15年度	882,677	436,864	15,115	104,145	8,201	77	564,402	63.9% (62.1%)	4.3
平成16年度	880,947	454,572	16,654	104,245	7,469	65	583,005	66.2% (65.7%)	2.3
平成17年度	879,239	466,764	16,685	103,914	7,222	63	594,648	67.6% (68.8%)	1.4
平成18年度	875,621	485,214	16,206	106,002	7,232	60	614,714	70.2% (71.5%)	2.6
平成19年度	871,481	501,174	16,664	112,566	7,241	59	637,704	73.2% (74.3%)	3.0
平成20年度	871,481	510,408	16,673	114,425	7,280	56	648,842	74.8% (74.6%)	1.6
平成21年度	864,210	519,537	16,328	108,424	7,468	57	651,814	75.4% (76.4%)	0.6
平成22年度	860,559	525,838	16,178	104,164	6,551	53	652,784	75.9% (78.0%)	0.5
平成23年度	855,746	529,128	16,460	108,856	6,512	52	661,008	77.2% (79.6%)	1.3
平成24年度	863,917	539,542	16,088	112,612	6,541	50	674,833	78.1% (81.0%)	0.9
平成25年度	871,481	558,875	17,664	133,847	7,201	59	717,646	(82.3%)	1.3

注) 平成25年度は推計値



下水道の整備(下水道課)

下水道は、トイレの水洗化などにより、快適で衛生的な生活環境を作るとともに、公共用水域の水質保全を図るうえで重要な役割を果たしています。本県における下水道事業は、昭和29年度に甲府市が最初に着手し、平成24年度末で27市町村のうち24市町村(事業実施率89%)が実施しています。県全体の下水道普及率(処理区域内人口/行政人口)は平成24年度末で62.5%となりました。

県では下水道の整備を促進するため、平成3年度から公共下水道普及促進費補助金制度を創設し、市町村の国庫補助対象事業の2.5%(一定要件を備えるもの)を補助しています。また、平成7年度から同制度を拡充して市町村の単独事業費についても2.5%を補助(一定の要件を備えるもの)することとし、下水道の普及促進を図っています。

下水道事業実施市町村

区分	実施市町村 (一部供用開始年月)
富士北麓流域関連公共下水道	富士吉田市(S61.7)、富士河口湖町(旧河口湖町(S61.7)、旧勝山村(H2.4)、旧足和田村(H2.4))、忍野村(S63.4)、山中湖村(H1.7)
峡東流域関連公共下水道	甲府市(旧中道町(H5.7))、山梨市(旧山梨市(H1.7)、旧牧丘町(H4.10))、笛吹市(旧石和町(H1.7)、旧御坂町(H6.4)、旧一宮町(H5.7)、旧八代町(H6.4)、旧境川村(H5.7)、旧春日居町(H1.7))、甲州市(旧塩山市(H1.7)、旧勝沼町(H5.7))
釜無川流域関連公共下水道	韮崎市(H8.4)、南アルプス市(旧八田村(H10.4)、旧白根町(H10.4)、旧若草町(H7.4)、旧榎形町(H8.4)、旧甲西町(H5.4))、甲斐市(旧竜王町(H5.4)、旧敷島町(H7.10)、旧双葉町(H7.10))、中央市(旧玉穂町(H5.4)、旧田富町(H5.4))、市川三郷町(旧三珠町(H10.4)、旧市川大門町(H9.11))、富士川町(旧増穂町(H5.4)、旧蹴沢町(H7.4))、昭和町(H5.4)
桂川流域関連公共下水道	富士吉田市(H17.4)、都留市(H16.4)、大月市(H16.4)、上野原市(H16.4)、西桂町(H16.4)
単独公共下水道	甲府市(S37.8)、北杜市(旧明野村(H14.4)、旧須玉町(H8.2)、旧高根町(S62.5)、旧長坂町(H8.4)、旧大泉村(H12.3)、旧武川村(H19.4)、旧小淵沢町(H7.7))、甲州市(旧大和村(H13.4))、市川三郷町(旧六郷町(H11.7))、早川町(H2.4)、身延町(旧身延町(H4.4)、旧中富町(H14.4)、旧下部町(H22.10))、富士河口湖町(旧上九一色村(H11.7))、丹波山村(S62.10)、小菅村(S63.4)

富士北麓流域下水道(流域全体の普及率55.8%)

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
富士吉田市	45.4	忍野村	59.9	山中湖村	71.5	富士河口湖町	68.4

峡東流域下水道(流域全体の普及率55.4%)

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
甲府市	82.1	山梨市	47.8	笛吹市	58.9	甲州市	52.0

釜無川流域下水道(流域全体の普及率61.3%)

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
韮崎市	57.4	南アルプス市	42.2	甲斐市	69.9	中央市	67.8
市川三郷町	81.4	富士川町	73.8	昭和町	73.0		

桂川流域下水道(流域全体の普及率28.6%)

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
富士吉田市	12.7	都留市	27.1	大月市	16.4	上野原市	45.3
西桂町	45.5						

単独公共下水道

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
甲府市	94.7	北杜市	63.3	甲州市	90.6	市川三郷町	91.9
早川町	5.2	身延町	47.7	昭和町	100	富士河口湖町	22.8
小菅村	92.7	丹波山村	96.0				

農業集落排水施設の整備(耕地課)

農業集落排水施設の整備は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持または、農村の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質を保全し、地域資源の利活用に寄与するため農業集落におけるし尿、生活排水などの汚水や汚泥又は、雨水を処理し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的としています。事業実施のための要件は、農業振興地域内であること、受益戸数おおむね20戸以上とし、特に、農村地域は集落が分散した疎な居住空間であることから、経済性、水のリサイクル、汚泥の農地還元、集落コミュニティの維持強化を考慮した小規模分散型汚水処理システムを取り入れています。

補助制度としては、事業費に対して国補50%のほか、事業の普及促進を図るため、生活排水処理率が県の目標値82%に満たない事業実施市町村に対して、事業費の2.5%を普及促進費補助金として助成しています。なお、一定の要件に合う過疎市町村では県営農業集落排水事業での実施が可能です。本県では、61処理区(処理人口20,602人)を対象に整備計画を推進しており、平成24年度までに45地区(富士川町、中央市、北杜市、早川町、南アルプス市、小管村、甲府市、甲斐市、笛吹市、身延町、市川三郷町)が採択され、平成24年度末までに45地区が完了し供用を開始しています(整備計画に対しては85%の進捗率)。

浄化槽設置の促進(大気水質保全課)

山間部が多い本県では、下水道・農業集落排水処理施設などの集合処理施設を整備することができない地域が多く、このような地域の生活排水対策としては、し尿と生活排水を併せて処理する浄化槽の整備が重要です。この浄化槽の設置を促進するため、国、県及び市町村では次により浄化槽の設置に対して助成を行っています。

浄化槽の長所

- ア 処理性能は、下水道の終末処理場と同等
- イ 施設規模が小さいため複雑な地形に対応できる
- ウ 短期間の工事で設置できるため水質保全の効果が迅速に現れる。
- エ 処理水を近くの水路に放流するため河川の水量維持に役立つ

ア 浄化槽設置整備事業

住民が浄化槽を設置するにあたり、市町村が浄化槽の設置費用の約4割に当たる金額(施設規模ごとに基準額が決められています。例:5人槽33万2千円)を補助する事業。国・県はその事業に対し、事業費の1/3を各々補助します。平成24年度は、19市町村において実施され、725基分の助成を行いました。

イ 浄化槽市町村整備推進事業

市町村自ら浄化槽を各戸に整備する事業。住民から使用料を徴収することによって、事業の維持管理等の運営を行っています。国から1/3の補助と、起債元利償還の50%に対する交付税措置があります。平成24年度の事業実施市町村は、5市町村であり、114基が設置されました。

平成24年度浄化槽設置整備事業設置基数(国庫交付金に係るもの)

市町村名	助成基数	市町村名	助成基数	市町村名	助成基数	市町村名	助成基数
北杜市	154	鳴沢村	11	都留市	71	上野原市	41
早川町	3	身延町	18	甲府市	57	富士吉田市	126
大月市	31	南部町	58	富士河口湖町	18	忍野村	8
山梨市	14	笛吹市	11	西桂町	10	市川三郷町	4
富士川町	13	韮崎市	48	南アルプス市	29		

平成24年度浄化槽市町村整備推進事業設置基数

市町村名	助成基数	市町村名	助成基数
甲州市	28	甲斐市	15
北杜市	20	山梨市	11
甲府市	40		

(5) 内水面の有効利用に関する知識の普及啓発(花き農水産課)

釣り人などの河川湖沼の利用者に対して、漁場の保全や水産資源の保護等に関するマナーやルールの普及啓発活動を行うことにより、良好な水辺環境の維持と内水面漁業の健全な発展を図っています。

(6) 水質事故対策(大気水質保全課)

水質事故とは、工場等での操作ミスや機械の故障、交通事故や不法投棄等により、河川へ化学物質や油類が流れ込み、水質が汚染されたり、魚が浮上したりすることを言います。水質事故が発生した場合、被害を軽減するため、原因究明や被害の拡大防止など関係機関と連携を図りながら緊急的な対応を行っています。また、水質事故の発生を想定した訓練を、国土交通省など関係機関と合同で実施し、これら水質事故に迅速に対応することとしています。

平成24年度は44件の水質事故が発生しました。内訳は、油流出事故が23件、魚へい死事故が10件、その他11件でした。

3 - 3 化学物質による環境汚染の防止

1 化学物質による環境汚染の状況(大気水質保全課)

(1) ダイオキシン類の排出規制

ダイオキシン類対策として、国ではダイオキシン類対策特別措置法を平成11年7月に制定・公布し、環境基準を定めました。同法では、規制対象施設を次のとおり定め、それぞれ排出基準を定めています。

<p>特定施設 ダイオキシン類に係る排出ガス及び排水に関する規制対象施設</p> <p>大気基準適用施設 アルミニウム合金製造の用に供する溶解炉・廃棄物焼却炉等5種類の施設について排出ガスを規制する。</p> <p>水質基準対象施設 廃棄物焼却炉(大気基準適用施設)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設又は汚水等を排出する灰の貯留施設等19種類の施設について排水を規制する。</p>

また、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分(再生することを含む。)を行う場合の基準についても定めています。平成24年度末現在の特定施設の届出状況は次表のとおりであり、届出施設(大気関係、水質関係)の総数は98施設となっています。

県では、これらの施設を設置する事業場に立入検査を実施しており、平成24年度は延べ69件行いました。また、排出ガスの測定を3施設で実施しましたが、全ての施設で基準に適合していました。

大気基準適用施設の届出数(平成25年3月31日現在)

特定施設の種類	施設規模	事業場数	施設数
アルミニウム合金製造の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	乾燥炉(処理能力:0.5t/h以上)	2	1
	溶解炉(容量:1t以上)		2
廃棄物焼却炉(焼却能力:50kg/時以上又は火床面積:0.5m ² 以上)	処理能力 4 t/h以上	61	3
	2 t/h以上～4 t/h未満		20
	200kg/h以上～2 t/h未満		24
	100kg/h以上～200kg/h未満		26
	50kg/h以上～100kg/h未満		7
	50kg/h未満	5	
合 計		63	88

水質基準適用施設の届出数(平成25年3月31日現在)

特定施設の種類	事業所数	施設数
廃棄物焼却炉(大気汚染防止法)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	7	5
		4
特定施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	1	1
合 計	8	10

また、規制対象施設の設置者には、排出ガス、排出水、ばいじん及び燃え殻等の測定及び知事への報告が義務付けられており、その結果は次のとおりです。なお、平成24年度においては72施設中71施設に関して報告があり、報告があった全ての施設については排出基準に適合しました。未報告の1施設は、年度途中で廃止された施設でした。

排出基準の適合状況等(平成25年3月31日現在)

項目	報告施設数			未報告施設数		合計
	排出基準		小計	稼働	廃止・故障等	
	適合	不適合				
排出ガス	69	0	69	0	1	70
排出水	2	0	2	0	0	2
ばいじん・燃え殻*			66	0	1	67

注1 施設数は、平成23年度内に稼働実績がある規制対象施設数(年度途中で廃止又は休止した施設を含む)。

注2 排出水の施設数は、設置者による測定の義務づけのある事業場数(水質基準対象施設を設置する事業場で排出水の排出がある事業場数)。

注3 ばいじん・燃え殻の基準は、排出基準でないため適否の判定は行わない。

(2)ダイオキシン類⁶の環境汚染の状況

本県では、平成9年度から一般環境中のダイオキシン類濃度の実態を把握するため、大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を調査しており、平成24年度においては、すべての地点で環境基準を達成しました。

⁶ ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン(PCDDs)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)及びコプラナーポリ塩化ピフェニル(コプラナーPCBs)の3種の総称であり、極めて毒性が強く、分解性が低いため、排出量が微量であっても、大きな影響が懸念されている物質。また、ダイオキシン類は人間が意図的に製造した物質ではなく、主に廃棄物の焼却の過程において非意図的に生成、排出されている。

平成24年度ダイオキシン類測定結果

環境媒体		調査地点数	調査回数/年 (調査時期)	ダイオキシン類の濃度範囲 (平均値) 1	環境基準値	単位
大気		3	4回	0.0089~0.019 (0.015)	0.6以下	pg-TEQ/m ³
公共用水域 2	水質	7	1回	0.042~0.96 (0.23)	1以下	pg-TEQ/l
	底質	7	1回	0.13~5.0 (1.1)	150以下	pg-TEQ/g
地下水質		9	1回	0.041 (0.041)	1以下	pg-TEQ/l
土壌	一般環境把握調査	7	1回	0.0027~0.99 (0.27)	1,000以下	pg-TEQ/g

- 1 濃度範囲は、各調査地点における年間平均値の最小値及び最大値であり、()内の数値は、すべての調査地点の平均値である。
- 2 調査は山梨県が6地点、国土交通省が1地点実施した。

(3)大気中における化学物質の状況

大気中における有害な化学物質については、平成8年の大気汚染防止法の改正により、有害大気汚染物質対策の推進に関する事項が新たに設けられ、地方公共団体は有害大気汚染物質による大気汚染の状況把握に努めることと規定されました。また、中央環境審議会では平成8年10月に、大気汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれの程度がある程度高いと考えられる有害大気汚染物質22物質を「優先取組物質」として選定し、平成22年10月に、有害大気汚染物質23物質を「優先取組物質」として見直しました。

有害大気汚染物質に係る環境基準等の設定状況
環境基準に係る物質
・平成9年2月
ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン
・平成13年4月
ジクロロメタン
指針値に係る物質
・平成15年9月
アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、
水銀及びその化合物、ニッケル化合物
・平成18年12月
クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン
・平成22年10月
ヒ素及びその化合物

有害大気汚染物質に係る環境基準及び環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)は、平成9年2月には、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの3物質について設定されたのを皮切りに、平成25年3月31日現在、4物質について環境基準が設定され、8物質について指針値が設定されています。

県では、平成9年10月から環境基準が定められた物質及び同時測定が可能な優先取組物質(揮発性有機化合物)の計9物質について通年の測定を開始し、平成16年度からは指針値が設定された物質のうち測定が未実施であった水銀及びその化合物並びにニッケル化合物について測定を行っています。また、平成23年度からは新たに指針値が設定されたヒ素及びその化合物並びに新たに「優先取組物質」として追加され同時測定が可能な塩化メチル及びトルエンの測定を開始しています。

2 PRTR制度(化学物質排出移動量届出制度)(大気水質保全課)

(1) PRTR⁷制度の概要

平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(略称:化管法)が公布されました。

化管法におけるPRTR制度の概要

対象化学物質を製造・使用している事業者は、環境中に排出した量と廃棄物として処理するために事業所の外へ移動させた量を自ら把握し、都道府県を経由し国に年1回届け出る。国はそのデータを整理、集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを併せて公表する。

PRTR制度によって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになり、「事業者による自主的な化学物質の管理の改善の促進」、「住民への情報提供を通じた、化学物質の排出状況・管理状況への理解の増進」、「行政による化学物質対策の優先度の判断材料として活用」、「化学物質による環境リスクに関する正確な情報の共有によるリスクコミュニケーションの促進」などが期待される。

法律に基づく届出は平成14年度から始まり、平成24年度には345事業所から届出(平成23年度把握分)がありました。国では、届出のあった排出量・移動量を集計するとともに、届出対象外の排出量の推計及び集計を行い、その結果を平成25年2月28日に公表し、県においても、県内の概要を集計し平成25年7月23日に公表しました。なお、国は、PRTR開示窓口を環境省・経済産業省等に設置して、事業所のデータの開示請求(有料)に対応しています

- 1 対象となる化学物質
トルエン、ジクロロメタン、トリクロロエチレンなどの462物質
- 2 対象事業者
次の3つの要件を満たす事業者
全ての製造業、下水道業、産業廃棄物処分量など国が指定する24業種のいずれかに属する事業を営んでいる事業者
常用雇用者数が21人以上の事業者
次のいずれかに該当すること。
(ア)対象となる化学物質のいずれかの年間取扱量が1t⁷以上(発ガン性物質は0.5t⁷以上)である事業所を有する事業者
(イ)下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業者
(ウ)ダイオキシン類対策特別措置法に規定する廃棄物焼却炉を設置している事業者
(エ)その他、産業廃棄物処理施設など国が定める施設を設置している事業者
平成16年度届出より年間取扱量がそれまでの5t⁷から1t⁷に変更

(2) 山梨県内の集計結果の概要

届出のあった事業所数:345事業所(全国:36,638件 県/国:0.9%)

届出排出量・移動量 :2,169t(全国:398,870t 県/国:0.5%)

(以下、集計結果の数値は、四捨五入により端数処理をしているため、合計と内訳が合わない場合がある)

(内訳) 環境への排出量:	1,532t (全国:173,843t 県/国:0.9%)
・大気への排出:	1,507t
・公共用水域への排出:	25t
事業所から出された移動量:	638t (全国:225,027t 県/国:0.3%)
・事業所の外への廃棄物としての移動:	637t
・下水道への移動:	0t

⁷ (Pollutant Release and Transfer Register) 有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物などに含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計・公表する仕組み。

国が行った届出外排出量の推計値:	2,256t (全国:254,706t 県/国:0.9%)
(内訳)・移動体からの排出量の推計値:	850t (構成比: 37.7%)
・家庭からの排出量の推計値:	489t (同 : 21.7%)
・非対象業種からの排出量の推計値:	489t (同 : 21.7%)
・対象業種からの届出外排出量の推計値:	428t (同 : 19.0%)

物質別排出量等

ア 届出排出量・移動量の多い上位5物質

物質名	排出量・移動量(トン)	構成比(%)	県/国(%)
トルエン	911	42.0	0.9
塩化メチレン	337	15.5	1.6
クロム及び三価クロム化合物	232	10.7	1.5
ノルマル - ヘキサン	175	8.1	1.1
キシレン	102	4.7	0.3

イ 届出排出量の多い上位5物質

物質名	排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)
トルエン	865	56.5	1.5
塩化メチレン	276	18.0	2.0
ノルマル - ヘキサン	159	10.4	1.4
キシレン	65	4.2	0.2
H C F C - 225	26	1.7	5.4

ウ 届出排出量と届出外排出量の多い上位5物質

物質名	届出排出量(トン)	届出外排出量(トン)	合計排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)
トルエン	865	519	1,384	36.6	1.3
キシレン	65	355	419	11.1	0.6
塩化メチレン	276	19	294	7.8	1.9
ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	1	256	257	6.8	1.0
ノルマル - ヘキサン	159	24	183	4.8	1.3

3 - 4 騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止

1 騒音の状況と対策(大気水質保全課)

(1)騒音の状況

市町村及び県に寄せられた公害苦情件数のうち騒音に関するものは、平成24年度は81件で全体の10.7%を占めており、典型7公害の中では大気汚染、悪臭、水質汚濁に次いで4位でした。この発生源は、建設業、製造業及びサービス業によるものが56.8%であり、次いで、家庭生活によるものが18.5%、自動車によるものが4.9%となっています。また、その他として空調室外機等の近隣騒音があります。

(2)騒音対策

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

騒音に係る環境基準は、環境基本法において人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準と定義されており、騒音に係る総合的な施策を進めていく上で目標となるものです。環境基準を適用する地域の指定権限は知事及び市長に委任されており、本県では現在、都市計画法に基づく用途地域に準じて、17市町に当該環境基準の地域類型が当てはめられています。なお、平成10年9月、環境庁(現環境省)は騒音に係る環境基準を改正し、騒音の評価手法を騒音レベルの中央値から等価騒音レベルに変更するとともに、最新の科学的知見を踏まえて、一般地域と道路に面する地域について新たな環境基準値を設定し、平成11年4月から施行しました。

騒音の規制等

騒音規制法に基づく規制地域については、昭和49年に指定後、昭和52年、昭和61年、平成元年、平成7年、平成12年、平成18年及び平成23年に見直しを行い、現在、県下27市町村中25市町村に規制地域が指定されています。

ア 工場・事業場、建設作業等の騒音

規制地域内の工場・事業場に設置される施設のうち、騒音規制法で定める金属加工機械、空気圧縮機、織機等の特定施設を設置する場合は、市町村に届け出ることとされています。平成24年度末の県内の特定施設数は、9,560(工場数1,912)であり、その内訳は空気圧縮機等が3,339(34.9%)と最も多く、次いで織機が2,653(27.8%)、金属加工機械が1,480(15.5%)の順でした。また、著しい騒音を発生する特定建設作業についても、同様の届出が義務づけられており、平成24年度は、バックホウを使用する作業が63件、さく岩機を使用する作業が17件、くい打機を使用する作業が10件、空気圧縮機を使用する作業が4件等で、合計97件ありました。なお、山梨県生活環境の保全に関する条例(平成17年10月1日施行)では、騒音規制法で定められている以外の特定施設、特定建設作業のほか、深夜営業騒音、拡声器騒音についても規制を行っています。

イ 自動車騒音の常時監視

自動車騒音の常時監視は、騒音規制法の改正(平成11年)により、平成12年度から都道府県等の事務とされ、自動車騒音の影響がある道路に面する地域で、「騒音に係る環境基準」の達成状況等を把握するものです。騒音に係る環境基準の達成状況は、道路に面する地域について、一定地域内⁸の住居等のうち騒音レベルが基準を超過する戸数及び超過する割合により評価(以下「面的評価」という。)することとされています。県では、平成13年度から面的評価を開始し、計画的に順次対象地域を評価することとしており、平成23年度までに、特例市である甲府市を除く12市6町の277.80kmについて面的評価を行いました。

平成24年度からは騒音規制法の改正により、全ての市がその区域内の道路の面的評価を行うこととなり、県では町村の区域の面的評価を行っています。

⁸ 面的評価の対象地域は、原則として2車線以上の道路(市町村道にあっては原則として4車線以上の道路)の道路端から50mにある範囲となっている。

面的評価の結果

山梨県が平成24年度に実施した町村の区域の面的評価については、対象区域内の4,418戸の住居等のうち、昼間(6時～22時)及び夜間(22時～6時)とも環境基準値以下であったのは4,028戸(91.2%)、昼間のみ基準値以下であったのは174戸(3.9%)、夜間のみ基準値以下であったのは7戸(0.2%)、昼夜間とも基準値を超過したのは209戸(4.7%)でした。

また各市が実施した結果を加えた全県での評価は、対象区域内の34,915戸の住居等のうち、昼間(6時～22時)及び夜間(22時～6時)とも環境基準値以下であったのは32,580戸(93.3%)、昼間のみ基準値以下であったのは722戸(2.1%)、夜間のみ基準値以下であったのは88戸(0.3%)、昼夜間とも基準値を超過したのは1,520戸(4.4%)でした。

2 振動の状況と対策(大気水質保全課)

(1)振動の状況

振動は、都市における住宅と工場の混在、工場等における設備の大型化、建設工事の増加、モータリゼーションの進行に伴い地域によっては大きな問題となることがあります。これらの振動に対する住民からの苦情内容としては、気分がイライラする、戸、障子や物が揺れて気になる、不快に感じる、睡眠の妨げになる等の感覚的なものが主ですが、大きな振動の発生源に隣接している場合には、壁、タイル等のひびわれ、戸、障子の建て付けの狂い等の物的被害を訴える例もみられます。平成24年度の苦情件数は、工事・建設作業に伴うものが2件でした。

(2)振動対策

振動規制法に基づく規制地域の指定、規制基準の設定については、昭和54年に制定し、その後、環境条件の変化に合わせて見直しを行い、現在、県下27市町村中25市町村に規制地域が指定されています。振動規制法による特定施設の届出状況は、平成24年度末の施設数が7,275施設(工場数1,406)であり、その内訳は織機が2,260施設(31.1%)と最も多く、次いで金属加工機械が1,678施設(23.1%)、圧縮機が1,443施設(19.8%)等でした。また、特定建設作業の届出状況は、ブレーカーを使用する作業が28件、くい打機を使用する作業が16件、舗装版破砕機を使用する作業が2件で、合計46件でした。

3 悪臭の状況と対策(大気水質保全課)

(1)悪臭の状況

悪臭は低濃度でも感知されやすく、人の感覚に直接訴える公害だけに、快適な生活環境を損なうものとして問題とされてきました。平成24年度の悪臭の苦情件数は124件で、全苦情件数の16.4%と大気汚染に次いで高い比率を占めており、この内訳は、家庭生活24件(19.4%)、野外焼却18件(14.5%)、産業排水11件(8.9%)、産業用機械作動10件(8.1%)等となっています。

(2) 悪臭対策

工場、事業場の事業活動に伴って発生する悪臭対策として、アンモニア、硫化水素などの悪臭物質ごとに「物質濃度」で規制を行ってきました。しかし、悪臭は通常多種類の悪臭物質によって構成されていることが多く、多数の物質が複合して強いにおいとなる複合臭や未規制の物質が排出されている場合には、対応が困難でした。このため、平成17年2月、悪臭の程度を人の嗅覚を用いて測定する嗅覚測定法を取り入れた臭気指数規制を導入し、現在24市町村に規制地域を指定して悪臭対策の推進に努めています。また、近年、増加傾向が見られるゴミ処理や飲食物の調理、ペットの飼育等、家庭生活に伴う悪臭苦情を防止するため、悪臭対策の基本的な考え方や発生源別の対策方法などをまとめた「生活型悪臭対策指導指針」を平成9年に策定し、生活型悪臭苦情の未然防止を図ることにより生活環境の保全に努めています。

4 地盤沈下の状況と対策(大気水質保全課)

(1) 地盤沈下の状況

地盤沈下は、地面が徐々に沈んでいく現象であり、主たる原因は地下水の過剰採取です。これにより、帯水層の水圧が低下し、粘土層(不透水層)に含まれている水が帯水層に絞り出され、粘土層が収縮することにより地表面の沈下が起きます。また、こうして起こった地盤沈下は、地下水位が回復してもほとんど元に戻らないと言われています。地盤沈下は、地質的に沖積層が厚く堆積した場所で起こりやすく、本県では甲府盆地の中央部から南部がこれに該当しています。昭和40年代に建設省国土地理院が行った一級水準測量で、石和地域において年平均20mmの沈下が確認されたことから、県では一級水準測量調査及び地下水位観測を実施し、地盤沈下の状況及びその兆候を調査しています。

(2) 地盤沈下対策

一級水準測量調査

水準測量とは、地域のある地点を不動点(基準点)として各水準の標高を測定するものであり、毎年の水準点の標高差を地盤の変動量としてとらえています。県では、昭和49年度から釜無川、笛吹川及びJR中央線に囲まれた約80km²の地域について、甲府市酒折(酒折宮境内)に基準点を設置し、観測点数37測点(当初17測点、昭和57年度から35測点、昭和61年度から38測点、平成16年度から37測点)で一級水準測量を行っています。その結果、調査地域全域で地盤沈下が観測され、沈下量は甲府盆地の中央部より南部の方が大きい傾向を示しています。しかし、現在までのところ年20mmを超える沈下はなく、被害を生ずるほどのものではありませんでした。

平成24年度の調査結果をみると、年最大沈下量は甲府市落合町(機械金属工業団地事務所)の5.5mmでした。全体的に東日本大震災が起きた平成23年度に比べて平均沈下量は減少しましたが、過去5年間での平均沈下量と比べてやや大きいことから、地震の影響が残っている可能性が高いと推察されます。

地下水位観測

地盤沈下の原因である帯水層の水圧の低下は、地下水位の低下として観測されます。地盤沈下の兆候を被害が発生する以前に発見するような観測体制を整備しておくことが重要であることから、県では、10か所13観測井で地下水位観測を行っています。その結果、この数年間では著しい地下水位の低下はみられませんでした。

(3)地下水の保全と適正採取

県では、地下水の無秩序な採取を規制して地下水資源を保護すると共に地盤沈下を未然に防止する観点から、昭和48年6月に「山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱」を定め、一定量以上の地下水を採取する場合に井戸設置者の手続き及び技術上の基準を定めていました。

平成24年12月、新たに「山梨県地下水資源及び水源地域の保全に関する条例」を制定し、一定規模以上の揚水設備を設置して地下水を採取する者に対し、県への事前届出制度を設けました。

この条例では、大規模地下水採取者に対して、年間採取量の報告と地下水涵養計画の策定を義務づけています。また、知事による緊急時の採取制限命令も規定しました。

なお、富士吉田市をはじめ8市町村では、独自の条例により、地下水資源の適正採取等について定めています。

5 土壌汚染の状況と対策(大気水質保全課)

土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を内容とする「土壌汚染対策法」が平成15年2月15日に施行されました。土壌汚染の状況の把握として、有害物質を使用等していた施設の廃止時や、一定規模以上の土地の形質変更時において知事から調査命令を受けた場合等に、土壌汚染状況調査を実施することが土地所有者等に義務づけられています。平成24年度末現在で、法の要措置区域に指定されている区域は4件、形質変更時要届出区域に指定されている区域は7件です。土壌汚染を未然に防止するため、有害物質を使用する工場・事業場に対し、施設の構造や有害物質の適正管理・使用・廃棄等について指導を行っています。また、事業者には、土壌汚染状況調査や汚染の除去等の措置が適切になされるよう、土地の所有者や汚染原因者に必要な指導を行い、法の円滑な施行を図っています。

6 公害苦情処理(大気水質保全課)

(1)種類別苦情件数

平成24年度において、県及び市町村で新たに受け付けた公害苦情の総件数は755件でした。

その内訳を種類別にみると、大気汚染165件(構成比21.9%)、悪臭124件(16.4%)、水質汚濁103件(13.6%)、騒音81件(10.7%)、土壌汚染4件(0.5%)、振動2件(0.3%)、地盤沈下0件となってお

り、これら典型7公害の苦情が計479件となり、全体の63.4%を占めていました。

このほか、典型7公害以外の苦情は、276件で全体の36.6%であり、その主な内訳は、廃棄物の不法投棄、雑草の繁茂に関するもの等でした。

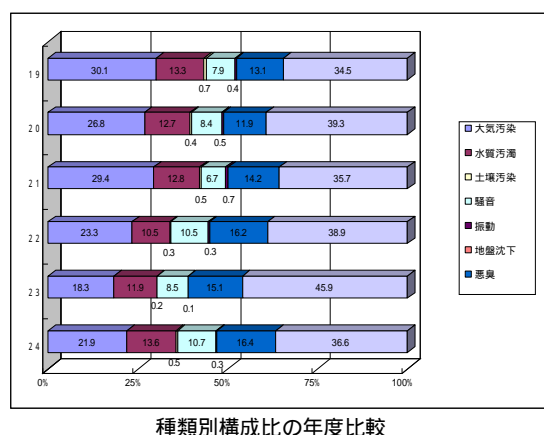
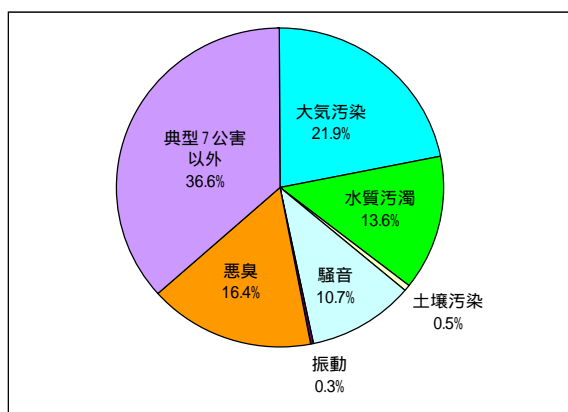
(2) 苦情件数の推移

平成24年度の公害苦情件数は、平成23年度に対し、128件減少しました。

主な内訳を種類別にみると、典型7公害以外の苦情が129件、悪臭の苦情が9件減少しました。反対に、騒音の苦情が、6件増加しました。

公害苦情件数の推移

種別 年度	典 型 7 公 害								典型 7 公害 以外	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計		
10	247	47	1	44	2	0	123	464	84	548
11	253	91	0	46	4	0	110	504	335	839
12	228	116	5	50	3	0	151	553	214	767
13	404	122	4	54	5	0	144	733	347	1,080
14	315	111	2	63	3	0	121	615	270	885
15	293	110	3	66	1	0	122	595	169	764
16	235	82	1	64	1	0	100	483	97	580
17	313	140	1	70	1	0	116	641	253	894
18	332	117	4	60	6	0	144	663	279	942
19	276	122	6	73	4	0	120	601	317	918
20	223	106	3	70	4	0	99	505	328	833
21	249	108	4	57	6	0	120	544	302	846
22	205	92	3	92	3	0	142	537	342	879
23	162	105	2	75	1	0	133	478	405	883
24	165	103	4	81	2	0	124	479	276	755
対前年度増減	3	-2	2	6	1	0	-9	1	-129	-128
対前年度比	1.02	0.98	2.00	1.08	2.00	-	0.93	1.00	0.68	0.86

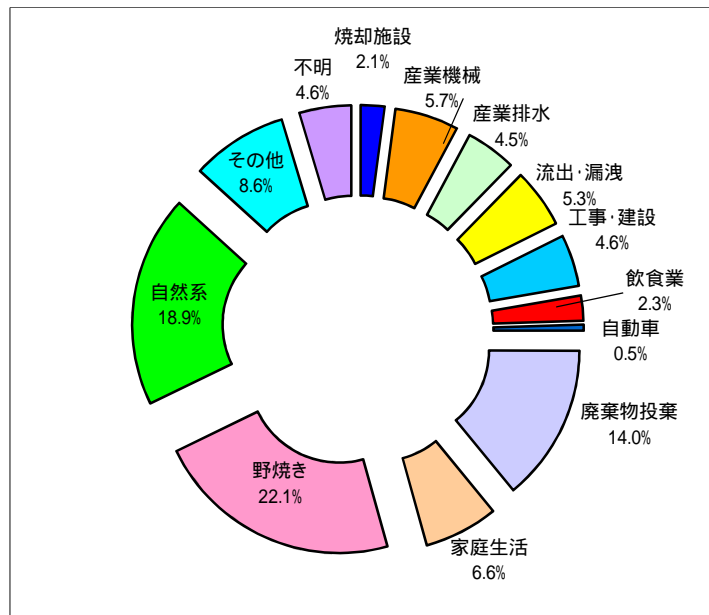


(3) 発生源別公害苦情件数

平成24年度の公害苦情をその発生源別にみると、「焼却(野焼き)」が167件(22.1%)、「自然系」が143件(18.9%)、「廃棄物投棄」が106件(14.0%)、「家庭生活」が50件(6.6%)であり、以下「産業用機械作動」「流出・漏洩」「工事・建設作業」「産業排水」と続く結果でした。

平成24年度発生源別公害苦情件数

発生源 種類	焼却 (施設)	産業用 機械作 動	産業 排水	流出・ 漏洩	工事・ 建設作 業	飲食店 営業	移動発 生源 (自動 車)	廃棄物 投棄	家庭生 活	焼却 (野焼 き)	自然系	その他	不明	計
大気汚染	14	5			6					139		1		165
水質汚濁		1	21	29	8	5		1	5	1	7	7	18	103
土壌汚染			1	3										4
騒音動 振動		27			13	6	4		15			14	2	81
地盤沈下 悪臭	2	10	11	8	2	4			24	18	5	28	12	124
典型7公害以外			1		4	2		105	6	9	131	15	3	276
計	16	43	34	40	35	17	4	106	50	167	143	65	35	755

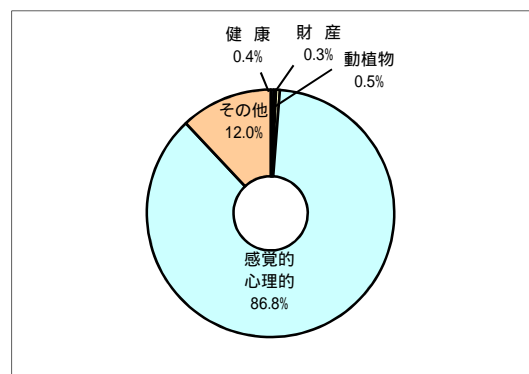


平成24年度発生源別公害苦情割合

(4)被害の種類別苦情件数

平成24年度の公害苦情を被害の種類別にみると、感覚的・心理的被害(うるさい、臭い、不快等)が655件で、全体の86.8%を占めており、動植物被害(農作物、養殖魚、ペット等の被害、損害等)4件(0.5%)、健康被害(騒音による寝不足等)3件(0.4%)、財産被害(家屋や生活用品等の破損、汚れ等)2件(0.3%)の順でした。

また、その他として、苦情申立人に直接の被害が及ばないものや、環境悪化を問題にするもの等、上記のいずれにも該当しないものが91件(12.1%)あり、生命にかかわる被害の発生はありませんでした。



平成24年度被害の種類別割合

(5)公害苦情の処理件数

平成24年度の公害苦情を受理した機関別にみると、全件数755件のうち、県の機関で受理したものは172件(22.8%)、市町村で受理したものは583件(77.2%)でした。

また、県全体でみると、人口1,000人あたりの苦情件数は0.89件でした。

公害苦情の処理状況については、年度内に県の機関及び市町村において直接処理したものの501件、警察・国等へ移送したものの12件、翌年度へ繰越したものの7件でした。また、原因が不明で一時的な現象であったため、直接処理が不可能であったもの(「その他」)も235件報告されました。

苦情処理件数の推移

項目	年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
苦情件数		764	580	894	942	918	833	846	879	883	755
直接処理件数		736	562	818	886	836	763	794	845	796	501
直接処理率(%)		96.3	96.9	91.5	94.1	91.1	91.6	93.9	96.1	90.1%	66.4%

平成24年度 市町村別・種類別公害苦情件数(平成25年3月末現在)

	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計	7公害以外	合計	人口千人当り件数
市部	158	88	4	74	2	2	117	445	263	708	0.98
郡部	7	15	0	5	0	0	7	34	13	47	0.37
甲府市	57	18	0	33	2	2	39	151	18	169	0.89
富士吉田市	9	4	0	4	0	0	8	25	0	25	0.49
都留市	17	5	0	2	0	0	3	27	30	57	1.81
山梨市	4	8	1	2	0	0	24	39	44	83	2.24
大月市	0	3	0	0	0	0	4	7	14	21	0.77
韮崎市	2	5	0	0	0	0	2	9	9	18	0.58
南アルプス市	9	11	0	13	0	0	11	44	4	48	0.66
北杜市	4	5	0	4	0	0	8	21	6	27	0.56
甲斐市	45	4	1	11	0	0	11	72	131	203	2.77
笛吹市	4	12	2	3	0	0	3	24	4	28	0.39
上野原市	1	0	0	0	0	0	1	2	0	2	0.08
甲州市	5	10	0	2	0	0	1	18	1	19	0.55
中央市	1	3	0	0	0	0	2	6	2	8	0.27
西八代郡	1	4	0	0	0	0	0	5	0	5	0.29
市川三郷町	1	4	0	0	0	0	0	5	0	5	0.29
南巨摩郡	4	4	0	0	0	0	2	10	5	15	0.37
早川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
身延町	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0.14
南部町	2	1	0	0	0	0	0	3	1	4	0.45
富士川町	2	3	0	0	0	0	1	6	3	9	0.55
中巨摩郡	1	6	0	1	0	0	2	10	0	10	0.56
昭和町	1	6	0	1	0	0	2	10	0	10	0.56
南都留郡	1	1	0	4	0	0	3	9	8	17	0.34
道志村	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0.53
西桂町	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.21
忍野村	0	1	0	0	0	0	0	1	7	8	0.89
山中湖村	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.17
鳴沢村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
富士河口湖町	0	0	0	4	0	0	2	6	0	6	0.23
北都留郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
丹波山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
県計	165	103	4	79	2	2	124	479	276	755	0.89

7 工場における公害防止組織の整備(公害防止管理者の選任状況)(大気水質保全課)

工場における公害防止組織を整備し、企業が自主的に公害の未然防止を図ることを目的として「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定されています。

同法では、ばい煙発生施設の排出ガス量の合計が1時間当たり10,000N立法メートル以上の工場や汚水等排出施設の排出水量が1日当たり1,000立法メートル以上の工場、特定の有害物質を使用する工場等(特定工場という。)を設置している者に対し、公害防止に関する技術的事項を管理するための公害防止管理者(代理者)を選任し、また、常時使用する従業員の数が21人以上の場合

合には、施設の維持管理及び使用や事故時の措置等に関する業務等を統括管理する公害防止統括者(代理者)を選任し、知事又は市町村長に届け出ることを義務づけています。

さらに、排出ガス量の合計が1時間当たり40,000N立法メートル以上、かつ排出水量が1日当たり10,000立法メートル以上の特定工場を設置している者に対しては、公害防止統括者を補佐し公害防止管理者を指揮する役割を担う、公害防止主任管理者(代理者)を選任し、知事に届け出ることを義務づけています。

平成25年3月末現在、公害防止管理者等の知事への届出状況は次の表のとおりです。

公害防止管理者等の届出状況

	特定工場	公害防止統括者	公害防止主任管理者	公害防止管理者
大気関係	143	99(96)	0(0)	50(42)
水質関係				53(46)
騒音関係				4(3)
特定粉じん関係				0(0)
一般粉じん関係				48(42)
振動関係				2(3)
ダイオキシン類関係				0(0)

()は公害防止主任管理者等の代理者数

上記の公害防止管理者の届出状況は県に届出された公害防止管理者のみであり、次の場合は含まれていません。

- ・一般粉じん関係の公害防止管理者のみが対象となる事業場で、事業場所在地が甲府市内にある場合。
- ・騒音・振動関係の公害防止管理者のみが対象となる事業場の場合。

8 土地利用の適正化

(1) 適正な土地利用に関する計画(企画課)

国土利用計画

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、より良い形で未来へと引き継ぐべき資産です。国土利用計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき制定されるものですが、公共の福祉を優先させ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を十分に踏まえながら、県民が、真の豊かさや暮らしやすさを実感できる健康で文化的な生活環境の確保を図るとともに、県土の均衡ある発展や持続可能な県土づくりを目指し、総合的かつ計画的に行うための長期計画であり、県土の利用に関する行政上の諸計画の基本となるものです。国土利用計画(山梨県計画)は、昭和52年3月25日に第一次計画を策定し、その後、平成21年3月23日に第四次計画を策定しました。

土地利用基本計画

土地利用基本計画は、土地取引規制、開発行為の規制、遊休土地に関する措置等を実施するための基本となる計画であり、国土利用計画を基本とし、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、治山・治水等に配慮しつつ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法の個別の土地利用規制と相まって、適切かつ合理的な土地利用を図るための上位計画として位置づけられるものです。昭和51年5月20日策定後、土地利用の実態に合わせて毎年見直し等を行っています。

(2)適正な土地利用に関する規制等

土地利用のあり方については、都市計画法、森林法などの規制法が定められており、それぞれの法目的の実現が図られていますが、法律は、我が国全土に適用される基本原則であるため、必ずしも地域の実情を反映して制定改廃されるものではありません。このため、多くの地方公共団体では、それぞれの権能の範囲内で、地域の事情を勘案した土地利用に関する規制制度を設けています。

本県では、次に掲げる土地利用の規制システムを設け、法律による規制措置と相まって、全体として適切な県土利用が図られるよう、様々な施策を講じています。

県による土地利用規制

ア 土地利用調整会議(企画課)

昭和47年に「山梨県大規模土地利用指導要綱」を定め、その調整措置の一環として、県に「土地利用調整会議」を設けました。この土地利用調整会議では、原則として10ha以上の工場、住宅、レクリエーション等の利用に供する目的の事業について総合的、計画的に検討を行い、土地利用に関する諸問題を未然に防止するとともに、県土の合理的かつ有効適切な保全及び開発のための調整を行っています。

イ 山梨県大規模土地利用指導要綱(企画課)

山梨県大規模土地利用指導要綱は、大規模な土地開発が無秩序に進行することを防止するため、従来の法律等に基づく土地利用規制制度以外のものとして、また、総合的な土地利用規制として本県の支柱となるもので、各種の土地利用規制に関する条例等の母体となっているものであり、昭和47年に策定しました。この要綱では、工業、住宅、レクリエーション施設等の用に供する目的で行う1ha以上の事業について指導基準を定めるとともに、10ha以上の大規模開発等の案件については土地利用調整会議への付議、検討等についても定めています。

ウ 大規模土地利用事業に関する指導指針(企画課)

大規模な土地利用事業は、県土の自然環境や県民生活に対して大きな影響を及ぼすことから、土地利用の適正化を図り、良好で快適な生活環境を保全・創造していくため、「大規模土地利用事業に関する指導指針」を策定し、平成4年8月1日から施行しました。この指導指針は、「山梨県大規模土地利用指導要綱」による事前の土地利用協議に際して、土地利用審査の上で重要な役割を果たすものです。

エ 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例(都市計画課)

宅地開発事業が造成区域の内外に及ぼす災害等を未然に防止し、生活環境の保全を図ることを目的に、宅地開発事業を行うための基準を定めた「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例」を昭和48年に施行しました。この条例では、都市計画区域外における0.3ha以上1ha未満の宅地開発事業について、基準に合致した設計であることの確認を受けることを義務付けています。

オ 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例(森林整備課)

昭和47年頃より県下にゴルフ場造成の動きが顕著となり始めたことから、その重要性に鑑み、従来「山梨県大規模土地利用指導要綱」によって行われていた指導をより具体的なものにするため、全国に先駆けて昭和48年に「山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例」を施行し、より一層の適正化を図ってきました。この条例は、5ha以上の一団の土地に係るゴルフ場、遊園地等のレクリエーション施設の造成事業を対象に必要な規制を行っています。

法律に基づく土地利用規制

ア 都市地域における規制(都市計画課)

都市地域における土地利用の規制の中心となるのは都市計画法です。この法は、土地利用の規制に関して、都市計画区域及び準都市計画区域の指定、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分、用途地域の決定、開発行為の許可制等を定めています。

都市計画法による区域の指定状況(平成25年3月31日現在)

地域・地区等	指定地域等の数	面積	備考
都市計画区域	12	86,385	20市町村(12市6町2村)
市街化区域	1	5,628	甲府都市計画区域
市街化調整区域	1	6,891	4市町(3市1町)
(用途地域)	18	11,048	17市町(12市5町)

イ 農業地域における規制(農村振興課)

農業地域における土地利用計画の中心となるのは、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)です。この法では、農業振興地域の指定、農業振興地域整備計画の策定、農用地区域内における開発行為の制限や農地転用の制限等を定めています。

農業振興地域指定状況(平成23年12月1日現在)

地域・地区等	指定地域等の数	面積	備考
農業振興地域	22	294,522	
農用地区域		27,926	27市町村(13市8町6村)
その他の農業振興地域		266,596	

ウ 森林地域における規制(森林整備課・治山林道課)

森林地域における土地利用計画の中心となるものは森林法です。この法律では、森林計画の樹立、林地開発許可制度並びに保安林及び保安施設地区の指定並びにこれらの地区における土地利用行為の制限を定めています。

平成24年度林地開発許可の実績(単位:ha)

開発目的	件数	面積
別荘地の造成		
土石の採取	2	-2
工場事業場用地	2	5
ゴルフ場		
レジャー施設	1	5
その他	8	6
計	13	14

(1haを超える開発を対象とし、数値には変更許可を含む)

[森林整備課] 保安林指定状況は別掲[治山林道課]

国土利用計画法に基づく土地取引規制(企画課)

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、大規模な土地取引について届出制を設けています。

平成10年9月1日に同法が一部改正され、注視区域、監視区域等の土地取引の規制区域の指定がない場合、土地売買等の契約締結後、2週間以内に届出を行う事後届出制となりました。

事後届出受理状況(単位:ha)

年次	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
住宅地	13	9.1	10	3.6	3	7.5	4	2.8	13	7.1	11	4.8	13	2.7
別荘地	1	2.8	4	4.3	1	1.3	1	0.5	1	3.1	1	1.3	0	0
商業・生産施設	14	20.9	35	35.5	18	24.1	6	13.1	11	3.7	3	2.1	13	13.3
レクリエーション施設 (ゴルフ場を含む)	1	0.7	3	1.9	2	6.3	1	4.3	0	0	0	0	0	0
林業	4	10.8	2	2.6	0	0	1	1.6	0	0	0	0	0	0
農業・畜産業	1	2.1	1	1.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産保有・その他	11	18.3	91	60.8	100	41.8	126	57.4	109	36.4	37	28.9	33	30.9
合計	45	64.7	146	110.0	124	81.0	139	79.7	134	50.3	52	37.1	59	46.9

3 - 5 魅力ある景観づくり

1 山梨県景観条例に基づく取り組み

(1) 景観条例制定の経緯(美しい県土づくり推進室)

本県は、富士山、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父などの雄大な山岳を背景とした眺望やこれらを源とする河川や渓谷などの豊かな自然が織りなす美しい景観とともに、歴史の流れを感じさせる神社仏閣や遺跡、旧街道の宿場跡のまち並みなど歴史的文化的資産にも恵まれています。また、甲府盆地一帯には、桃やぶどうなどの果樹園や田畑など多様で個性的な景観が展開しています。

このような、優れた景観を後世に継承するとともに、県民にとって魅力ある景観を創造し、快適な環境を形成するため平成2年10月に「山梨県景観条例」を制定しました。本条例では、景観形成地域の指定、大規模行為に関する景観形成、公共事業の実施等に関する景観形成、景観形成住民協定等を柱として、これまで、清里景観形成地域における届出に対する指導(H23.10.1北杜市景観条例施行に伴い廃止)、大規模行為の届出に対する指導、公共事業による景観形成、景観形成住民協定の認定、及び市町村景観計画策定事業への助成などの取り組みを行ってきました。

(2) 平成24年度における状況(美しい県土づくり推進室)

大規模行為については、113件の届出がありました。

公共事業については、森林環境部、農政部、県土整備部において景観に配慮した事業が行われました。

住民協定についてこれまでの状況は次のとおりです。

住民協定締結地区

- ・ 現在認定されている箇所

甲州市勝沼町等々力地区、笛吹市芦川町井原地区、富士川町長沢地区、笛吹市八代町奈良原地区、身延町下部湯町地区

- ・ 過去認定されていた箇所

早川町赤沢地区、富士河口湖町西湖南地区、南アルプス市あやめが丘地区、富士河口湖町旭南町地区、北杜市白州町台ヶ原地区、富士川町大柗地区、富士河口湖町浜町地区、甲府市湯村地区

(3) 百花繚乱まちづくり推進資金(特別分)の貸付け(市町村課)

山梨県景観条例の施行に伴い、多様で豊かな本県の景観を保全するとともに、魅力ある景観を創造するため、市町村が行う景観形成関連公共施設整備事業に対する貸付金として、平成3年度に市町村振興資金の中に市町村景観形成資金が創設され、平成19年度には百花繚乱まちづくり推進資金(特別分)として再編される中で、平成24年度も引き続き貸付枠が措置されています。

また、元利償還金の20%について元利補給を行うことにより、市町村を財政的に援助するとともに、景観形成の促進を図ることにしました。特に、景観形成地域に係るものについては元利補給率を40%に引き上げています。

貸付対象事業

市町村道・橋りょうのグレードアップ、植栽、歩道のカラー舗装、法面・歩道橋の修景、街路樹の設置等
小規模河川の護岸・堤防の修景、緑化
街角公園等の整備、モニュメントの設置
遊歩道・石畳等の設置、水路の改修
その他公共施設の修景等景観形成事業

貸付条件は、充当率が貸付対象事業費の75%、貸付利率は貸付日現在における財政融資資金貸付利率の0.5ポイント減(下限0.1%)とし、償還方法は10年の元金均等償還であり、貸付枠は2億円となっています。(平成25年度以降、新規貸付けは当分の間休止しますが、これまでの貸付けに係る元利補給は引き続き実施します。)

2 景観の保全・創造に関する施策

(1)美しい県土づくりの推進(美しい県土づくり推進室)

美しい県土づくりガイドラインの策定

本県の景観の現状と課題及び県土全体の景観づくりの方針と施策の展開方策など、美しい県土づくり推進の方向性を示すとともに、各市町村における調和のとれた実効性の高い景観づくりを支援していくため、平成21年3月に「美しい県土づくりガイドライン」を策定しました。

景観アドバイザー活用事業

美しい県土づくりを推進するため、市町村が開催する景観形成に係る勉強会や、県や市町村の公共事業を所管する部門に景観アドバイザーを派遣し、その専門的知識を活用しています。

景観計画策定事業費補助金

景観法に基づき市町村が景観計画を策定するために要する経費を補助し、市町村の景観計画策定を促進します。(H23年度まで)

景観形成モデル事業費補助金

景観上重要な地域等において景観形成をモデル的に推進する地区を設定し、県・市町村・住民の3者協働による修景事業について、市町村が実施する修景事業と市町村が補助する住民の修景工事に対して県が補助し、市町村の景観計画策定に向けた取組の推進と、景観計画に基づく景観形成の具体的な取組を促進します。

(2)みどりの街並み計画の推進(みどり自然課)

本県は豊かな自然と美しい景観に恵まれていますが、市街地では、都市化の進展などに伴い自然との共生を感じる身近な緑が減少傾向にあります。都市の緑は、植物の二酸化炭素の吸収と蒸発散作用等によるヒートアイランド現象の緩和、避難空間の形成や延焼防止等による防災性の向上、潤いのある都市景観の形成など多様な機能を有しており、快適で安全な都市生活を実現するうえで、欠かせない重要な役割を果たしています。

このため、県では緑に包まれた快適な都市環境を創造するため「みどりの街並み計画」を策定しました。みどりの街並み計画は、みどりの創出、みどりの保全、みどりを育てる仕組みの3つの柱によって構成されており、都市における環境保全、都市景観、防災等の諸機能を効果的に発揮できるよう、長期的視点に立ち、系統的に緑地を配置し、県、市町村、住民が一体となって積極的に緑化を推進していくものです。また、平成16年3月に策定された新たな「山梨県緑化計画」(計画期間:平成16年～平成25年)の市街地に関わる部門計画として位置づけられています。

<みどりの街並み計画の概要>

ア 都市のみどりの創出

都市公園の整備を進めるとともに、県有施設等公共施設の緑化、街路樹等による道路の緑化、水辺空間と一体となった河川沿いの緑化など、豊かさを実感できる身近な空間における緑の整備を計画的、系統的に推進します。また、緑地協定や景観形成住民協定の締結による住民の自主的な緑化を推進するなど、民間の緑の整備を促進します。

イ 都市のみどりの保全

都市の良好な自然的環境を保全するため、緑地保全地区の指定や風致や景観に優れた地区について風致地区の指定、見直しを行うとともに、貴重な緑地の公有地化、市町村の緑化保全事業の支援など、緑の資源を保全し保護育成を図ります。

ウ みどりを育てる仕組み

樹木の有効活用を図るグリーンバンク制度や緑の募金、緑の基金事業の充実など、緑化推進体制の整備を進めるとともに、普及啓発活動を通じて地域住民の緑化に対する関心を広げ、住民参加により行政と一体となった緑化の推進を図ります。さらには、緑づくりの意義を理解し、住民による自主的な緑づくりの展開がされるよう、その環境整備を進め、また、緑の質を維持向上させるため、管理体制の充実を図ります。

(3) 緑の風景創造事業(みどり自然課)

みどりの街並み計画の区域や緑被率の低い県有施設を対象に、大型緑化樹、郷土種等の植栽による緑化を行いました(平成24年度実施箇所:甲府東高校)。

(4) やまなしの歴史文化公園の整備(美しい県土づくり推進室)

本県は、美しい自然環境に恵まれるとともに、その風土の中で育み築かれてきた歴史的文化的資産も豊富です。県では、このような郷土の歴史的文化的資産が周囲の自然環境又は景観と一体となって、山梨らしさを具現・形成している地域を、「やまなしの歴史文化公園」として指定(平成25年3月末現在:16市町24か所)し、その保全と活用の促進を図っています。それぞれの地域では、これらの公園がもつ歴史的文化的価値を再認識し、住民が自ら守り育てていく気運を高めるための取り組みが行われています。

(5) 甲府城跡保存活用等の検討(学術文化財課)

県指定史跡甲府城跡は昭和43年の史跡指定時に実施された学術調査において「天守閣は存在しない。」と結論づけられましたが、平成2年以來実施されてきた舞鶴城公園整備事業に伴った発掘調査の成果などから、近年、本丸周辺に高層建造物は一時期存在していた可能性が高いと指摘されるようになりました。

平成17年6月からは「甲府城跡保存活用等調査検討委員会」を設置し、その調査結果(甲府城の歴史的建造物の姿等)について、平成21年3月に甲府城保存活用等調査検討委員会報告書としてまとめました。

これに続き、県指定史跡甲府城跡の櫓門復元整備の可能性を含めた広範な調査検討を、平成21年4月から「甲府城跡櫓門整備検討委員会」で行い、その報告を受け、県として甲府城跡の保存とともに一層の活用を図るため、経済効果があり、景観的な充実と、市街地活性化に連動した利活

用が期待でき、復元根拠が十分である鉄門を復元することとしました。

平成21年12月には「県指定史跡甲府城跡櫓門復元検討委員会」を設置するとともに、鉄門の詳細設計を行い、平成22年9月から復元工事に着手しました。鉄門の復元工事は平成24年12月に完了し、平成25年1月10日から供用を開始しています。

(6)文化財保存事業費の補助(学術文化財課)

文化財は、長い歴史の営みの中で伝承され大切に保存されてきたものであり、本県文化の礎でもあります。また、多くの場合、文化財はそれが伝わる地域の象徴でもあり、地域の景観を形作る重要な要素ともなっています。

県では、国指定及び県指定文化財の所有者が行う修理等保存事業に対し助成を行うことにより、貴重な文化財の保存・活用を積極的に進めています。

(7)建築文化賞による顕彰(建築住宅課)

山梨県建築文化賞顕彰事業は、地域の周辺環境の向上に資し、景観上又は機能性等に優れた建築物等を表彰することにより、魅力と風格のある文化的で快適なまちづくりに寄与するとともに、まちなみ景観に対する意識の高揚を図ることを目的としています。

表彰部門は、住宅建築、一般建築物等、公共建築物等、良好なまちなみ景観を形成している建築物等の4つの部門があり、山梨県及び建築関係5団体で構成される「山梨県建築文化賞推進協議会」が事業を実施しています。

平成24年度は、応募総数66件の中から、建築文化賞1件、建築文化奨励賞5件が選ばれました。



H24 建築文化賞 山梨県立図書館

3 公共事業における景観形成(林業施設景観形成事業)(治山林道課)

本県の豊かな自然と優れた景観を維持し、保全していくため、林道事業及び治山事業にかかる施工箇所、施設等で眺望上景観形成が必要なものについて、自然と調和した修

景工事を行っています。また、更に森林の持つ多面的な機能の総合的な発揮と均衡ある県土の保全を図るため、森林の環境保全機能と景観機能の強化に向けた施業も実施しています。

平成24年度林業施設景観形成事業実績(単位:千円)

事業名	事業費	備考
林道修景事業	12,926	林道施設修景対策工
治山修景事業	1,942	治山施設修景対策工等
県有林野内修景事業	2,098	修景林整備工等
計	16,966	

4 屋外広告物の適正化(美しい県土づくり推進室)

(1)屋外広告物条例制定の経緯

屋外広告物は、県民の日常生活に有用な情報を提供するとともに、地域の活性化や個性の表現に一定の役割を果たしています。しかし、屋外広告物の無秩序な掲出は地域の美観や周囲の良好な景観を損なうばかりでなく、公衆に危害を及ぼす可能性もあります。このため、県は屋外広告物条例を定め、地域の良好な景観の形成や風致を維持するよう一定の規制を行うとともに、日常的な監視、講習会の開催及び制度の周知啓発に努めてきました。

(2)屋外広告物の適正化の推進

県が、平成24年度に地域の良好な景観の形成や風致を維持するために行なった、屋外広告物に関する指導や規制、広告主等に対する意識啓発等は、次のとおりです。

違反広告物に対する年間を通じた指導及び一斉取締り(2回)の実施。

屋外広告物に関する講習会(1回)の実施。

4 地球環境保全対策の推進

4 - 1 地球温暖化の防止

1 地球温暖化防止対策(エネルギー政策課、森林環境総務課)

(1)山梨県地球温暖化対策条例の制定

地球温暖化対策については、本県における二酸化炭素の排出量を平成2年レベルで安定させるため、「山梨県地球温暖化対策推進計画」を全国的にも早い平成8年3月に策定し、民生・運輸部門を中心とした対策を実施してきました。

しかしながら、平成17年の本県における温室効果ガスの総排出量は、7,187千t-CO₂であり、平成2年の総排出量に比較して18.7%の増加となりました。

このため、県民や事業者等の地球温暖化防止に対する意識を高め、自主的な取り組みを促進していくことを目指して、平成20年12月に「山梨県地球温暖化対策条例」を制定しました。

条例には、本県の温室効果ガスの排出実態を踏まえ、排出抑制計画の策定や家電製品の省エネ性能の表示を義務付けることなどを盛り込んでいます。また、森林県としての特徴を活かした「やまなしの森づくり・CO₂吸収認証制度」を制定し、事業者が森林整備を行った場合には、それによる二酸化炭素の吸収量を県が認証し、その分を排出量から差し引くことができる仕組みとし、企業の森林整備への参加を促すこととしています。

(2)山梨県地球温暖化対策実行計画の策定

人類が直面する喫緊の課題である「地球温暖化問題」に県として積極的に取り組み、国の京都議定書の目標達成に貢献するとともに、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、平成21年3月24日に「山梨県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

計画の期間

本計画の期間は、2009(平成21)年度から2012(平成24)年度までとし、中期(2020年度)、長期(2050年度)の計画期間も視野に入れます。

温室効果ガスの排出削減量を算出するための基準年度は、現況の把握が可能な最新年である2005(平成17)年とします。

計画の対象

対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、京都議定書及び地球温暖化対策推進法の対象ガスである以下の6つの温室効果ガスとします。

計画の対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	地球温暖化係数	性質	用途、排出源	
二酸化炭素 (CO ₂)	1	代表的な温室効果ガス	化石燃料の燃焼など	
メタン (CH ₄)	21	天然ガスの成分で、常温で気体。よく燃える	燃料の漏洩、農業など	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	310	窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(二酸化窒素など)のような害はない。	燃料の燃焼(特に自動車)	
代替フロン	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	数十～1万程度	塩素を含まず、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス	スプレー、エアコン・冷蔵庫などの冷媒
	パーフルオロカーボン (PFC)	数千～1万程度	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス	溶剤・半導体製造など
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	2万以上	硫黄とフッ素だけからなるフロン的一种。強力な温室効果ガス	電気の絶縁体や半導体製造など

地球温暖化係数：温室効果ガスがもたらす温室効果の程度を、二酸化炭素(CO₂)の温室効果に対する比で示した係数

対象とする地域

本計画で対象とする地域は、山梨県全域とします。

地球温暖化対策の方向性

加速度的に進行する地球温暖化は21世紀における人類が直面する危機であり、将来の世代にも深刻な影響を及ぼします。また、本県の美しく恵み豊かな自然を将来の世代へ引き継いでいくことは、私たちの責務です。

世界レベルで、産業革命以来の化石エネルギー依存社会から、持続可能な低炭素社会の実現に向け大胆な変革を図る時期に来ています。

本県は四方を山に囲まれ地理的には半閉鎖系に近く、また、全国トップクラスの日照時間など豊かな再生可能資源に恵まれた「地球のミニモデル」的な特性を持っています。

この山梨県において、長期的には二酸化炭素(CO₂)の排出量と吸収量が均衡する世界のモデルとなる社会「CO₂ゼロやまなし」の実現を目指すこと、これを本県における地球温暖化対策の長期ビジョンとします。2005(平成17)年の排出実態及び長期ビジョンである2050年「CO₂ゼロやまなし」を考慮し、2012(平成24)年、2020(平成32)年時の削減目標を設定します。

削減目標の設定

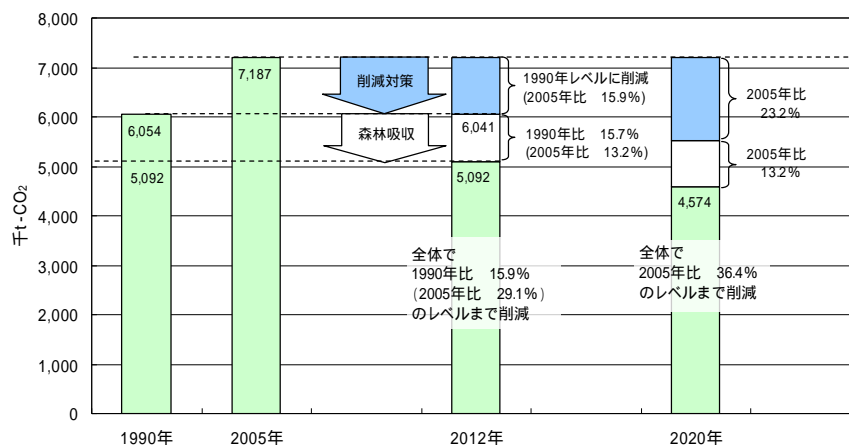
ア. 短期目標：2012(平成24)年

- ・削減対策により、京都議定書基準年(1990(平成2)年)レベルまで削減(2005(平成17)年比15.9%削減)します。
 - ・さらに森林県の特徴を活かした森林の整備により、京都議定書基準年(1990(平成2)年)比15.7%相当のCO₂を吸収します。
- 全体で1990(平成2)年比15.9%(2005(平成17)年比29.1%)削減します。

イ. 中期目標:2020(平成32)年

- ・削減対策により、2005(平成17)年比23.2%削減します。
- ・森林による吸収量は2013(平成25)年以降の国際ルールが確立していないことから、当面2012(平成24)年までの吸収量と同等量の確保に努め、2005(平成17)年比13.2%相当分を吸収します。

全体で2005(平成17)年比36.4%削減します。

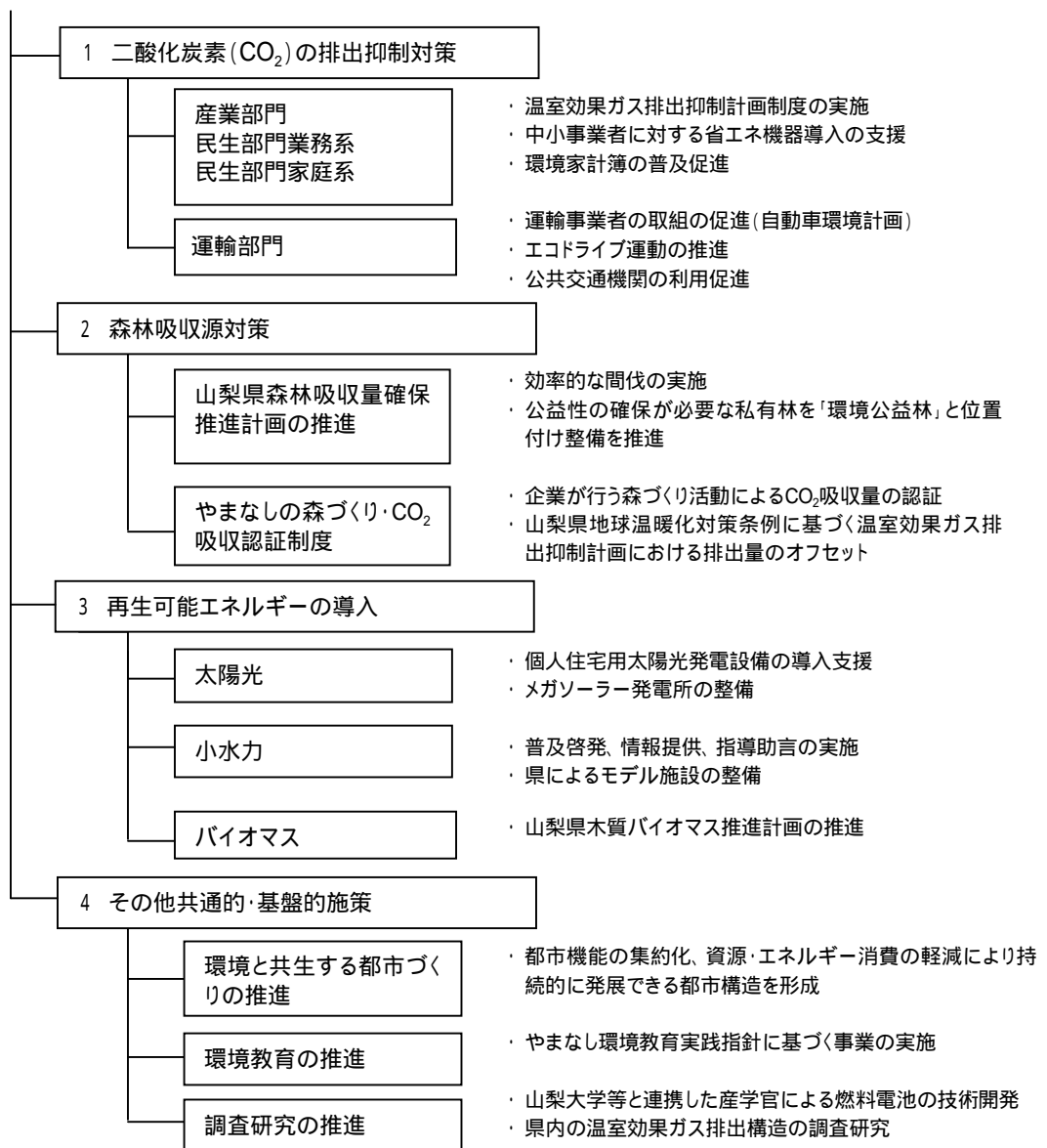


ウ. 長期ビジョン:おおむね2050年

- ・再生可能エネルギーの積極的な導入、森林整備による吸収、排出権取引等の新たな手法をフルに活用し、全体で県内の二酸化炭素(CO₂)排出量と吸収量が均衡する「CO₂ゼロやまなし」の実現を目指します。

温室効果ガス排出抑制等の対策・施策の体系

地球温暖化対策の施策の体系



本県の温室効果ガス排出量の推移

(単位:千t-CO₂,%)

温室効果ガスの種類	1990 (H2) 京都議定 書基準年	2005 (H17) 実行計画 基準年	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	議定書 基準年比	計画 基準年比	前年度比
二酸化炭素(CO ₂)	5,730	6,664	6,405	7,101	6,694	6,457	6,209	8.4	6.8	3.8
メタン(CH ₄)	60	38	38	35	35	35	42	30.0	10.5	20.0
一酸化二窒素(N ₂ O)	108	151	152	145	143	145	100	7.4	33.8	31.0
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	18	53	93	109	124	141	140	677.8	164.2	0.7
パーフルオロカーボン(PFCs)	41	49	98	95	77	25	54	31.7	10.2	116.0
六ふっ化硫黄(SF ₆)	97	28	28	26	25	9	16	83.5	42.9	77.8
温室効果ガス総排出量	6,054	6,983	6,814	7,511	7,098	6,812	6,561	8.4	6.0	3.7
森林吸収源対策分	-	-	-	-	-	772	790	-	-	-
温室効果ガス総排出量 (森林吸収源対策含む)	6,054	6,983	-	-	-	6,040	5,771	4.7	17.4	4.5

(3)地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策は、県民・事業者・県・市町村の全ての主体がそれぞれの役割に応じて取り組むことが重要であり、とりわけ県民を中心とした民生部門(家庭)での取り組みが、今後の地球温暖化対策の推進を図るうえで不可欠とされています。このため、県民一人ひとりに身近にできる取り組みなど、草の根的な啓発を行い、地域での実践行動を促していくことが重要です。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、知事は地球温暖化対策の推進のため地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができることとされています。そこで、本県では全市町村に推進員を設置し、地域における地球温暖化対策の啓発などに取り組むことにより、地球温暖化対策を全県的に推進しています(委嘱人数133人、任期:平成23年7月1日～平成25年6月30日[2年間])

(4)やまなしエコライフ県民運動

地球温暖化問題に対応するとともに、持続可能な社会を形成していくためには、資源やエネルギーを大量に消費している社会構造の変革が必要であり、これまでの価値観やライフスタイルに対する考え方を変え、「環境」という視点から見直していくことが求められています。

このため、平成22年度から、日々の生活の中で実践できる7つのエコ活動(レインボーアクション)を「やまなしエコライフ県民運動」として提唱し、県民一人ひとりがこの運動への参加を通じて自らの生活行動を見直し、環境にやさしいライフスタイルへ転換することにより、県民共有の長期ビジョンとして掲げた「CO₂ゼロやまなし」の実現を図っていくこととしました。県民や事業者、各種団体、行政など多様な主体が連携し、県全体でエコライフ活動を推進しています。

レインボーアクション ... マイバッグ運動、マイはし運動、マイボトル運動、リユースびん運動、エコドライブ運動、緑のカーテン運動、環境家計簿運動

参加団体募集

7つのエコ活動のうち1つ以上に取り組む参加団体を募集し、ホームページで公表するとともに、希望団体には、エコドライブステッカーや環境家計簿を配布して取り組みを推進しています。

推進店募集

県民のエコ活動を支援する推進店を募集して、ホームページ等で公表するとともに、推進店にステッカーを配布しています。

マイバッグ推進店	レジ袋の無料配布を中止する店舗 山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会が実施しているレジ袋削減協定締結店舗も推進店として登録
マイはし/リユースはし推進店	マイはしの持参者に割引や特典を実施する店舗またはリユースはし(何度も洗って使えるはし)を使用している店舗
マイボトル推進店	マイボトルの持参者に飲み物を販売する店舗
リユースびん推進店	一升びん、ビールびんなどのリユースびん入りの商品を販売するとともに空きびんを回収する店舗
エコドライブ推進店	自動車の購入者等に対してエコドライブの内容を説明し、希望者からエコドライブ宣言を受け付け、ステッカーを交付する店舗
緑のカーテン推進店	緑のカーテンの苗、種などを販売し、育て方等についてアドバイスする店舗

参加状況等(平成25年3月31日現在)

・参加団体の申し込み 197団体 延べ47,861人

・推進店の登録

推進店名	登録店舗数	推進店名	登録店舗数
マイバッグ推進店	448	リユースびん推進店	650
マイはし/リユースはし推進店	158	エコドライブ推進店	108
マイボトル推進店	23	緑のカーテン推進店	53
		合計	1,440

(5)やまなし節電県民運動

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により生じた電力供給不足に対処するため、平成23年度から「節電県民運動」を展開し、県民や事業者、各種団体、行政が一丸となって節電に取り組むこととしました。

平成24年度は、夏冬ともに数値目標は示さなかったものの、無理なく効果的な節電を行って頂くため、23年度に実施した節電に関する情報提供だけでなく、県民からの節電アイデアの募集やエコティーチャーの優先的派遣を行うなど、県民の節電への取り組みにきめ細かく対応しました。

(H24夏)

具体的な取り組み内容

- ア 「やまなし節電県民運動」ホームページの充実強化による節電情報等の発信
- イ 「わが家の節電自慢 大募集！」と題し、HP上で節電体験談等を募集
- ウ やまなしエコティーチャー派遣制度や県政出張講座の活用による節電意識の高揚
- エ チラシ・ポスターや県広報メディア等を活用した啓発・広報
- オ 節電対策を強化した「環境家計簿」と夏の節電に効果的な「緑のカーテン」の普及促進
- カ 事業所等を対象とした節電・省エネ対策等を紹介する節電対策セミナーの開催
- キ 環境関係団体と協働した啓発・広報

電力需要実績

- ア 東京電力山梨支店エリアの最大電力 …8月23日(木)108.7万kW
【 17.2% … H22夏の最大電力 131.3万kW(H22.8.24)との比較 】
- イ 東京電力全店エリアの最大電力 …8月30日(木) 5,078万kW
【 15.4% … H22夏の最大電力 5,999万kW(H22.7.23)との比較 】

(H24冬)

具体的な取り組み内容

- ア 「やまなし節電県民運動」ホームページにおける冬の節電への協力の呼びかけ
- イ 県広報媒体を活用した啓発・広報
- ウ 事業所等を対象とした節電・省エネ対策等を紹介する節電対策セミナーの開催

電力需要実績

- ア 東京電力山梨支店エリアの最大電力 …1月18日(金)107.2万kW
【 7.7% … H22冬の最大電力 116.1万kW(H23.1.11)との比較 】
- イ 東京電力全店エリアの最大電力 …2月19日(火) 4,743万kW
【 7.9% … H22冬の最大電力 5,150万kW(H23.2.14)との比較 】

(6) グリーン購入¹の促進

グリーン購入は、実践者のライフスタイルを環境にやさしいものに変えるとともに、商品を提供する企業に環境への負荷が小さい製品の開発や環境に配慮した経営努力を促すことになり、地球温暖化を招く二酸化炭素などの環境負荷を抑制することができます。

山梨県の取り組み

- ・平成 7年度 「オフィスアジェンダ21・やまなし」を策定し、再生紙の利用等を明記。
- ・平成 8年度 「グリーン購入ネットワーク」の設立に際し、発起団体となる。
- ・平成10年度 出納局において、「山梨県グリーン購入(環境に配慮した物品の購入)指針」及び「山梨県グリーン購入ガイドライン」を策定した。
- ・平成11年度 「オフィスアジェンダ21・やまなし」をより発展させた「山梨県環境保全率先計画」を策定
- ・平成14年度 「山梨県グリーン購入の推進を図るための方針」適用
- ・平成20年度 山梨県地球温暖化対策実行計画策定(「グリーン購入の推進」を位置づけ)

(7) 温室効果ガス排出抑制計画

山梨県全体の二酸化炭素排出量のうち、事業者の活動に係る産業部門・民生部門業務系の排出量は約4割を占めています。

そこで、平成21年度から、事業活動により排出される温室効果ガスの排出抑制計画を事業者から自主的に作成・実施してもらうことで、地球温暖化対策及び環境保全活動を促進しています。

対象事業者 県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者。年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500キロリットル以上の事業所を県内に設置する事業者は特定事業者となり、計画書の提出が義務となります。

手 続 き 事業者は、3か年を計画期間として計画書を提出し、その後1年に1回、計画の実施状況を報告します。県は、計画書と報告書の概要を公表します。

提出状況

	H22	H23	H24	計
特定事業者	3 (2)	1 (1)	97 (92)	101 (*94)
トライアル事業者	18 (18)	22 (22)	22 (22)	62 (62)
計	21 (20)	23 (23)	119 (114)	163 (*156)

* 事業所数 ()内は事業者数

* 特定事業者について、H22とH24で同一事業者が重複しているため、計94事業者となっている。

(8) 自動車環境計画

平成21年度から、自動車を使用して運輸事業を行う事業者から任意で自動車環境計画を作成・実施してもらい、自主的な地球温暖化対策の取り組みを促進しています。

対象事業者 県内に事業所を有し、自動車を使用して運輸事業を行っている者。一定台数以上の自動車を使用する事業者(トラック30台、バス40台、タクシー20台のいずれか)については積極的な参加を、それ以外の事業者についても任意で参加を呼びかけています。

手 続 き 事業者は、3か年を計画期間として計画書を提出し、その後1年に1回、計画の実施状況を報告します。県は、計画書と報告書の概要を公表します。

提出状況

	H22	H23	H24	計
努力義務事業者	1	2	6	9
任意提出事業者	3		4	7
計	4	2	10	16

¹ 商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。

(9) やまなし環境マネジメントシステムに基づく環境保全活動

平成21年4月から、省エネ法の改正(平成22年4月から適用)により、全庁を対象としたエネルギー使用量の管理・削減を図るとともに、「山梨県地球温暖化対策実行計画」(平成21年3月策定)の中に、県の事務事業における温室効果ガス削減等の計画として位置付けられ、山梨県が一事業者として更なる削減に取り組む必要が生じました。

このため、環境保全率先行動計画(平成11年7月策定)及びISO14001(平成16年3月認証取得)を見直し、組織における環境負荷の低減、地球温暖化の防止、エネルギーの合理的使用その他の環境保全に関する職員の環境活動を推進することを目的として、独自の環境管理システムである「やまなし環境マネジメントシステム」を構築し、環境活動を推進しています。

ア 計画期間

2009(平成21)年度から2012(平成24)年度まで

イ 適用する組織

全庁

ウ 対象とする取組

- ・庁舎、施設内での省エネルギー、省資源、廃棄物の削減、リサイクル活動等の環境配慮行動(温室効果ガスの削減、電気・ガソリン・軽油・灯油・A重油・都市ガス・LPガス・水道・コピー用紙の使用量の削減、可燃ごみ排出量の削減、リサイクル率の向上)
- ・環境関連法令の遵守に係る調査、点検作業

エ システムの基本的な仕組み

組織が自ら環境方針および目的を定め、その実現のための計画(Plan)を立て、それを実施及び運用(Do)し、その結果を点検及び是正(Check)し、さらに次のステップを目指した見直し(Act)を行うというPDCAサイクルにより、システムの継続的改善を図りながら、環境の負荷を低減します。

オ 平成24年度の環境目標の達成状況等

- ・目標達成項目(7項目) 電気、軽油、灯油、A重油、都市ガス、水道、可燃ごみ
- ・目標未達成項目(5項目) ガソリン、LPガス、コピー用紙、リサイクル率、CO₂排出量

項目	(単位)	H20年度実績	H24年度実績	増減(%)	目標値(%)	判定
電気	(kWh)	55,302,621	46,544,339	-15.8	-5.4	達成
ガソリン	(L)	1,626,754	1,643,137	1.0	-1.6	未達成
軽油	(L)	149,750	138,714	-7.4	-4	達成
CNGガス(1)	(Nm3)	25,002	19,177	-23.3	-	-
灯油	(L)	1,827,788	1,670,671	-8.6	-2.5	達成
A重油	(m3)	566,408	506,573	-10.6	-6	達成
都市ガス	(m3)	358,782	337,649	-5.9	-2	達成
LPガス	(m3)	60,896	70,518	15.8	-2	未達成
水道	(m3)	632,425	574,933	-9.1	0	達成
コピー用紙	(枚)	98,032,813	105,127,575	7.2	-3	未達成
可燃ごみ	(kg)	934,019	807,294	-13.6	-12	達成
不燃ごみ(1)	(kg)	88,653	66,722	-24.7	-	-
資源ごみ(1)	(kg)	621,193	602,623	-3.0	-	-
リサイクル率	(%)	37.8	40.8	-	60%	未達成
t-CO ₂ (2)	(ton)	34,906	32,487	-6.9	-10.5	未達成
原油換算量(3)	(kL)	17,081	14,586	-14.6	-4	-

1 CNGガス、不燃ごみ、資源ごみについては、目標値は設定されていないが参考項目として掲載。
 2 電気からのCO₂排出量は、東京電力(株)の前年度の排出係数を基に算出。
 排出係数 H22年度: 0.000375 H23年度: 0.000464
 3 原油換算量については、改正省エネ法を踏まえ、対象エネルギーを換算した参考数値。
 (平成22年4月から独立行政法人化され、「やまなし環境マネジメントシステム」の適用対象外となった中央病院、北病院、県立大学の実績数値はH20、H24実績から除外している。)

2 公共交通機関の利用促進（交通政策課）

自動車交通の増加は、排気ガスによる大気汚染、地球の温暖化、交通事故の増加などの問題を引き起こし、また、公共交通の経営環境が厳しさを増す中で、高齢者や子供等の移動手段が失われつつあります。県では、こうした問題に対処するため、安全でエネルギー効率の良いバス・鉄道などの公共交通機関の利用を促進しています。

(1) 公共交通機関の現状

本県の交通は、モータリゼーションの進展により、自家用車への依存度が高まる一方、公共交通機関の交通機関分担率は低下の傾向をたどってきています。特に、乗合バスは、利用者の減少と路線廃止による利便性の低下の悪循環により、走行距離も利用者数も著しく減少しています。

交通機関分担率(旅客輸送)の推移(単位: %)

機関/年度	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
鉄道	17.3	11.9	10.2	5.9	5.4	5.3	4.7	3.7
乗合バス	24.1	15.3	11.5	4.6	3.0	2.0	1.1	0.6
タクシー	7.3	6.1	5.9	3.4	2.2	2.1	1.5	1.0
自家用車	48.5	60.1	69.9	83.3	82.0	87.5	89.9	92.1
その他	2.8	6.6	2.5	2.8	7.4	3.1	2.8	2.6

出典: 国土交通省 統計資料

(2) 公共交通機関の利用促進対策

公共交通利用の普及啓発

県民・事業所・交通事業者・行政が一体となり、交通のあり方、これまでの行動様式を見直し、ノーマイカー運動などの「人と環境にやさしい交通」県民運動を展開しています。

また、県内の事業所にマイカー通勤している者に対して、マイカー利用の自粛と、公共交通や徒歩、自転車など他の通勤手段への転換を促すため、エコ通勤研修会を開催しているほか、平成24年度からは、マイカー通勤者が実際に他の交通手段へと通勤方法の転換に取り組むエコ通勤トライアルワークを実施しています。

乗合バス走行キロ・輸送人員の推移(単位: 千キロ, 千人)

	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
走行キロ	19,596	17,767	15,304	15,740	11,411	8,284	7,541	9,544
(指数)	(100)	(91)	(78)	(80)	(58)	(42)	(38)	(49)
輸送人員	48,571	37,558	28,443	22,731	15,969	9,671	7,702	9,182
(指数)	(100)	(77)	(59)	(47)	(33)	(20)	(16)	(19)

パークアンドライドの普及・推進

鉄道の利用を促進するため、市町村や個人が行う駅周辺のパークアンドレイルライド用駐車場の整備に対して助成し、平成19年度までに571区画の整備を促進してきました。

また、パークアンドバスライドについては、平成9年度から平成15年度までに敷島方面3回・峡西方面5回の試行、実証運行を行ったほか、「山梨県交通政策会議」を中心に普及、推進に向けて取り組んでおり、平成24年度からは、イオンモール甲府昭和の駐車場を利用したパークアンドバスライドの実証実験を行っています。

バス路線維持活性化対策

バスの利用を促進するため、利便性の向上に寄与するバスカードシステムの整備やバス運行情報提供システムの整備について助成してきました。また、バス路線を維持するため赤字路線や廃止代替バスの運行についても助成しています。

3 森林による二酸化炭素の吸収

(1) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づく森林整備の推進(森林整備課)

森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、森林の間伐等を促進するための法律「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき、森林整備を推進しています。

(2) 県産材の有効利用の促進(林業振興課)

木材は、再生可能な資源であり、加工に要するエネルギー量が他の資材に比べて格段に少なく、住宅や木製品として使用されている間は、光合成により蓄えられた炭素が引き続き貯蔵されるほか、木質バイオマスを燃料として利用することにより、化石資源由来の二酸化炭素の発生を抑制するなどの効果があることから、二酸化炭素の排出抑制や固定化のため、その利用を促進していく必要があります。

また、こうした優れた特性を持つ木材を供給する県内の森林資源は、一般的に伐採して利用可能となる46年生以上の人工林面積が約6割を占めるなど、木材の供給力が高まりつつあり、これらの森林を適正に循環利用することは、二酸化炭素の吸収量を大きく向上させることにもつながります。

このため、県産材を利用した木造公共施設等の整備に対し助成するとともに、人と環境にやさしい県産材の普及活動を推進し、県産材の有効利用の促進に努めています。

(3) オフセット・クレジットの活用(県有林課)

県有林は、FSC森林管理認証の原則による持続可能な森林経営を行っており、その一環として、県有林内における適切な間伐などによる二酸化炭素の吸収量について、国のオフセット・クレジット(J-VÉR)制度に基づきクレジット化しています。

このクレジットをカーボン・オフセット²に取組む企業、団体等へ販売するとともに、その収益について、環境の保全や生物多様性の確保に配慮した県有林の森林整備に活用しています。

² 日常生活や経済活動で避けることのできないCO₂等の温室効果ガスの排出について、どうしても削減できない量の全部または一部を他の場所での排出削減・吸収量でオフセット(埋め合わせ)すること。

4 - 2 オゾン層の保護対策の推進

1 オゾン層の保護対策(森林環境総務課)

地球を取り巻く成層圏に分布するオゾン層は、太陽光に含まれる紫外線³のうち有害なもの(UV-B)の大部分を吸収し、私たち生物を守っています。このオゾン層が特定フロン(クロロフルオロカーボン)等の化学物質により破壊され、その結果として、地上に到達する有害紫外線の量が増加し、人の健康や生態系などに悪影響が生じる恐れがあります。

また、代替フロンとして利用されているHFC(ハイドロフルオロカーボン)については、その種類によって二酸化炭素の数百倍から数万倍の地球温暖化をもたらすことから、HFCについても廃棄時の回収・破壊などの対策が求められています。

(1)フロン対策の経緯等

オゾン層の保護については、「ウィーン条約」など国際的な取り組みにより、その対策が進められてきました。我が国では、昭和63年に制定された「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(オゾン層保護法)により段階的に生産を廃止し、代替フロンへの転換等が進んでいます。

しかし、オゾン層保護の観点からは、過去に生産され、エアコン等の中に冷媒として充てんされているフロン類が排出されないように、これを回収・破壊することが必要とされています。

このことから、本県では平成9年11月25日に、家電、自動車、空調冷凍機器、廃棄物など関係事業者団体と消費者団体が参加する「山梨県フロン回収促進協議会」を設立し、事業活動の中で収集されるフロン類の回収を推進してきました。

(2)フロンの回収・破壊処理の法的整備

平成13年6月に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」が制定されました。この法律では、特定製品からのフロン類の回収及び破壊等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置を講じています。

さらに、平成19年10月には、フロン類の回収を一層徹底するため、フロン類の引き渡しに係る行程を管理するための行程管理制度の導入、機器整備時のフロン回収義務の明確化等を主な内容とする改正フロン回収・破壊法が施行されています。

なお、カーエアコンについては、平成17年1月1日から「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」に移行しています。

また、家庭用エアコン・冷蔵庫については、平成13年4月1日から「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」においてフロンの回収が義務づけられています。

今後とも、これらの法律等に基づき、オゾン層の保護及び地球温暖化防止の双方の観点から、フロン類回収の徹底を図ることが重要となっています。

・回収実績(平成24年度) 冷凍空調機器 18,177台 18,468.69kg

³ 紫外線は、波長により、A領域紫外線(UV-A:波長315～400nm)・B領域紫外線(UV-B:波長280～315nm)・C領域紫外線(UV-C:波長100～280nm)の3つに区分され、波長が短いほどエネルギーが大きく有害性が増加する。しかし、波長が短いUV-Cは成層圏のオゾンに完全に吸収され地上へ到達しないため、UV-Bが「有害紫外線」と一般に呼ばれており、オゾン層の破壊の影響をもっとも強く受けている。また、紫外線はオゾン全量の影響を受けるほか、大気により散乱・吸収等されたのち地上に到達するため、大気中での透過条件(天候・大気層を透過する距離・大気汚染状況等)により地上への到達量が大きく変化する。このため、同じ標高であれば太陽高度の高い地域(より低緯度の南の地域)が、同じ地域であれば標高が高い地域の方が紫外線量は多くなる。

4 - 3 クリーンエネルギーの活用

1 やまなしグリーンニューディール計画の推進(エネルギー政策課、企業局電気課、耕地課)

本県は、全国トップクラスの日照時間、豊かな水、県土の78%を占める森林など自然エネルギーに恵まれています。この自然環境を活かし、クリーンエネルギーの普及促進に取り組むことにより、低炭素社会の実現と経済活性化の両立を目指すため、平成21年6月、「やまなしグリーンニューディール計画」を策定しました。「やまなしグリーンニューディール計画」では、太陽光発電・小水力発電の普及促進、バイオマス利活用の促進、燃料電池の技術開発の推進などに積極的に取り組むこととしています。

(1)太陽光発電の普及促進(エネルギー政策課、企業局電気課、耕地課)

住宅への太陽光発電等導入促進

住宅用太陽光発電設備設置費補助

日照時間が長い本県の特性を活かして「住宅用太陽光発電設備」の導入促進を図るため、太陽光発電設備の設置者への補助を実施しました。

- ・対象者 県内において、自らが所有し居住する既築の住宅に、金融機関等から融資を受けて太陽光発電設備(1kW以上)を設置しようとする個人であって、電気事業者と系統連系を開始する方。
- ・補助金額 年利1%として融資を受けたとした場合の元利均等返済による償還期間中の利子相当額又は10万円のいずれか小さい額を限度とします。
- ・交付実績

平成21年度	357件
平成22年度	624件
平成23年度	1,140件
平成24年度	1,426件

やまなし節電エコ住宅促進モデル事業

本県の地域特性を生かした住宅の省エネ化とCO₂排出削減を促進するため、住宅に電力需要のピークカット及び停電時のバックアップ対策に効果のあるシステムを導入する事業への補助を実施しました。

- ・対象者 住宅に、〔住宅用太陽光発電〕+〔定置用リチウムイオン蓄電池または燃料電池〕+〔HEMS〕により構成されるシステムを導入する個人。
- ・補助金額 設備設置費のうち設置者が負担する額の1/3。上限50万円。
- ・交付実績 平成24年度 20件

太陽光発電事業普及市町村サポートフォーラム

大規模太陽光発電所を誘致しようとする市町村を支援するため、フォーラムを開催しました。

- ・開催日 平成24年7月25日
- ・内容 プレゼンテーション(固定価格買取制度の概要、電気事業の基礎、電力網への接続手続、メガソーラー事業の適地、農用地への太陽光発電設備の設置)質疑応答、情報交換

メガソーラー発電所

企業局では、甲府市の米倉山造成地に、全国トップクラスの本県の日照時間を活かして、内陸部では最大規模となるメガソーラー（大規模太陽光）発電所の建設を東京電力(株)と共同で進め、平成24年1月に運用を開始しました。この発電所の建設は、本県の地球温暖化対策の促進のため、また、米倉山造成地の本格活用までの活用策として進めたもので、県内の二酸化炭素の排出量の削減に貢献するとともに、再生可能エネルギーの普及促進が図られるなど、低炭素社会の実現に向けた先導的な役割を果たすことが期待されています。また、再生可能エネルギー等について理解を深めてもらうため、発電所の隣接地には、太陽光や水力、バイオマスなどの再生可能エネルギー等についてのPR施設「ゆめソーラー館やまなし」を整備しました。

< 施設の概要 >

米倉山太陽光発電所

- ・所在地：甲府市下向山（山梨県所有地）
- ・出力：約10,000kW（一般家庭約3,400軒分）
- ・運転開始：平成24年1月27日

米倉山発電所PR施設

- ・所在地：甲府市下向山（山梨県所有地）
- ・内容：敷地内に設置する太陽光発電等に関する普及啓発施設
- ・開館：平成24年1月28日

民間メガソーラー発電所誘致

電力需給に貢献するとともに、「ソーラー王国やまなし」の実現を目指すため、平成23年8月の再生可能エネルギー特別措置法成立に合わせ、未利用県有地2箇所を活用した民間メガソーラー発電所設置の企画提案を募集し、最優秀提案者と山梨県との協定により事業化することとしました。

- ・県有地 旧蚕業試験場跡地（甲斐市菖蒲沢、約13ha）
あけぼの医療福祉センター未利用地（韮崎市大草町、約11ha）
- ・設置事業者 平成23年11月25日決定
三井物産連合（三井物産株式会社、東京海上アセットマネジメント投信株式会社、株式会社明電舎を構成員とする連合体）
- ・協定締結 平成24年7月24日
- ・発電所 「やまなしメガソーラー（甲斐）」、「やまなしメガソーラー（韮崎）」
最大出力（2箇所合計）...10,378kW 運転開始...平成25年度



農村地域への導入促進

農政部では、農村地域の恵まれた太陽光を発電に活用することで、地域における低炭素社会の実現を目指しています。

< 計画の概要 >

笛吹川地区

- ・所在地:山梨市東・江曾原
- ・出力:155kW
- ・運転開始:平成23年4月

永井原地区

- ・所在地:北杜市明野町上手地内
- ・出力:600kW
- ・運転開始:平成26年4月(予定)

(2) 小水力発電の普及促進(エネルギー政策課、企業局電気課、耕地課)

市町村等への情報提供、技術支援

企業局では、平成14年度から出力1,000kW以下の小水力発電の導入可能性調査を実施し、その成果をもとに平成18年度には市町村等が主体となって設置する出力100kW以下のマイクロ水力発電の開発に対する技術支援を開始しました。平成20年11月には電気課内に「小水力発電開発支援室」を設置し、小水力発電の活用を促進するための支援体制を整備しました(平成25年度からはエネルギー局に業務移管)。

また、平成21年5月には、県内の小水力発電の開発を促進するため、概ね10kW以上の発電が見込め、かつ採算の取れる可能性のある98地点をリストアップした「やまなし小水力発電推進マップ」を公表し、県民に対して情報提供を行っています。

小水力発電モデル施設の整備

企業局では、平成21年度から、小水力発電のモデル施設の整備として、上水道を利用した塩川第二発電所と、トンネル湧水を利用した若彦トンネル湧水発電所を建設し、平成22年4月に運転を開始しました。また、平成24年4月には深城ダムの放流水を利用する深城発電所の運転を開始しました。大城川砂防ダムを利用する発電開発の可能性について調査した結果、平成25年度から建設することになりました。

農村地域への導入促進

農政部では、農村地域の恵まれた水資源を発電に活用することで、地域における低炭素社会の実現を目指しています。

< 計画の概要 >

葦崎地区

- ・所在地:葦崎市円野町入戸野
- ・出力:20kW

南アルプス地区

- ・所在地:南アルプス市飯野新田
- ・出力:20kW

(3) バイオマス利活用の促進 (林業振興課)

再生可能な資源である木質バイオマスは、成長の過程で光合成により二酸化炭素を吸収するため、燃やしても大気中の二酸化炭素を増加させないという「カーボンニュートラル」と呼ばれる特性を有しており、化石資源由来のエネルギーを木質バイオマス由来のエネルギーに代替することにより、二酸化炭素の排出を削減する効果があります。

このため、平成21年3月、「山梨県木質バイオマス推進計画」を策定するとともに、事業者、学識経験者、行政等による「木質資源利用システム検討会」を設置し、関係法令等との調整を行い、平成23年10月に木質バイオマス資源燃料利用の基準となるガイドラインをとりまとめ、木質バイオマスの利活用を進めています。

また、平成22年度から、県民が多く利用する県有施設等にペレットストーブ・木質ボイラーを設置して、地域の森林資源を活用したバイオマス利用をPRしています。

(4) 燃料電池の技術開発の推進 (海外展開・成長分野推進室)

地球温暖化対策に有効な革新的技術の一つとされ、早期の実用化が期待されている燃料電池については、本県では、山梨大学が「燃料電池ナノ材料研究センター」で実施している研究開発を支援するため、旧知事公舎等を研究センター用地として無償貸与しています。また、燃料電池関連産業の集積・育成を図るため、研究センター内に燃料電池実用化スペースを設置し民間企業に共同研究室を貸与するなど、山梨大学の研究成果を活用して、県内産業の活性化を図る取組みを推進するとともに、産学官の連携による山梨燃料電池実用化推進会議を開催し、本県における燃料電池の実用化や関連産業の集積・育成に向けた施策の検討を進めています。

特に、県内中小企業等の燃料電池関連産業への参入を促進するため、燃料電池や関連する部品等の開発を進める大手企業から講師を招き、やまなし燃料電池塾を開催するとともに、関連製品の事業化、製品化に向けた研究開発、人材育成に対して補助を開始しました。

一方、今後市場導入が予定されている燃料電池自動車の普及促進を図るため、地域実証研究として、燃料電池自動車と水素ステーションを日常的に運用する社会実証試験を行っています。

(5) エネルギーの地産地消の推進 (エネルギー政策課)

山梨県エネルギー地産地消推進会議

クリーンエネルギーの導入促進と省エネルギー対策を両輪とする「エネルギーの地産地消」の推進のため、有識者による会議を開催しました。

- ・第1回会議 平成24年9月6日
協議「クリーンエネルギー導入と省エネルギー対策の現状と課題について」
- ・第2回会議 平成24年11月29日
協議「エネルギーの地産地消の実現に向けた促進策について」

エネルギー地産地消産業フォーラム

県内企業や市町村の発電事業参入や省エネの取組を支援するとともに、関連事業者を育成するため、情報交換の場となるフォーラムを開催しました。

- ・開催日 平成24年10月30日
- ・内容 講演「固定価格買取制度を利用した太陽光発電事業について」
(一般社団法人太陽光発電協会事務局長 茅岡日佐雄氏)
ミニセミナー(東京電力山梨支店)、企業プレゼンテーション、交流会
- ・参加者 67社147名

2 クリーンエネルギーの普及啓発(エネルギー政策課、企業局電気課)

太陽光や小水力など環境にやさしいクリーンエネルギーの導入・普及を図るため、次のイベント等を開催しました。また、「富士の国やまなし次世代エネルギーパーク」として、県内のクリーンエネルギー施設の情報を発信しました。

山梨県営発電総合制御所(クリーンエネルギーセンター)において、クリーンエネルギー学習講座「ゴロンキーズ」(平成24年7月24～26日)や夏休み親子クリーンエネルギー工作教室(平成24年8月7～11日)、クリーンエネルギーフェスティバル(平成24年11月10日)等を開催しました。

ゆめソーラー館やまなしにおいて、太陽光発電の稼働状況を示すパネルの展示や地球温暖化対策の情報、小水力発電やバイオマス、燃料電池などの情報について展示を行い、情報発信や環境学習の場を提供しており、平成24年1月の開館以来、小学校から大学までの授業、県外からの観光客、国及び自治体関係から国内外の研究者まで、多くの方に来館いただいております。

イベントとしては、次世代エネルギーに関する学習会「米倉山メガソーラーを親子で自由研究ツアー」(平成24年8月20日)を開催しました。

「富士の国やまなし次世代エネルギーパーク」

本県の豊富なクリーンエネルギー資源と活用技術を県内外にPRし、併せてクリーンエネルギーへの理解を図るため、国認定の次世代エネルギーパークとして、クリーンエネルギー施設と周遊ルートとの広報を行いました。



3 既設水力発電所によるクリーンエネルギーの安定生産(企業局電気課)

水力発電は、純国産エネルギーとしてエネルギーの自給率の向上、二酸化炭素を排出しないエネルギー源として地球温暖化対策に、地域分散型エネルギーとして循環型社会の形成等に貢献しています。企業局では、昭和32年の西山発電所の運転を開始して以来55年が経過し、現在21の発電所で水力発電を行っており、炭酸ガス排出抑制等に貢献しています。

直近10か年の供給電力量の実績及び平成24年度の環境負荷低減効果

水力発電による供給電力量の実績

年度	目標電力量	供給電力量実績
	kwh	kwh
15	466,169,000	561,735,918
16	466,169,000	525,265,217
17	461,583,000	406,951,814
18	461,583,000	431,707,630
19	468,292,000	419,097,975
20	475,531,000	472,149,078
21	472,762,000	546,776,967
22	473,792,000	529,540,638
23	475,753,000	528,420,572
24	477,577,000	435,016,691

石油代替エネルギー効果

$$435,016,691 \text{ kWh} \times 0.265 \text{ l/kWh} \\ = 115,279,423 \text{ l} \quad \text{ドラム缶(200l/本)に換算すると 576,397本}$$

炭酸ガス排出抑制効果

$$435,016,691 \text{ kWh} \times 0.727 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh} \div 1,000 \\ = 316,257 \text{ t-CO}_2$$

CO₂を吸収する樹木の植林効果

$$316,257 \text{ t-CO}_2 \div 361.2 \text{ t-CO}_2/\text{km}^2 \\ = 875.6 \text{ km}^2 \text{ (の森林が1年間に吸収する二酸化炭素相当)}$$

4 - 4 国際協力の推進

1 国際シンポジウム2012(森林環境総務課)

環境科学研究所では、環境科学の「研究」を行うとともに、「教育」、「情報」、「交流」の4つの機能を通じて、自然と人との生活が調和した地域の実現に向けて事業を展開しています。「交流」においては、環境をテーマとして人や情報の交流を活発にするため、県民の方々や地域との交流、国内外の研究者、研究機関との交流機会等を提供しており、平成24年度には環境科学研究所において「山梨県環境科学研究所国際シンポジウム2012」を開催しました。

開催日 平成24年9月29日

テーマ 「地域の文化を育む森：新しい森林の価値を求めて」

内容 一般向け講演会(同時通訳)

- ・ 台湾大学演習林を活用した森林ツーリズム
- ・ 学校林の利用推進と住民の果たす役割
- ・ 東京大学演習林が進める「富士癒しの森プロジェクト」

開催日 平成25年2月8日

テーマ 「自然公園としての富士山-4」

- 地域社会における自然公園の役割:ヨーロッパから学ぶ -
- 内 容 一般向け講演会(同時通訳)
 - ・ 中部ヨーロッパにおける広域的自然保護地域制度:自然公園と国立公園の比較
 - ・ 英国の国立公園:起源、重要性と将来性
 - ・ ヨーロッパと日本の自然公園制度の比較
 - ・ 富士山地域における環境保全と安全登山推進の取り組み
 - ・ 案内標識の統一からみた自然公園における協働:富士山の事例
 - ・ 地域社会における自然公園の役割と課題

2 イクレイ(持続可能性をめざす自治体協議会:Local Governments for Sustainability)活動の推進(森林環境総務課)

イクレイ(持続可能性をめざす自治体協議会)は、「地球規模の環境問題を解決するためには、世界のあらゆる地域における地方自治体の取り組みの強化こそが必要である」との趣旨に基づき設立された団体で、地球の環境保全を目指す地方自治体の国際的なネットワークです。

(1)会員数

83か国 1,000以上の自治体が参加(うち国内正会員数19団体) 平成25年7月現在

(2)事務局

世界事務局	ドイツ・ボン
イクレイ日本(イクレイ日本事務所)	東京都
地域事務局・事務所	
・アフリカ事務局	南アフリカ・ケープタウン
・ボンセンター	ドイツ・ボン
・カナダ事務所	カナダ・トロント
・ヨーロッパ事務局	ドイツ・フライブルク
・韓国事務所	韓国・スウォン
・南アメリカ事務局	ブラジル・サンパウロ
・中米カリブ事務局	メキシコ・メキシコシティ
・オセアニア事務局	オーストラリア・メルボルン
・アメリカ事務所	アメリカ・オークランド
・南アジア事務局	インド・ニューデリ
・東南アジア事務局	フィリピン・マニラ
・東アジア事務局	韓国・ソウル

(3)活動分野

- ・地域の持続可能な政策の推進
- ・資源効率性の高い都市づくり
- ・生物多様性保全都市づくり
- ・低炭素都市づくり
- ・回復力のある地域社会づくり
- ・グリーンでスマートな都市インフラ整備
- ・都市のグリーン経済と雇用拡大
- ・健全で幸福な地域社会づくり

・本県の対応

年 月	内 容
平成4年11月	本県がアジアで初めて加入した。
平成5年5月	天野知事がイクレイ理事に当選(理事21名)任期の平成7年10月までに計5回の理事会に出席した。
平成7年4月～平成8年3月	環境局(当時)職員をアジア太平洋事務局次長として派遣した。
平成9年11月	名古屋市にて開催された「第4回気候変動世界自治体サミット」の際、温暖化対策の特別プロジェクト「CCPキャンペーン」に加入した。
平成13年8月	天野知事がイクレイ世界事務局を訪問し、自然環境の保護の推進をテーマに富士山憲章、高山植物保護条例等の取り組みを説明した。
平成19年2月	京都市で開催された「『気候変動に関する世界市長・首長協議会』京都会議」のテーマ別分科会へ職員が出席した。
平成21年4月	カーボンスイッチキャンペーンに参加し、イクレイ日本と共同でカーボンオフセットを組み込んだ中小企業の温暖化対策支援に取り組む。
平成21年6月	カナダ・エドモントンで開催されたイクレイ世界大会において、早くからイクレイに加盟し、長きに渡って持続可能な社会づくりに尽力してきた本県の功績に対して記念品が贈られた。
平成22年2月	2010年定時社員総会において、イクレイ世界大会で本県に贈られた記念トロフィーの授与式が行われ、イクレイ本部事務局次長から本県職員へトロフィーが手渡された。
平成23年10月	自治体の地球温暖化対策をオンラインで公表するイクレイのプロジェクト「carbonn 都市気候レジストリ」への報告を約束するメキシコシティ協定に署名した。メキシコシティ協定では、世界の自治体が協力して気候変動対策に取り組むことを宣言している。

5 環境教育・環境学習の推進

5 - 1 多様な環境教育・環境学習の推進

1 環境教育の推進体制(森林環境総務課)

(1)やまなし環境教育等推進行動計画

環境教育の果たす役割がますます重要になっていることから、平成21年3月に策定した「やまなし環境教育等実践指針」を見直し、新たに「やまなし環境教育等推進行動計画」を平成25年3月に策定しました。

計画では、本県における環境教育を推進する上での基本的な考え方や各主体の役割、県の環境教育に関する施策の方向を明らかにし、県民や学校、民間団体、事業者が様々な環境保全活動を活発に展開できるよう、各主体の役割に応じ、様々な場における環境教育に関する具体的な取り組みを体系的に分かりやすく整理することにより、効果的な環境教育の実践に資するよう配慮しました。

(2)環境教育の推進体制

本県では、各部局にわたり様々な環境教育事業を展開しています。その体制と主な実施内容は右のとおりです。

県の環境教育推進体制と主な実施内容

森林環境部	
森林環境総務課	「山の日」啓発活動推進等
	環境日本ーやまなしづくり実践活動の推進
	やまなしクリーンキャンペーンの展開
	やまなしエコライフ県民運動等各種普及啓発
大気水質保全課	ごみの減量化、リサイクル等の推進
みどり自然課	大気・水質保全等公害防止に係る普及啓発
森林整備課	自然保護や緑化推進等に係る普及啓発
	「八ヶ岳環境と文化の村」の運営
林業振興課	森林整備、森林・山村地域の活性化、森林災害予防の普及啓発
県有林課	植樹運動、林業体験等を通じた林業普及
環境科学研究所	「森林文化の森」の整備と利用促進
森林総合研究所	環境教育事業の実施 指導者の育成等
各務森林事務所	森林・林業に関する調査・研究 森の教室等の実施
	地域における環境保全活動の推進
教育庁	
義務教育課	エネルギー教育推進事業の実施
社会教育課	フロンティア・アドベンチャー「やまなし少年海洋道中」の実施
その他の部局	
生涯学習文化課	やまなしまなびネットワークシステムの運営
エネルギー政策課	省エネルギー、クリーンエネルギーの普及啓発
企業局電気課	クリーンエネルギー学習講座等の実施

2 環境教育の各種施策

(1) 環境科学研究所における環境教室等 (森林環境総務課)

環境科学研究所の環境教育部門では、環境問題を地球規模で考え、身近なことから実践することの大切さを学習する「環境教室」、「環境体験講座」、「環境映画会」、「身近な環境調査」、「地域環境観察会」や、「環境写真展」等の企画展示など、幅広い環境教育事業を実施しています。

環境教育事業の概要(平成24年度)

事業名	H24実績	備 考
環境教室	団体を対象として随時開催	
環境作品上映会	5/20,7/29,9/9,12/2,1/13,2/17(全6回 半日または1日)	・優れた環境作品の上映
環境体験講座	6回(半日)	・体験活動を取り入れながら、身のまわりのものを題材とした内容で開催
身近な環境調査	86校参加(小・中学校)	・サクラの開花調査
地域環境観察会	6回(半日または1日)	・地域の身近な自然などの観察会
環境科学講座	1回	・科学的なデータや知見を取り入れ、わかりやすい内容で開催
企画展示	「山野草写真展」 4/14～ 6/10 「動物写真展」 7/7～ 9/2 「きのこ写真展」 9/8～11/11 「剣丸尾の自然写真展」 12/1～1/14 「富士山・火山写真展」 1/17～3/17	

(2) こどもエコクラブ活動の支援 (森林環境総務課)

次代を担う子どもたちが、地域において楽しく自発的に環境学習及び環境保全活動を行う「こどもエコクラブ」の活動を支援し、その内容の充実を図っています。

県内の加入状況(平成25年3月31日現在)

- ・クラブ数...4
- ・会員数...135人 (全国:クラブ数...約2,370 会員数...約117,000人)

事業内容

- ・こどもエコクラブ全国フェスティバル
「こどもエコクラブ全国フェスティバル」に、県内の「こどもエコクラブ」から和泉エコクラブ(甲府市)が、同フェスティバルに展示する壁新聞を提出した。
- ・こどもエコクラブ事業の広報
こどもエコクラブ事業の新規登録を促すため、小中学校へのチラシの配布やホームページへの掲載等広報活動を行っている。

(3) 体験の機会の場の認定

平成24年10月に施行された「環境教育等促進法」に基づく「体験の機会の場」として、公益財団法人キーブ協会の施設等を平成24年12月に認定しました。全国に先駆けた第1号の認定です。

(3) 学校林の活用推進(みどり自然課)

学校週5日制の実施や総合的な学習の時間の創設に伴い、森林の教育的利用に対するニーズが高まってきている中で、児童・生徒の森林環境教育の場として学校林を活用するために必要な指導助言や情報提供を行っています。また、活動の活発化を図るため平成19年度には「森林環境教育の手引き～学校林活用マニュアル～」を発行しました。

(4)どんぐりクラブ育成事業(みどり自然課)

小学生以下の子ども達に、山や森、公園に落ちているどんぐりを拾う活動を通じて、緑に親しみ、森林を大切にすることを育んでもらうことを目的として実施しています。また、集まったどんぐりは環境教育等への活用を図るため、県緑化センターで養成し、希望した小中学校や公園等に配付しています。

平成24年度は695人の子ども達が会員となり、集めたどんぐりの数に応じてヤマアジサイとユキヤナギを配付しました。

(5)エネルギー教育推進事業(義務教育課)

啓発のための「リーフレット」の作成・配布

- ・県下の小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒全員に対して、日常生活で自ら実践できる省エネ・省資源活動を書き込むことのできる一部記述式の「リーフレット」を作成・配布し、電気エネルギーをつくり出す方法やエネルギー問題、新エネルギーについての理解の促進を図っています。

エネルギー教育関連教材の貸し出し

- ・学校単独ではそろえにくいエネルギー教育関連教材を各教育事務所と協力校に備え、要望に応じて貸し出し、エネルギーを実際につくり出すことなどを体験することにより、理解の促進を図っています。

エコ活動推進キャンペーン ～地球のエネルギーについて考えよう～ の実施

- ・10月中旬から11月までをエネルギー教育推進の強化月間とし、県下の全公立小中学校で一斉に省エネ・省資源活動の取組や発電・新エネルギーについての学習活動等を行っています。

ホームページの活用・更新

- ・義務教育課で開設しているホームページ「小中学生のためのやまなしの環境教育」を通じて、各学校の取組の様子や関連事業の紹介、環境教育・エネルギー教育の進め方等について情報発信を行っています。

(6)青少年長期自然体験活動(フロンティア・アドベンチャー「やまなし少年海洋道中」)(社会教育課)

物質的な豊かさに伴う便利な生活環境の中ではなくまれている青少年に、本県にはない海洋における大自然の中で、野外活動生活を長期間実施することにより、青少年に心の豊かさや、たくましさをはぐくむ事業を実施しています。

実施に当たっては、美しい海洋の自然に触れることにより地球環境の大切さを感じ、人と自然との共存について考える機会をつくるとともに、生活環境の異なる地域の人々との交流を進めることにより、人と人との繋がりを考える機会ともとしています。

経 緯 昭和63年度より事業を開始し、平成24年度で25回目を迎えた。

平成24年度の実施内容

参加者	県内の中学生50名(男子37名、女子13名)		
実施日	事前説明:	平成24年6月17日	日帰り (ことぶき勸学院・大学院)
	事前研修:	平成24年7月 7日～8日	1泊2日 (県立愛宕山少年自然の家)
	現地研修:	平成24年8月 1日～9日	8泊9日 (東京都八丈島八丈町垂戸)
	事後研修:	平成24年8月22日	日帰り (県立八ヶ岳少年自然の家)
体験内容	・洋上体験(船での寝食、漁船クルージング、外洋の観察等)		
	・自然体験(キャンプ生活、スノーケリング、野外炊事、サバイバル踏破、ピバーク等)		
	・交流体験(八丈島の小中学生、住民の方等)		
	・自主企画体験(自らの企画による活動、サバイバル踏破等)		
	・自然環境体験(全期間での衣食住、天候、海洋及び海洋性の自然等)		

(7)やまなしエコティーチャーの派遣(森林環境総務課)

地域における環境保全意識の高揚を図り、地域の環境保全活動に資するため、環境に関する知識や豊富な経験のある人材を環境学習指導者(やまなしエコティーチャー)として登録し、県内の民間団体等が主催する環境保全に関する研修会等に派遣しました。

やまなしエコティーチャー登録名簿(平成24年10月1日現在)

自然環境分野		氏名	役職等
氏名	役職等		
		草野 香寿恵	環境省環境カウンセラー
跡部 治賢	NPO法人自然とオオムラサキに親しむ会会長	黒田 光秀	(株)総合リサイクルセンター黒田・代表取締役
伊野 良夫	早稲田大学名誉教授	櫻林 いさを	環境省環境カウンセラー
梶原 昇	県立高校非常勤講師	佐藤 悦子	県地球温暖化防止活動推進委員
口野 道男	山梨地学会顧問	塩崎 洋子	放課後子ども教室「みんなの居場所“羽黒ほっとサロン”」代表
齋藤 一紀	(財)日本鳥類保護連盟専門委員	志沢 美香	こどもエコライフネット理事
流石 皇甫	美花里自然教室代表	島崎 洋一	山梨大学准教授
瀬田 實	山梨動物生態研究会会長	清水 喜美男	環境省環境カウンセラー
田中 収	大月短期大学名誉教授	鶴田 和彦	横河電機(株)勤務
内藤 邦雄	NPO法人みどりの学校専務理事	中村 伯男	環境省環境カウンセラー
中川 雄三	動物写真家、日本野鳥の会富士山麓支部副支部長	中村 道子	地球環境女性連絡会会員
中込 司郎	山梨県植物研究会会長	藤巻 真史	(株)田丸・代表取締役会長
中村 司	山梨大学名誉教授	宮内 厚子	県地球温暖化防止活動推進員
野澤 健夫	HOOKかんきょう「協育」事務所代表	望月 あけみ	NPO法人みどりの学校事務局長
堀内 美千恵	自然環境保全の会会長	山坂 右内	(株)メイキョー 技術顧問 山梨科学アカデミー会員
宮本 克己	マンズワイン(株)勤務	岸 いず美	山宮保育園
山田 健一郎	県地球温暖化防止活動推進員	窪田 真弓	NPO法人富士川・夢・未来事務局
山本 紘治	山梨科学アカデミー会員	河野 昭三	横河マニュファクチャリング(株)甲府工場勤務
依田 正直	やまなし野鳥の会会長	小林 敏樹	都留文科大学非常勤講師
渡辺 尚希	アウトバックアドベンチャーーツアーズ代表	齊藤 尚子	楡形環境とりサイクルの会会長
清藤 城宏	(財)オイスカ緑化技術顧問	櫻田 清	NPO法人協働で素敵にまちづくり南アルプス共和国理事長
関 敦隆	子ども自然体験クラブエヴォルヴ代表	澤登 早苗	恵泉女学園大学大学院教授
竜沢 信子	やまなし環境会議事務局長	篠原 充	山梨県一般廃棄物協会会長
野澤 智博	NPO法人えがおつなげて勤務	竹井 基	県地球温暖化防止活動推進員
生活環境分野		仲澤 早苗	山梨県消費生活研究会連絡協議会会長
青木 のり子	ユートピアこうふ緑の会代表	廣瀬 隆博	(有)サンライト代表
芦澤 公子	NPO法人みどりの学校理事長	森野 健治	TDK(株)勤務
石井 迪男	山梨環境カウンセラー協会会長	渡辺 節子	県地球温暖化防止活動推進員
大津 巖	シチズンセイミツ(株)勤務		

平成24年度実績

回数	月日	主催団体	テーマ	エコティーチャー	参加人数
1	4月21日	中央市地球温暖化対策地域協議会	市民共同発電所施設説明学習会	広瀬 隆博	30
2	5月22日	石和第四保育所	自然エネルギー体験「ストップ!ちきゅうおんだんか ちきゅうのみらいのためにいまできること	芦澤公子	57
3	5月23日	大月市ごみ減量化推進協議会	地域でのごみ減量化、リサイクル	芦澤公子	23
4	5月29日	田富みかさ幼稚園	自然観察と自然エネルギー学習会	森野 健治	72
5	6月1日	甲斐市立双葉西小学校	3年総合的な学習の時間「双葉を知ろう」～かがやけ ぼくたちの町のほたる(2年目)～	山田 健一郎	53
6	6月15日	甲府市立大里小学校	第4学年「環境教育」みんなの地球が泣いている	櫻林 いさを	123
7	6月21日	韮崎市立甘利小学校	「甘利山の自然環境・景観を探索学習」「甘利山周辺の動植物を探索学習	口野 道男	120
8	6月21日	女性交流センター「みずうみ」	女性交流センター「みずうみ」5周年記念祭 環境・講演会	櫻林 いさを	185
9	6月26日	韮崎市立韮崎北東小学校	藤井平・藤井せぎの自然環境と人々の生活(事前学習)	口野 道男	68
10	6月28日	韮崎市立韮崎北東小学校	藤井平・藤井せぎの自然環境と人々の生活(現地見学)	口野 道男	68
11	7月3日	学校法人鹿野苑学園英照寺幼稚園	EM勉強会地球環境浄化は家庭の台所から	青木 のり子	30
12	7月11日	笛吹市立富士見小学校	「川は宝物」しずくちゃんの旅行記	関敦隆	66
13	7月17日	山中湖村立山中小学校	福祉講話	桜田 清	210
14	7月18日	甲府市立甲府商業高等学校	美しい地球を未来に残すために～次世代も安心、省資源、省エネの生活～	芦澤 公子	300
15	7月18日	太陽電機株式会社	太陽電機研修改善セミナー「気軽に、どこでも、省エネ」	鶴田 和彦	25
16	7月25日	中央市田富北保育園	田富北保育園エコ学習会	芦澤 公子	83
17	7月25日	笛吹市立富士見小学校	「川のおまわりさん」安全講習会	関敦隆	56
18	7月29日	笛吹市スポーツ少年団少林寺拳法石和	自然観察会・勉強会	中川雄三	40
19	8月1日	勝沼児童クラブ	環境問題について考えてみよう	岸いず美	39
20	8月2日	甲運小学校放課後児童クラブ	「みんなできれいなちきゅうにしよう」家庭でできるエコ活動	櫻林 いさを	40
21	8月6日	里垣小放課後児童クラブ	「みんなできれいなちきゅうにしよう」家庭でできるエコ活動	櫻林 いさを	36
22	8月7日	山城小学校放課後児童クラブ	「みんなできれいなちきゅうにしよう」家庭でできるエコ活動	櫻林 いさを	173
23	8月8日	韮崎市立北西児童センター	生物どうしのつながり	塩崎 洋子	14
24	8月8日	羽黒小学校放課後児童クラブ	皆できれいな地球にしよう 今家庭でできるエコ活動	櫻林 いさを	70
25	8月9日	玉諸小放課後児童クラブ	「みんなできれいなちきゅうにしよう」家庭でできるエコ活動	櫻林 いさを	70
26	8月9日	南アルプス市商工会	新エネ導入例と省エネ実践例	島崎 洋一	30
27	8月10日	新紺屋小学校放課後児童クラブ	みんなできれいなちきゅうにしよう 今家庭でできるエコ活動	櫻林 いさを	20
28	8月10日	石田小学校放課後児童クラブ	みんなできれいなちきゅうにしよう 今家庭でできるエコ活動	櫻林 いさを	32
29	8月17日	里吉団地放課後児童クラブ	「みんなできれいな地球にしよう」今、家庭でできるエコ活動	櫻林 いさを	16
30	8月17日	伊勢小放課後児童クラブ	みんなできれいなちきゅうにしよう(家庭でできるエコ活動)	櫻林 いさを	29
31	8月18日	みいづ保育園	園庭ピクトブ教室	中川雄三	18
32	8月20日	国母小放課後児童クラブ	みんなできれいなちきゅうにしよう 今家庭でできるエコ活動	櫻林 いさを	38
33	8月20日	相川小放課後児童クラブ	「みんなできれいな地球にしよう」今、家庭でできるエコ活動	櫻林 いさを	40
34	8月21日	中道北小放課後児童クラブ	みんなできれいなちきゅうにしよう 今家庭でできるエコ活動	櫻林 いさを	50
35	8月21日	甲府市北新児童センター	みんなできれいなちきゅうにしよう 今家庭で出来るエコ活動	櫻林 いさを	30
36	8月22日	湯田小放課後児童クラブ	「みんなできれいな地球にしよう」今、家庭でできるエコ活動	櫻林 いさを	23
37	8月22日	朝日小放課後児童クラブ	みんなできれいなちきゅうにしよう 今家庭でできるエコ活動	櫻林 いさを	21
38	8月23日	東小放課後児童クラブ	みんなできれいなちきゅうにしよう 今家庭でできるエコ活動	櫻林 いさを	40
39	8月23日	大里小学校放課後児童クラブ	みんなできれいなちきゅうにしよう 今家庭でできるエコ活動	櫻林 いさを	78
40	9月4日	甲斐市立敷島小学校	みんなできれいな地球にしよう～わたしたちにできること～	櫻林 いさを	60
41	9月6日	田富みかさ幼稚園	「ストップ!地球温暖化こどもたちの未来のために今できること」～地球温暖化防止のための新	芦澤 公子	47
42	9月6日	甲府市立国母小学校	環境教育「きれいな地球をのこそう」"ゴミの減量と水の大切さ"	櫻林 いさを	87
43	9月10日	昭和町立西奈小学校	第4学年環境学習会「みんなできれいな地球にしよう」	櫻林 いさを	82
44	9月21日	日本青年会議所	公開勉強会 エネルギーの基礎知識を学び、未来のエネルギーについて考えてみよう	島崎 洋一	50
45	9月27日	富士吉田市立明見小学校	みんなできれいな地球にしよう～家でできるエコ活動～	櫻林 いさを	89

回数	月日	主催団体	テーマ	エコティーチャー	参加人数
46	10月3日	甲府市立中道南小学校	きれいな地球に	櫻林 いさを	30
47	10月5日	甲斐市立竜王西小	エネルギーについて考えよう	島崎 洋一	53
48	10月10日	甲府市立大國小学校	環境パソコン紙芝居	櫻林 いさを	81
49	10月11日	甲府市立山城小学校	環境問題について考えよう	櫻林 いさを	140
50	10月15日	甲府市立甲斐小学校	地球環境を身近な暮らしから考えよう	櫻林 いさを	30
51	10月15日	北杜市立明野中学校	発電体験とエコクイズ いろいろなエネルギーの変換 山梨のエネルギー計画	島崎 洋一	41
52	10月19日	南アルプス市立白根百田小学校	環境集会	島崎 洋一	132
53	10月25日	甲府市立新田小学校	環境教育「みんなできれいな地球にしよう」	櫻林 いさを	37
54	10月25日	荒川自治会婦人部	～ふるさと山梨・大地の厳しさと大いなる恵み～地震災害・名湯名水の世界	田中 収	25
55	10月27日	街中いきいき村	EM講座	青木 のりこ	18
56	10月29日	中央市立玉穂南小学校	発電体験とエコクイズ	島崎 洋一	55
57	10月31日	身延町立西島小学校	「地球温暖化防止」	芦澤公子	15
58	11月3日	甲府市立東小学校	環境教室 4年生	櫻林 いさを	72
59	11月15日	北都留地区教育研究会理科部会	北都留地区教育研究会理科部会研修会(講演会)～東日本大震災後の富士北麓の防災環境の	田中 収	20
60	11月17日	街中いきいき村	EM講座	青木 のりこ	7
61	11月20日	大國小学校放課後児童クラブ	みんなできれいな地球にしよう	櫻林 いさを	57
62	11月25日	小田川公民館	中田町「小田川公民館生涯学習のつどい」講演会(三世代交流・親子ふれあい教室)小田川地区	口野 道男	30
63	12月18日	昭和町立常永小学校	環境教育「みんなできれいな地球にしよう」	櫻林 いさを	51
64	12月21日	甲府市立豊川小学校	みんなできれいな地球にしよう	櫻林 いさを	69
65	1月29日	山梨市立牧丘第一小学校	みんなできれいな地球にしよう	櫻林 いさを	20
66	2月14日	甲府市立池田小学校	環境について興味をもとう	櫻林 いさを	67
67	3月17日	中田町公民館	中田町ウォーキング・歩け歩け運動(見直そう・ふるさとの自然環境と歴史・文化を探る)	口野 道男	42
計				総数	4,023

(8) やまなし環境学習プログラムの策定(森林環境総務課)

地球温暖化対策を推進していくため、民間団体等への委託事業により、平成23年3月に太陽光発電等自然エネルギーの分野に関し、小学校中学年用・小学校高学年用・中学校用の3件のプログラムを策定し、学校や民間団体、環境学習指導者等へ提供することとしました。

環境学習プログラムは、子どもたちがそれぞれの発達段階において、体験的活動を中心に、そこから得られる自然環境や社会問題について「学び」「話し合い」「行動に移す」ことを効果的に行うことができるよう構成された実践的な指導用手引き書です。

対象	プログラム	内容
小学校中学年	「やまなしのエコ大作戦」	体験やクイズを通じ、エネルギーについて知り、エコライフ宣言をする。
小学校高学年	「二酸化炭素ゼロやまなし」	山梨県の温暖化対策の目標を知り、身近なエコの方法を川柳で表現する。
中学校	「ソーラー王国やまなし」	山梨県のエネルギー計画を知り、未来のエネルギーの使い方を考える。

また、本プログラムは、小中学校の先生方だけでなく、地域で環境学習を実践している環境学習指導者も使えるように作られており、公民館等の場所で実践することができます。

5 - 2 人材の育成

1 環境科学研究所の取り組み(森林環境総務課)

山梨県環境科学研究所では、環境問題や環境教育への理解をより一層深めることを目的に、また、将来的には地域の環境活動を推進しうる人材を養成する第一歩となるよう、環境生涯学習プラン「山梨環境科学カレッジ及びカレッジ大学院」を開講しています。平成24年度の実績は次のとおりです。

山梨環境科学カレッジ(受講生:29名)

種別	内容	講師	実施日
開講式	開講式・カレッジプログラムの確認	環境教育スタッフ	5/12
必修講座	1) 基礎講座「富士山の自然」	環境教育スタッフ	5/12
	2) 環境科学講座 「利用者が望むことから自然公園の管理を考える」	番匠克二(環境省参事官補佐) 山本清龍(岩手大学農学部准教授) 本郷哲郎(当研究所研究管理幹)	5/26
	3) 富士北麓自然観察会	樋口星路 中川雄三 渡辺信介(日本野鳥の会富士山麓支部)	10/20
選択講座A	企画展示～写真展 1) 山野草写真展 2) 動物写真展 3) きのご写真展		4/14～6/10 7/7～9/2 9/10～10/21
選択講座B	環境作品上映会		5/20 7/29 9/9
修了式	修了証書授与		10/20

山梨環境科学カレッジ大学院(受講生:11名)

種別	内容	講師	実施日
開講式	開講式・大学院プログラムの確認	環境教育スタッフ	5/12
基礎講座	自然観察会の方法と運営	環境教育スタッフ	5/12
応用講座	環境科学講座 「利用者が望むことから自然公園の管理を考える」	番匠克二(環境省参事官補佐) 山本清龍(岩手大学農学部准教授) 本郷哲郎(当研究所研究管理幹)	5/26
専門講座	A) 山梨の自然	内山高・安田泰輔・北原正彦 各研究員	6/16
	B) バナジウムの健康影響と新しい利用法	上垣良信(富士工行技術センター)・長谷川達也(当研究所研究員)	6/30
	C) 環境変化をとらえる	上野良平・小笠原輝・池口仁 各研究員	7/7
臨地講座	A) 自然観察プログラムの実際 ネイチャーゲームの実際	有田俱通(環境省認定登録・環境カウンセラー、自然解説員) 環境教育スタッフ	7/21
	B) 青木ヶ原を訪ねる	小野巖(富士河口湖町自然解説員)	9/1
	C) アカマツ林調査	中野隆志 研究員	9/29
演習講座	A) 自然観察プログラム作成	環境教育スタッフ	10/13
	B) 自然観察プログラム実習	環境教育スタッフ	10/27
修了式	修了証書授与		10/27

2 森林総合研究所における研修(林業振興課)

林業従事者や後継者、また将来の担い手となる者を対象に技術研修を行い、地域林業や森林・林業教育の中核的指導者となるよう人材養成を行っています。平成24年度の実績は次のとおりです。

(1) 専門研修(対象: 県、市町村及び森林組合職員 ほか)

研修教科	内容	実施日	受講者数
林業機械	「林業安全作業指導」(チェーンソー & 刈払機の取扱いに係る特別及び安全衛生教育)	H24.5.8/5.9/5.11	11
森林保護・環境保全	保安林実務研修	H24.5.17	24
森林土木	森林土木測量入門	H24.5.31	18
労働安全	技術職員の安全管理(現場で被災しないために)	H24.7.24	55
林業機械	「架線系機械集材技術の基礎」(機械集材装置の運転に係る特別教育)	H24.7.26/7.27	5
林業機械	森林作業道の基礎知識	H24.9.25	28
森林土木	これからどうする? 法面緑化(生物多様性の保全と斜面の安定化の両立)	H24.10.10	16
林業機械	高性能林業機械体験	H24.10.19	6
森林保護・環境保全	責任ある森林管理の実践に必要な基礎知識	H24.11.6	56
林業経営・森林整備	提案型集約化施業の推進	H24.11.9	18
木材の利用・加工・流通	木材のバイオマスエネルギー利用及び木材の用途と品質	H24.12.5	31
林業経営・森林整備	森林GIS利用に向けた現地データ取得入門	H25.1.11	15
林業機械	「林業安全作業指導」(チェーンソー & 刈払機の取扱いに係る特別及び安全衛生教育)	H25.1.23-1.25	21
森林保護・環境保全	山梨県における森林病虫獣害の現状と対策	H25.2.15	32
造林・育林	低コスト造林技術と最新の苗木生産技術	H25.2.28	31
木材の利用・加工・流通	より良い木材利用を目指す～川上、川中、川下が取り組むべきことは～	H25.3.15	28
計			384

(2) 基礎研修【新規参入支援研修】(対象: 林業への参入・就業希望者)

研修教科	内 容	実施日	受講者数
講 義	開講にあたって	H24.6.29	8
	本県林業の現状と課題		
	新規参入しやすい分野		
	きのこ栽培の可能性		
計	先進取組事例の紹介、意見交換会		8

(3) 技能者養成研修(対象: 林業従事者)

内 容	実施日	受講者数
「林業架線作業主任者免許規程に係る講習」	H24.6.26-8.8	11
GPS測量の方法	H24.7.9	18
「機械集材装置の運転の業務に係る特別教育」	H24.7.26/7.27	6
木材流通と木材利用 木材の特性 安全な素材生産作業の確認	H24.8.21/8.22	7
森林施業の体系 森林整備の省力化・低コスト化作業	H24.8.28/8.29	7
路網の種類と目的 安全な路網開設・維持作業	H24.9.4/9.19/9.20	7
効率的な高性能林業機械の使い方 高性能林業機械操作の検証	H24.10.4/10.10-10.12	7
車両系高性能林業機械のメンテナンス 架線系高性能林業機械のメンテナンス 機械類の管理手法	H24.10.16-10.18	7
高性能林業機械の種類 安全な車両系林業機械の操作	H24.10.30-11.1/11.6/11.7	18
安全なかかり木等処理作業	H24.11.26/11.27	7
計		95

(4) 教員指導者養成研修(対象: 教職員)

研修名	内 容	実施日	受講者数
身近な自然の指導法研修会	「植物と親しむ(押し葉標本作り)」 「森林・林業の基礎知識」 「森と人との関わり方」	H24.7.23	17
環境とものづくり研修会	「森林・林業・木材の基礎知識」 「木工作入門」 ・木材の性質について ・木工作道具の使用方法 ・製作技法の基礎知識 ・木工作授業の計画方法	H24.7.25	24
計			41

6 自発的な活動の推進

6 - 1 環境に関する活動の展開

1 参加と連携による環境活動(森林環境総務課)

環境の保全と創造を図るためには、私たち一人ひとりが人間と環境との関わりについての理解と認識を深めるとともに、県民・事業者・民間団体・行政等がそれぞれの主体の特性を活かし、互いに補完しながら、連携して取り組むことが必要です。

県では、「やまなし環境月間」や「環境フォーラムinやまなし」の開催などを通じて、県民の環境保全への意識の高揚を図っているほか、環境保全実践活動の展開を支援・促進するため、「環境保全活動支援事業費補助金」(平成19年度～)により、市町村(一部事務組合も含む)や民間団体が地域住民と一体となって実施する先駆的・モデル的など環境保全事業に対して補助を行うとともに、民間団体が実施する環境保全活動に対しても「山梨県地域活性化促進事業費補助金」(県民生活・男女参画課:平成13年度～)により助成を行っています。また、地域の民間団体等が開催する環境問題に関する講演会や学習会等に対して講師を派遣する「環境学習指導者派遣事業(やまなしエコティーチャー)」(平成21年度～、平成7年度から平成20年度までは「環境アドバイザー派遣事業」)を実施し、地域の環境保全活動を支援しています。さらに、これらの活動が日常生活の中に定着していくことを目的として、環境美化活動に取り組む一斉活動日を設け、やまなしクリーンキャンペーン(平成8年度～)を提唱、実施しています。

(1)環境保全活動支援事業費補助金(森林環境総務課)

交付先 市町村名	事業内容	交付先 市町村名	事業内容
甲府市	・太陽エネルギー体験教室	大月市	・アダプトプログラム推進事業
	・Kids ISOプログラム	韮崎市	・Kids ISOプログラム
	・保育所、幼稚園における環境教育推進事業	南アルプス市	・リサイクルプラザの整備
	・資源物24時間ステーションの設置	北杜市	・緑のカーテン・エコッキング講座
山梨市	・Kids ISOプログラム	身延町	・「緑のカーテン」を利用した環境学習会の開催
	・ペットボトル回収用コンテナの設置	南部町	・ごみの減量に関する啓発活動、説明会の開催
	・ごみ減量啓発看板・缶バッジの作成	富士川町	・リサイクルステーションの設置
	・ごみ減量化講習会の開催		

(2) やまなしクリーンキャンペーン (森林環境総務課)

県では平成8年度から、子供から高齢者まで県民参加による環境美化のための一斉活動日を提唱し、私たちが日頃から慣れ親しみ愛着のある身近な環境での全県一斉クリーンキャンペーンを展開しています。

平成24年度は、一斉活動を年6回実施しました(5月30日、7月30日、9月30日、11月30日、1月30日、3月30日)。

(3) やまなし環境月間(5月30日～6月30日)における取り組み (森林環境総務課)

環境基本法においても定められた「環境の日(6月5日)」を中心として、環境美化の日(5月30日、ゴミゼロの日)から6月末までを「やまなし環境月間」とし、環境保全に向けた各種行事を実施しています。

平成24年度環境月間行事

行事名	概要	主催
やまなしクリーンキャンペーン	子供から高齢者まで県民が参加して、日頃から慣れ親しんでいる身近な場所の環境美化に取り組む一斉活動を行った。	山梨県、市町村
ごみ減量・リサイクル推進キャンペーン	県内主要地域において啓発物品を配布し、ごみの減量とリサイクルの推進を呼びかけた。	山梨県、市町村
環境フォーラム in やまなし	やまなし環境月間の中心行事として実施。環境問題を楽しく学ぶため、らんま先生を招き「eco 実験パフォーマンスショー」を行った。また、山梨県環境保全功績者表彰として、環境保全に関する県民等の意識の啓発、高揚を図るため、地域の環境保全に顕著な功績のあった者を知事表彰した。	山梨県
環境情報コーナー	一般県民が多く利用する公共施設等において、環境に関する資料・パネル等を展示し、環境問題への意識啓発を図った。	山梨県
環境保全のための新聞広告掲載	環境保全の意識啓発を図るため、新聞広告を掲載した。	山梨県
新聞・広報誌等による広報	新聞・広報誌等により、環境保全・美化運動への参加を呼びかけた。	山梨県

(4) 「やまなし森づくりコミッション」の支援 (みどり自然課)

企業や団体、県民参加の森づくりを推進するため、こうした森づくりの活動をサポートする組織として、平成19年8月に県と森林・林業、環境関係の25団体により設立された、「やまなし森づくりコミッション」への支援を行いました。(コミッション事務局は、(公財)山梨県緑化推進機構)

森づくり活動の支援

・企業・団体の森づくりの推進: 森林整備協定の締結、森づくり活動への参加に関する相談、活動資材の提供、森づくりに関する講師の派遣、森づくりイベントの紹介、森づくり活動の企画・立案への協力ほか

「エコプロダクツ2012」への出展

・期間: 平成24年12月13日(木)～15日(土)

・場所: 東京都江東区・東京ビッグサイト

コミッションと企業の森づくり活動等の紹介

ホームページURL:

<http://www.y-forest-commission.jp/>

「山梨県庁のホームページ」 「組織から探す」 「森林環境部」

「みどり自然課」 「やまなし森づくりコミッション」



(5) やまなし土木施設環境ボランティアの推進(道路管理課・治水課)

やまなし土木施設環境ボランティア推進事業は、自治会、老人クラブ、商店会、住民の有志等地域住民団体並びに企業、学校等及びその従業員、児童生徒等の団体の代表者が、公共施設を所管する建設事務所長に環境ボランティア届けを提出、県及び市町村との三者で合意書を取り交わし、県が管理している道路、河川、公園施設の清掃、除雪、除草、草花の植栽等の美化活動をする制度です。

県では、この事業を支援するため、美化活動に必要なかんな、鍬、ゴミ袋等の清掃用具、安全確保のための簡易バリケード等を支給するほか、活動中の事故に備えてボランティア保険に加入します。平成15年9月より募集を開始し、平成15年度末で16団体であった合意団体は、平成24年度末で92団体となっており、土木施設の維持管理及び地域の環境に対する住民意識の高揚を図り、快適なまちづくりを推進しています。

(6) 山梨県環境保全基金(森林環境総務課)

県民、事業者等に対する環境の保全に関する知識の普及、実践活動の支援、地域に根ざした環境保全活動を推進することにより、県土の環境の保全を図るため、平成2年3月27日に「山梨県環境保全基金条例(以下「基金条例」という。)」を公布・施行し、基金条例に基づく山梨県環境保全基金(以下「基金」という。)を設置しました。

基金の額

基金の額は、平成元年度に国の地域環境保全対策費補助金及び地方交付税交付金による財源措置をそれぞれ2億円受けて4億円とし、その後、平成3年度に県が4億円を増額し、平成24年度末現在で約8億9百万円となっています。

基金運用益の処理

基金の運用から生ずる収益は、毎年度の歳入歳出予算に計上し、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てることとしています。平成24年度の運用益約1,136万円を活用して、次の事業を実施しました。

- ア やまなし環境月間
環境月間及び環境の日の新聞広告掲出及び環境フォーラムの実施等
- イ 環境保全活動支援事業費補助金
市町村等が実施する環境の保全と創造に関する事業に対する補助
- ウ やまなしクリーンキャンペーン
全県一斉クリーンキャンペーンを展開するための広報、啓発の実施
- エ 環境保全功績者表彰
地域の環境保全に関し顕著な功績のあった個人又は団体の表彰
- オ ごみ・リサイクル推進キャンペーン
ごみ減量とリサイクルを推進するための街頭キャンペーンの実施
- カ 桂川・相模川流域環境保全推進事業
桂川・相模川流域協議会に参加しクリーンキャンペーン等の実施
- キ やまなし節電県民運動推進事業
節電対策研修会や節電への取り組みの普及啓発の実施
- ク やまなし節電エコ住宅推進モデル事業費補助金
節電エコ住宅モデルとなる設備を設置しようとする個人に対する補助

6 - 2 民間環境保全団体の協働の促進

1 県民・事業者・行政のパートナーシップの構築

(1) 環境パートナーシップやまなし(森林環境総務課)

目的・概要

環境保全のための活動は、個人から各種団体まで規模や活動内容が多様化しており、団体間の連携や情報交換の場づくりが求められています。そこで、県民・事業者・行政のパートナーシップ(協働)のもと、自主的な環境保全活動を積極的に展開していくことを目的とし、平成9年6月5日、環境パートナーシップやまなし(会長:宮川睦武 県中小企業団体中央会名誉会長)が設立されました。

事業内容

活動情報の交換及びネットワークづくりのための事業

- ・広報誌の発行(年4回)
- ・「県民の日」におけるごみ持ち帰り推進運動の実施など

3R推進・温暖化対策のための事業

- ・「エコライフお絵かきコンテスト2012」の実施
- ・「やまなし環境活動推進ネットワークフォーラム」の開催
- ・県民の日記念行事への出展

県事業との協働

- ・やまなしクリーンキャンペーンの共催など

(2) 山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会(森林環境総務課)

目的・概要

レジ袋を削減するための方策やレジ袋削減についての意識啓発等を行うため、事業者、消費者団体、行政等を構成メンバーとして、平成19年8月31日に山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会(会長:金子栄廣 山梨大学教授)が設立されました。

事業内容

平成20年度から、レジ袋の無料配布を中止することにより、レジ袋を削減する運動を実施しています。

この運動を推進するため、事業者、消費者団体、商工団体、山梨県及び市町村と「山梨県におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」を締結しています。

この協定に基づき、県内の主なスーパーマーケットやクリーニング店等でレジ袋の無料配布を中止しています。

・マイバッグ持参率とレジ袋の削減効果(平成20年7月～平成25年3月)

マイバッグ持参率	86.3%	レジ袋削減重量	4,383トン
レジ袋辞退者	27,713万人	原油削減量	9,050トン
レジ袋辞退枚数	38,227万枚	二酸化炭素削減量	20,400トン

・平成20年6月10日 第1回協定締結 18事業者107店舗

株式会社アマノ	生活協同組合パルスシステム山梨	株式会社深澤商事
株式会社いちやまマート	巨摩野農業協同組合	株式会社富士急百貨店
株式会社イトヨーカ堂	株式会社さえき	マックスバリュ東海株式会社
株式会社オギノ	生活協同組合市民生協やまなし	株式会社山交百貨店
株式会社かわすみ	株式会社セルバ	株式会社やまと
株式会社公正屋	株式会社日向	ユニー株式会社

・平成20年11月6日 第2回協定締結 8事業者10店舗

株式会社グルメシティ関東	株式会社トライアルカンパニー	山梨県立大学生生活協同組合
有限会社スーパーかわぐち	株式会社ひまわり市場	山梨大学生生活協同組合
株式会社ダイエー	企業組合ワーカーズコレクティブパクぱく	

・平成21年5月26日 第3回協定締結 11事業者1組合347店舗

株式会社マルシストアー	有限会社サンクリーニング	株式会社クリーニングすわん
双葉農の駅企業組合	株式会社オスカー	株式会社ホワイト急便山梨
梨北農業協同組合	有限会社鈴屋リネンサプライ	山梨県クリーニング生活衛生同業組合
ふじかわ農業協同組合	株式会社クリーニング志村	有限会社ヨンマルサン

・平成22年9月1日 第4回協定締結 1事業者1店舗

株式会社ベイシア

・平成23年2月27日 第5回協定締結 1事業者1店舗

イオンリテール株式会社

・平成23年6月7日 第6回協定締結 2事業者2店舗

株式会社白根	株式会社有機村
--------	---------

企業組合ワーカーズコレクティブパクぱくは、平成22年7月で対象店舗閉店。

株式会社グルメシティ関東は平成24年5月、株式会社マルシストアーは平成24年9月、株式会社日向は平成25年対象店舗閉店。

(3) 環境に関する企業連絡協議会 (森林環境総務課)

「企業の抱える環境問題」を解決するため、県内の企業177社(平成25年1月現在)で構成している環境に関する企業連絡協議会(平成24年度会長:笠原 英樹 東日本電信電話(株) 山梨支店長)では、次の活動を行っています。

- ・環境に関する啓発活動の実施、各種取り組みへの参加
- ・各種環境研修会の開催
- ・環境美化活動の実施
- ・他の環境団体との連携

2 民間団体の環境保全活動への支援(森林環境総務課)

(1) 公益財団法人やまなし環境財団

「やまなし環境財団」は、山梨県が民間の篤志家からの寄付をもとに、環境保全に向けた県民の意識の醸成を図るとともに、民間団体の自発的な環境保全への取り組みを支援することを目的に設立したものです。

財団の概要

- ・設立年月日 平成9年11月20日
- ・基本財産 4億8,301万7,764円(平成25年3月31日現在)
- ・所在地 甲府市丸の内1-6-1(森林環境総務課内)
- ・理事長 安藤輝雄(森林環境部長)

財団の事業内容(平成10年度から実施)

ア 環境保全活動支援助成事業

県内で環境保全活動をしている民間団体等が行う実践活動、普及啓発活動、調査・研究活動などに助成する。

(助成内容)

スタートアップ助成: 環境保全活動を新たに開始または開始後3年未満の団体等の活動に対して助成(助成率10/10以内で20万円を限度)

ステップアップ助成: 環境保全活動を開始後3年以上行っている団体等の活動に対して助成
 ・助成率1/2以内で50万円を限度(助成期間10年間を限度)
 ・助成率1/2以内で15万円を限度(助成期間11年目から3年間を限度)

平成24年度は、スタートアップ助成8団体、ステップアップ助成22団体の計30団体に4,282,000円を助成した。

イ 「若宮賞」表彰事業

優れた環境保全活動を行っている個人、団体を表彰(本財団の設立に御協力いただいた方の名前を記念し「若宮賞」としている)。

表彰対象: 概ね2~3年以上継続して行っている環境保全に関する実践活動で、清掃美化、ごみ減量化・リサイクル、大気・水質浄化、環境教育等に関する活動を対象とする。

平成24年度は、3個人・3団体を表彰した。

ウ やまなし環境活動推進ネットワークフォーラムの開催

環境保全活動に取り組む民間団体等に交流の場を提供し、参加者の相互理解とネットワークの形成を目的に開催。平成24年度は、環境パートナーシップやまなしとの共催で、平成25年1月26日にびゅあ総合(男女共同参画推進センター)において、リレートーク等を実施し、活動状況等の発表や意見交換により参加者の相互交流を図った。

エ 情報提供事業

環境保全活動を行っている個人・団体又は興味を持っている県民に環境に関する情報を広く提供するため、財団の事業や活動団体の紹介、県や活動団体等から寄せられた情報等を掲載するホームページを作成し情報発信するとともに、メールによる情報提供を行う。

オ 温暖化防止対策支援事業

山梨県地球温暖化防止活動推進センターに事業を委託し、実効性の高い効果的な地球温暖化防止対策の普及啓発や環境教育を実施する(委託事業内容:温暖化防止の相談窓口設置業務委託、温暖化防止教室の開催、地域特性活用業務(通信誌等の発行)、緑のカーテン普及啓発業務等)。

3 桂川・相模川流域環境の保全(森林環境総務課、富士・東部林務環境事務所)

相模川は、その源流を山中湖に発し、山梨県内では桂川と呼ばれ、神奈川県に入ってから相模川と名前を変え、相模ダム(相模湖)、城山ダム(津久井湖)を経て、平塚市で相模湾に注ぐ全長113kmの一級河川です。両県の県民に過去から現在まで多くの恵みを与え続けている桂川・相模川の流域環境を、将来の世代にかけがえのない資産として引き継いでいくため、上流部の山梨県と下流部の神奈川県が流域に与えている環境負荷や、その改善のために果たすべき役割を認識したうえで、県域を越えて、流域の市町村、住民、企業等と一体となって、流域環境の保全に取り組むことを目的に、平成7年9月から両県の共同事業として「桂川・相模川流域環境保全推進事業」を開始しました。

この事業では、平成9年度までの3か年に、問題提起と合意形成を図るための流域シンポジウムや流域サミットを開催するとともに、流域の住民や市民団体・事業者・市町村等と一体となったクリーンキャンペーン、

住民参加型環境調査、パートナーシップ交流等を実施し、併せて流域の全体像を把握するための流域環境基礎調査や流域環境の保全に関する住民意識調査を実施しました。

これらの事業成果を踏まえ、事業の最終年度となる平成9年度には、流域全体の環境保全のための推進母体として、流域の市町村や市民団体、企業等で構成する流域協議会を設置(平成10年1月20日)し、平成10年1月31日行動計画となる「アジェンダ21桂川・相模川」を策定しました。平成10年度からは、この流域協議会として活動を進めています。平成24年度の主な事業の実施状況は次のとおりです。

(1)クリーンキャンペーンの実施

流域で行われるクリーンキャンペーンの情報を集め、広く県民等に周知することにより環境保全活動への参加を促すとともに、簡易水質検査や水生生物調査等を行い、水質保全をはじめとする流域環境保全の重要性について啓発を行った。

- ・実施箇所 山中湖から相模川河口までの31か所
- ・参加人数 44,470人
- ・実施内容 ごみ清掃、簡易水質調査、水生生物調査等

(2)流域シンポジウムの開催

「川の声を聞こうよ 桂川～相模川」をテーマに、相模原市において開催。今年度は、神奈川県が進める水源環境保全・再生事業の点検・評価や情報提供に取り組む「水源環境保全・再生かながわ県民会議」との共同でシンポジウムを開催しました。

- ・開催日 平成24年11月24日
- ・開催場所 相模女子大学3号館1階314教室
- ・参加者 約300人
- ・内容 (基調講演)「生物多様性を考える」 東京大学名誉教授 養老孟司氏
(活動報告)カワラノギクの保全活動報告
(パネルディスカッション)山梨県と神奈川県が行う水源環境保全・再生について

(3)環境調査事業の実施

ア 外来種調査(相模川全域)

アメリカザリガニの生息状況や在来種への影響などについて、調査を実施した。

イ 身近な水環境の一斉調査

第9回「身近な水環境の全国一斉調査」に参加した。一斉調査日である6月3日を中心に、流域内外の153地点で調査を実施し、結果をとりまとめた。

7 情報の提供

7 - 1 環境情報の総合的な収集

1 環境情報センター(森林環境総務課)

環境科学研究所の環境情報センターは、身近な問題から地球環境問題にわたる環境情報や地域性に配慮した環境情報を提供しています。

本センターでは、環境に関する図書・DVD等を年々充実させていることに加え、コンピュータネットワークの整備等により、これら環境情報の提供の際の利便性の向上を図っています。さらに「ニューズレター」「情報センターだより」「メールマガジン」の発行等により、研究成果ほか研究所の各種活動の紹介も行っています。



環境情報センター

環境情報センター施設概要

閲覧時間 午前9時～午後5時(休館日:年末年始・蔵書点検期間・電気設備点検・雪による臨時休館)

図書閲覧コーナー 図書の閲覧、調査研究ができます。図書は館外貸出も受けられます。また、直接来所しなくても、最寄りの図書館を通して研究所の資料の検索・借り受けができます。

ビデオ・DVDコーナー 環境に関するDVD等を見ることができます。

パソコンコーナー 環境情報の検索やCD-ROMを見ることができます。

バードウォッチングコーナー・ブラウジングコーナー 野鳥の観察や、雑誌の閲覧ができます。



平成24年度発行「ニューズレター」

環境情報センター蔵書数等 (H25.3.31現在)

図書	和書	一般書	12,430 冊
		児童書	3,618 冊
		参考図書	1,899 冊
		富士山図書	472 冊
		行政図書	587 冊
		小計	19,006 冊
	洋書	506 冊	
合計		19,512 冊	
AV資料	ビデオ	584 点	
	DVD(ROM・ビデオ)	174 点	
	CD-ROM	326 点	
	合計	1,084 点	
逐次刊行物	和雑誌	一般雑誌	81 タイトル
		学術雑誌	103 タイトル
		紀要	197 タイトル
		行政資料	254 タイトル
		小計	635 タイトル
	洋雑誌	149 タイトル	
	合計	784 タイトル	
その他	地図等	156 点	

平成24年度利用実績

環境情報センター利用者数		6,661 人	
図書個人貸出	人数	672 人	
	図書貸出数	1,688 冊	
	ビデオ貸出数	20 本	
	DVD貸出数	158 本	
図書相互貸出	貸出	件数	7 件
		冊数	7 冊
	借受	件数	4 件
		冊数	4 冊
図書団体貸出	件数	2 件	
	冊数	36 冊	
ビデオ利用	人数	125 人	
	本数	37 本	
DVD利用	人数	438 人	
	本数	93 本	
CD-ROM利用	枚数	0 枚	
レファレンス(調査相談)		83 件	
(CD-ROM利用:H22.9に終了)			
新学習用PC「しえん君」 利用人数(H22.10から提供)		703 人	

なお、環境教室等の参加者を含む環境科学研究所全体の来館者数は次のとおりです。

区分	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
一般	12,428人	12,010人	5,304人	2,746人	32,488人
団体	5,966人	5,605人	2,907人	953人	15,431人
計	18,394人	17,615人	8,211人	3,699人	47,919人

注)一般=個人・家族等、団体=学校・各種団体等(事前に連絡のない学校・各集団体のグループを含む)

7 - 2 提供体制の確立

1 県ホームページ(森林環境総務課)

環境保全活動を広めていくためには、県民などに対して広く環境に関する情報の提供を行う必要があります。このため、平成10年11月からインターネットを利用し、「やまなしの環境」としてホームページを開設しました。また、平成21年2月に県ホームページはリニューアルを行い、探しやすいや使いやすさを優先したカテゴリ形式となり、「やまなしの森林・環境」のページもそれに伴いリニューアルされました。ホームページの構成は次の3つのジャンルで構成されています。

『やまなしの森林』

山梨県の森林・林業に関する計画・イベント情報など、次の項目ごとに構成しています。

やまなし森林・林業再生ビジョン

荒廃した森林の整備をはじめ、森林資源の有効利用、林業・木材産業の振興や雇用の創出による山村地域の活性化など本県の森林や林業・木材産業の再生を目指し平成24年3月に策定した、「やまなし森林・林業再生ビジョン」を紹介しています。

リーフレット「やまなしの森林」

山梨県の森林・林業・木材産業の概要を紹介するリーフレット「やまなしの森林」を掲載しています。

森林情報

山梨の森林の構成・特徴、また森林の機能を紹介しています。

関連する計画等

山梨県が定めた森林に関連する計画や方針等を紹介しています。

- ・地域森林計画
- ・県有林管理計画
- ・森林セラピー推進指針
- ・山梨県緑化計画

森林公園だより（県民の森、武田の杜、金川の森）

森林と親んでもらう森林公園の紹介と活動を紹介しています。

森林文化の森

人と森林との関わり合いを実現する場所、自然への回帰を目指す場所として整備計画をまとめました。

「森林文化の森」というものが、何を目的とし、何をしているのかをお伝えしています。

やまなし森づくりコミッション

森づくり活動フィールド・森林づくりイベント・指導者などの紹介や、活動計画や企画の提案など、森づくり活動を様々な形で支援します。

緑のある風景の保全と創造

緑づくりの「質」と「量」の2つの視点から指標を掲げ、新たな時代にふさわしい緑づくりを進めていくため、計画を策定しました。

緑化センターだより

緑の大切さや親しみ方などを提案し、緑についての知識や技術を普及するための様々な活動やイベントを紹介しています。

山の日宣言

8月8日は、やまなし「山の日」。「山の日宣言」の全文や、各種記念イベントの情報を提供しています。

FSC森林管理認証

県有林は、持続可能な森林経営をさらに推進していくためにFSC森林管理認証を取得、その取組を紹介しています。

山梨県森林審議会

「山梨県森林審議会」の会議録を公表しています。

やまなし森の教室

森に関するさまざまなイベントや研修会の情報を提供しています。

恩賜林について

3月11日は恩賜林記念日。恩賜林の沿革や恩賜林記念式典などを紹介しています。

林業・木材産業情報リンク集

林業・木材産業に関するリンク集です。

山梨県林業統計書

山梨県の林業統計データを掲載しています。

『やまなしの環境』

山梨県の環境計画、対策や、環境団体等の情報など次の項目ごとに構成しています。

山梨環境基本条例

平成16年4月1日に施行した「山梨県環境基本条例」です。

山梨県環境基本計画

「山梨県環境基本条例」で定めた環境の保全及び創造に関する施策の方向等を明らかにした、環境施策に関する基本計画です。

関連する計画等

山梨県が定めた環境に関連する計画や方針等を紹介しています。

・山梨県地球温暖化対策実行計画 ・山梨県生活排水処理施設整備構想 ・山梨県廃棄物総合計画

リサイクル・廃棄物処理

山梨県廃棄物処理計画、廃棄物最終処分場、一般廃棄物、産業廃棄物、PCB廃棄物などに関する情報です。

大気・水質

大気常時監視、植物影響調査、公共用水域水質測定及び水生生物による水質調査結果について紹介しています。

山梨版レッドデータブック

山梨県レッドデータを紹介しています。

環境アセスメント

大規模な事業実施が周囲の環境にどのように影響を及ぼすのかについて、事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、県民や市町村長等が意見を出し合い、環境を守っていく制度です。

富士山の環境保全

富士山の環境を理解し、保護していくための各種活動に関する情報収集・提供やコーディネート、活動に参加する人々のネットワーク化などに取り組む、富士山ボランティアセンターのご案内です。

地球温暖化対策

平成20年12月に策定した「山梨県地球温暖化対策条例」や、地球温暖化対策に取り組む県民、事業者、行政の取組例を紹介しています。

環境保全審議会

「環境保全審議会」の会議録等を公表しています。

やまなし環境マネジメントシステム

山梨県の環境マネジメントシステムです。

環境白書「やまなしの環境」

山梨県における環境の現状とその保全に向けた対策をまとめた環境白書「やまなしの環境」(本書)の各年度版を紹介しています。

環境NPO・団体等の情報

「やまなしNPO情報ネット」では、県内の活動しているボランティア・NPOの情報などを提供しています。

環境関係例規集

山梨県の環境に関する条例等を掲載した総合サイトです。

『やまなし水政策ビジョン』

本県の水政策に関する総合的な指針である「やまなし水政策ビジョン」を掲載しています。

やまなし水政策ビジョン

「持続可能な水循環社会を目指して」を政策目標として定め、この目標を実現するために、「育水と保全～健全な水循環の維持～」、「魅力発信と活用～水を活かした地域・産業の振興～」、「連携と相互理解～水を通じた交流の活性化～」、「暮らしと防災～安全な水の確保と暮らしを守る治水の推進～」の4つの基本方針に基づき、健全な水循環系の構築と水を活かした地域振興を図るための指針として、平成25年6月に策定しました(従来の「山梨県水政策基本方針」は、「やまなし水政策ビジョン」の内容として引き継がれました)。

2 環境情報提供事業(環境ライブラリー事業)(森林環境総務課)

県民が環境問題に関心を持ち、実践活動に参加し、環境に配慮した生活スタイルへの転換が進むよう、広く環境に関する情報を発信することを目的に、「環境情報コーナー」の設置、パネルやビデオテープの貸出しを充実させ、「ライブラリー事業」として実施しています。

内容(平成24年度実施内容)

・パネル等の貸出し

各地で行われるイベント等へパネル、環境にやさしい商品等を貸出しました。

・移動情報コーナー

公共機関、商業施設など人の集まる場所にパネル、環境にやさしい商品等を展示しました(貸出を含めて9か所)。

・ビデオライブラリー

啓発用ビデオのストックを充実し、広く県民の環境学習に活用してもらいました。

・パンフレットの提供

各種のイベントや、学習活動などに広く利用してもらうため、環境関係の各種のパンフレット、チラシ等をストックし、提供しました。

8 調査・研究の実施

8 - 1 環境モニタリングの実施

1 主な環境モニタリングの内容(大気水質保全課)

県が実施する主な環境モニタリングの内容は、次のとおりです。

- | |
|--|
| <p>(1)大気汚染常時監視
「大気汚染防止法」に基づき大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局10局及び自動車排出ガス測定局2局の合計12局で窒素酸化物や浮遊粒子状物質等による汚染状況を常時監視。
また、ベンゼン、トリクロロエチレン等の有害大気汚染物質について5地点において定期モニタリング。</p> <p>(2)公共用水域及び地下水の水質の常時監視
河川、湖沼の水質の状況を定期的に把握し、各種水質保全施策の基礎資料とするため、53地点においてBOD、CODなどの環境基準項目等の水質調査を実施。また地下水の状況を定期的に把握するため、概況調査を行い、過去の調査により環境基準を超過等し、継続的に監視するためモニタリング調査を実施する。</p> <p>(3)ダイオキシン類の調査
ダイオキシン類による一般環境中の汚染状況を把握するため、大気3地点、公共用水域7地点、地下水9地点、土壌中7地点の調査を実施。</p> <p>(4)騒音・振動の調査
幹線道路沿道地域の生活環境の保全を図るため、自動車騒音の常時監視を行う。</p> <p>(5)地盤沈下の調査
地盤沈下を未然に防止するため、一級水準測量調査や地下水位観測を行い地盤沈下の状況を把握する。</p> |
|--|

大気汚染常時監視、公共用水域及び地下水の水質の常時監視、ダイオキシン類の調査、騒音・振動及び地盤沈下に係る調査結果については、「3 さわやかな生活環境の保全と創造」及び資料編に掲載しました。

8 - 2 環境科学研究の推進

1 環境科学研究所(森林環境総務課)

環境科学研究所は、本県の将来を見据え、予見的、予防的な視点に立った環境行政の展開を支援することを基本として、平成9年4月に開所しました。

研究活動は、「自然環境・富士山火山研究部」、「環境健康研究部」及び「地域環境政策研究部」の各研究部門において、それぞれの研究者が国内外の研究機関と連携しながら、中長期的な視点から研究として取り組む「プロジェクト研究」、研究者が各専門分野において基礎的な研究として取り組む「基盤研究」、並びに緊急の行政課題に対応するために取り組む「特定研究」などを進めており、その成果を着実に積み重ねてきています。主な研究活動の状況は次のとおりです。

区分	研究テーマ	研究期間
プロジェクト研究	山梨のジオ情報を利活用した地域環境特性に関する研究	H 24 ~ 28
	自然環境から発生する音が聴覚中枢の活動に及ぼす影響に関する研究	H 23 ~ 25
	甲府盆地地域の夏季暑熱環境の実態とヒートアイランド現象の緩和要因についての研究	H 22 ~ 26
	山梨県の心血管疾患危険因子の地域差に関する研究	H 21 ~ 24
	石油生産性微生物Botryococcus bruniiの廃棄ウレタン燃料化への活用に関する研究	H 23 ~ 25
	県内におけるバイオマスの適正処理による環境負荷削減可能性の評価	H 22 ~ 25
	山梨県の山間地域における定住の状態と環境変化の関連の総合的研究	H 24 ~ 27
基盤研究	運動がもたらす血圧低下作用に現われる年齢差とそのメカニズムに関する研究	H 23 ~ 24
	環境温度ストレスが情動行動へ与える影響についての研究	H 23 ~ 25
	衛星リモートセンシングデータ及び地上測定データを融合した大気環境の広域評価に関する研究	H 23 ~ 25
	無機バナジウムの吸収ならびに生態応答に関する因子の解明	H 22 ~ 24
	地域特性を考慮した自然公園の空間的利用区分に関する研究	H 24 ~ 27
	自然環境情報からの環境計画指標抽出手法の開発	H 18 ~ 27
特定研究	衛星データによる土地被覆情報把握の高度化	H 24 ~ 26
	野生動物被害防除技術の効果と影響	H 22 ~ 25
	都市近郊の里山林における「森の癒し機能」の効果的な発揮に関する研究	H 24 ~ 26

2 森林総合研究所(森林環境総務課)

森林総合研究所は、昭和10年に林業試験場として設立され、その後、林業研修所、林産事務所、林木育種場等を統合した林業技術センターを経て、平成6年から山梨県森林総合研究所として、森林、林業、林産業に対する新たな時代の要請に対応しています。

森林の持つ環境保全や木材生産をはじめとする多面的機能をより高度に発揮させるための調査研究を行うとともに、再生可能資源である木材やきのこ類をはじめとする森林副産物の有効活用技術、効率的な木材生産作業システムの確立、木質バイオマスの有効活用技術の開発に取り組むなど、幅広い行政課題に対応しています。試験研究活動の状況は次のとおりです。

研究目標	部門	研究テーマ	期間
森林資源の 造成と管理技術 の確立	育林・育種	都市緑化に適した品種の開発	H16 ~ 25
		ヒノキ花粉症対策種苗の生産手法の確立	H22 ~ 26
		群状伐採による森林造成方法の開発	H21 ~ 25
		人工造林地に進入したタケの駆除に関する実証試験	H23 ~ 25
		成長増大効果が期待される混交植栽人工林の間伐指針に関する研究	H22 ~ 24
森林環境保全 技術の確立	森林保護	カラマツ根株心腐病の被害分布の把握と対策指針の検討	H22 ~ 24
		ニホンジカの森林生態系に及ぼす影響と適切な管理方法の開発	H22 ~ 26
	環境保全	ニホンジカ影響下の半自然草原における植生復元 - 櫛形山における事例研究 -	H23 ~ 25
		南アルプスにおけるニホンジカによる高山植物への影響と保護対策および個体数管理に関する研究	H22 ~ 24
		ニホンジカ影響下における針葉樹人工林の針広混交林への転換技術の開発	H24 ~ 27
治山林道事業における生物多様性に配慮した緑化工指針の作成	H24 ~ 26		
森林資源活用 による活性化	特用林産	夏季に収穫可能な特用林産物の栽培方法の確立	H23 ~ 25
		タケ資源の有効利用に関する研究	H24 ~ 26
	木材加工	新等級ラミナを利用した構造用集成材の信頼性向上技術の開発	H21 ~ 24
		高温乾燥における柱材の材面割れの削減方法の検討	H23 ~ 25
		針葉樹構造用製材の効率的な品質管理技術の開発	H24 ~ 26
	経営機械	未利用木質バイオマスによるエネルギー用材化	H21 ~ 25
		森林GISの効率運用にむけた部課横断型GISのDB構築と経営解析手法の開発	H24 ~ 26
受託		富士スバルライン沿線緑化試験	S45 ~
		県有林モニタリング事業	H19 ~
		高標高地域における松くい虫生息可能性調査	H22 ~ 25
		生物利用型水質浄化システムの構築と応用に関する研究	H23 ~ 25
		花粉症対策ヒノキ・スギ品種の普及拡大技術開発と雄性不稔品種開発	H22 ~ 25
		狩猟の担い手の維持の空間的・社会的条件に関する研究	H23 ~ 25
		カシノナガキクイムシ生息状況モニタリング	H24 ~ 26
		次世代リモートセンシングデータによる高精度な森林バイオマス推定方法の確立	H24 ~ 26

3 衛生環境研究所(衛生業務課)

衛生環境研究所は、県関係部局との密接な連携のもと、県民の公衆衛生の向上と、より良い環境の保全を図るとともに、地域における健康危機管理に対応するため、衛生・環境行政の科学的、技術的中核として、調査研究、試験検査、研修指導及び情報の収集・解析・提供を行っています。

環境に関わるものとしては、大気汚染、水質汚濁、廃棄物、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、環境放射能、温泉及び環境指標生物等の試験検査や調査研究、技術指導を実施しています。

研究テーマ	期間
移動局による常時監視測定局の補間調査	H15～24
生物利用型水質浄化システムの構築と応用に関する研究	H23～25
山梨県における地衣類の分布	H24～26
関東地方浮遊粒子状物質共同調査	H24
本県環境中におけるNaegleria属アメーバの研究	H24～25
湖沼の生物多様性・生態系評価のための情報ネットワーク構築	H24～26
県内河川水中における重金属の形態分析	H24～25
クニマスの生態解明及び増養殖に関する研究	H24～26
外来プラナリアとコモチカワツボの分布調査	H24
光化学オキシダントとPM2.5の汚染特性解明とに関する研究	H22～24
山梨県内地下水の水質性状と時系列変化	H23～25
山梨県内の環境水中における有機フッ素化合物の実態調査	H24～26
県内のスギ、ヒノキ花粉の飛散状況に関する調査	H24～25
市街地を中心とする蚊類の発生状況調査	H24～25

4 工業技術センター(産業支援課)

工業技術センターは、県内企業の技術の高度化を支援し、その振興を図るため、研究開発、技術相談、依頼試験、講習会の開催、情報の提供などを行っています。環境問題については、公害発生防止など、企業の環境保全活動を支援するための巡回支援や技術相談対応、また環境負荷の少ないクリーンエネルギーに関する研究にも積極的に取り組んでいます。

試験研究機関	研究テーマ	期間
工業技術センター	高効率太陽熱吸収装置の実用化に向けた研究開発	H24～25
	燃料電池用部材への適用を目指した機能性材料に関する基礎的研究	H23～24
富士工業技術センター	ESD法による太陽電池用薄膜の作成技術に関する研究	H24
	ESD法による透明導電膜成膜技術に関する研究	H25

5 農業関係試験研究機関

(1) 総合農業技術センター(農業技術課)

環境と調和した農業生産技術の開発のために、有機性資源の有効利用を目的に家畜ふん堆肥などの有機物由来肥料の活用試験や環境への負荷低減を図るため化学農薬・肥料を使用しない野菜類の有機栽培の実証を行うとともに、土壌の適正な養分管理技術について研究を行っています。

また、生物農薬の有効性の確認や有効かつ効率的な病害虫防除法の確立について検討するとともに、県内農耕地土壌の理化学性及び農薬の適正使用に関する調査も行っています。

(2) 果樹試験場(農業技術課)

果樹の減農薬栽培技術として、耕種的・物理的防除、生物農薬、フェロモン剤等の化学合成農薬代替資材および天敵を用いた総合的な病害虫防除法に関する試験研究を行っています。

また、家畜ふん堆肥を中心とした有機物主体による環境負荷低減型施肥法について研究を行っています。

(3) 畜産試験場(農業技術課)

食品製造残さ等の未利用資源を家畜飼料として有効利用し、資源のリサイクルや生産コスト削減を図るための研究を行っています。

(4) 酪農試験場(農業技術課)

食品製造残さ等の未利用資源を家畜飼料として有効活用し、資源のリサイクルや生産コスト削減を図るための研究を行っています。

試験研究機関	研究テーマ	期間
総合農業技術センター	リン酸・加里の施肥効率を高める肥培管理技術の確立	H22～25
	県内主要土壌の地力の推移と変化要因の把握	S54～
	有機物連用土壌における地力窒素の評価	S54～
	果菜類の有機栽培技術の実証と有機栽培土壌の改善	H22～24
	新農薬の効果査定	S54～
果樹試験場	省力的な薬剤処理技術の確立	H22～26
	果実への被害を生じない省防除体系の確立	H22～26
	有機物を利用した環境負荷低減型施肥法の開発	H24～26
畜産試験場	エコフィードを活用した高機能で食味の良い豚肉の生産	H23～25
酪農試験場	飼料費低減のための食品製造副産物給与技術の確立	H22～24

(5) 水産技術センター(花き農水産課)

魚類生息環境の保全に関する試験研究調査や希少魚に関する調査研究を行うと共に、関係者へ指導普及を行っています。

試験研究機関	研究テーマ	期間
水産技術センター	溪流資源増大技術に関する研究	H20～24
	カワウのモニタリング及び食害軽減に向けた対策	H14～24
	クニマスの生態解明及び増養殖に関する研究	H22～27
	希少魚類生息調査	H13～24

重点1 富士山の環境保全対策の推進

1 - 1 多様な自然環境の保全

1 富士山総合保全対策の推進

日本の象徴である富士山の美しい姿と豊かな自然を守り、次の世代に引き継ぐことは私たちの責務であり、国民的課題でもあります。

平成8年、富士箱根伊豆国立公園指定60周年を機に、その歴史を踏まえ、新たな時代を展望した富士山保全のための総合的な取り組みに向け、平成10年2月に富士山総合環境保全対策基本方針を策定し、この基本方針に沿って、総合的な保全対策を推進しています。また、富士山の環境保全に取り組むため静岡県との連携が必要であることから、平成10年11月18日に山梨・静岡両県で富士山憲章を制定しました。

この制定記念式典の中で、県は、ボランティア活動を基本とする「富士山1億人運動」を提唱したところであり、県としては、この「富士山憲章」を、広く国民に理解していただき、富士山保全のために、この運動を推進するとともに、富士山を愛する人々の思いを結集し、保護と適正な利用を図ることとしています。

富士山憲章は、日本の象徴である富士山を、

この美しい姿のまま後世に引き継いでいくことを基本理念とするもので、この理念に基づき、

自然を守り、文化を育むこと、自然と人との共生を図ること、環境保全のために積極的に行動することなどを行動規範として定めています。

また、日本の象徴である富士山について、県民が、理解と関心を深め、その恵みに感謝し、愛する心を育むとともに、その保護及び適正な利用を図ることにより、富士山の豊かな自然及び美しい景観並びに富士山に関する歴史及び文化を後世に引き継ぐことを期するため、2月23日を富士山の日とする「山梨県富士山の日条例」を制定し、平成23年12月22日に公布しました。

富士山憲章

富士山は、その雄大さ、気高さにより、古くから人々に深い感銘を与え、「心のふるさと」として親しまれ、愛されてきた山です。

富士山は、多様な自然の豊かさとともに、原生林をはじめ貴重な動植物の分布など、学術的にも高い価値を持っています。

富士山は、私たちにとって、美しい景観や豊富な地下水などの恵みをもたらしています。この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

しかし、自然に対する過度の利用や社会経済活動などの人々の営みは、富士山の自然環境に様々な影響を及ぼしています。

富士山の貴重な自然は、一度壊れると復元することは非常に困難です。富士山は、自然、景観、歴史・文化のどれひとつをとっても、人間社会を写し出す鏡であり、富士山と人との共生は、私たちの最も重要な課題です。

私たちは、今を生きる人々だけでなく、未来の子供たちのため、その自然環境の保全に取り組んでいきます。

今こそ、私たちは、富士山を愛する多くの人々の思いを結集し、保護と適正な利用のもとに、富士山を国民の財産として、世界に誇る日本のシンボルとして、後世に引き継いでいくことを決意します。

よって、山梨・静岡両県は、ここに富士山憲章を定めます。

- 1 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
- 1 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。
- 1 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
- 1 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
- 1 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に未長く継承しよう。

平成10年11月18日

山梨県・静岡県

平成24年度における富士山の多様な自然環境保全のための事業は、次のとおりです。

(1) 環境問題意識の啓発(観光資源課)

富士山憲章キャンペーン等の実施

日本のシンボルである富士山の環境保全に向けた山梨・静岡両県の取り組みを、全国に情報発信し、憲章推進運動を「国民的な運動」に盛り上げるため、普及啓発キャンペーンを展開しました。

富士山五合目重点 キャンペーン	7月28～29日、8月18～19日の延べ4日間、市町村関係者、富士山レンジャー、地元中高生や一般募集ボランティアなど142名が参加。
富士山頂キャンペーン	8月2日、吉田・須走口山頂及び富士宮口山頂において静岡県と共同で実施。30名参加。
ぐるり富士山 道の駅キャンペーン	8月27日、富士山周辺「道の駅」(山梨県側「富士吉田」「かつやま」「なるさわ」、静岡県側「ふじおやま」「富士川楽座」「富士」「朝霧高原」)において静岡県と共同で実施。27名参加。
山麓キャンペーン	7月14～16日、8月4～15日の延べ15日間、富士スバルラインマイカー規制期間中のシャトルバス利用者を対象に富士北麓駐車場において、富士山レンジャーとの連携により環境マナー啓発活動を実施。
その他	県や(社)やまなし観光推進機構、地元観光協会等が実施する観光キャンペーンの際に啓発グッズ、パンフレット等を配布。

富士山の日関連イベント等の実施

関連イベントの開催	富士山の日趣旨にふさわしいイベントを関連イベントとして募集し、県民等の参加を促しPR
公営施設利用割引 及び無料招待の実施	県内の公営の宿泊・滞在施設、文化教養施設等の協力を得て、県内外の方々に広くPR
富士山の日フェスタ 2013 in TOKYOの実施	世界文化遺産登録への機運醸成のためのイベント(2月23日)
富士山の日周知PR	ポスターや啓発グッズの配布、街頭キャンペーンの実施(2月22日)

(2) 富士山憲章推進会議(観光資源課)

「富士山憲章推進会議」= 山梨・静岡両県、国、地元市町村

- ・平成24年6月 国(環境省、林野庁、国土交通省)、県、市町村等の富士山環境保全対策等
- 「富士山憲章山梨県推進会議」= 県、7市町村、2恩賜県有財産保護組合の代表等
- ・平成24年5月(幹事会) 平成23年度事業報告、平成24年度事業計画、憲章キャンペーンの実施について

(3) 富士山ボランティアセンターの活動(平成12年7月1日設置)(観光資源課)

- ・環境保全に関する情報の受発信(ホームページでのニュースの発行、メルマガの配信等)
- ・富士山エコトレッキング(8月8日 参加者24名)
- ・富士山環境学習支援プログラムの実施
 - 富士ビジターセンターでの「環境学習会」: 12件、385名
 - 学校等への「出張講座」: 19件、1,281件
 - 富士山自然観察園ミニエコツアー: 0件
- ・富士山麓環境美化推進ネットワークの運営
- ・富士山五合目自然解説業務(平成24年5月～10月)解説を受けた人数 4,184名
- ・第10回「富士さんへ謹賀新年(富士山あて年賀状)」全国募集 応募総数 1,362点

(4) 富士山レンジャーの設置(観光資源課)

富士山北麓地域における自然保護と適正利用を図るため、現地巡回業務及び観光客等への環境意識啓発活動を行う専任の職員(非常勤職員)として「富士山レンジャー」を設置しています。

- ・平成17年6月1日付けで2名採用(全国公募)、7月1日活動開始。
- ・平成20年4月1日付け2名増員し、4名体制で活動開始。

(5) 富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドラインの周知と遵守(観光資源課)

青木ヶ原樹海等の原生的な自然環境を保全しつつ持続可能な利用を図るため、エコツアー事業者、エコツアー参加者等に対する利用のルールとして、関係行政機関、エコツアー事業者などの合意の下、平成16年7月1日から施行している「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン」について、関係者の連携により、ガイドラインの遵守、新規参入事業者等への周知徹底、現地検証、ガイドラインの見直し等に取り組み、ガイドラインの実効性を担保するため「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン推進協議会」を開催しました。

・2回開催(4月17日、1月24日 ガイドラインの見直し等について意見・情報交換 他)

(6) 富士スバルラインのマイカー規制について(道路整備課)

富士山五合目の交通渋滞を解消するため、夏山シーズンの最も利用者が多い8月中旬において、平成6年からマイカーの乗り入れ規制を実施しており、平成24年度は15日間実施しています。

また五合目渋滞対策として、マイカー規制日以外の7・8・9月の週末、五合目駐車場と沿道駐車場を結ぶ無料バスの運行を、平成19年度から併せて実施しています。

マイカー規制	7月14日(土)～16日(月)(3日間)、8月4日(土)～15日(水)(12日間)	計15日間
五合目渋滞対策	第1回 7月19日(金)～22日(月)	第2回 8月30日(金)～9月2日(月)
	第3回 9月6日(金)～9日(月)	第4回 9月13日(金)～15日(月)

(7) 富士五湖の静穏の保全(大気水質保全課)

富士五湖地域は気候・風土、自然景観などが優れており、日本の代表的な観光地、保養地として発展してきました。それは、その清らかな湖水、自然とふれあえる湖畔、そして何よりも自然の静けさが人々を魅了してきたためです。この貴重な財産を保全し、後世に残していくことは我々の責務であり、また、その活用について調整を図り、多くの人々が快適に自然を利用できるようにすることが必要です。

しかし、昭和60年頃から、モーターボート等の騒音苦情が数年来引き続き寄せられ、保養地に不可欠の静穏な環境を著しく阻害するなど環境資源、観光資源としての基盤に影響する状況となりました。このため、県は静穏の保全を目的とした「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例」を昭和63年12月に制定し、平成元年4月1日から施行しました。この条例は、次の四つの柱で構成されています。

航行の制限	船舶安全法で検査が必要な動力船は航行制限時間(午後9時から翌日の午前7時までの時間、ただし、河口湖では7月1日から9月15日までは午前6時まで)に航行してはならないこと(ただし、公用、災害時、祭礼、漁業その他知事が許可した場合を除く)。
船舶の届出	富士五湖で船舶を航行させようとする所有者は、騒音防止方法(対策)等必要な事項を記載した届出書に船舶検査証の写しを添え、山梨県知事に事前に届け出なければならないこと。また、届出を受理した時には届出済証を交付するので、見やすい場所に表示すること。なお、現在、航行船舶の届出等の手続については、富士五湖を有する関係町村で行っている。
規制基準の遵守	船舶の航行時の騒音が規制基準(航行中の船舶の騒音が湖畔で5秒間以上連続して70デシベル)を超えてはならないこと。
富士五湖環境監視員	富士五湖の静穏の保全についての指導、啓発を行うため監視員を設置すること。

富士五湖航行船舶届出状況表(届出市町村別)(平成25年3月31日現在)

区分		山中湖村	富士河口湖町	身延町	合計	
モーターボート	地元のもの	346	517	2	865	
	その他	県内	138	466	0	604
		県外	2,800	9,998	50	12,848
		小計	2,938	10,464	50	13,452
	合計	3,284	10,981	52	14,317	
水上オートバイ	地元のもの	49	87	7	143	
	その他	県内	181	434	7	622
		県外	6,023	7,187	321	13,531
		小計	6,204	7,621	328	14,153
	合計	6,253	7,708	335	14,296	
合計	地元のもの	395	604	9	1,008	
	その他	県内	319	900	7	1,226
		県外	8,823	17,185	371	26,379
		小計	9,142	18,085	378	27,605
	合計	9,537	18,689	387	28,613	

(8) 富士山の総合保全対策に関する研究(森林環境総務課)

富士山は日本一の標高を有し、山麓から山頂に至るまでの大きな標高差は、様々な自然環境を造り出していますが、近年は、観光地、リゾート地としての開発が進み、山麓部を中心にして自然環境が大きく変化し、多様な自然生態系も変わりつつあると言われています。富士山周辺の変わりつつある自然環境の変化が、自然生態系にどのように影響し、変化の実態がどのようになっているのかを調査し、富士山の特異で貴重な自然生態系を保全するため自然生態系の循環機構を明らかにし、富士山の自然生態系の保護、保全に対する提言を行います。

環境科学研究所では、富士山の総合保全対策に関わる研究を進めてきましたが、平成24年度に実施した研究は次のとおりです。

区分	研究テーマ	期間
プロジェクト研究	富士山五合目樹木限界の生態系に攪乱が及ぼす影響の評価に関する研究	H19～24
	富士山における環境指標生物を対象にした保全生物学的研究	H19～24
基盤研究	富士火山北麓における地下水変動観測と地層の水理特性に関する研究	H22～27
	青木ヶ原樹海およびその周辺地域における植物群落構造の解明に関する研究	H21～24
	富士五湖湖畔域における特定外来植物アレチウリ(<i>Sicyos angulatus</i> L.)の分布と侵入予測に関する研究	H24～26
	富士北麓の蝶類群集の定量的モニタリングによる温暖化影響と衰退種特性の解明	H24～28
	遷移過程における半自然草地の種多様性と機能群の空間分布に関する研究	H22～26
	富士北麓を中心とした陸・水圏に由来する酵母と糸状菌(真菌)の収集、有用性試験及びデータベース化	H23～25

1 - 2 優れた景観の保全

富士山の景観保全のため、平成24年度には次の事業等を実施しました。

(1) ゴミ対策(観光資源課)

富士山五合目～山頂のごみ投棄への対応

富士山クリーン作戦の実施((財)富士山をきれいにする会、昭和37年～)

・8月11日実施、1,600名参加、収集量260kg

・9月7日実施、400名参加、収集量300kg

山小屋による事業系一般廃棄物の適正処理

富士山吉田口環境保全推進協議会(山小屋経営者の自主的団体、平成14年12月～)

・山小屋からの全ての排出ごみの持ち降ろしの徹底により適正な処理を実践。

山麓部の不法投棄等防止対策

富士山麓環境美化推進ネットワーク

- ・ 山麓部におけるごみの監視を強化するため、民間企業、NPO法人等、43団体約4,000人で構成する「富士山麓環境美化推進ネットワーク」を組織し運営。(平成16年5月19日「富士山麓不法投棄防止ネットワーク」として発足。平成17年6月14日現行のとおり改称)
- ・ 構成員が日常業務の中で投棄物の発見や不審車両の通報、啓発活動に協力。
- ・ ネットワーク会議の開催(平成25年3月22日)
- ・ 富士山北麓テレビ・古タイヤ不法投棄防止事業として、家電販売店やタイヤ販売店等の協力を受け、来店者に対し不法投棄防止啓発キャンペーンを実施(7月下旬～8月中旬、12月1日)

(2) その他の事業(観光資源課)

その他、富士山の景観保全のため、次の補助事業等を実施しています。

富士山美化清掃活動への助成

- ・ (財)富士山をきれいにする会への補助金
- ・ 富士山及び周辺美化推進協議会への補助金

富士山下山道七合目公衆トイレ維持管理運営協議会負担金

重点2 森林、緑地の保全等の推進

2 - 1 森林の多面的機能の発揮の促進

森林は、水源かん養機能を始め、二酸化炭素を吸収し貯蔵する機能、多様な生態系を維持する機能、自然学習や環境教育の場としての機能など、多面的な機能を有しています。本県は、県土の約78% (約35万ha)を森林が占め、県民1人当たりの森林面積が国民1人当たりの森林面積の約2倍と、豊富な森林資源を有しているため、この多面的機能の効果を十分に享受することができ、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、余暇空間の創出など、健やかで潤いのある生活環境が創出されています。今後も、森林の有する多面的機能を発揮させていくため、森林の適正な維持・管理を計画的に図るとともに、都市部での緑化を推進していく必要があります。

1 森林区分に応じた森林整備(森林整備課)

森林の有する「水源涵養機能」「山地災害防止機能/土壌保全機能」「快適環境形成機能」「保健・レクリエーション機能」「文化機能」「生物多様性保全機能」「木材等生産機能」などの多面的機能を高度に発揮するため、適切な森林整備を推進します。

2 間伐の促進(森林整備課)

県土の保全、水資源のかん養、保険・文化・教育的利用、生物の多様性の維持保全、地球温暖化防止などの、県民の森林の役割に対する期待に応えるため、間伐を推進しています。

本県の森林のうち、約44% (15万ha)が人工林であり、そのうち、16～35年生の森林が約19%を占め、森林の公益的機能の維持や地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策として、積極的な間伐の推進が必要となっています。

こうした中、平成20年度に、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」が施行され、県では「山梨県特定間伐等の実施の促進に関する基本方針」を、県内の森林の所在する市町村(26)では「市町村特定間伐等促進計画」を策定し、県、市町村、森林組合、林業事業者、森林所有者等の連携により、各種補助事業を積極的に活用した間伐の推進を図っています。

県内で実施される間伐等の集計 (国有林を除く) (ha)

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
間伐実績	5,660	5,109	4,423	3,713	3,646	3,561

3 県有林間伐材の利用促進(県有林課)

県有林管理計画において、「持続可能な森林経営の推進」を計画しており、高齢級森林や緩衝林において、抜き伐り・小面積皆伐・素材搬出を行い、県有林の公益的機能の持続的発揮と森林資源の循環利用の推進を図ってきました。平成12年度から20年度までは、森林環境総合整備推進事業及び平成21年度からは県有林低コスト安定供給推進事業により、保育間伐の小径木も積極的に搬出し路網整備と一体的な事業を展開しています。

間伐実施箇所では林床部に陽光が入り、多様な下層植生が繁茂するなど、美しい森林景観を形成しています。

県有林低コスト安定供給推進事業実績(H21～)

年度	間伐(ha)	素材搬出(m3)
H12年度	62	4,880
H13年度	53	4,854
H14年度	35	4,172
H15年度	48	4,819
H16年度	61	4,798
H17年度	63	4,121
H18年度	68	5,291
H19年度	94	4,430
H20年度	32	3,550
H21年度	49	5,493
H22年度	76	6,223
H23年度	98	6,818
H24年度	91	4,782

(H12～H20は森林環境総合整備推進事業)

2 - 2 森林環境教育の推進

1 森林総合研究所の森林教育等

(1)森の教室(森林環境総務課)

展示室、工作室、図書コーナーなどの施設や森林科学講座、体験学習、木工教室などの各種イベントの開催により森林、林業について幅広い普及啓発を行っています。平成24年度の来館者数は18,222人であり、実施したイベントの実績は次のとおりです。

教科	内容	講師	実施日	参加者数
やさしい森の科学講座	山菜教室	森林総合研究所 戸沢主任研究員	H24.5.12	34
	森の昆虫教室	森林総合研究所 大澤主幹研究員	H24.7.14	36
	枝打ち体験と森のお菓子作り教室	林業作業技能士 佐藤孝之	H24.9.15	13
	天然キノコの見分け方教室	森林総合研究所 柴田研究管理幹	H24.10.6	16
	炭焼き体験学習	森林総合研究所非常勤嘱託 名取潤	H24.12.1	10
	ヒラタケの植菌体験教室	森林総合研究所 柴田研究管理幹	H25.2.9	33
	間伐体験と椎茸の植菌教室	林業作業技能士 白川友春 森林総合研究所 柴田研究管理幹、 田中主任研究員	H25.3.2	36
観察会	春の里山観察会	緑花文化士 斎藤敬文	H24.4.28	20
	秋の里山観察会	緑花文化士 斎藤敬文	H24.11.17	8
森林環境教育講座	栓の皮を編む	森林インストラクター 佐久間雅哉	H24.7.7	23
	森は大事なエネルギー	森林インストラクター 佐久間雅哉	H24.12.8	19
小計				248
屋外木工教室	ブランター作り	森の教室、森林総合研究所職員	H24.4.15	56
	ヒノキ板型抜き	森の教室、森林総合研究所職員	H24.10.20-21	245
小計				301
木工、クラフト教室	草花で遊ぼう	森の教室職員	H24.5.19	13
	レターラック作り	森林総合研究所 鈴木技能員	H24.6.3	15
	押し花で遊ぼう	押し花インストラクター 山岸一恵	H24.6.17	24
	踏み台作り	森林総合研究所 鈴木技能員	H24.8.8	22
	小枝で遊ぼう(動物編)	森の教室職員	H24.8.18	18
	カントリー風小箱作り	森林総合研究所 鈴木技能員	H24.9.9	28
	小枝で遊ぼう(壁掛け編)	森の教室職員	H24.7.1-10.14	315
	つるを編む	森の教室職員	H24.11.3	26
	クリスマスリース作り	森の教室職員	H24.11.25	55
	木工＆餅つき体験	森林総合研究所 鈴木技能員	H25.1.12	53
	「凧」を作る	木工クラフト作家 鈴木昭吾	H25.1.19	24
	モービルを作る	森の教室職員	H25.2.23	25
	糸ノコで作る動物園	森の教室職員	通年	71
小計				689
合計				1,238

(2) 森林環境教育に関する研修(林業振興課)

森林環境教育の指導者を育成するため、教員を対象とした教員指導者養成研修を実施しています。平成24年度の実績は次のとおりです。

区分	内容	講師	実施日	参加者数
教員指導 養成研修	身近な自然の指導法研修会	森林・林業の基礎知識 植物と親しむ(押し葉標本作り) 森と人との関わり方(林業技術体験)	H24.7.23	17
教員指導 養成研修	環境とものづくり研修会	森林・林業・木材の基礎知識 木工入門(木材の性質について、技法 の基礎知識、木工作業の計画方法)	H24.7.25	24
			合計	41

(3) 附属機関の活動(八ヶ岳薬用植物園)(森林環境総務課)

ハーブなどの薬用植物や特用林産物の利用及び栽培方法を研究し、普及指導を行っています。平成24年度の来園者は15,570人でした。なお、実施した研修実績は次のとおりです。

区分	内容	講師	実施日	参加者数
山菜利用	山菜を楽しもう!(山菜の見分け方)	森林総合研究所 戸沢主任研究員	H24.5.19	20
ハーブ利用	キッチンにハーブを	ハーブ研究家 興石睦子	H24.6.24	20
薬草利用	薬用植物園で草木染め!	工芸作家 小野寺藤美	H24.7.1	20
木工教室	山梨で育った木で工作に挑戦!	森林総合研究所 鈴木技能員	H24.8.18	20
きのこ利用	野生きのこ教室	森林総合研究所 柴田研究管理幹	H24.9.1	25
ハーブ利用	ハーブ料理教室	ハーブ研究家 興石睦子	H24.9.9	20
薬草利用	薬草入門	薬剤師 須藤はじめ	H24.10.13	24
自然体験	野山のつるでかご作り	元・森林総合研究所研究員 源馬傳一	H24.10.27	20
自然体験	腐葉土作り	八ヶ岳薬用植物園 名取 潤	H24.11.10	24
きのこ利用	きのこ栽培教室	森林総合研究所 柴田研究管理幹	H25.3.16	24
			合計	217

2 学校林の活用推進(みどり自然課)

学校週5日制の実施や総合的な学習の時間の創設に伴い、森林の教育的利用に対するニーズが高まってきた中で、児童・生徒の森林環境教育の場として学校林を活用するために必要な指導助言や情報提供を行っています。また、活動の活発化を図るため平成19年度には「森林環境教育の手引き～学校林活用マニュアル～」を発行しました。

3 どんぐりクラブ育成事業(みどり自然課)

小学生以下の子ども達に、山や森、公園に落ちているどんぐりを拾う活動を通じて、緑に親しみ、森林を大切にする心を育ててもらうことを目的として実施しています。また、集まったどんぐりは環境教育等への活用を図るため、県緑化センターで養成し、希望した小中学校や公園等に配付しています。

平成24年度は695人の子ども達が会員となり、集めたどんぐりの数に応じてヤマアジサイとユキヤナギを配付しました。

2 - 3 緑化の推進

1 緑化まつりの開催(みどり自然課)

緑や森林に対する関心が高まる中で、森林の果たす役割や緑化に対する県民意識の高揚を図り、県民の緑化活動への積極的な参加を促進するため、毎年県土緑化強調期間(4～5月)中に県民緑化まつりを開催し、記念式典、植樹等を実施しています。

(平成24年度県民緑化まつり)

開催日 平成24年5月12日

会場 (記念式典)県立産業技術短期大学校体育館
(植樹会場)甲州市塩山上於曾塩ノ山地内(民有林)

参加者 県民約600名(一般県民、緑の少年少女隊、森林・林業団体関係者、森林ボランティア団体等)

2 緑化センターの活動(みどり自然課)

豊かなふるさとづくりを目指し、県民の緑化思想の高揚と緑化の知識・技術の普及を図るため「緑の教室」、「緑サポーター養成研修」等を開催し、当該事業の充実に努めながら緑に関する総合窓口としての機能を発揮するよう努めるとともに、樹木医による緑化相談を実施し、緑にふれあい、親しむ知識・技術や活動の援助・指導を行っています。

また、県民の緑に対する関心、要望等が高まる中で、直接緑とふれあい親しむ場として、県内の樹木等を植栽した郷土の森、実習園、小庭園等を配置した緑化見本園の維持管理を行い、来園者に緑化思想の普及を図っています。近年は、幼稚園・保育園・小学校の園児児童や家族連れなど多くの見学者が同見本園を訪れており、これに伴う園内の案内や見学者に対し緑化思想の啓発を行っています。

さらに、天然記念物等の貴重な樹木の衰弱が多く発生しており、これらの樹木診断のため、樹木医が現地に出向き管理指導を行っています。

(業務の概要(平成24年度実績))

緑化思想の高揚、緑化知識・技術の普及

緑化相談(年間相談件数 1,314件)

緑の教室の開催(年間 34回開催)

親子緑の集い開催(年間 43回開催)

子ども樹木博士認定(参加者 26名)

緑サポーター養成研修の実施(登録者数 8名)

緑化研修の開催、緑化情報の収集・提供

緑化見本園の管理

場所:甲斐市篠原(昭和54年4月オープン)

面積:21,394㎡・植栽樹木:約18,000本

・指定管理者:平成18年度より山梨県造園建設業協同組合が指定管理者として管理を行っている。



緑の教室



緑化見本園

3 緑の風景の創造(みどり自然課)

(1) 公共施設的环境緑化

みどりの街並み計画の区域や緑被率の低い県有施設を対象に、大型緑化樹、郷土種等の植栽による緑化を行った(平成24年度実施箇所:甲府東高校)。

(2) 環境緑化用樹木の養成

公共用緑化樹及び大型緑化樹の養成(県内3箇所の緑化園で養成)

グリーンバンク事業(不用となった大型緑化樹の引き取り及び再利用)

2 - 4 ふれあいの機会の提供

1 森林文化の森の整備(県有林課)

近年では、人間性、親子の絆といった精神面の形成や情操教育の面から、“人と森林、人と人とのふれあい”の重要性が高まっており、かつてのような生活様式を基盤とした森林との関わり方を再評価し、新たな人と森林との共生を模索し、実現していく森づくりが求められています。

そこで、地元の方々の貴重な意見を踏まえ、県有林を主とした県下12か所に「森林文化の森」を整備していくこととし、平成10年度に整備計画を策定し、平成11年度から各地域の歴史特性、景観、森林の特徴を活かして歩道やトイレ等の整備、森林整備を行い、平成15年度に基本的な施設整備を終了しました。

なお、既存の県民の森、武田の杜、金川の森についても森林文化の森として位置づけを行い、主催事業の実施などを通じて、森林文化の森の利用促進の先導的役割を果たしています。

森林文化の森のねらい

- ・活力ある山村づくりと中山間地域の振興・山梨の原風景の再生
- ・体験を通じた森林観の形成
- ・人間性の回復と親子の絆の強化
- ・自然教育の推進

整備の基本方針

- ・森林そのものを活用した場所づくり
- ・地域の特性を生かした景観づくり
- ・文化的要素の導入
- ・積極的な利用促進策の展開
- ・市町村等との連携

整備箇所

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ・釜無水源の森 | 峡北地域(北杜市白州町) |
| ・八ヶ岳の森 | 峡北地域(北杜市長坂町、北杜市大泉町、北杜市小淵沢町) |
| ・瑞牆の森 | 峡北地域(北杜市須玉町) |
| ・乙女高原の森 | 東山梨地域(山梨市牧丘町) |
| ・兜山の森 | 東山梨地域(笛吹市春日居町) |
| ・大菩薩の森 | 東山梨地域(甲州市塩山) |
| ・小金沢シオジの森 | 東部地域(大月市) |
| ・稲山の森 | 東八代地域(笛吹市八代町) |
| ・河口の森 | 富士北麓地域(富士河口湖町) |
| ・十谷の森 | 峡南地域(富士川町) |
| ・本栖の森 | 富士北麓地域(身延町、富士河口湖町) |
| ・思親山の森 | 峡南地域(南部町) |

<利用促進策の展開>

森林文化の森では、整備された歩道、森林をフィールドとして県、市町村、有識者、他地域住民などからなる「森林文化の森連絡会議」や「森の学校」が自然観察、林業作業体験、木工作、ボランティア活動など誰でも気軽に参加できる「森林体験プログラム」を実施しています。各森林文化の森の施設配置や森林体験プログラムへの参加者募集については、パンフレット、県及び関係市町村の広報、県のホームページ、チラシなどを通じて情報提供を行っています。

2 森林公園の管理運営(県有林課)

気軽に森林とふれあい、自然に親しみ学ぶ場として、県民の森、武田の杜、金川の森の3つの森林公園を設置しています。これらの公園では、立地環境にあわせて、森林科学館、キャンプ場、木製大型遊具など、それぞれ特色ある施設を備え、年間94回(平成24年度 3公園計)に及ぶ体験学習教室やイベントを開催しています。

	県民の森	武田の杜	金川の森
所在地	南アルプス市	甲府市	笛吹市
面積	953ha(うち管理面積14ha + 歩道35km)	2,500ha(うち管理面積202ha + 歩道23km)	36.2ha
開設年	昭和43年	昭和48年	平成8年
主な施設	森林科学館、林間広場、休憩舎、遊歩道他	キャンプ場、森林学習展示館、自由広場、遊歩道他	ターゲットパードゴルフ場、乗り物広場、木製遊具、芝生広場
利用者数(H24)	49,494人	89,915人(管理エリアのみ)	276,300人
体験教室イベント	森の生きもの観察会、渓流生物観察会、森の染物屋さん、カエデウオッチング、バーニングアート等	さくらまつり、親子でキャンプ、野生きのこ教室、野鳥観察会、炭を焼くつどい等	マウンテンバイク教室、水辺の生き物観察会、写真教室、ターゲットパードゴルフ大会、交通教室等

3 「山の日」啓発活動(森林環境総務課)

山梨県は、日本を代表する山々に囲まれた山岳県であり、また、県土の78%を森林が占める全国有数の森林県です。このような恵まれた環境に囲まれた本県において、山や森林から受ける恩恵は計り知れないものがあり、これらの山や森林は、良好な形で次代へと引き継いでいかななくてはなりません。先人のたゆみない努力により、守り育まれてきたこの山や森林を見つめ直し、その恩恵に改めて感謝するとともに、県民の自発的な森林づくりをはじめとする環境保全活動を通じて、現在及び将来にわたって、県民が豊かな山や森林の恩恵を享受できる人間と自然との共生社会を構築することを期して、毎年8月8日を「やまなし『山の日』」として定めています。平成24年度は、次の記念事業や関連事業等を通して、県民にやまなし「山の日」の趣旨の普及、啓発事業を実施しました。

山の日宣言

山に親しむ 山に学ぶ 山と生きる

山梨は、日本を代表する山々に囲まれた山岳県であり、全国有数の森林県である。この山や森林を見つめ直し、その恩恵に改めて感謝する契機とすべく、山に親しみ、山に学び、山と生きることを目指して、ここに、やまなし「山の日」を宣言する。

一 私達は、さわやかな空気、清らかな水、緑豊かな美しい景観、安全な生活など、その計り知れない恩恵が山や森林から与えられていることを確認する。

一 私達は、山や森林に親しむことを通じ、そこで育まれた歴史や文化、産業、自然などを学び、山や森林と私達との密接な関係を再認識する。

一 私達は、先人のたゆまぬ努力により、守り育てられてきたこの山や森林を良好な形で次代へと引き継いでいかななくてはならない。

一 私達は、自然との共生、市民参加の森づくり、山村地域の活性化などを推進するため、意識を変革し、行動することを決意する。

一 私達は、山や森林の重要性に対する理解を深め、山の日が全国的なものとなるよう広く呼び掛けていくものとする。

平成九年八月八日

(1)普及啓発事業

イベントガイド及びポスターによるPR活動 キャンペーン用品の配布 新聞、雑誌、ラジオ等での啓発

(2)記念事業

山の日記念「森の教室」 山梨百名山チャレンジ登山 山の博覧会 山の日首都圏キャンペーン

(3)関連事業

関連イベントの開催(県、市町村、関係団体による53イベントの開催)

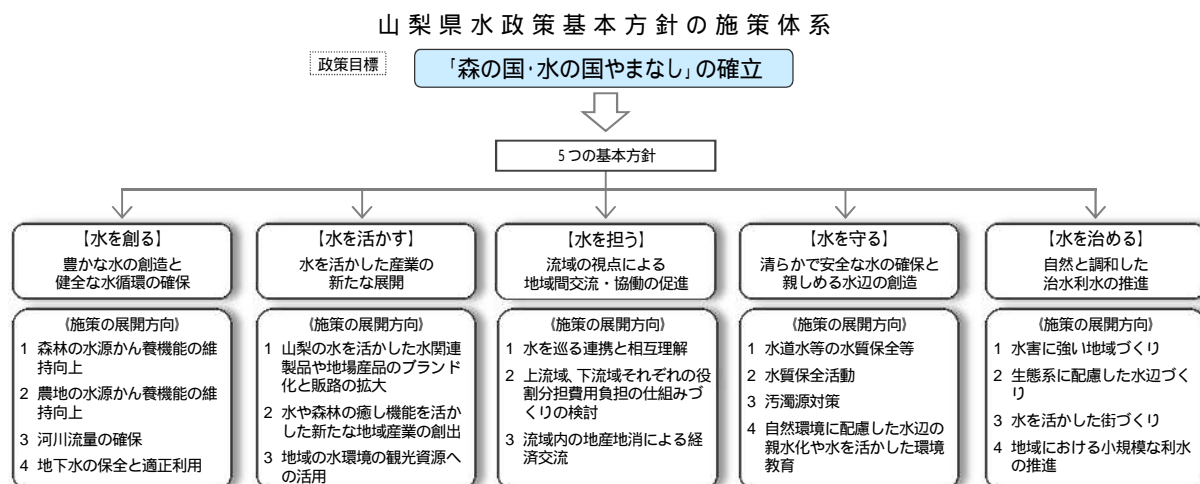
山村施設無料招待(山や森林の魅力を知っていただくため、抽選で山村施設への無料招待を実施)

山の日写真コンクール やまなし「山の日」絵画コンクール やまなし「山の日」関連イベント助成

重点3 水環境の保全等の推進

3 - 1 水資源の保護活用(森林環境総務課)

本県の貴重な資源である水を将来にわたって創り、守り、活かしていくとともに、豊かな水資源を活かした地域振興を図っていくための総合的な指針として、平成17年3月に策定した「山梨県水政策基本方針」に基づき、様々な分野における水政策を進めています。平成24年度に実施した主な事業は、次のとおりです(なお、従来の「山梨県水政策基本方針」を引き継ぐ形で、平成25年6月に、「持続可能な水循環社会を目指して」を政策目標に、健全な水循環系の構築と水を活かした地域振興を図るための指針「やまなし水政策ビジョン」を策定しています)。



1 森林の整備(森林整備課、県有林課)

水源涵養機能をはじめとする森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、間伐等の森林整備を実施しています。なお、平成24年度から、いわゆる森林環境税を活用して荒廃した民有林の整備を進めています。

2 水源地域緊急整備(治山林道課)

近年、洪水・渇水被害や集中豪雨による山地災害などが頻発していることから、良質な水の安定的な供給や土砂流出の抑制に対する県民の要請が高まっており、水源地域の森林においては水源かん養機能の低下した荒廃森林の整備が緊急の課題となっています。このため、ダム上流域等の水資源の確保上重要な水源域において、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を面的、総合的に実施し、水資源の確保と県土の保全を図っています。

平成24年度水源地域緊急整備事業実績

箇所数	事業費(千円)	備 考
44	2,086,344	治山ダム、山腹工、森林整備等

3 水需給の動態調査(企画課)

(1)調査目的

国は平成11年6月に策定した「新しい全国総合水資源計画」(ウォータープラン21)のフォローアップ及び新たな長期計画の策定等に資するための基礎資料集積を目的として、毎年、全国水需給動態調査を実施しており、県は国からの委託を受け、地域の水需給の現状と動向を調査しています。

(2)調査内容

本調査は、毎年同様の項目を継続的に調査してその推移を把握する「水需給動向調査」と、年度ごとに設定した特定の項目について把握する「課題調査」から構成されています。水需給動向調査は、都道府県のブロック別水道用水需要量、工業用水道需要量、その他用水需要量などの調査を毎年継続的に行っています。平成24年度の課題調査については、「地域防災計画書等における雨水・再生水利用に関する調査」を行いました。

3 - 2 水辺環境の整備

1 内水面利用啓発事業(花き農水産課)

釣り人などの河川湖沼の利用者に対して、漁場の保全や水産資源の保護等に関するマナーやルールの普及啓発活動を行うことにより、良好な水辺環境の維持と内水面漁業の健全な発展を図っています。

2 水辺環境の整備

(1)河川(治水課)

河川は、単に治水・利水の機能を持つ施設としてだけでなく、豊かな自然環境を残し、うるおいのある生活環境の舞台としての役割が、期待されるようになってきています。

このため、水と親しみ、憩いの場となる空間整備や、植生や自然石を用いた護岸づくり、魚がのぼりやすい魚道、散策路の設置など、水とふれあい周辺の環境や生態系に配慮した「多自然川づくり」に取り組んでいます。

(2)砂防(砂防課)

土砂災害対策として砂防事業を推進しているところですが、自然豊かな溪流において工事を行うため、自然環境の改変につながらないように留意しなければなりません。

本県は景観に優れ、貴重な動植物が存在するなど自然環境にも恵まれている地域が多いため、良好な自然を後世に残すことが求められています。同時に、快適な水辺環境作りとして、景観や親水性の向上、周辺環境(動物、魚類、植生、人、生活)に配慮した溪流空間の整備が望まれています。

そこで、「山梨県溪流環境整備計画書」に基づき、魚がのぼりやすい魚道の整備、堆砂敷の溪畔林の活用、人々が集える砂防施設の創造、歴史に残る砂防施設の保存と活用、周辺環境と調和した砂防学習施設の整備など、“自然と共生できる砂防”をテーマに事業を推進していきます。

重点4 環境の保全に資する農業の促進

4 - 1 環境保全型農業の促進

1 山梨県環境保全型農業基本方針(農業技術課)

農業は、自然循環との関わりの中で営まれており、環境と最も調和した産業で、国土の保全など多面的で公益的な機能を有しています。本県では、農業者が長年培ってきた高い生産技術と気候、風土など、恵まれた自然条件や京浜地方など大消費地に近いという立地条件を生かして、果樹、野菜、花きなどの栽培が盛んとなり、全国に誇りうる生産性の高い農業が展開されています。

環境と調和した農業を推進するため、本県では、平成5年度に「山梨県環境保全型農業基本方針」を策定し(平成11年度に改訂)、生産性の維持と農業経営の安定を基本に、自然との調和を図りながら、土づくりの推進、化学肥料・化学合成農薬の使用低減などにより、環境への負荷を軽減し、環境に配慮した持続可能な農業を積極的に推進してきました。

平成19年度には、本県農業振興の基本指針として策定した「やまなし農業ルネサンス大綱」を受けて、農家での削減実態を分析し、環境保全型農業をより浸透させ、実効性のあるものとするため、平成28年を目途に化学肥料・化学合成農薬の使用量・使用回数を50%低減、ただし、果樹は化学合成農薬を低減する代替技術の確立が進んでいないことから30%低減する目標を掲げ環境保全型農業を推進するとともに、平成24年度からは環境保全型農業の一形態である「有機の郷づくり」にも取り組んでいます。

2 環境保全型農業の総合的な推進

(1) 推進の背景と趣旨(農業技術課)

農業は、生態系の物質循環システムを活用して、再生産可能な資源を得るという点で環境との調和を基礎とする産業です。しかし、近年、欧米諸国や中国では、農業に起因すると見られる硝酸性窒素等による地下水汚染が報告され、その対策が大きな環境問題となっています。我が国では、水質浄化機能のある水田での稲作農業が中心であることから、問題は少ないものとされていましたが、野菜産地や酪農地帯での地下水汚染が顕在化している地域も見られています。

このような事態を受け、環境問題に適切に対処するため、平成5年に「環境基本法」が制定されました。農業分野においては、平成11年に制定された「食料・農業・農村基本法」に位置づけられた「農業の自然循環機能の維持増進」を受けて、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(以下、持続農業法という)」などのいわゆる環境三法が制定されました。さらには、平成18年に「有機農業の推進に関する法律」が制定され、環境に配慮した持続可能な農業の展開を求める動きが強まっています。

本県においても、樹園地を中心に保水力、保肥力の優れた緩衝能力の高い土づくりを基本として、適正な施肥や土壌管理を行うなかで、硝酸性窒素の地下浸透を軽減するといった環境へのプラスの機能を増進するとともに、化学肥料、化学合成農薬等の資材の使用に伴う環境への負荷をできる限り抑え、環境保全と生産性の両面で調和がとれた「環境保全型農業」の推進を図るものです。

(2) 環境保全型農業の推進状況(農業技術課)

県では、県、農業団体等関係者で構成する環境保全型農業推進協議会を開催し、官民一体となって環境保全型農業を推進しています。また、地域における環境保全型農業の取り組みに対して助成するなど、環境保全型農業の実践地域を支援しています。

年度	地域環境保全型農業推進方針 策定市町村	市町村バイオマスタウン構想 策定市町村	環境保全型農業実践地区 整備事業導入実績	農地・水・環境保全向上 営農活動実施地区	環境保全型農業直接支払補助金 実施市町村
H6	高根町				
H7	甲西町、牧丘町、八代町、上九一色村、南部町、須玉町、道志村、大月市		牧丘町(笛川農業協同組合土壌分析機器)		
H8	武川村、河口湖町		須玉町(須玉町アイガモ農法研究会・集団飼育場)		
H9	若草町、田富町、勝沼町、石和町、下部町、富沢町、都留市、明野村		田富町(田富養液栽培研究会・トマト養液循環処理施設)		
H10	玉穂町、山梨市、一宮町、韮崎市		一宮町(下矢作りサイクル農法研究会・生ごみ堆肥施設)		
H11	三富村、三珠町、小淵沢町、上野原町				
H12	春日居町、双葉町		勝沼町(フルーツ山梨農業協同組合・堆肥製造施設)		
H13	小菅村				
H14					
H15					
H16					
H17		早川町、山梨市			
H18					
H19		笛吹市、韮崎市		南アルプス市(2地区)、韮崎市、山梨市	
H20				南アルプス市(3地区)、韮崎市、山梨市、笛吹市	
H21		道志村、都留市		南アルプス市(3地区)、韮崎市(2地区)、山梨市(2地区)、笛吹市(2地区)、増穂町	
H22		南アルプス市、北杜市		南アルプス市(3地区)、韮崎市(2地区)、山梨市(2地区)、笛吹市(2地区)、富士川町	
H23				南アルプス市(3地区)、韮崎市(2地区)、山梨市(2地区)、笛吹市(2地区)、富士川町	甲府市、韮崎市、北杜市、山梨市、富士吉田市、上野原市、道志村
H24					甲府市、韮崎市、北杜市、甲斐市、中央市、山梨市、笛吹市、甲州市、富士川町、富士吉田市、上野原市、道志村

(3) 持続農業法による認定農業者(エコファーマー)の認定促進(農業技術課)

環境保全型農業の一層の促進を図るため、平成11年10月に施行された「持続農業法」に基づき、本県では、果樹をはじめ、野菜、水稻などについて農業者が導入すべき生産方式を明示した「持続性の高い農業生産方式の導入指針」を平成12年1月に策定・公表し、認定の推進に努めて参りました。また、平成18年4月には、温湯種子消毒技術など省令で指定された新たな技術を加え改訂いたしました。

エコファーマーの認定を通じ、たい肥や有機質肥料の施用による土づくりや、機械除草によって除草剤を使わない等の生産方式を行う農家は、平成25年3月現在で認定者数は7,529件となり、販売農家数に対する認定者の割合は36.8%で全国的に見ても高い水準にあり、環境への負荷を低減する農業が積極的に取り組まれています。

(4)有機性資源循環利用の推進(農業技術課)

農業分野での環境にやさしい循環システムの実現には、家畜ふん尿の有効利用や、果樹剪定枝、生ゴミ等の未利用資源の利活用により、農業の持つ自然循環機能を維持、増進し、環境と共生する農業の実現を図ることが重要です。

このため、本県では、平成13年度に未利用かつ有用な有機性資源について、たい肥化や畜産飼料としての利活用などの目標を明記した「山梨県有機性資源循環利用マスタープラン」を策定し、その後、平成16年度に各種資源の利用目標数値を見直して「バイオマス総合利活用マスタープラン」としました。このマスタープランを基に、市町村のバイオマスタウン構想の策定を支援し、平成24年度末までに8市町村で構想が策定され、森林資源の燃料化という分野を含めた、特色のある取組みが進められています。

(5)環境保全型農業の技術実証(農業技術課)

本県では、環境保全型農業の普及・定着を図るため、総合農業技術センター及び果樹試験場が主体となってエコ技術実証ほを県内4箇所に設置し、栽培技術実証と地域定着に対し支援を行っています。

さらに、このような低減栽培を地域ぐるみで推進する「農地・水・環境保全向上対策」が平成19年度から始まり、モモ、スモモの果樹や野菜、及び水稲の作目を対象に延べ10地区において、堆肥や有機質肥料の利用による化学肥料の50%低減栽培と、性フェロモン剤や機械除草、温湯種子消毒の技術を活用しながら化学合成農薬の50%(果樹は30%)低減栽培が実践されています。また、環境保全型農業を実践している農家に対しては、直接支払いによる支援を12市町村で実施しています。

各施策を地域の実情に応じて推進し、環境保全型農業の点・個的取組を、面・産地での取組へと発展させるよう支援を行っています。

(6)有機農業の推進(農業技術課)

本県では、「有機農業の推進に関する法律」の施行を受けて、平成21年3月に策定した「山梨県有機農業推進計画」に基づく施策を展開しています。県民に有機農業を啓発する推進大会の開催、有機農業を普及するための現地実証ほの設置、販売開拓に取り組む集団への助成などの支援を行っています。また、県、有機農業実践団体、消費者団体、農業団体等関係者で構成する有機農業推進協議会を開催し、施策への意見を踏まえながら環境保全型農業の一形態である有機農業を推進しています。

(7)農業用廃プラスチックの回収と処理(果樹食品流通課)

本県の農業は、果樹や野菜、花きなどのハウス栽培や野菜のトンネル栽培等の施設園芸により生産性の高い農業を営んでいます。これに伴い、使用済みとなった農業用プラスチックが排出されること

農業用廃プラスチックの処理状況(単位:t)

項目	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
回収量	1,207	1,230	1,361	1,044	995	777	704	697	671	646
処理量	1,262	1,195	1,334	1,154	871	901	727	772	638	713

から、その適正処理を図るため、県、関係市町村、関係農業団体と協力して、昭和51年に社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センターを設置しました。

処理センターでは、県内のハウス栽培やトンネル栽培などに使用されたビニールやポリフィルム類を収集、再生利用可能なものを分別し、有価販売などにより適正処理に努めています。また、市町村、農協等と連携して農業用廃プラスチックの適正処理に関する啓発も行っていきます。

(8) 甲斐のこだわり環境農産物の認証(果樹食品流通課)

県内で生産される農産物に対し、2006年の栽培を基準として、化学合成農薬及び化学肥料をそれぞれ30%以上削減したものを認証することにより、環境にやさしい農業を推進し、農産物の消費拡大を図ることを目的に、本事業を平成14年度から実施しています。

平成24年度事業実施内容

- ・認証制度のPR(チラシ、ティッシュの配布)
- ・認証制度説明(随時)
- ・環境農産物認証実績 13品目、23件



4 - 2 美しい農村づくりの促進

1 環境に配慮した農村の整備(耕地課)

(1) 地域環境整備事業

本事業は、多種多様な野生生物が生息する農村地域において、農業用排水路や農道等の農業生産基盤及び農村生活環境基盤の整備を生態系の保全に配慮しながら行うことで、多様な生物と豊かな環境に恵まれた農村空間(エコビレッジ)を形成するために実施しています。また、多種多様な野生生物が生息できる空間(ビオトープ)の保全、回復を図るとともに、そうした空間のネットワーク化を図っていくことも目的としています。平成24年度は、増穂西部地区(富士川町)で事業を実施しました。

(2) 地域用水環境整備事業(地域用水環境整備型)

農村地域は豊かな自然に恵まれ、潤いとやすらぎに満ちた空間を形成しています。その中で農業水利施設の多くは地域の自然環境・生活環境に調和した保全管理がなされ、地域の景観の形成、親水の場の提供、生活用水の供給等多様な役割を果たしてきました。しかし、農村の都市化及び混住化の進展に伴って、動植物の減少、水質の悪化、親水機能の低下といった問題が生じたため、景観の保全や生態系の回復を求める声が農村部に限らず都市部の住民からも高まってきました。

こうした背景から、農村地域に存在する水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全整備を行うとともに、それが有する水辺空間を一体的に活用することで、豊かで潤いのある環境を創造することを目指しています。

平成24年度は、竜王地区(甲斐市)、台ヶ原地区(北杜市)、竜ヶ池地区(甲府市)で事業を実施しました。

資料編

資料1 環境モニタリングの結果	137
1 大気汚染の常時監視結果	137
2 有害大気汚染物質の測定結果	175
3 公共用水域水質測定結果	178
4 水生生物調査	189
5 地下水水質測定結果	192
6 ダイオキシン類常時監視結果	202
7 自動車騒音の常時監視	206
8 地盤沈下の状況	211
資料2 ごみ処理施設、し尿処理施設	216
1 ごみ焼却施設	216
2 ごみ固形燃料化施設	216
3 粗大ごみ処理施設	216
4 資源化等を行う施設	217
5 し尿処理施設	217
6 埋立処分施設	217
資料3 自然公園等	218
1 自然公園	218
2 自然環境保全地区	219
3 自然記念物	220
4 やまなしの歴史文化公園	221
資料4 温泉の状況	222
資料5 生活排水クリーン処理率	223
資料6 環境関係表彰受賞者	224
資料7 平成24年度環境年表	226
資料8 山梨県グリーン購入の推進を図るための方針	227
資料9 主な環境基準等	235
資料10 主な環境関係100選	247
資料11 環境行政の推進体制	248
1 本県の環境行政推進組織の推移	248
2 環境関係審議会等の設置状況	249
3 環境保全のための広域的協力推進体制	251
4 市町村の環境行政	253

資料1 環境モニタリングの結果

1 大気汚染の常時監視結果(大気水質保全課)

(1)大気汚染状況常時監視測定局の設置場所及び測定項目

平成24年度における大気汚染状況常時監視測定局の設置場所及び測定項目

測定局名	設置場所		用途地域	環境基準項目						補助項目		有害物質	
				SO ₂	CO	SPM	PM2.5	NO ₂	Ox	NMHC	WDWS		
一般環境大気測定局	甲府富士見	甲府市富士見1-7-31	衛生環境研究所	住				() (国設)					
	大月	大月市大月町花咲1608-3	富士・東部建設事務所	住									
	上野原	上野原市上野原3832	上野原市役所	住									
	笛吹	笛吹市石和町上平井1047-1	かえで支援学校分教室	未									
	吉田	富士吉田市上吉田1-2-5	富士吉田合同庁舎	住									
	南部	南巨摩郡南部町南部9103-3	戸栗川橋北詰横	未									
	南アルプス	南アルプス市鏡中條1642-2	若草健康センター	未									
	都留	都留市田原3-3-3	南都留合同庁舎	住									
	東山梨	甲州市塩山上塩後1239-1	東山梨合同庁舎	未									
韮崎	韮崎市本町4-2-4	北巨摩合同庁舎	住										
自排局	県庁自排	甲府市丸の内1-6-1	山梨県庁	商									
	国母自排	甲府市国母6-5-1	甲府市地方卸売市場	商									

(備考)SO₂:二酸化いおう、CO:一酸化炭素、SPM:浮遊粒子状物質、PM2.5:微小粒子状物質、NO₂:二酸化窒素、Ox:光化学オキシダント、NMHC:非メタン炭化水素、WDWS:風向風速
 一般環境大気測定局:一般環境大気の大気汚染状況を常時監視する測定局
 自動車排出ガス測定局(自排局):自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局

有害物質:ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、
 アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、
 1,3-ブタジエン、塩化メチル、トルエン、水銀及びその化合物、
 ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物
 (: ~ の物質を測定、 : ~ の物質を測定)

(2)環境基準の達成状況

平成24年度大気汚染に係る環境基準の達成状況

	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質
環境基準	1時間値の一日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の一日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の一日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の一日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、一日平均値が35µg/m ³ 以下であること。
測定局数	3	2	12	11	10	5
有効測定局数	3	2	12	11	10	5
達成局	甲府富士見、大月、吉田	県庁自排、国母自排	甲府富士見、大月、上野原、笛吹、吉田、南部、都留、南アルプス、東山梨、韮崎、県庁自排、国母自排	甲府富士見、大月、上野原、笛吹、吉田、南部、都留、南アルプス、東山梨、韮崎、県庁自排		甲府富士見、大月、東山梨、県庁自排、国母自排
非達成局					甲府富士見、大月、上野原、笛吹、吉田、南部、都留、南アルプス、東山梨、韮崎	
評価方法	長期的評価	長期的評価	長期的評価	長期的評価	短期的評価	長期的評価
環境基準達成状況	3局中3局	2局中2局	12局中12局	11局中11局	10局中0局	5局中5局

・有効測定局

有効測定局とは、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については、年間測定時間が6,000時間以上、微小粒子状物質については、有効測定日数が250日以上の測定局をいう。

・評価方法

(1)短期的評価(二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント)

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

(2)長期的評価

二酸化いおう、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、未達成と評価する。

二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。

微小粒子状物質

長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準(1年平均値)と比較する。

短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を短期基準(1日平均値)と比較する。

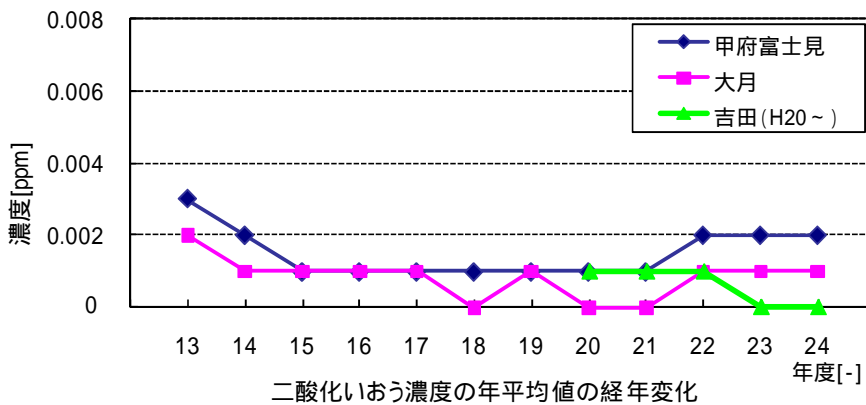
長期基準、短期基準の両基準を満たした場合に環境基準が達成されたと判断する。

(3)汚染物質ごとの測定結果の概況

二酸化いおう(SO₂)

軽油や重油の低硫黄化により大気中の硫黄酸化物濃度は低下し、年平均値の推移は、ほぼ横ばいの状態となっている。

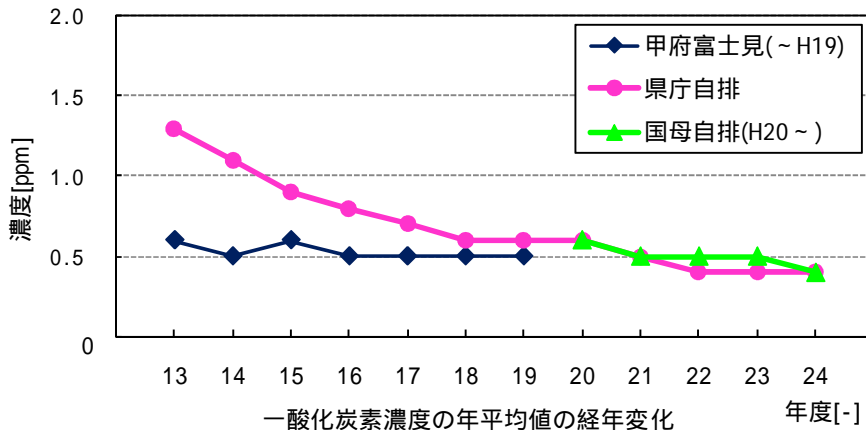
毎日の測定で有効な測定値が20時間以上ある日の日平均値を用いた年平均値



一酸化炭素(CO)

年平均値の推移は概ね低減傾向の状態にあり、平成24年度の自排局の値は、平成19年度まで測定していた一般局(甲府富士見局)を下回っていた。

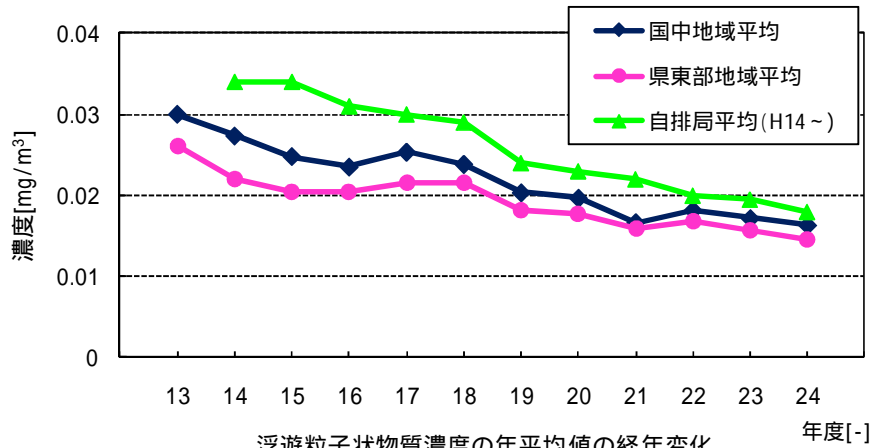
毎日の測定で有効な測定値が20時間以上ある日の日平均値を用いた年平均値



浮遊粒子状物質 (SPM)

ディーゼル自動車に係る排出ガス規制等が実施されており、年平均値 の推移は、増減があるものの概ね低減傾向の状態にあるとともに、自排局が一般局と近い状態に推移している。

毎日の測定で有効な測定値が20時間以上ある日の日平均値を用いた年平均値



* 国中地域(甲府富士見局・笛吹局・韮崎局・南部局・東山梨局・南アルプス局)
 関東地域(大月局・吉田局・上野原局・都留局)
 自排局(県庁自排局・国母自排局)

浮遊粒子状物質の長期的評価による環境基準の達成状況

局\年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
甲府富士見	x	x	x	x	x		x															
大月	x	x		x			()	x	x													
笛吹															x							
韮崎																						
県庁自排																						
吉田																						
南部																						
東山梨																						
上野原																						
都留																						
南アルプス																						
国母自排																						

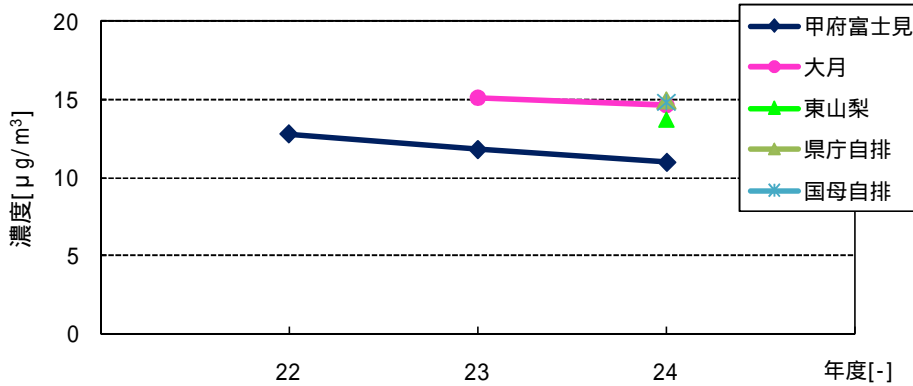
*1 xに下線が付されたものは、日平均値が2日連続して環境基準(0.10mg/m³)を超過したことにより、環境基準非達成となったことを示す。
 *2 ()は、有効測定局ではないため、参考として環境基準と比較した場合の状況を示す。

微小粒子状物質 (PM2.5)

PM2.5は平成22年度より甲府富士見局(国設局)、平成23年3月から大月局、平成24年3月からは東山梨局、県庁自排局、国母自排局で測定を開始した。

平成24年度は全局で、環境基準(長期基準及び短期基準)を達成した。

毎日の測定で有効な測定値が20時間以上ある日の日平均値を用いた年平均値

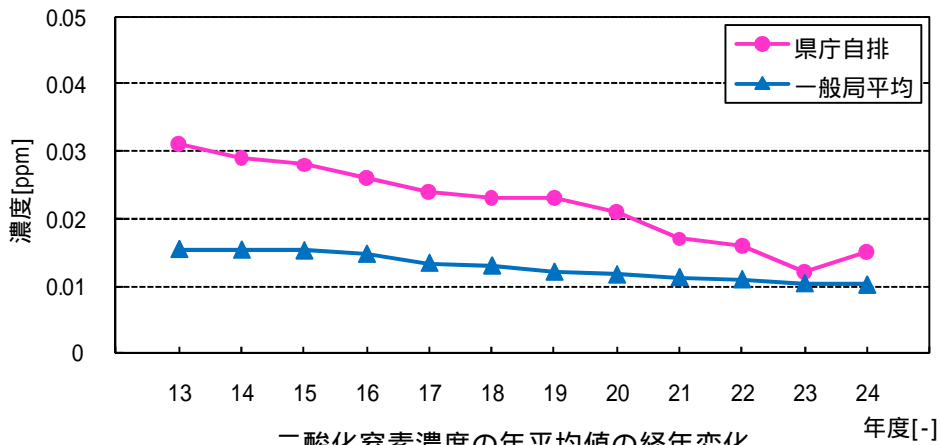


微小粒子状物質濃度の年平均値の経年変化

二酸化窒素 (NO₂)

ディーゼル自動車に係る排出ガス規制等の効果により、平成13年度からの年平均値の推移を見ると、概ね低減傾向となっている。近年は自排局が一般局と近い状態となっているが、平成24年度は前年度に比べ、増加した。

毎日の測定で有効な測定値が20時間以上ある日の日平均値を用いた年平均値



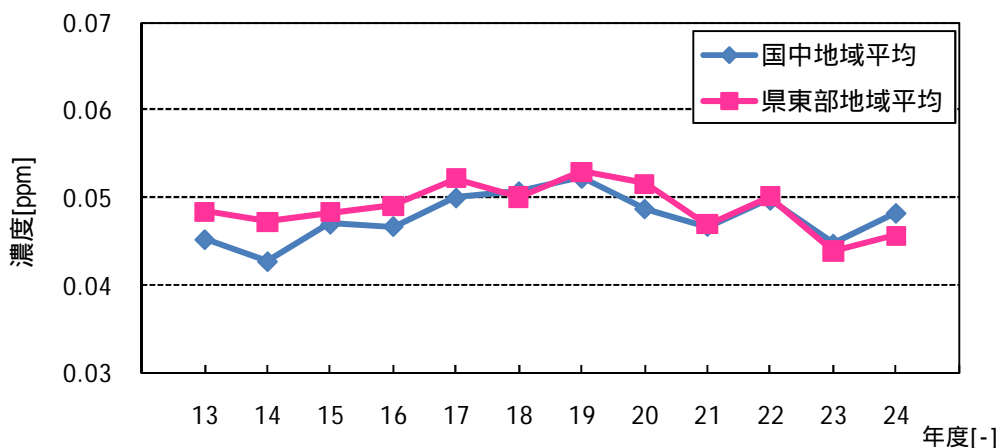
二酸化窒素濃度の年平均値の経年変化

光化学オキシダント(Ox)

平成13年度から平成19年度の昼間(5時～20時)の日最高1時間値の年平均値の経年推移をみると漸増傾向であったが、平成20年度以降は同程度又はやや低減傾向となっている。

なお、Oxは全局において、環境基準を達成できなかった。

地域の区分は光化学スモッグ注意報の発令が多い県東部地域(大月局、上野原局、都留局、吉田局)、南部局および光化学スモッグ注意報の発令がほとんどないその他地域(甲府富士見局、笛吹局、東山梨局、韮崎局、南アルプス局、南部局)とした。



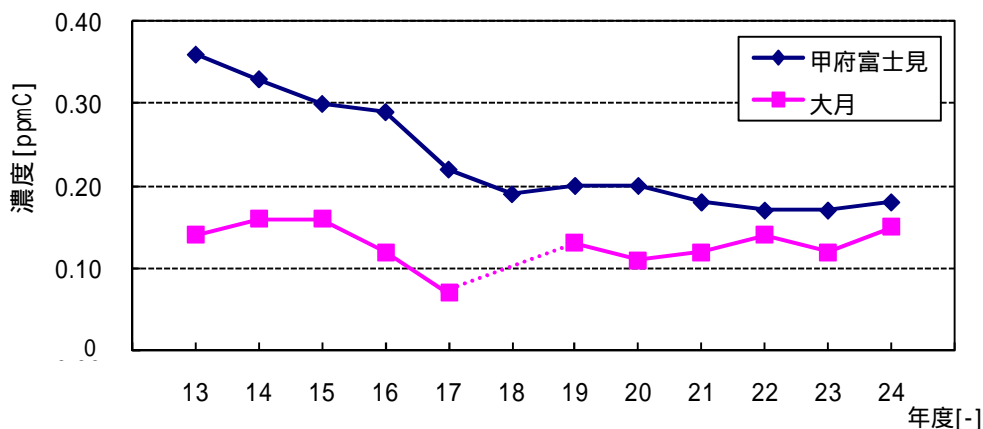
光化学オキシダントの昼間の日最高1時間値の年平均値の経年変化

非メタン炭化水素(NMHC) [環境基準未設定項目]

NMHCは、甲府富士見局および大月局で測定しているが、指針の範囲の最大値である0.31ppmCを超えた日が、甲府富士見局で38日、大月局で3日あった。

また、6時から9時の3時間平均値の年平均値は、甲府富士見局はほぼ横ばい状態にあり、大月局は低減傾向の状態にある。

平成18年度の大月局における年間測定時間が47時間であったため、図に当該結果は記していない。



非メタン炭化水素濃度の3時間(6時～9時)平均値の年平均値の経年変化

(4)平成24年度までの年間値

二酸化いおう(SO2)

測定局	年度	有効測定日数と測定時間		年平均値 ppm	1時間値が 0.1ppmを超え た時間数とそ の割合		日平均値が 0.04ppmを超 えた日数と その割合		1時間値 の最高値 ppm	日平均値の 年間2%除 外値 ppm	日平均値が 0.04ppmを超えた 日が2日以上連続 したことの有無 有:× 無:	環境基準の 長期的評価に よる日平均値 が0.04ppmを 超えた日数 日
		日	時間		時間	%	日	%				
甲府富士見	H20	363	8639	0.001	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002		0
	H21	362	8663	0.001	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002		0
	H22	361	8626	0.002	0	0.0	0	0.0	0.015	0.003		0
	H23	360	8609	0.002	0	0.0	0	0.0	0.015	0.004		0
	H24	362	8645	0.002	0	0.0	0	0.0	0.033	0.005		0
大月	H20	362	8655	0.000	0	0.0	0	0.0	0.015	0.001		0
	H21	360	8635	0.000	0	0.0	0	0.0	0.007	0.001		0
	H22	365	8665	0.001	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002		0
	H23	357	8539	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.002		0
	H24	363	8641	0.001	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002		0
吉田	H20	298	7133	0.001	0	0.0	0	0.0	0.012	0.002		0
	H21	362	8665	0.001	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002		0
	H22	363	8663	0.001	0	0.0	0	0.0	0.007	0.001		0
	H23	357	8547	0.000	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002		0
	H24	363	8648	0.000	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002		0

一酸化炭素(CO)

測定局	年度	有効測定日数と測定時間		年平均値 ppm	8時間値が 20ppmを超え た回数とその 割合		日平均値が 10ppmを超え た日数とその 割合		1時間値が 30ppm以上と なったことが ある日数とそ の割合		1時間値 の最高値 ppm	日平均 値の2% 除外値 ppm	日平均値 が10ppmを 超えた日が 2日以上連 続したこと の有無 有:×無:	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 10ppmを 超 えた日数 日
		日	時間		回	%	日	%	日	%				
甲府富士見	H16	365	8664	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3.3	1.3		0
	H17	354	8491	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.9	1.3		0
	H18	358	8582	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.6	1.3		0
	H19	363	8682	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3.0	1.1		0
	H20	61	1497	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.1	0.5		0
国母自排	H20	292	6995	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3.1	1.2		0
	H21	363	8682	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.8	1.1		0
	H22	360	8642	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.1	0.9		0
	H23	363	8692	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.1	0.9		0
	H24	363	8660	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.0	0.9		0
県庁自排	H20	363	8669	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.4	1.1		0
	H21	360	8621	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.5	0.9		0
	H22	361	8653	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.9	0.8		0
	H23	362	8683	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.0	0.8		0
	H24	363	8661	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.7	0.8		0

一酸化炭素について甲府富士見局の測定は平成20年度までです。

浮遊粒子状物質(SPM)

測定局	年度	有効測定日数と測定時間		年平均値 mg/m ³	1時間値が 0.20mg /m ³ を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg /m ³ を 超えた日数と その割合		1時間値の 最高値 mg/m ³	日平均値の 年間2%除 外値 mg/m ³	日平均値が 0.10mg/ m ³ を超えた日 が2日以上 連続したこと の有無 有:× 無:	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 日
		日	時間		時間	%	日	%				
甲府富士見	H20	364	8730	0.021	0	0.0	0	0.0	0.087	0.045		0
	H21	364	8732	0.019	2	0.0	0	0.0	0.321	0.043		0
	H22	361	8704	0.020	0	0.0	0	0.0	0.079	0.045		0
	H23	353	8470	0.018	0	0.0	0	0.0	0.109	0.040		0
	H24	364	8727	0.018	0	0.0	0	0.0	0.116	0.041		0
大月	H20	349	8398	0.017	0	0.0	0	0.0	0.092	0.042		0
	H21	359	8665	0.016	2	0.0	0	0.0	0.266	0.040		0
	H22	365	8741	0.019	0	0.0	0	0.0	0.108	0.046		0
	H23	366	8763	0.016	0	0.0	0	0.0	0.082	0.040		0
	H24	364	8721	0.017	0	0.0	0	0.0	0.067	0.038		0
上野原	H20	365	8734	0.019	1	0.0	0	0.0	0.211	0.051		0
	H21	363	8714	0.017	0	0.0	0	0.0	0.151	0.042		0
	H22	335	8022	0.017	0	0.0	0	0.0	0.120	0.050		0
	H23	359	8594	0.016	0	0.0	0	0.0	0.092	0.043		0
	H24	365	8717	0.014	0	0.0	0	0.0	0.072	0.035		0
都留	H20	358	8575	0.018	0	0.0	0	0.0	0.130	0.044		0
	H21	365	8736	0.016	0	0.0	0	0.0	0.164	0.037		0
	H22	365	8724	0.016	0	0.0	0	0.0	0.148	0.042		0
	H23	315	7567	0.016	0	0.0	0	0.0	0.100	0.043		0
	H24	365	8718	0.014	0	0.0	0	0.0	0.105	0.035		0
吉田	H20	365	8734	0.017	0	0.0	0	0.0	0.131	0.044		0
	H21	364	8738	0.015	0	0.0	0	0.0	0.168	0.036		0
	H22	363	8709	0.015	0	0.0	0	0.0	0.146	0.038		0
	H23	312	7534	0.015	0	0.0	0	0.0	0.143	0.042		0
	H24	363	8700	0.013	0	0.0	0	0.0	0.066	0.034		0
南部	H20	365	8734	0.018	0	0.0	0	0.0	0.159	0.055		0
	H21	364	8737	0.015	0	0.0	0	0.0	0.145	0.038		0
	H22	364	8725	0.015	0	0.0	0	0.0	0.136	0.044		0
	H23	324	7805	0.015	0	0.0	0	0.0	0.128	0.055		0
	H24	365	8721	0.015	0	0.0	0	0.0	0.145	0.039		0

浮遊粒子状物質(SPM) つづき

測定局	年度	有効測定日数と測定時間		年平均値 mg/m ³	1時間値が 0.20mg /m ³ を 超えた時間数 とその割合			日平均値が 0.10mg /m ³ を 超えた日数と その割合		1時間値の 最高値 mg/m ³	日平均値の 年間2%除 外値 mg/m ³	日平均値が 0.10mg/ m ³ を超えた日 が2日以上 連続したこと の有無 有:x 無:	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 日
		日	時間		時間	%	日	%					
南アルプス	H20	362	8685	0.019	0	0.0	0	0.0	0.174	0.047		0	
	H21	365	8735	0.018	1	0.0	0	0.0	0.244	0.040		0	
	H22	335	8024	0.018	0	0.0	0	0.0	0.126	0.040		0	
	H23	318	7646	0.017	0	0.0	0	0.0	0.108	0.043		0	
	H24	364	8712	0.016	0	0.0	0	0.0	0.097	0.043		0	
葦崎	H20	365	8732	0.018	0	0.0	0	0.0	0.095	0.043		0	
	H21	323	7758	0.016	2	0.0	0	0.0	0.257	0.038		0	
	H22	365	8739	0.017	0	0.0	0	0.0	0.152	0.041		0	
	H23	360	8668	0.016	0	0.0	0	0.0	0.138	0.040		0	
	H24	364	8710	0.015	0	0.0	0	0.0	0.084	0.037		0	
笛吹	H20	364	8735	0.021	0	0.0	0	0.0	0.175	0.052		0	
	H21	328	7881	0.013	1	0.0	0	0.0	0.237	0.039		0	
	H22	364	8737	0.021	1	0.0	0	0.0	0.203	0.054		0	
	H23	358	8619	0.018	0	0.0	0	0.0	0.161	0.047		0	
	H24	365	8718	0.015	1	0.0	0	0.0	0.361	0.037		0	
東山梨	H20	360	8645	0.021	0	0.0	0	0.0	0.183	0.056		0	
	H21	365	8722	0.019	1	0.0	0	0.0	0.204	0.045		0	
	H22	335	8018	0.018	0	0.0	0	0.0	0.195	0.049		0	
	H23	365	8751	0.019	0	0.0	0	0.0	0.164	0.051		0	
	H24	363	8706	0.019	0	0.0	0	0.0	0.153	0.054		0	
国母自排	H20	294	7107	0.022	0	0.0	0	0.0	0.181	0.052		0	
	H21	364	8732	0.022	1	0.0	0	0.0	0.205	0.050		0	
	H22	362	8702	0.021	0	0.0	0	0.0	0.150	0.053		0	
	H23	323	7783	0.020	0	0.0	0	0.0	0.111	0.053		0	
	H24	363	8713	0.020	0	0.0	0	0.0	0.095	0.048		0	
県庁自排	H20	365	8734	0.024	0	0.0	0	0.0	0.137	0.058		0	
	H21	316	7639	0.022	2	0.0	0	0.0	0.265	0.051		0	
	H22	363	8714	0.019	0	0.0	0	0.0	0.083	0.041		0	
	H23	364	8745	0.019	0	0.0	0	0.0	0.110	0.045		0	
	H24	364	8707	0.016	0	0.0	0	0.0	0.077	0.037		0	

微小粒子状物質(PM2.5)

測定局	年度	有効測定日数と測定時間		年平均値 μg/m ³	1時間値の 最高値 μg/m ³	日平均値の 最高値 μg/m ³	日平均値の 年間2% 除 外値 μg/m ³	日平均値の 年間 98%値 μg/m ³	日平均値が35 μg /m ³ を超えた日数とその割合	
		日	時間						日	%
甲府富士見	H22	353	8491	12.8	62.0	39.7	29.1	29.1	1	0.3
	H23	359	8662	11.8	78.0	47.6	33.3	33.3	3	0.8
	H24	361	8686	11.0	64.0	49.8	29.8	29.8	4	1.1
大 月	H22	7	176	13.1	31.0	21.7	-	-	0	0.0
	H23	366	8757	15.1	75.0	43.8	33.2	33.2	6	1.6
	H24	364	8680	14.6	57.0	37.8	30.6	30.6	5	1.4
東山梨	H23	17	422	11.5	49.7	23.7	-	-	0	0.0
	H24	361	8492	13.7	105.2	47.4	27.5	27.5	4	1.1
国母自排	H23	16	415	12.5	41.9	24.3	-	-	0	0.0
	H24	357	8420	14.8	71.3	44.2	30.8	30.8	7	2.0
県庁自排	H23	17	424	12.4	43.1	24.2	-	-	0	0.0
	H24	344	8228	14.9	66.5	48.4	29.5	29.5	6	1.7

二酸化窒素(NO2)

測定局	年度	有効測定日数と測定時間		年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2 ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1 ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06 ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04 ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
		日	時間			時間	%	時間	%	日	%	日	%		
甲府富士見	H20	363	8661	0.016	0.056	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.032	0
	H21	361	8641	0.015	0.057	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.031	0
	H22	361	8625	0.014	0.052	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0
	H23	357	8595	0.013	0.105	0	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0.030	0
	H24	362	8646	0.012	0.053	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.030	0
大月	H20	361	8627	0.016	0.065	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0
	H21	360	8638	0.016	0.069	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.030	0
	H22	363	8635	0.017	0.069	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.034	0
	H23	362	8634	0.016	0.072	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.030	0
	H24	362	8641	0.016	0.057	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.032	0
上野原	H20	363	8659	0.011	0.047	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.025	0
	H21	363	8670	0.011	0.049	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.023	0
	H22	363	8652	0.012	0.052	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0
	H23	364	8662	0.011	0.043	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.023	0
	H24	363	8643	0.010	0.042	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.022	0
都留	H20	363	8664	0.011	0.054	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.023	0
	H21	357	8603	0.009	0.037	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0
	H22	363	8661	0.010	0.044	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0
	H23	337	8109	0.010	0.066	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0
	H24	361	8618	0.009	0.039	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0
吉田	H20	363	8662	0.009	0.051	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0
	H21	363	8662	0.009	0.043	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0
	H22	363	8646	0.007	0.044	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.015	0
	H23	359	8528	0.009	0.046	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0
	H24	341	8137	0.010	0.068	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0
南部	H20	363	8663	0.006	0.032	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.014	0
	H21	362	8651	0.006	0.035	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.015	0
	H22	363	8666	0.006	0.034	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.013	0
	H23	359	8590	0.006	0.029	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.013	0
	H24	363	8638	0.005	0.024	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.011	0

二酸化窒素(NO2) つづき

測定局	年度	有効測定日数と測定時間		年平均値 ppm	1時間値 の最高値 ppm	1時間値が 0.2 ppmを超 えた時間数 とその割合		1時間値が 0.1 ppm以上 0.2ppm以下 の時間数と その割合		日平均値が 0.06 ppmを 超えた日数 とその割合		日平均値が 0.04 ppm以 上0.06ppm以 下の日数と その割合		日平均 値の年 間98% 値 ppm	98%値評 価による 日平均値 が 0.06ppmを 超えた日 数 日
		日	時間			時間	%	時間	%	日	%	日	%		
南アルプス	H20	360	8612	0.010	0.042	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0
	H21	363	8676	0.010	0.047	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0
	H22	350	8486	0.010	0.053	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.022	0
	H23	363	8687	0.009	0.040	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.022	0
	H24	362	8636	0.009	0.044	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.025	0
葦崎	H20	363	8670	0.014	0.051	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0
	H21	363	8669	0.013	0.043	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0
	H22	363	8673	0.012	0.048	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.025	0
	H23	353	8466	0.012	0.045	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.025	0
	H24	362	8651	0.010	0.040	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0
笛吹	H20	363	8669	0.015	0.052	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0
	H21	363	8662	0.015	0.053	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0
	H22	362	8659	0.014	0.050	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0
	H23	214	5169	0.010	0.054	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.022	0
	H24	335	7975	0.013	0.051	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0
東山梨	H20	358	8624	0.009	0.043	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.022	0
	H21	359	8632	0.009	0.049	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0
	H22	360	8638	0.008	0.047	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.016	0
	H23	363	8677	0.008	0.051	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0
	H24	349	8355	0.008	0.046	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0
県庁自排	H20	363	8661	0.021	0.061	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.033	0
	H21	357	8577	0.017	0.064	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.031	0
	H22	353	8563	0.016	0.063	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.030	0
	H23	281	6730	0.012	0.081	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0
	H24	363	8657	0.015	0.063	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.033	0

一酸化窒素(NO)と窒素酸化物(NOx)

測定局	年度	一酸化窒素 (NO)					窒素酸化物 (NOx)					
		有効測定日数と測定時間		年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数と測定時間		年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値NO2/(NO+NO2)
		日	時間	ppm	ppm	ppm	日	時間	ppm	ppm	ppm	%
甲府富士見	H20	363	8661	0.006	0.177	0.039	363	8661	0.022	0.210	0.070	71.2
	H21	361	8641	0.006	0.107	0.034	361	8641	0.021	0.147	0.066	71.1
	H22	361	8625	0.005	0.127	0.029	361	8625	0.019	0.166	0.055	72.3
	H23	357	8595	0.006	0.405	0.037	357	8595	0.019	0.484	0.064	69.2
	H24	362	8646	0.004	0.099	0.024	362	8646	0.016	0.130	0.051	74.5
大月	H20	361	8627	0.015	0.169	0.062	361	8627	0.032	0.217	0.087	51.7
	H21	360	8638	0.015	0.245	0.065	360	8638	0.031	0.298	0.095	52.3
	H22	363	8635	0.015	0.200	0.065	363	8635	0.032	0.246	0.095	52.7
	H23	362	8634	0.015	0.174	0.065	362	8634	0.032	0.220	0.092	51.5
	H24	362	8641	0.014	0.196	0.063	362	8641	0.030	0.245	0.091	53.1
上野原	H20	363	8659	0.005	0.095	0.022	363	8659	0.016	0.141	0.044	69.7
	H21	363	8670	0.005	0.100	0.019	363	8670	0.016	0.133	0.039	71.2
	H22	363	8652	0.005	0.123	0.020	363	8652	0.017	0.164	0.045	70.8
	H23	364	8662	0.005	0.139	0.021	364	8662	0.016	0.158	0.043	70.4
	H24	363	8643	0.004	0.083	0.017	363	8643	0.014	0.112	0.038	72.5
都留	H20	363	8664	0.008	0.106	0.020	363	8664	0.019	0.146	0.041	57.9
	H21	357	8603	0.006	0.114	0.016	357	8603	0.016	0.148	0.030	59.2
	H22	363	8661	0.006	0.134	0.016	363	8661	0.016	0.162	0.035	60.6
	H23	337	8109	0.008	0.103	0.020	337	8109	0.017	0.138	0.038	55.7
	H24	361	8618	0.008	0.097	0.019	361	8618	0.016	0.134	0.039	53.7
吉田	H20	363	8662	0.002	0.063	0.007	363	8662	0.011	0.083	0.027	84.9
	H21	363	8662	0.001	0.046	0.006	363	8662	0.010	0.086	0.023	85.4
	H22	363	8646	0.001	0.067	0.005	363	8646	0.008	0.104	0.018	90.8
	H23	359	8527	0.002	0.072	0.007	359	8527	0.011	0.114	0.025	83.0
	H24	341	8137	0.002	0.063	0.006	341	8137	0.012	0.107	0.033	86.3
南部	H20	363	8663	0.001	0.059	0.003	363	8663	0.007	0.082	0.017	89.9
	H21	362	8651	0.001	0.034	0.003	362	8651	0.007	0.044	0.017	90.2
	H22	363	8666	0.001	0.068	0.004	363	8666	0.006	0.084	0.015	88.3
	H23	359	8590	0.001	0.046	0.003	359	8590	0.006	0.073	0.015	88.4
	H24	363	8638	0.001	0.052	0.003	363	8638	0.006	0.072	0.013	89.5
南アルプス	H20	360	8612	0.004	0.175	0.025	360	8612	0.014	0.204	0.045	71.2
	H21	363	8676	0.004	0.098	0.029	363	8676	0.014	0.131	0.051	70.8
	H22	350	8486	0.004	0.102	0.021	350	8486	0.013	0.155	0.040	72.4
	H23	363	8687	0.004	0.080	0.019	363	8687	0.013	0.118	0.038	67.1
	H24	362	8636	0.003	0.093	0.020	362	8636	0.011	0.127	0.042	74.9

一酸化窒素(NO)と窒素酸化物(NOx) つづき

測定局	年度	一酸化窒素 (NO)					窒素酸化物 (NOx)					
		有効測定日数と測定時間		年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数と測定時間		年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値NO2/(NO+NO2)
		日	時間	ppm	ppm	ppm	日	時間	ppm	ppm	ppm	%
葦崎	H20	363	8670	0.006	0.085	0.025	363	8670	0.020	0.113	0.047	69.4
	H21	363	8669	0.005	0.092	0.023	363	8669	0.019	0.124	0.049	71.5
	H22	363	8673	0.004	0.066	0.017	363	8673	0.017	0.101	0.042	74.4
	H23	353	8466	0.005	0.068	0.019	353	8466	0.017	0.098	0.040	72.2
	H24	362	8651	0.003	0.072	0.013	362	8651	0.014	0.095	0.036	77.4
笛吹	H20	363	8669	0.007	0.154	0.038	363	8669	0.023	0.193	0.061	67.1
	H21	363	8662	0.007	0.169	0.036	363	8662	0.022	0.222	0.065	67.8
	H22	362	8659	0.006	0.140	0.025	362	8659	0.020	0.190	0.049	70.4
	H23	213	5165	0.003	0.068	0.012	213	5165	0.012	0.108	0.032	79.5
	H24	335	7975	0.005	0.115	0.025	335	7975	0.017	0.154	0.053	73.1
東山梨	H20	358	8624	0.005	0.091	0.016	358	8624	0.014	0.126	0.036	64.9
	H21	359	8632	0.005	0.056	0.012	359	8632	0.013	0.105	0.030	65.3
	H22	360	8638	0.004	0.057	0.010	360	8638	0.012	0.088	0.025	65.1
	H23	363	8677	0.004	0.073	0.010	363	8677	0.012	0.119	0.027	64.9
	H24	349	8355	0.003	0.045	0.010	349	8355	0.011	0.080	0.032	69.3
県庁自排	H20	363	8661	0.015	0.174	0.054	363	8661	0.035	0.224	0.085	58.0
	H21	357	8577	0.008	0.127	0.040	357	8577	0.024	0.181	0.071	68.5
	H22	353	8563	0.007	0.098	0.029	353	8563	0.023	0.137	0.060	68.7
	H23	281	6730	0.007	0.128	0.019	281	6730	0.019	0.164	0.040	63.1
	H24	363	8657	0.006	0.104	0.029	363	8657	0.021	0.136	0.061	69.9

光化学オキシダント(Ox)

測定局	年度	昼間の測定日数と測定時間		昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
		日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
甲府富士見	H20	364	5432	0.031	77	455	0	0	0.103	0.048
	H21	363	5397	0.031	88	477	0	0	0.102	0.047
	H22	362	5375	0.032	65	369	0	0	0.090	0.047
	H23	358	5285	0.030	61	302	0	0	0.088	0.044
	H24	362	5360	0.032	62	285	0	0	0.087	0.046
大月	H20	364	5423	0.030	100	569	4	5	0.148	0.053
	H21	358	5270	0.029	95	486	3	6	0.132	0.049
	H22	363	5398	0.031	104	564	5	5	0.133	0.052
	H23	365	5423	0.023	46	178	1	1	0.127	0.039
	H24	364	5412	0.027	76	319	0	0	0.109	0.044
上野原	H20	364	5425	0.031	110	630	4	10	0.162	0.053
	H21	362	5387	0.027	80	395	2	3	0.130	0.045
	H22	364	5422	0.034	119	718	13	32	0.150	0.055
	H23	365	5430	0.028	80	374	2	4	0.157	0.045
	H24	364	5402	0.026	60	246	2	3	0.126	0.043
都留	H20	363	5414	0.031	74	407	0	0	0.112	0.046
	H21	364	5395	0.030	51	276	1	1	0.120	0.043
	H22	363	5411	0.033	70	361	0	0	0.113	0.047
	H23	358	5300	0.027	39	185	0	0	0.088	0.039
	H24	364	5383	0.032	63	282	0	0	0.085	0.045
吉田	H20	360	5367	0.033	66	421	0	0	0.101	0.046
	H21	363	5402	0.031	44	273	0	0	0.105	0.042
	H22	364	5425	0.034	57	305	0	0	0.091	0.045
	H23	365	5438	0.032	50	260	0	0	0.095	0.043
	H24	364	5390	0.035	74	513	0	0	0.094	0.047

光化学オキシダント(Ox) つづき

測定局	年度	昼間の測定日数と測定時間		昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
		日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
南部	H20	364	5427	0.035	120	701	2	3	0.127	0.054
	H21	361	5370	0.033	112	613	2	4	0.142	0.050
	H22	364	5425	0.034	103	594	0	0	0.106	0.052
	H23	365	5438	0.030	72	375	0	0	0.097	0.045
	H24	360	5333	0.030	59	301	0	0	0.093	0.043
南アルプス	H20	364	5410	0.037	128	759	1	2	0.121	0.055
	H21	363	5395	0.032	79	522	0	0	0.114	0.047
	H22	346	5140	0.035	89	508	0	0	0.093	0.051
	H23	366	5457	0.031	69	408	0	0	0.095	0.045
	H24	365	5455	0.033	65	313	0	0	0.089	0.048
葦崎	H20	365	5439	0.031	73	458	0	0	0.103	0.047
	H21	363	5401	0.029	35	180	0	0	0.097	0.043
	H22	364	5432	0.031	61	320	0	0	0.090	0.046
	H23	365	5444	0.029	38	165	0	0	0.085	0.042
	H24	363	5374	0.033	56	278	0	0	0.089	0.047
笛吹	H20	365	5446	0.033	96	564	0	0	0.104	0.051
	H21	362	5386	0.032	78	425	0	0	0.110	0.050
	H22	363	5431	0.036	119	662	0	0	0.101	0.055
	H23	365	5441	0.030	68	336	0	0	0.090	0.047
	H24	365	5421	0.035	82	472	0	0	0.091	0.051
東山梨	H20	357	5260	0.033	79	377	0	0	0.112	0.049
	H21	363	5402	0.033	63	342	0	0	0.106	0.047
	H22	363	5382	0.035	93	452	0	0	0.096	0.051
	H23	364	5419	0.032	61	331	0	0	0.094	0.046
	H24	364	5391	0.035	67	351	0	0	0.089	0.049

非メタン炭化水素(NMHC)

測定局	年度	測定時間	年平均値	6～9時の年平均値	6～9時の測定日数	6～9時の平均値の最大値	6～9時の平均値の最小値	6～9時の平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時の平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
		時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	日	%	日	%
甲府富士見	H20	8154	0.18	0.20	337	0.70	0.05	106	31.5	34	10.1
	H21	8631	0.15	0.18	362	0.64	0.04	103	28.5	30	8.3
	H22	8247	0.14	0.17	344	0.48	0.03	88	25.6	29	8.4
	H23	8095	0.14	0.17	338	0.54	0.02	78	23.1	27	8.0
	H24	8066	0.16	0.18	337	0.60	0.04	96	28.5	38	11.3
大月	H20	8624	0.11	0.11	360	0.32	0.01	6	1.7	1	0.3
	H21	8065	0.12	0.12	333	0.61	0.05	6	1.8	2	0.6
	H22	7975	0.13	0.14	334	0.31	0.06	15	4.5	0	0.0
	H23	5328	0.12	0.12	223	0.22	0.05	3	1.3	0	0.0
	H24	7924	0.14	0.15	330	0.43	0.09	9	2.7	3	0.9

メタン(CH4)と全炭化水素(THC)

測定局	年度	メタン (CH4)						全炭化水素 (THC)					
		測定時間	年平均値	6～9時の年平均値	6～9時の測定日数	6～9時の平均値の最大値	6～9時の平均値の最小値	測定時間	年平均値	6～9時の年平均値	6～9時の測定日数	6～9時の平均値の最大値	6～9時の平均値の最小値
		時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC
甲府富士見	H20	8154	1.86	1.89	337	2.04	1.72	8154	2.04	2.08	337	2.65	1.81
	H21	8631	1.87	1.90	362	2.07	1.74	8631	2.02	2.07	362	2.66	1.81
	H22	8247	1.88	1.90	344	2.06	1.72	8247	2.02	2.07	344	2.48	1.81
	H23	8095	1.87	1.90	338	2.09	1.72	8095	2.02	2.07	338	2.55	1.80
	H24	8066	1.90	1.93	337	2.09	1.77	8066	2.06	2.11	337	2.68	1.85
大月	H20	8624	1.86	1.87	360	2.06	1.75	8624	1.98	1.98	360	2.19	1.81
	H21	8066	1.86	1.87	333	1.98	1.73	8065	1.98	1.98	333	2.52	1.83
	H22	7975	1.88	1.88	334	1.96	1.75	7975	2.01	2.02	334	2.23	1.85
	H23	5328	1.86	1.86	223	1.98	1.71	5328	1.98	1.98	223	2.16	1.82
	H24	7924	1.89	1.89	330	1.98	1.78	7924	2.03	2.04	330	2.34	1.90

(5)平成24年度月間値

以下、表の空欄の月は、機器修繕等により欠測となったもの。

二酸化いおう(SO₂)

局	平成24年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
甲府富士見	有効測定日数と測定時間	日	29	31	28	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	709	736	691	736	738	714	732	714	736	737	666	736
	月平均値	ppm	0.002	0.002	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	0.006	0.005	0.033	0.002	0.009	0.002	0.002	0.003	0.007	0.010	0.009	0.011
	日平均値の最高値	ppm	0.003	0.003	0.014	0.001	0.003	0.001	0.001	0.002	0.003	0.004	0.003	0.005
大月	有効測定日数と測定時間	日	30	29	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	714	708	714	737	735	714	734	712	738	736	664	735
	月平均値	ppm	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	0.005	0.005	0.004	0.004	0.006	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004	0.003	0.006
	日平均値の最高値	ppm	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.004
吉田	有効測定日数と測定時間	日	30	31	28	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	714	736	691	736	737	714	730	713	737	738	666	736
	月平均値	ppm	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	0.003	0.004	0.003	0.001	0.003	0.002	0.002	0.003	0.004	0.004	0.003	0.006
	日平均値の最高値	ppm	0.002	0.002	0.001	0.000	0.001	0.000	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.003

一酸化炭素(CO)

局	平成24年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国 母 自 排	有効測定日数と 測定時間	日	30	31	29	31	31	30	31	30	31	30	28	31
		時間	713	736	706	736	737	713	736	714	734	732	666	737
	月平均値	ppm	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.4	0.5	0.7	0.6	0.5	0.4
	8時間値が20ppmを 超えた回数	回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを 超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	1.0	0.7	0.8	0.7	0.7	0.9	0.9	1.3	2.0	1.9	1.6	1.1
	日平均値の最高値	ppm	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.6	0.8	1.1	0.9	0.7	0.6
	1時間値が30ppm以上と なったことがある日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県 庁 自 排	有効測定日数と 測定時間	日	30	30	30	31	31	30	31	30	31	31	28	30
		時間	713	733	714	737	738	715	735	713	735	735	660	733
	月平均値	ppm	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.5	0.6	0.6	0.5	0.4
	8時間値が20ppmを 超えた回数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを 超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	0.7	0.6	0.7	0.7	0.6	0.6	0.8	1.6	1.7	1.7	1.4	1.4
	日平均値の最高値	ppm	0.4	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.8	1.1	0.9	0.7	0.6
	1時間値が30ppm以上と なったことがある日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

浮遊粒子状物質(SPM)

局	平成24年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
甲府富士見	有効測定日数と測定時間	日	29	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	713	742	713	742	743	719	740	719	742	743	671	740
	月平均値	mg/m ³	0.016	0.021	0.023	0.026	0.018	0.017	0.016	0.014	0.015	0.013	0.013	0.020
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.040	0.072	0.116	0.078	0.043	0.047	0.054	0.060	0.066	0.073	0.043	0.066
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.028	0.052	0.034	0.056	0.032	0.035	0.029	0.044	0.049	0.025	0.023	0.046
大月	有効測定日数と測定時間	日	30	30	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	720	735	718	742	740	718	742	715	743	740	671	737
	月平均値	mg/m ³	0.017	0.020	0.019	0.025	0.020	0.018	0.017	0.012	0.010	0.011	0.013	0.021
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.042	0.054	0.041	0.065	0.064	0.041	0.053	0.028	0.023	0.025	0.031	0.067
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.034	0.043	0.031	0.046	0.033	0.032	0.025	0.018	0.014	0.018	0.019	0.039
上野原	有効測定日数と測定時間	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	718	743	712	741	741	717	741	715	741	741	668	739
	月平均値	mg/m ³	0.014	0.017	0.017	0.023	0.016	0.014	0.013	0.009	0.008	0.008	0.011	0.018
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.041	0.058	0.051	0.072	0.043	0.043	0.037	0.038	0.038	0.030	0.041	0.066
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.031	0.040	0.030	0.048	0.026	0.023	0.023	0.021	0.020	0.017	0.019	0.035
都留	有効測定日数と測定時間	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	718	739	718	741	740	717	739	717	741	742	667	739
	月平均値	mg/m ³	0.019	0.020	0.019	0.023	0.014	0.012	0.012	0.010	0.007	0.009	0.012	0.019
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.105	0.060	0.056	0.063	0.061	0.037	0.048	0.081	0.042	0.032	0.050	0.069
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.036	0.047	0.033	0.042	0.027	0.027	0.024	0.022	0.014	0.018	0.027	0.041
吉田	有効測定日数と測定時間	日	30	31	28	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	718	741	696	741	741	717	736	717	742	742	670	739
	月平均値	mg/m ³	0.015	0.018	0.018	0.019	0.013	0.011	0.012	0.009	0.006	0.008	0.010	0.019
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.042	0.054	0.054	0.058	0.048	0.045	0.048	0.041	0.027	0.037	0.037	0.066
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.027	0.044	0.031	0.038	0.026	0.024	0.025	0.025	0.011	0.024	0.021	0.039
南部	有効測定日数と測定時間	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	715	742	714	741	741	716	740	715	742	743	670	742
	月平均値	mg/m ³	0.016	0.018	0.018	0.029	0.018	0.017	0.011	0.008	0.007	0.007	0.008	0.017
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.042	0.113	0.057	0.145	0.059	0.062	0.030	0.032	0.042	0.026	0.029	0.058
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.027	0.043	0.028	0.075	0.038	0.039	0.020	0.015	0.022	0.016	0.016	0.037

浮遊粒子状物質(SPM)つづき

局	平成24年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
南アルプス	有効測定日数と測定時間	日	30	31	30	31	31	30	30	30	31	31	28	31
		時間	718	742	712	741	739	716	735	717	741	741	669	741
	月平均値	mg/m ³	0.015	0.019	0.018	0.024	0.017	0.015	0.014	0.013	0.016	0.013	0.012	0.019
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.044	0.057	0.049	0.094	0.050	0.055	0.045	0.054	0.097	0.060	0.042	0.093
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.028	0.044	0.029	0.062	0.031	0.036	0.028	0.031	0.050	0.027	0.022	0.049
葦崎	有効測定日数と測定時間	日	30	31	30	31	31	30	30	30	31	31	28	31
		時間	717	739	717	740	741	717	735	717	742	737	668	740
	月平均値	mg/m ³	0.015	0.019	0.017	0.022	0.015	0.013	0.013	0.011	0.013	0.010	0.010	0.017
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.069	0.067	0.048	0.067	0.047	0.042	0.038	0.055	0.084	0.042	0.043	0.084
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.026	0.048	0.028	0.045	0.030	0.024	0.026	0.036	0.042	0.021	0.023	0.048
笛吹	有効測定日数と測定時間	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	718	738	715	740	741	716	742	718	740	741	669	740
	月平均値	mg/m ³	0.015	0.016	0.015	0.021	0.007	0.007	0.015	0.015	0.018	0.013	0.014	0.019
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.042	0.053	0.049	0.059	0.027	0.081	0.041	0.070	0.091	0.066	0.045	0.361
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.025	0.040	0.028	0.038	0.016	0.020	0.026	0.037	0.056	0.030	0.029	0.049
東山梨	有効測定日数と測定時間	日	30	31	29	31	30	30	31	30	31	31	28	31
		時間	719	741	711	741	733	716	736	717	742	740	670	740
	月平均値	mg/m ³	0.016	0.019	0.020	0.037	0.022	0.015	0.015	0.015	0.017	0.013	0.015	0.020
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.048	0.055	0.072	0.153	0.121	0.058	0.054	0.093	0.135	0.075	0.070	0.068
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.029	0.049	0.036	0.092	0.051	0.040	0.026	0.038	0.057	0.032	0.035	0.053
国母自排	有効測定日数と測定時間	日	30	31	29	31	31	30	31	30	31	30	28	31
		時間	716	742	712	741	741	717	741	717	739	737	669	741
	月平均値	mg/m ³	0.020	0.022	0.021	0.029	0.021	0.017	0.017	0.017	0.020	0.017	0.015	0.021
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.069	0.074	0.065	0.095	0.083	0.062	0.061	0.077	0.090	0.063	0.056	0.079
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.037	0.052	0.034	0.064	0.036	0.033	0.028	0.055	0.058	0.031	0.028	0.057
県庁自排	有効測定日数と測定時間	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	30
		時間	717	738	717	741	740	717	740	718	739	740	663	737
	月平均値	mg/m ³	0.018	0.020	0.017	0.022	0.015	0.014	0.013	0.014	0.016	0.013	0.013	0.019
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.067	0.065	0.053	0.068	0.057	0.046	0.039	0.077	0.077	0.049	0.054	0.076
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.032	0.049	0.029	0.048	0.026	0.034	0.022	0.036	0.056	0.028	0.030	0.047

微小粒子状物質(PM2.5)

局	平成24年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
甲府富士見	有効測定日数と測定時間	日	30	30	30	31	31	29	31	30	31	31	28	29
		時間	718	734	718	740	742	708	742	718	742	742	670	712
	月平均値	μg/m ³	11.3	14.0	11.0	12.1	7.4	5.4	8.1	10.2	13.9	12.1	11.4	15.5
	日平均値が35 μg/m ³ を超えた日数	日	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1
	1時間値の最高値	μg/m ³	31.0	54.0	53.0	41.0	31.0	26.0	31.0	39.0	60.0	64.0	40.0	61.0
	日平均値の最高値	μg/m ³	21	40.6	20.4	31.4	17.3	17.5	18	25.4	49.8	22.8	22.4	41.3
大月	有効測定日数と測定時間	日	30	30	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	716	734	719	742	740	718	738	718	728	726	663	738
	月平均値	μg/m ³	15.6	19.1	17.4	20.9	16.6	13.6	12.5	11.1	8.1	10.4	12.1	18.1
	日平均値が35 μg/m ³ を超えた日数	日	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1
	1時間値の最高値	μg/m ³	41.0	49.0	36.0	52.0	41.0	35.0	57.0	32.0	26.0	30.0	41.0	53.0
	日平均値の最高値	μg/m ³	30.5	37.5	29.2	37.7	28.0	25.0	23.0	18.3	16.8	20.0	25.3	37.8
東山梨	有効測定日数と測定時間	日	30	31	30	30	31	27	31	30	31	31	28	31
		時間	704	721	698	728	720	682	728	691	719	717	653	731
	月平均値	μg/m ³	13.0	16.4	13.7	15.5	11.4	10.5	12.3	12.9	14.9	13.2	14.1	16.3
	日平均値が35 μg/m ³ を超えた日数	日	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1
	1時間値の最高値	μg/m ³	38.6	49.7	37.4	42.8	38	36.8	48.2	67.7	105.2	72.5	71.6	54.2
	日平均値の最高値	μg/m ³	22.9	40.1	23.7	26.7	20.9	23.3	21.4	24.8	47.4	27.5	26.7	37.9
国母自排	有効測定日数と測定時間	日	23	31	30	31	31	30	31	30	31	30	28	31
		時間	574	730	704	732	715	693	730	706	726	719	661	730
	月平均値	μg/m ³	14.1	17.4	15.1	17.1	12.6	11.8	13.3	14.0	17.1	15.0	13.2	16.9
	日平均値が35 μg/m ³ を超えた日数	日	0	2	0	1	0	0	0	0	3	0	0	1
	1時間値の最高値	μg/m ³	37.7	64.4	44.3	53.0	42.2	42.2	35.0	48.2	71.0	49.7	39.2	71.3
	日平均値の最高値	μg/m ³	24.9	44.2	25.1	35.4	21.7	23.9	21.9	27.7	44.2	25.3	22.5	40.6
県庁自排	有効測定日数と測定時間	日	30	31	29	29	21	29	31	28	29	30	27	30
		時間	706	725	699	712	493	690	723	683	718	712	645	722
	月平均値	μg/m ³	14.5	17.1	15.3	17.6	12.0	11.7	12.9	14.3	16.8	15.1	13.6	17.3
	日平均値が35 μg/m ³ を超えた日数	日	0	2	0	1	0	0	0	0	2	0	0	1
	1時間値の最高値	μg/m ³	38.0	58.7	56.9	51.8	38.9	43.7	39.8	59.0	66.5	54.5	39.8	62.0
	日平均値の最高値	μg/m ³	24.7	40.2	25.7	37.3	15.6	24.5	22.0	28.7	48.4	25.2	23.5	39.6

二酸化窒素(NO2)

局	平成24年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
甲府富士見	有効測定日数と測定時間	日	29	31	28	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	709	737	687	737	738	714	734	714	738	737	666	735
	月平均値	ppm	0.011	0.008	0.009	0.008	0.007	0.008	0.012	0.017	0.020	0.019	0.015	0.012
	1時間値の最高値	ppm	0.039	0.043	0.034	0.023	0.018	0.022	0.037	0.043	0.053	0.050	0.047	0.044
	日平均値の最高値	ppm	0.018	0.017	0.013	0.015	0.010	0.012	0.021	0.029	0.040	0.030	0.031	0.023
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
大月	有効測定日数と測定時間	日	30	29	30	31	31	30	30	30	31	31	28	31
		時間	714	711	714	737	736	714	731	714	738	736	664	732
	月平均値	ppm	0.015	0.015	0.012	0.011	0.010	0.010	0.014	0.018	0.020	0.025	0.021	0.018
	1時間値の最高値	ppm	0.055	0.055	0.050	0.038	0.045	0.035	0.041	0.050	0.049	0.054	0.052	0.057
	日平均値の最高値	ppm	0.030	0.023	0.021	0.016	0.017	0.016	0.021	0.024	0.033	0.037	0.033	0.032
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上野原	有効測定日数と測定時間	日	30	31	28	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	713	736	684	737	738	714	737	711	738	737	665	733
	月平均値	ppm	0.011	0.009	0.010	0.007	0.005	0.006	0.009	0.012	0.014	0.014	0.016	0.012
	1時間値の最高値	ppm	0.037	0.030	0.030	0.025	0.027	0.023	0.037	0.039	0.042	0.038	0.038	0.038
	日平均値の最高値	ppm	0.022	0.016	0.016	0.017	0.012	0.011	0.021	0.022	0.025	0.023	0.023	0.019
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

二酸化窒素(NO2)つづき

局	平成24年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
都 留	有効測定日数と 測定時間	日	30	29	30	31	31	30	30	30	31	30	28	31
		時間	714	707	712	736	737	713	731	714	735	718	665	736
	月平均値	ppm	0.009	0.007	0.009	0.006	0.004	0.005	0.008	0.010	0.013	0.011	0.012	0.011
	1時間値の最高値	ppm	0.026	0.028	0.032	0.030	0.017	0.020	0.026	0.036	0.039	0.039	0.039	0.037
	日平均値の最高値	ppm	0.014	0.013	0.016	0.016	0.010	0.008	0.015	0.021	0.023	0.020	0.026	0.020
	1時間値が0.2ppmを 超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上 0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを 超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上 0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉 田	有効測定日数と 測定時間	日	30	31	28	31	31	30	14	25	31	31	28	31
		時間	714	736	685	735	736	714	338	603	738	737	666	735
	月平均値	ppm	0.008	0.006	0.009	0.007	0.006	0.007	0.006	0.012	0.015	0.018	0.017	0.011
	1時間値の最高値	ppm	0.027	0.019	0.039	0.029	0.019	0.027	0.018	0.041	0.059	0.068	0.050	0.037
	日平均値の最高値	ppm	0.012	0.009	0.013	0.018	0.012	0.010	0.009	0.018	0.034	0.033	0.029	0.021
	1時間値が0.2ppmを 超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上 0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを 超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上 0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南 部	有効測定日数と 測定時間	日	30	31	28	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	714	737	685	732	738	712	735	711	736	736	665	737
	月平均値	ppm	0.006	0.005	0.005	0.004	0.004	0.003	0.004	0.006	0.008	0.007	0.007	0.007
	1時間値の最高値	ppm	0.019	0.020	0.016	0.024	0.020	0.009	0.014	0.019	0.022	0.020	0.020	0.018
	日平均値の最高値	ppm	0.010	0.009	0.010	0.013	0.008	0.006	0.008	0.010	0.014	0.012	0.011	0.012
	1時間値が0.2ppmを 超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上 0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを 超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上 0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

二酸化窒素(NO2)つづき

局	平成24年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
南アルプス	有効測定日数と測定時間	日	30	31	28	31	31	30	30	30	31	31	28	31
		時間	713	738	683	734	736	714	729	713	737	736	666	737
	月平均値	ppm	0.007	0.006	0.005	0.004	0.004	0.005	0.009	0.013	0.016	0.015	0.011	0.008
	1時間値の最高値	ppm	0.033	0.019	0.016	0.022	0.017	0.020	0.029	0.035	0.041	0.044	0.044	0.031
	日平均値の最高値	ppm	0.012	0.011	0.007	0.012	0.007	0.010	0.015	0.025	0.030	0.024	0.026	0.018
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
葦崎	有効測定日数と測定時間	日	30	30	29	31	31	30	30	30	31	31	28	31
		時間	713	722	703	738	738	715	732	714	739	734	666	737
	月平均値	ppm	0.011	0.010	0.009	0.009	0.007	0.008	0.011	0.013	0.014	0.013	0.011	0.010
	1時間値の最高値	ppm	0.038	0.031	0.026	0.021	0.020	0.023	0.028	0.035	0.038	0.040	0.039	0.032
	日平均値の最高値	ppm	0.018	0.018	0.015	0.014	0.011	0.012	0.017	0.021	0.028	0.024	0.026	0.019
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
笛吹	有効測定日数と測定時間	日	5	30	26	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	128	719	640	725	737	710	736	713	732	732	666	737
	月平均値	ppm	0.009	0.010	0.009	0.008	0.007	0.009	0.013	0.017	0.019	0.020	0.017	0.012
	1時間値の最高値	ppm	0.032	0.044	0.032	0.028	0.033	0.029	0.039	0.041	0.051	0.047	0.050	0.051
	日平均値の最高値	ppm	0.012	0.018	0.014	0.016	0.011	0.015	0.021	0.024	0.031	0.033	0.032	0.027
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

二酸化窒素(NO2)つづき

局	平成24年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
東山梨	有効測定日数と測定時間	日	30	31	17	31	31	30	28	30	31	31	28	31
		時間	713	736	434	736	737	713	691	714	738	738	667	738
	月平均値	ppm	0.006	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.007	0.010	0.012	0.009	0.010	0.008
	1時間値の最高値	ppm	0.020	0.021	0.020	0.024	0.019	0.019	0.024	0.044	0.046	0.039	0.042	0.023
	日平均値の最高値	ppm	0.010	0.011	0.009	0.015	0.009	0.009	0.011	0.020	0.027	0.023	0.024	0.012
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県庁自排	有効測定日数と測定時間	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	30	28	30
		時間	713	737	714	735	736	714	736	714	735	730	659	734
	月平均値	ppm	0.013	0.011	0.012	0.009	0.009	0.010	0.014	0.020	0.023	0.022	0.018	0.015
	1時間値の最高値	ppm	0.037	0.038	0.036	0.037	0.029	0.034	0.040	0.049	0.058	0.063	0.048	0.044
	日平均値の最高値	ppm	0.021	0.019	0.018	0.017	0.015	0.015	0.021	0.030	0.042	0.035	0.033	0.026
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0

一酸化窒素(NO)

局	平成24年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
甲府富士見	有効測定日数と測定時間	日	29	31	28	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	709	737	687	737	738	714	734	714	738	737	666	735
	月平均値	ppm	0.003	0.001	0.002	0.001	0.001	0.002	0.003	0.008	0.014	0.009	0.004	0.002
	1時間値の最高値	ppm	0.066	0.037	0.076	0.020	0.022	0.025	0.036	0.066	0.099	0.097	0.076	0.047
	日平均値の最高値	ppm	0.015	0.007	0.008	0.003	0.004	0.004	0.008	0.022	0.041	0.026	0.019	0.011
大月	有効測定日数と測定時間	日	30	29	30	31	31	30	30	30	31	31	28	31
		時間	714	711	714	737	736	714	731	714	738	736	664	732
	月平均値	ppm	0.005	0.005	0.006	0.006	0.009	0.008	0.013	0.021	0.029	0.034	0.018	0.011
	1時間値の最高値	ppm	0.062	0.073	0.077	0.071	0.069	0.063	0.107	0.114	0.196	0.170	0.160	0.096
	日平均値の最高値	ppm	0.017	0.016	0.020	0.020	0.017	0.017	0.045	0.053	0.086	0.070	0.054	0.040
上野原	有効測定日数と測定時間	日	30	31	28	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	713	736	684	737	738	714	737	711	738	737	665	733
	月平均値	ppm	0.002	0.001	0.003	0.003	0.002	0.002	0.004	0.009	0.008	0.006	0.006	0.002
	1時間値の最高値	ppm	0.032	0.023	0.029	0.033	0.026	0.034	0.071	0.075	0.070	0.083	0.080	0.040
	日平均値の最高値	ppm	0.006	0.005	0.007	0.006	0.005	0.010	0.017	0.041	0.031	0.021	0.017	0.008
都留	有効測定日数と測定時間	日	30	29	30	31	31	30	30	30	31	30	28	31
		時間	714	707	712	736	737	713	731	714	735	718	665	736
	月平均値	ppm	0.005	0.004	0.008	0.007	0.006	0.007	0.008	0.010	0.013	0.007	0.009	0.008
	1時間値の最高値	ppm	0.028	0.033	0.038	0.034	0.027	0.048	0.054	0.066	0.092	0.060	0.059	0.097
	日平均値の最高値	ppm	0.010	0.010	0.014	0.015	0.014	0.014	0.017	0.028	0.027	0.019	0.025	0.017
吉田	有効測定日数と測定時間	日	30	31	28	31	31	30	14	25	31	31	28	31
		時間	714	736	685	735	736	714	338	603	738	737	666	735
	月平均値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.003	0.003	0.002	0.001
	1時間値の最高値	ppm	0.027	0.006	0.010	0.011	0.011	0.048	0.013	0.046	0.058	0.063	0.025	0.027
	日平均値の最高値	ppm	0.002	0.001	0.002	0.004	0.002	0.004	0.002	0.006	0.010	0.009	0.005	0.003
南部	有効測定日数と測定時間	日	30	31	28	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	714	737	685	732	738	712	735	711	736	736	665	737
	月平均値	ppm	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000
	1時間値の最高値	ppm	0.005	0.004	0.007	0.016	0.052	0.005	0.003	0.018	0.020	0.010	0.012	0.009
	日平均値の最高値	ppm	0.001	0.001	0.002	0.006	0.003	0.001	0.001	0.002	0.005	0.002	0.001	0.001

一酸化窒素(NO)つづき

局	平成24年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
南アルプス	有効測定日数と測定時間	日	30	31	28	31	31	30	30	30	31	31	28	31
		時間	713	738	683	734	736	714	729	713	737	736	666	737
	月平均値	ppm	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.005	0.010	0.006	0.003	0.001
	1時間値の最高値	ppm	0.025	0.009	0.013	0.010	0.012	0.013	0.020	0.055	0.093	0.069	0.068	0.026
	日平均値の最高値	ppm	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.009	0.016	0.033	0.025	0.012	0.005
葎崎	有効測定日数と測定時間	日	30	30	29	31	31	30	30	30	31	31	28	31
		時間	713	722	703	738	738	715	732	714	739	734	666	737
	月平均値	ppm	0.002	0.001	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003	0.005	0.007	0.004	0.003	0.002
	1時間値の最高値	ppm	0.027	0.032	0.018	0.026	0.022	0.023	0.028	0.038	0.072	0.033	0.027	0.023
	日平均値の最高値	ppm	0.006	0.005	0.004	0.006	0.006	0.007	0.007	0.013	0.021	0.013	0.009	0.005
笛吹	有効測定日数と測定時間	日	5	30	26	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	128	719	640	725	737	710	736	713	732	732	666	737
	月平均値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.002	0.003	0.003	0.004	0.008	0.012	0.011	0.006	0.002
	1時間値の最高値	ppm	0.038	0.023	0.030	0.029	0.033	0.037	0.046	0.076	0.091	0.115	0.107	0.085
	日平均値の最高値	ppm	0.004	0.003	0.005	0.006	0.008	0.006	0.009	0.024	0.027	0.032	0.026	0.012
東山梨	有効測定日数と測定時間	日	30	31	17	31	31	30	28	30	31	31	28	31
		時間	713	736	434	736	737	713	691	714	738	738	667	738
	月平均値	ppm	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.005	0.006	0.004	0.004	0.002
	1時間値の最高値	ppm	0.011	0.021	0.013	0.017	0.018	0.013	0.023	0.032	0.045	0.044	0.024	0.015
	日平均値の最高値	ppm	0.003	0.008	0.004	0.005	0.005	0.005	0.006	0.013	0.018	0.012	0.013	0.004
県庁自排	有効測定日数と測定時間	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	30	28	30
		時間	713	737	714	735	736	714	736	714	735	730	659	734
	月平均値	ppm	0.004	0.003	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.011	0.017	0.012	0.007	0.004
	1時間値の最高値	ppm	0.029	0.023	0.025	0.025	0.021	0.029	0.040	0.069	0.104	0.071	0.056	0.063
	日平均値の最高値	ppm	0.008	0.007	0.008	0.007	0.007	0.009	0.010	0.029	0.041	0.039	0.015	0.012

窒素酸化物(NOx)

局	平成24年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
甲府富士見	有効測定日数と測定時間	日	29	31	28	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	709	737	687	737	738	714	734	714	738	737	666	735
	月平均値	ppm	0.013	0.010	0.011	0.009	0.008	0.010	0.014	0.025	0.034	0.028	0.020	0.014
	1時間値の最高値	ppm	0.095	0.080	0.108	0.031	0.033	0.034	0.068	0.089	0.124	0.130	0.114	0.081
	日平均値の最高値	ppm	0.032	0.024	0.019	0.018	0.012	0.014	0.028	0.051	0.081	0.054	0.047	0.034
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	%	79.2	87.2	83.1	85.0	82.1	83.6	82.3	68.3	58.5	69.1	78.2	85.8
大月	有効測定日数と測定時間	日	30	29	30	31	31	30	30	30	31	31	28	31
		時間	714	711	714	737	736	714	731	714	738	736	664	732
	月平均値	ppm	0.020	0.020	0.019	0.018	0.019	0.018	0.027	0.039	0.049	0.059	0.039	0.029
	1時間値の最高値	ppm	0.106	0.086	0.098	0.083	0.080	0.083	0.121	0.141	0.245	0.212	0.208	0.140
	日平均値の最高値	ppm	0.043	0.033	0.034	0.032	0.028	0.030	0.062	0.074	0.119	0.102	0.086	0.072
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	%	73.6	74.4	67.1	63.6	54.4	55.8	51.8	46.0	40.4	41.8	53.5	61.7
上野原	有効測定日数と測定時間	日	30	31	28	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	713	736	684	737	738	714	737	711	738	737	665	733
	月平均値	ppm	0.013	0.010	0.012	0.010	0.008	0.008	0.013	0.021	0.022	0.020	0.022	0.014
	1時間値の最高値	ppm	0.066	0.047	0.049	0.050	0.035	0.047	0.092	0.097	0.100	0.112	0.107	0.056
	日平均値の最高値	ppm	0.028	0.021	0.022	0.023	0.015	0.017	0.039	0.063	0.050	0.041	0.038	0.025
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	%	86.1	88.9	79.4	73.4	68.8	70.3	69.0	56.0	63.5	71.6	72.6	88.0
都留	有効測定日数と測定時間	日	30	29	30	31	31	30	30	30	31	30	28	31
		時間	714	707	712	736	737	713	731	714	735	718	665	736
	月平均値	ppm	0.014	0.010	0.017	0.013	0.009	0.012	0.015	0.021	0.025	0.019	0.022	0.020
	1時間値の最高値	ppm	0.048	0.061	0.064	0.064	0.039	0.068	0.074	0.093	0.126	0.085	0.086	0.134
	日平均値の最高値	ppm	0.024	0.023	0.028	0.031	0.018	0.021	0.032	0.049	0.049	0.039	0.051	0.037
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	%	64.4	64.6	54.3	47.5	40.2	44.1	50.4	50.2	50.4	60.2	57.2	57.9
吉田	有効測定日数と測定時間	日	30	31	28	31	31	30	14	25	31	31	28	31
		時間	714	736	685	735	736	714	338	603	738	737	666	735
	月平均値	ppm	0.009	0.008	0.010	0.009	0.007	0.008	0.007	0.014	0.018	0.022	0.019	0.012
	1時間値の最高値	ppm	0.054	0.021	0.045	0.035	0.022	0.055	0.025	0.082	0.103	0.107	0.062	0.052
	日平均値の最高値	ppm	0.014	0.010	0.015	0.021	0.013	0.012	0.010	0.023	0.044	0.042	0.033	0.024
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	%	88.4	85.3	87.9	85.9	82.9	82.8	87.5	83.0	84.3	85.6	90.6	90.2

窒素酸化物(NOx)つづき

局	平成24年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
南 部	有効測定日数と 測定時間	日	30	31	28	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	714	737	685	732	738	712	735	711	736	736	665	737
	月平均値	ppm	0.006	0.005	0.006	0.006	0.004	0.004	0.005	0.007	0.009	0.007	0.007	0.007
	1時間値の最高値	ppm	0.022	0.021	0.022	0.031	0.072	0.009	0.014	0.034	0.033	0.026	0.032	0.022
	日平均値の最高値	ppm	0.011	0.010	0.012	0.018	0.009	0.006	0.008	0.012	0.016	0.013	0.012	0.012
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	%	92.9	93.2	84.7	74.8	82.1	90.6	93.8	89.2	89.6	93.4	93.3	93.6
南 ア ル ブ ス	有効測定日数と 測定時間	日	30	31	28	31	31	30	30	30	31	31	28	31
		時間	713	738	683	734	736	714	729	713	737	736	666	737
	月平均値	ppm	0.008	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006	0.011	0.018	0.027	0.021	0.014	0.009
	1時間値の最高値	ppm	0.058	0.024	0.022	0.024	0.022	0.029	0.043	0.072	0.127	0.107	0.095	0.054
	日平均値の最高値	ppm	0.014	0.013	0.009	0.015	0.008	0.013	0.024	0.036	0.062	0.048	0.031	0.022
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	%	81.1	81.8	85.0	83.4	80.7	81.5	80.9	71.0	61.5	70.2	81.6	86.1
菲 崎	有効測定日数と 測定時間	日	30	30	29	31	31	30	30	30	31	31	28	31
		時間	713	722	703	738	738	715	732	714	739	734	666	737
	月平均値	ppm	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010	0.011	0.014	0.018	0.022	0.017	0.014	0.012
	1時間値の最高値	ppm	0.052	0.047	0.036	0.044	0.033	0.034	0.052	0.062	0.095	0.063	0.062	0.050
	日平均値の最高値	ppm	0.021	0.021	0.019	0.019	0.015	0.017	0.021	0.034	0.048	0.037	0.034	0.022
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	%	85.0	87.2	85.5	75.9	72.9	76.8	79.2	71.5	66.0	76.3	80.2	85.2
笛 吹	有効測定日数と 測定時間	日	5	30	26	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	128	719	640	725	737	710	736	713	732	732	666	737
	月平均値	ppm	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.012	0.017	0.025	0.031	0.031	0.023	0.014
	1時間値の最高値	ppm	0.069	0.060	0.043	0.044	0.049	0.065	0.074	0.107	0.127	0.151	0.154	0.130
	日平均値の最高値	ppm	0.016	0.021	0.016	0.018	0.016	0.018	0.030	0.048	0.058	0.060	0.055	0.032
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	%	91.9	94.2	86.5	81.2	72.7	78.3	77.9	67.5	60.6	65.4	74.7	82.8
東 山 梨	有効測定日数と 測定時間	日	30	31	17	31	31	30	28	30	31	31	28	31
		時間	713	736	434	736	737	713	691	714	738	738	667	738
	月平均値	ppm	0.009	0.009	0.009	0.010	0.008	0.008	0.011	0.015	0.018	0.014	0.014	0.010
	1時間値の最高値	ppm	0.024	0.027	0.027	0.033	0.030	0.031	0.044	0.068	0.076	0.080	0.058	0.037
	日平均値の最高値	ppm	0.013	0.014	0.012	0.020	0.012	0.013	0.017	0.032	0.043	0.034	0.037	0.015
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	%	74.0	73.2	72.5	70.2	67.8	65.7	65.0	65.6	65.8	68.5	72.9	75.5

窒素酸化物(NOx)つづき

県 庁 自 排	有効測定日数と 測定時間	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	30	28	30
		時間	713	737	714	735	736	714	736	714	735	730	659	734
	月平均値	ppm	0.017	0.014	0.016	0.013	0.013	0.014	0.018	0.031	0.040	0.034	0.025	0.020
	1時間値の最高値	ppm	0.061	0.061	0.055	0.056	0.050	0.062	0.071	0.118	0.136	0.134	0.086	0.095
	日平均値の最高値	ppm	0.026	0.025	0.025	0.023	0.022	0.022	0.030	0.059	0.083	0.072	0.048	0.037
月平均値 NO2/(NO+NO2)	%	76.9	79.6	76.4	71.5	71.6	74.2	76.6	65.2	57.3	65.2	73.1	77.3	

光化学オキシダント(Ox)

局	平成24年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
甲 府 富 士 見	昼間の測定日数と 測定時間	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	28
		時間	445	462	446	461	462	447	456	445	462	462	417	395
	昼間の1時間値の 月平均値	ppm	0.046	0.049	0.043	0.033	0.029	0.028	0.027	0.020	0.019	0.023	0.029	0.036
	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日数と 時間数	日	14	20	13	6	4	3	0	0	0	0	0	2
		時間	61	133	55	14	15	3	0	0	0	0	0	4
	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の日数と 時間数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間1時間値の最高値	ppm	0.073	0.087	0.076	0.072	0.076	0.063	0.058	0.051	0.043	0.048	0.049	0.070	
昼間の日最高1時間値 の月平均値	ppm	0.059	0.063	0.058	0.049	0.045	0.044	0.044	0.034	0.031	0.038	0.040	0.049	
大 月	昼間の測定日数と 測定時間	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	30
		時間	450	464	449	463	463	450	459	441	465	464	418	426
	昼間の1時間値の 月平均値	ppm	0.040	0.043	0.036	0.032	0.029	0.027	0.023	0.018	0.020	0.013	0.011	0.028
	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日数と 時間数	日	10	18	13	12	9	8	4	0	0	0	0	2
		時間	36	105	58	44	38	27	8	0	0	0	0	3
	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の日数と 時間数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間1時間値の最高値	ppm	0.085	0.091	0.079	0.109	0.096	0.080	0.070	0.049	0.047	0.049	0.036	0.067	
昼間の日最高1時間値 の月平均値	ppm	0.056	0.063	0.055	0.056	0.053	0.049	0.044	0.035	0.035	0.023	0.021	0.042	

光化学オキシダント(Ox)つづき

局	平成24年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
上野原	昼間の測定日数と測定時間	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	30
		時間	450	449	448	463	465	450	458	442	465	465	419	428
	昼間の1時間値の月平均値	ppm	0.035	0.037	0.035	0.030	0.024	0.026	0.020	0.018	0.017	0.021	0.023	0.033
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	日	6	10	14	12	7	6	0	0	0	0	0	5
		時間	24	51	61	44	24	24	0	0	0	0	0	18
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	日	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		時間	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間1時間値の最高値	ppm	0.077	0.126	0.087	0.103	0.088	0.089	0.051	0.051	0.044	0.052	0.052	0.075
昼間の日最高1時間値の月平均値	ppm	0.051	0.057	0.053	0.053	0.043	0.045	0.034	0.031	0.029	0.033	0.037	0.046	
都留	昼間の測定日数と測定時間	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	30
		時間	440	460	447	461	462	447	455	447	461	462	417	424
	昼間の1時間値の月平均値	ppm	0.043	0.048	0.037	0.031	0.027	0.026	0.026	0.022	0.021	0.029	0.031	0.040
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	日	11	19	14	8	5	2	0	0	0	0	0	4
		時間	48	124	48	22	19	4	0	0	0	0	0	17
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間1時間値の最高値	ppm	0.077	0.084	0.076	0.085	0.084	0.076	0.054	0.046	0.043	0.047	0.057	0.073
昼間の日最高1時間値の月平均値	ppm	0.057	0.063	0.053	0.048	0.042	0.043	0.041	0.035	0.032	0.039	0.042	0.051	
吉田	昼間の測定日数と測定時間	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	30
		時間	446	462	447	462	462	447	453	447	462	462	417	423
	昼間の1時間値の月平均値	ppm	0.053	0.058	0.046	0.036	0.030	0.031	0.032	0.028	0.026	0.026	0.027	0.031
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	日	17	25	17	8	4	3	0	0	0	0	0	0
		時間	140	220	93	29	24	7	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間1時間値の最高値	ppm	0.080	0.094	0.086	0.089	0.086	0.074	0.057	0.052	0.046	0.043	0.046	0.053
昼間の日最高1時間値の月平均値	ppm	0.063	0.069	0.059	0.052	0.044	0.044	0.043	0.039	0.036	0.036	0.035	0.039	

光化学オキシダント(Ox)つづき

局	平成24年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
南 部	昼間の測定日数と 測定時間	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	26
		時間	447	462	447	462	462	446	462	439	462	461	417	366
	昼間の1時間値の 月平均値	ppm	0.047	0.049	0.040	0.029	0.024	0.027	0.026	0.019	0.020	0.025	0.023	0.029
	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日数と 時間数	日	15	23	12	5	2	2	0	0	0	0	0	0
		時間	82	134	59	12	8	6	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の日数と 時間数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間1時間値の最高値	ppm	0.079	0.093	0.075	0.069	0.071	0.069	0.056	0.048	0.047	0.045	0.045	0.060	
昼間の日最高1時間値 の月平均値	ppm	0.061	0.066	0.056	0.044	0.039	0.041	0.040	0.031	0.032	0.035	0.031	0.040	
南 ア ル ブ ス	昼間の測定日数と 測定時間	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	449	464	450	465	464	449	456	450	465	464	420	459
	昼間の1時間値の 月平均値	ppm	0.044	0.048	0.042	0.032	0.029	0.030	0.030	0.021	0.021	0.025	0.031	0.040
	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日数と 時間数	日	14	19	13	6	4	4	1	0	0	0	0	4
		時間	68	128	55	17	19	12	2	0	0	0	0	12
	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の日数と 時間数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間1時間値の最高値	ppm	0.072	0.089	0.074	0.068	0.075	0.080	0.061	0.049	0.048	0.049	0.052	0.070	
昼間の日最高1時間値 の月平均値	ppm	0.058	0.062	0.056	0.047	0.044	0.047	0.048	0.036	0.035	0.041	0.043	0.054	
葎 崎	昼間の測定日数と 測定時間	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	29
		時間	447	462	447	461	461	447	454	447	462	458	417	411
	昼間の1時間値の 月平均値	ppm	0.045	0.047	0.041	0.031	0.029	0.029	0.028	0.023	0.022	0.028	0.033	0.041
	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日数と 時間数	日	12	19	10	5	5	2	0	0	0	0	0	3
		時間	68	124	43	11	20	5	0	0	0	0	0	7
	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の日数と 時間数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間1時間値の最高値	ppm	0.072	0.089	0.072	0.064	0.075	0.068	0.060	0.050	0.046	0.051	0.051	0.074	
昼間の日最高1時間値 の月平均値	ppm	0.058	0.062	0.055	0.045	0.045	0.045	0.045	0.037	0.034	0.041	0.043	0.053	

光化学オキシダント(Ox)つづき

局	平成24年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
笛吹	昼間の測定日数と測定時間	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	447	461	447	462	462	447	462	447	456	458	418	454
	昼間の1時間値の月平均値	ppm	0.048	0.053	0.044	0.036	0.033	0.031	0.031	0.025	0.021	0.025	0.032	0.043
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	日	17	22	14	9	5	2	2	0	0	0	0	11
		時間	102	181	83	29	25	5	2	0	0	0	0	45
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間1時間値の最高値	ppm	0.077	0.091	0.082	0.073	0.078	0.066	0.062	0.053	0.049	0.053	0.056	0.075	
昼間の日最高1時間値の月平均値	ppm	0.064	0.068	0.060	0.053	0.050	0.047	0.047	0.040	0.037	0.042	0.045	0.060	
東山梨	昼間の測定日数と測定時間	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	30
		時間	447	461	447	462	461	446	453	447	462	462	417	426
	昼間の1時間値の月平均値	ppm	0.048	0.050	0.041	0.034	0.032	0.030	0.029	0.024	0.025	0.031	0.034	0.042
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	日	13	20	10	10	4	3	1	0	0	0	0	6
		時間	73	145	51	29	24	8	1	0	0	0	0	20
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間1時間値の最高値	ppm	0.073	0.089	0.076	0.072	0.071	0.066	0.061	0.050	0.050	0.056	0.059	0.067	
昼間の日最高1時間値の月平均値	ppm	0.060	0.064	0.056	0.052	0.049	0.045	0.044	0.038	0.037	0.043	0.044	0.054	

非メタン炭化水素(NMHC)

局	平成24年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
甲府富士見	測定時間	時間	706	727	704	733	173	714	729	711	735	735	666	733
	月平均値	ppmC	0.13	0.12	0.31	0.14	0.11	0.12	0.14	0.18	0.23	0.19	0.15	0.12
	6～9時の月平均値	ppmC	0.15	0.12	0.18	0.16	0.12	0.14	0.15	0.22	0.30	0.26	0.19	0.16
	6～9時の測定日数	日	29	31	30	30	7	30	30	30	31	31	28	30
	6～9時の平均値の最高値	ppmC	0.23	0.21	0.34	0.44	0.15	0.19	0.24	0.34	0.60	0.43	0.44	0.34
	6～9時の平均値の最低値	ppmC	0.07	0.05	0.10	0.10	0.10	0.09	0.08	0.06	0.05	0.04	0.06	0.04
	6～9時の平均値が0.20ppmCを超えた日数	日	3	1	6	4	0	0	6	18	23	21	8	6
	6～9時の平均値が0.31ppmCを超えた日数	日	0	0	2	1	0	0	0	3	12	14	5	1
大月	測定時間	時間	715	711	712	735	735	713	670	711	736	663	220	603
	月平均値	ppmC	0.14	0.14	0.15	0.15	0.13	0.12	0.14	0.16	0.15	0.16	0.14	0.16
	6～9時の月平均値	ppmC	0.14	0.14	0.15	0.15	0.13	0.11	0.14	0.15	0.16	0.18	0.16	0.15
	6～9時の測定日数	日	30	30	30	31	30	30	26	30	30	28	10	25
	6～9時の平均値の最高値	ppmC	0.19	0.23	0.19	0.20	0.19	0.16	0.19	0.21	0.39	0.43	0.20	0.31
	6～9時の平均値の最低値	ppmC	0.10	0.10	0.11	0.10	0.10	0.09	0.10	0.09	0.09	0.11	0.12	0.09
	6～9時の平均値が0.20ppmCを超えた日数	日	0	1	0	0	0	0	0	1	1	4	0	2
	6～9時の平均値が0.31ppmCを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0

メタン(CH4)

局	平成24年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
甲府富士見	測定時間	時間	706	727	704	733	173	714	729	711	735	735	666	733
	月平均値	ppmC	1.89	1.87	1.86	1.84	1.81	1.84	1.90	1.94	1.97	1.96	1.94	1.92
	6～9時の月平均値	ppmC	1.91	1.89	1.88	1.87	1.84	1.86	1.92	1.97	1.99	1.99	1.97	1.95
	6～9時の測定日数	日	29	31	30	30	7	30	30	30	31	31	28	30
	6～9時の平均値の最高値	ppmC	2.01	1.95	1.93	1.94	1.89	1.95	2.00	2.04	2.08	2.09	2.08	2.03
	6～9時の平均値の最低値	ppmC	1.83	1.77	1.78	1.77	1.80	1.79	1.85	1.87	1.90	1.89	1.90	1.85
大月	測定時間	時間	715	711	712	735	735	713	670	711	736	663	220	603
	月平均値	ppmC	1.90	1.89	1.88	1.86	1.83	1.85	1.89	1.91	1.92	1.93	1.92	1.91
	6～9時の月平均値	ppmC	1.91	1.89	1.89	1.87	1.84	1.86	1.89	1.91	1.92	1.93	1.92	1.91
	6～9時の測定日数	日	30	30	30	31	30	30	26	30	30	28	10	25
	6～9時の平均値の最高値	ppmC	1.95	1.96	1.94	1.95	1.94	1.89	1.92	1.98	1.96	1.96	1.96	1.96
	6～9時の平均値の最低値	ppmC	1.87	1.85	1.81	1.78	1.79	1.80	1.88	1.87	1.88	1.90	1.83	1.86

全炭化水素(THC)

局	平成24年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
甲府富士見	測定時間	時間	706	727	704	733	173	714	729	711	735	735	666	733
	月平均値	ppmC	2.01	1.98	2.17	1.98	1.92	1.96	2.04	2.12	2.19	2.15	2.09	2.04
	6～9時の月平均値	ppmC	2.06	2.01	2.06	2.03	1.96	2.00	2.08	2.18	2.29	2.25	2.16	2.11
	6～9時の測定日数	日	29	31	30	30	7	30	30	30	31	31	28	30
	6～9時の平均値の最高値	ppmC	2.16	2.17	2.25	2.35	2.04	2.14	2.22	2.37	2.68	2.44	2.52	2.32
	6～9時の平均値の最低値	ppmC	1.90	1.85	1.95	1.90	1.90	1.89	1.96	2.00	1.96	1.96	1.96	1.91
大月	測定時間	時間	715	711	712	735	735	713	670	711	736	663	220	603
	月平均値	ppmC	2.04	2.03	2.03	2.01	1.96	1.97	2.03	2.07	2.06	2.08	2.06	2.06
	6～9時の月平均値	ppmC	2.05	2.03	2.04	2.02	1.98	1.97	2.03	2.07	2.08	2.11	2.08	2.06
	6～9時の測定日数	日	30	30	30	31	30	30	26	30	30	28	10	25
	6～9時の平均値の最高値	ppmC	2.13	2.19	2.11	2.16	2.12	2.04	2.11	2.12	2.32	2.34	2.16	2.23
	6～9時の平均値の最低値	ppmC	2.00	1.97	1.96	1.91	1.90	1.91	1.98	2.00	1.99	2.02	1.97	1.99

(6) 移動局月間値

平成24年度の設置場所: 北杜(北杜市高根町山北割3261 平成24年4月設置)

二酸化窒素(NO₂)

局	平成24年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北 杜	有効測定日数と 測定時間	日	11	29	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	267	708	714	737	738	714	734	714	738	737	666	731
	月平均値	ppm	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
	1時間値の最高値	ppm	0.021	0.021	0.013	0.018	0.015	0.018	0.020	0.028	0.028	0.032	0.029	0.025
	日平均値の最高値	ppm	0.009	0.007	0.007	0.012	0.006	0.007	0.011	0.011	0.012	0.011	0.015	0.009
	1時間値が0.2ppmを 超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上 0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを 超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上 0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

一酸化窒素(NO)

局	平成24年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北 杜	有効測定日数と 測定時間	日	11	29	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	267	708	714	737	738	714	734	714	738	737	666	731
	月平均値	ppm	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000
	1時間値の最高値	ppm	0.008	0.010	0.003	0.006	0.005	0.007	0.014	0.017	0.035	0.042	0.015	0.009
	日平均値の最高値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.001

窒素酸化物(NO_x)

局	平成24年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北 杜	有効測定日数と 測定時間	日	11	29	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
		時間	267	708	714	737	738	714	734	714	738	737	666	731
	月平均値	ppm	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.005	0.006	0.006	0.005	0.006	0.005
	1時間値の最高値	ppm	0.029	0.031	0.014	0.022	0.016	0.019	0.033	0.041	0.059	0.070	0.041	0.029
	日平均値の最高値	ppm	0.010	0.008	0.007	0.014	0.006	0.008	0.012	0.013	0.015	0.013	0.018	0.009
	月平均値 NO ₂ /(NO+NO ₂)	%	96.2	96.2	96.5	92.6	92.0	92.9	93.0	89.9	87.8	88.0	91.3	96.2

光化学オキシダント(Ox)

局	平成24年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
北 社	昼間の測定日数と 測定時間	日	12	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	30	
		時間	159	462	447	462	462	447	453	447	462	462	417	423	
	昼間の1時間値の 月平均値	ppm	0.047	0.051	0.042	0.031	0.029	0.029	0.034	0.032	0.030	0.034	0.036	0.043	
	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日数と 時間数	日	3	18	10	1	3	2	0	0	0	0	0	0	2
		時間	19	119	32	1	10	2	0	0	0	0	0	0	6
	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の日数と 時間数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間1時間値の最高値	ppm	0.068	0.088	0.070	0.063	0.070	0.066	0.059	0.050	0.042	0.049	0.050	0.069	
	昼間の日最高1時間値 の月平均値	ppm	0.057	0.062	0.056	0.043	0.041	0.042	0.046	0.040	0.037	0.041	0.043	0.051	

2 有害大気汚染物質の測定結果(大気水質保全課)

(1)環境基準等の達成状況

平成24年度有害大気汚染物質に係る環境基準の達成状況

	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件 (環境基準)	1年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。
測定地点数	5	5	5	5
達成地点	甲府富士見・吉田・大月・ 県庁自排・国母自排	甲府富士見・吉田・大月・ 県庁自排・国母自排	甲府富士見・吉田・大月・ 県庁自排・国母自排	甲府富士見・吉田・大月・ 県庁自排・国母自排
環境基準 達成状況	5局中5局	5局中5局	5局中5局	5局中5局

平成24年度有害大気汚染物質に係る指針値の満足状況

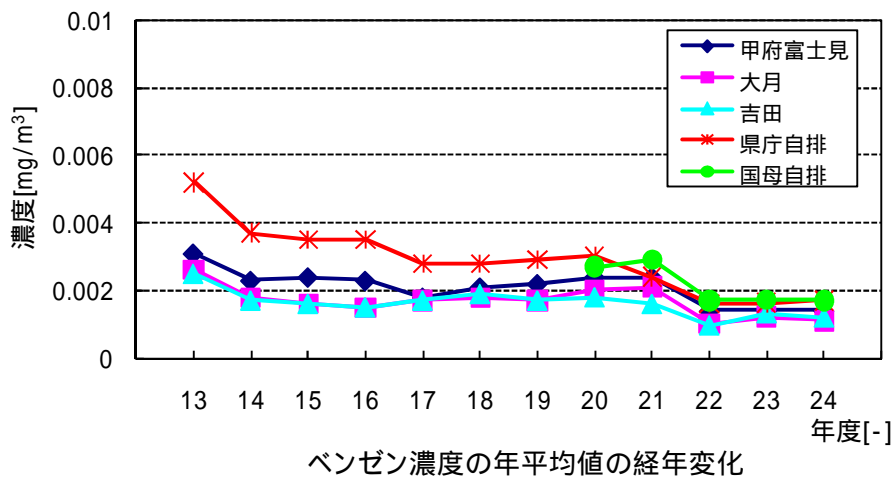
	アクリロ ニトリル	塩化ビニルモ ノマー	クロロ ホルム	1,2-ジクロロエ タン	1,3-ブタ ジエン	塩化メチル	トルエン	水銀及び その化合物	ニッケル 化合物	ヒ素及び その化合物
指針となる数値 (指針値)	年平均値が 2 μg/m ³ 以下	年平均値が10 μg/m ³ 以下	年平均値が18 μg/m ³ 以下	年平均値が1.6 μg/m ³ 以下	年平均値が2.5 μg/m ³ 以下	未設定	未設定	年平均値が 0.04 μg Hg/m ³ 以下	年平均値が 0.025 μg Ni/m ³ 以下	年平均値が 0.006 μg As/m ³ 以下
測定地点数	5	5	5	5	5	5	5	2	2	2
指針値を下回っ た地点	甲府富士見・吉 田・大月・県庁自 排・国母自排	甲府富士見・吉 田・大月・県庁自 排・国母自排	甲府富士見・吉 田・大月・県庁自 排・国母自排	甲府富士見・吉 田・大月・県庁自 排・国母自排	甲府富士見・吉 田・大月・県庁自 排・国母自排	甲府富士見・吉 田・大月・県庁自 排・国母自排	甲府富士見・吉 田・大月・県庁自 排・国母自排	甲府富士見・ 吉田	甲府富士見・ 吉田	甲府富士見・ 吉田
指針値 達成状況	5局中5局	5局中5局	5局中5局	5局中5局	5局中5局	-	-	2局中2局	2局中2局	2局中2局

(2)汚染物質ごとの測定結果の概況

ベンゼン

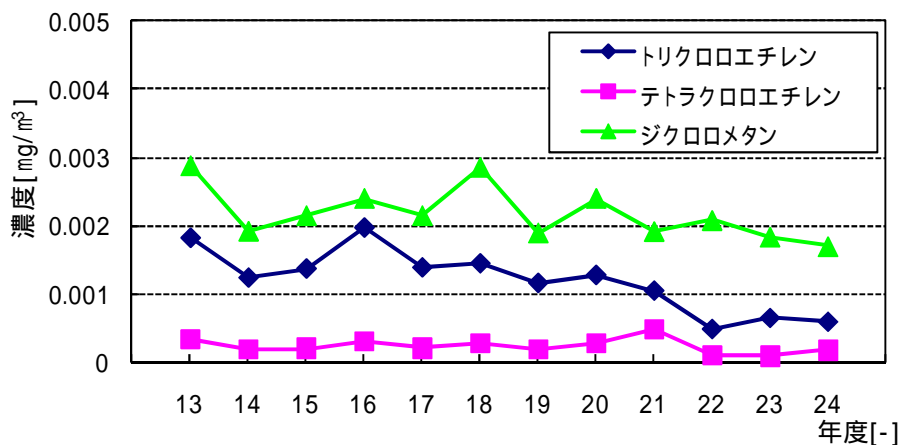
平成17年度より全ての測定地点で環境基準を達成しており、平成24年度も引き続き全ての測定地点で環境基準を達成した。

年平均値の推移を見ると、低減傾向から横ばいの状態にある。



トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン

測定開始より引き続き、全ての測定地点で環境基準を達成しており、環境基準に比べると低い値で推移している。



トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの年平均値の経年変化

アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー等

アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエンについては、「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)」と比較すると、いずれの物質も低い値であった。

平成24年度有害大気汚染物質測定結果(山梨県)

単位: µg/m3(NO.1~6, 8~10, 13~14)、ng Hg/m3(NO.7)、ng Ni/m3(NO.11)、ng As/m3(NO.12)

NO.	測定項目	測定局名	H24年度測定結果					過去の測定結果					全国結果	
			測定回数	測定値(年平均)	濃度範囲 最小 最大		定量下限	環境基準等	H23年度	H22年度	H21年度	H20年度		H19年度
1	アクリロニトリル	甲府富士見	12	<0.016	<0.0060 ~ (0.041)		0.077	2 *	(0.035)	<0.015	(0.046)	(0.041)	(0.041)	0.088
		吉田	12	(0.055)	<0.0060 ~ 0.10				(0.058)	(0.061)	0.13	0.17	0.15	
		大月	12	<0.018	<0.0055 ~ (0.060)				(0.037)	(0.032)	0.11	0.057	(0.038)	
		県庁自排	12	(0.023)	<0.0060 ~ (0.066)				(0.039)	(0.022)	0.086	0.12	0.074	
		国母自排	12	<0.021	<0.0060 ~ (0.061)				(0.038)	(0.024)	0.12	0.085	-	
2	塩化ビニルモノマー	甲府富士見	12	<0.0050	<0.0025 ~ <0.0095		0.063	10 *	(0.042)	<0.011	(0.028)	(0.016)	(0.016)	0.053
		吉田	12	(0.031)	<0.0060 ~ 0.067				0.081	(0.033)	(0.038)	0.032	0.035	
		大月	12	<0.0076	<0.0025 ~ (0.035)				(0.058)	<0.019	(0.026)	(0.017)	(0.016)	
		県庁自排	12	<0.0050	<0.0025 ~ <0.0095				(0.051)	<0.014	<0.017	(0.014)	(0.018)	
		国母自排	12	<0.0050	<0.0025 ~ <0.0095				(0.041)	<0.015	(0.023)	(0.012)	-	
3	塩化メチル	甲府富士見	12	1.6	1.3 ~ 2.1		0.048	-	1.6	-	-	-	-	1.4
		吉田	12	1.6	1.3 ~ 2.2				1.6	-	-	-	-	
		大月	12	1.7	1.3 ~ 2.3				1.8	-	-	-	-	
		県庁自排	12	1.6	1.3 ~ 1.8				1.8	-	-	-	-	
		国母自排	12	1.5	1.3 ~ 1.9				1.7	-	-	-	-	
4	クロロホルム	甲府富士見	12	(0.11)	<0.0025 ~ 0.53		0.12	18 *	(0.17)	0.21	3.7	1.4	0.56	0.21
		吉田	12	0.16	<0.0025 ~ 0.27				0.21	(0.070)	0.19	0.41	0.20	
		大月	12	(0.053)	<0.0025 ~ 0.14				(0.12)	(0.047)	0.21	0.32	0.20	
		県庁自排	12	(0.099)	<0.0025 ~ 0.22				(0.15)	0.25	0.35	0.68	0.37	
		国母自排	12	0.14	<0.0025 ~ 0.42				0.19	0.43	0.85	1.7	-	
5	1,2-ジクロロエタン	甲府富士見	12	0.18	<0.0045 ~ 0.45		0.11	1.6 *	0.13	0.10	0.16	0.22	0.12	0.18
		吉田	12	0.21	<0.0045 ~ 0.36				0.19	0.15	0.20	0.24	0.17	
		大月	12	0.11	<0.0045 ~ 0.27				(0.11)	0.081	0.13	0.15	0.094	
		県庁自排	12	0.13	<0.0045 ~ 0.31				(0.11)	0.11	0.15	0.17	0.12	
		国母自排	12	0.12	<0.0045 ~ 0.34				(0.10)	0.10	0.16	0.19	-	
6	ジクロロメタン	甲府富士見	12	1.5	0.28 ~ 5.1		0.14	150	1.8	1.7	2.0	2.4	1.8	1.6
		吉田	12	1.1	0.54 ~ 1.8				1.2	1.5	1.6	1.9	1.9	
		大月	12	1.8	0.77 ~ 3.5				2.0	2.5	1.5	1.6	1.9	
		県庁自排	12	1.8	0.78 ~ 4.5				1.9	2.1	1.9	2.5	2.0	
		国母自排	12	2.3	0.77 ~ 5.2				2.3	2.6	2.6	3.6	-	
7	水銀及びその化合物	甲府富士見	12	1.6	0.89 ~ 2.2		0.50	40 *	(2.2)	1.4	1.7	1.8	1.8	2.1
		吉田	12	1.3	0.85 ~ 1.8				(2.2)	1.3	1.8	1.6	1.7	
8	テトラクロロエチレン	甲府富士見	12	0.13	<0.0035 ~ 0.43		0.12	200	(0.084)	(0.088)	1.6	0.54	0.25	0.18
		吉田	12	0.19	<0.0065 ~ 0.43				(0.096)	<0.043	0.11	0.14	0.12	
		大月	12	(0.11)	<0.0035 ~ 0.28				(0.079)	<0.057	0.16	0.14	0.13	
		県庁自排	12	0.19	<0.0065 ~ 0.62				(0.11)	(0.13)	0.26	0.28	0.24	
		国母自排	12	0.26	<0.0035 ~ 1.1				(0.090)	(0.18)	0.26	0.25	-	
9	トリクロロエチレン	甲府富士見	12	1.0	0.30 ~ 2.1		0.10	200	1.6	1.1	2.2	2.8	2.4	0.53
		吉田	12	0.31	<0.0090 ~ 0.82				(0.24)	(0.10)	0.48	0.62	0.48	
		大月	12	0.45	<0.0090 ~ 1.5				(0.44)	0.35	0.66	0.68	0.78	
		県庁自排	12	0.64	0.26 ~ 1.5				(0.50)	0.46	0.96	1.2	0.99	
		国母自排	12	0.55	0.33 ~ 1.2				(0.45)	0.41	0.94	1.1	-	
10	トルエン	甲府富士見	12	6.5	3.0 ~ 11		0.091	-	7.3	-	-	-	-	8.5
		吉田	12	6.5	3.4 ~ 10				6.8	-	-	-	-	
		大月	12	5.6	2.8 ~ 9.8				6.0	-	-	-	-	
		県庁自排	12	9.4	4.3 ~ 23				9.9	-	-	-	-	
		国母自排	12	11	4.7 ~ 21				9.7	-	-	-	-	
11	ニッケル化合物	甲府富士見	12	1.9	0.60 ~ 7.6		0.083	25 *	2.4	1.3	1.5	(2.5)	(1.8)	4.4
		吉田	12	1.5	(0.069) ~ 5.6				1.6	1.4	1.3	(2.2)	(1.9)	
12	ヒ素及びその化合物	甲府富士見	12	0.29	0.074 ~ 1.0		0.050	6 *	0.69	-	-	-	-	1.6
		吉田	12	0.28	0.054 ~ 0.91				0.62	-	-	-	-	
13	1,3-ブタジエン	甲府富士見	12	0.13	<0.0045 ~ 0.43		0.069	2.5 *	0.17	0.15	0.17	0.29	0.19	0.15
		吉田	12	0.14	0.089 ~ 0.20				0.16	0.097	0.14	0.18	0.17	
		大月	12	0.090	<0.0090 ~ 0.17				0.13	0.080	0.17	0.17	0.15	
		県庁自排	12	0.19	0.082 ~ 0.50				0.24	0.19	0.30	0.42	0.41	
		国母自排	12	0.25	0.087 ~ 0.73				0.21	0.24	0.34	0.39	-	
14	ベンゼン	甲府富士見	12	1.4	0.68 ~ 2.7		0.12	3	1.4	1.4	2.4	2.4	2.2	1.2
		吉田	12	1.2	0.79 ~ 2.2				1.3	0.96	1.6	1.8	1.7	
		大月	12	1.1	0.57 ~ 1.7				1.2	1.0	2.1	2.0	1.7	
		県庁自排	12	1.7	0.95 ~ 3.2				1.6	1.6	2.4	3.0	2.9	
		国母自排	12	1.7	1.1 ~ 3.5				1.7	1.7	2.9	2.7	-	

備考:

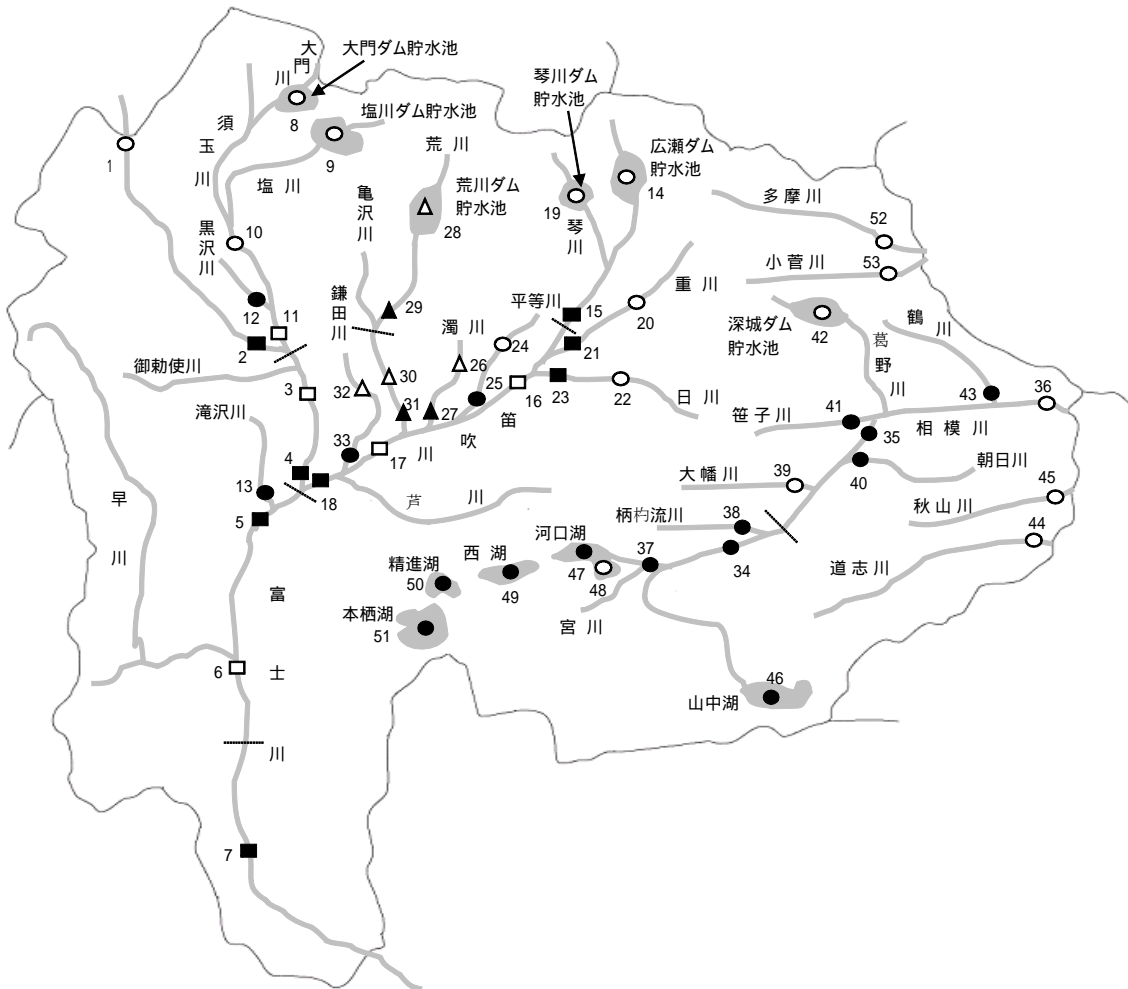
()内は定量下限値未満、<は検出下限値未満、*は指針値であることを示す。
指針値: 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であって、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指針や事業者による排出抑制努力の指針としての機能を果たすことが期待されるものです。
平均値の欄には、当該地点における複数回の測定結果の算術平均値を記載した。
検出下限値未満のデータが存在する場合には、当該検出下限値に1/2を乗じて得られた値を用いて平均値を算出した。
水銀及びその化合物については、水銀について指針値が定まっている。なお、測定方法は水銀及びその化合物について定まって指針値に対する評価はその測定結果を用いている。

3 公共用水域水質測定結果(大気水質保全課)

(1)測定地点

水系名	流域名	水域名	番号	地点 統一 番号	水質測定点	緯度N	基準 類型	達成 期間	測定機関			流量 測定 地点	指定 年度		
									山梨県	国土 交通省	甲府市				
富 士 川	富 士 川	富士川(1)	1	1900151	国界橋	355133	1381701	A A	イ				S47		
		富士川(1)	2	1900101	船山橋	354203	1382715	A A	イ				S47		
		富士川(2)	3	1900251	信玄橋	353944	1383008	A	イ				S47		
		富士川(2)	4	1900201	三郡西橋	353410	1382913	A	イ				S47		
		富士川(3)	5	1900301	富士橋	353221	1382733	A	ハ				S47		
		富士川(3)	6	1900351	富山橋	352513	1382715	A	ハ				S47		
		富士川(4)	7	1901501	南部橋	351712	1382737	A	口				S47		
		大門川	8	1920901	大門ダム貯水池	355227	1382601								
		塩川	9	1920203	塩川ダム貯水池	355130	1382953								
		塩川	10	1920201	藤井堰	354529	1382601								
		塩川	11	1920202	塩川橋	354140	1382816								
		黒沢川	12	1902101	黒沢川流末	354152	1382803	C	ハ					H6	
		滝沢川	13	1901601	新大橋	353405	1382839	B	イ					H6	
	笛 吹 川	笛 吹 川	笛吹川上流	14	1900651	広瀬ダム貯水池	355020	1384545	A	イ				S49	
			笛吹川上流	15	1900601	亀甲橋	354149	1384106	A	イ				S49	
			笛吹川下流	16	1900751	鶺鴒橋	353853	1383830	A	ハ				S49	
			笛吹川下流	17	1900753	桃林橋	353432	1383115	A	ハ				S49	
			笛吹川下流	18	1900701	三郡東橋	353401	1382919	A	ハ				S49	
		琴 川	琴 川	琴川	19	1921101	琴川ダム貯水池	354898	1383924						
				重川	20	1901351	千野橋	353305	1384420	B	イ				S49
				重川	21	1901301	重川橋	354014	1384055	B	イ				S49
				日川	22	1901451	葡萄橋	353939	1384325	A	イ				S49
				日川	23	1901401	日川橋	353942	1384039	A	イ				S49
				平等川	24	1901251	平等橋	353908	1383750	B	イ				S49
				平等川	25	1901201	平等川流末	353649	1383532	B	イ				S49
				濁川	26	1901051	砂田橋	353921	1383528	C	ハ				S49
				濁川	27	1901001	濁川橋	353645	1383534	C	ハ				S49
				荒川上流	28	1900851	荒川ダム貯水池	354522	1383359	A A	イ				S49
				荒川上流	29	1900801	桜橋	354252	1383211	A A	イ				S49
				荒川下流	30	1900951	千秋橋	353853	1383357	B	ハ				S49
				荒川下流	31	1900901	二川橋	353724	1383421	B	ハ				S49
				鎌田川	32	1901151	高室橋	353640	1383331	B	ハ				S49
				鎌田川	33	1901101	鎌田川流末	353558	1383340	B	ハ				S49
相 模 川	相 模 川	相模川上流(1)	34	1900401	富士見橋	353126	1385055	A A	イ				S47		
		相模川上流(2)	35	1900501	大月橋	353629	1385621	A	ハ				S47		
		相模川上流(2)	36	1900551	桂川橋	353701	1390709	A	ハ				S47		
		宮川	37	1902201	昭和橋	352941	1384817	B	口				H6		
		柄杓流川	38	1901701	柄杓流川流末	353239	1385337	A	ハ				H6		
		大幡川	39	1920401	大幡川流末	353336	1385343								
		朝日川	40	1901801	落合橋	353340	1385918	A	イ				H6		
		笹子川	41	1901901	西方寺橋	353611	1385522	A	イ				H6		
		葛野川	42	1921001	深城ダム貯水池	354221	1385659								
		鶴川	43	1902001	鶴川橋	353719	1390626	A	イ				H6		
	道志川	44	1920701	道志川流末	353220	1390649									
	秋山川	45	1920801	秋山川流末	353451	1390735									
	富 士 五 湖	富 士 五 湖	山中湖	46	1950101	山中湖湖心	352501	1385223	A	イ				S49	
			河口湖	47	1950201	河口湖湖心	353100	1384521	A	イ				S49	
			河口湖	48	1950251	河口湖船津沖	353031	1384609	A	イ				S49	
			西湖	49	1950301	西湖湖心	352954	1384109	A	イ				S49	
			精進湖	50	1950401	精進湖湖心	352927	1383627	A	イ				S49	
本栖湖			51	1950501	本栖湖湖心	352753	1383509	A A	イ				S49		
多摩川	多摩川	多摩川上流(1)	52	1902351	下保之瀬橋	354708	1385647	A A	イ				H10		
		小菅川	53	1920601	小菅川流末	354532	1385800								
3水系	5流域	36水域		計	53地点				33地点	13地点	7地点	32地点			

黒印:環境基準点(27地点) 白印:補助点(26地点) 印:H7年3月環境基準変更水域(6地点)



測定機関	地点	河川			湖沼			合計
		環境基準点	補助点	計	環境基準点	補助点	計	
山梨県		11	16	27	5	1	6	33
国土交通省		8	5	13	-	-	-	13
甲府市		3	4	7	-	-	-	7
合計		22	25	47	5	1	6	53

(2)測定結果

水系名	流域名	水域名	番号	水質測定点	類型	達成期間	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度					
							75%値	達成状況	75%値	達成状況	75%値	達成状況	75%値	達成状況	75%値	達成状況	75%値	達成状況	75%値	達成状況	75%値	達成状況	75%値	達成状況	75%値	達成状況	75%値	達成状況	75%値	達成状況
富士川	富士川	富士川(1)	1	船山橋	AA	イ	0.6		0.7		1.4	×	0.8		1.0		1.0	0.6	0.8	0.8	0.5									
		富士川(2)	2	三郡西橋	A	イ	1.1		1.0		2.2	×	1.0		1.3		0.9		1.0	1.0	0.9	0.8								
		富士川(3)	3	富士橋	A	Ⅱ	2.1	×	1.7		2.8	×	1.7		2.0		1.4		1.6	1.3	1.4	1.5								
		富士川(4)	4	南部橋	A	Ⅱ	0.9		0.7		1.5		0.9		0.6		0.9		0.8	0.9	0.9	0.8								
		黒沢川	5	黒沢川流末	C	Ⅱ	2.1		1.9		2.0		1.7		1.9		1.5		1.6	1.5	1.3	1.9								
		滝沢川	6	新大橋	B	イ	3.4	×	6.1	×	6.8	×	3.5	×	6.2	×	3.5	×	2.6	2.4	2.7	3.9	×							
	笛吹川	笛吹川	笛吹川上流	7	亀甲橋	A	イ	0.7		0.6		1.4		0.8		0.8		0.7	0.6	0.6	0.8	0.7								
			笛吹川下流	8	三郡東橋	A	Ⅱ	2.0		2.0		2.7	×	2.0		2.0		1.4		1.2	1.3	1.7	1.3							
			重川	9	重川橋	B	イ	2.2		2.0		2.5		1.8		2.4		1.5		1.9	1.7	1.5	1.4							
		平等川	日川	10	日川橋	A	イ	0.9		0.8		1.7		1.1		1.0		0.8		0.9	0.7	0.8	0.7							
			濁川	11	平等川流末	B	イ	1.8		1.8		1.9		1.9		1.5		1.7		1.5	1.8	1.4	1.9							
			濁川	12	濁川橋	C	Ⅱ	5.2	×	6.1	×	7.2	×	6.8	×	4.0		3.3		3.5	3.2	3.0	3.2							
			荒川上流	13	桜橋	AA	イ	1.0		0.9		0.6		0.7		0.7		0.6		0.6	0.6	0.8	0.6							
			荒川下流	14	二川橋	B	Ⅱ	1.5		1.8		1.8		1.9		1.9		1.3		1.2	1.2	1.5	1.5							
			鎌田川	15	鎌田川流末	B	Ⅱ	2.7		2.2		2.3		2.2		2.1		2.0		1.7	1.8	1.9	1.9							
相模川	相模川	相模川上流(1)	16	富士見橋	AA	イ	0.6		1.0		0.6		0.7		0.6		0.6	0.7	0.6	0.7	0.7									
		相模川上流(2)	17	大月橋	A	Ⅱ	1.1		1.3		0.8		1.0		1.1		0.9		0.9	0.8	1.0	1.0								
		宮川	18	昭和橋	B	Ⅱ	3.9	×	3.6	×	3.5	×	3.7	×	3.5	×	2.6		2.8	2.5	2.2	2.6								
	柄杓流川	柄杓流川	19	流末	A	Ⅱ	1.1		1.3		1.2		1.1		1.1		1.0		0.9	1.0	0.8	1.0								
		朝日川	20	落合橋	A	イ	0.6		0.6		0.7		0.8		0.6		0.6		0.6	<0.5	0.6	0.6								
		笹子川	21	西方寺橋	A	イ	0.8		0.8		1.0		1.0		1.0		0.7		0.7	0.8	0.8	0.9								
		鶴川	22	鶴川橋	A	イ	1.2		1.1		1.4		1.6		1.2		1.1		0.8	0.9	0.9	0.7								
達成水域 / 評価対象水域							18/22	19/22	15/22	19/22	20/22	21/22	22/22	22/22	22/22	22/22	21/22													
河川達成率							81.8%	86.4%	68.2%	86.4%	90.9%	95.5%	100%	100%	100%	100%	95.5%													
山中湖	富士湖	山中湖	1	山中湖湖心	A	イ	2.7		2.9		2.8		2.6		3.1	×	2.4	2.9	2.6	2.8	2.4									
		河口湖	2	河口湖湖心	A	イ	3.3	×	3.0		4.2	×	3.0		3.2	×	2.7	2.9	3.0	2.9	2.6									
		西湖	3	西湖湖心	A	イ	2.3		2.4		3.0		2.1		2.8		2.4		2.3	2.2	2.4	2.3								
		精進湖	4	精進湖湖心	A	イ	2.9		3.0		3.1	×	3.1	×	2.9		3.1	×	2.8	3.0	2.9	3.0								
		本栖湖	5	本栖湖湖心	AA	イ	1.1	×	1.1	×	1.3	×	1.1	×	1.3	×	1.1	×	1.2	×	1.0	1.2	×	1.0						
達成水域 / 評価対象水域							3/5	4/5	2/5	3/5	2/5	3/5	4/5	5/5	4/5	5/5	4/5	5/5												
湖沼達成率							40.0%	60.0%	80.0%	40.0%	60.0%	40.0%	80.0%	100%	80%	100%														

公共用水域測定結果 地点別総括表 生活環境項目

番号	地点 統一 番号	水域名	地点名	類型	達成 期間	pH				DO				BOD											
						最小 - 最大		m/n		最小 - 最大		m/n		平均値		最小 - 最大		m/n		日間平均値					
						x/y	平均値	中央値	75%値	最小 - 最大															
1	001-51	富士川(1)	国界橋	AA	イ	7.8	8.7	1	12	8.2	12	0	12	10	< 0.5	1.1	1	12	1	12	0.6	0.5	0.6	< 0.5	1.1
2	001-01	富士川(1)	船山橋	AA	イ	7.7	8.1	0	12	8.7	13	0	12	10	< 0.5	0.8	0	12	0	12	0.5	<0.5	0.5	< 0.5	0.8
3	002-51	富士川(2)	信玄橋	A	イ	7.8	8.6	1	12	8.4	12	0	12	10	< 0.5	1.4	0	12	0	12	0.7	0.6	0.8	< 0.5	1.4
4	002-01	富士川(2)	三郎西橋	A	イ	7.7	8.6	1	12	8.0	12	0	12	9.9	< 0.5	2.0	0	12	0	12	0.8	0.7	0.8	< 0.5	2.0
5	003-01	富士川(3)	富士橋	A	ハ	7.5	8.4	0	12	8.2	10	0	12	9.4	< 0.5	3.7	1	12	1	12	1.5	1.4	1.5	< 0.5	3.7
6	003-51	富士川(3)	富山橋	A	ハ	7.8	8.2	0	12	8.1	11	0	12	9.5	0.7	2.3	1	12	1	12	1.3	1.2	1.5	0.7	2.3
7	015-01	富士川(4)	南部橋	A	ロ	7.9	8.8	2	12	8.0	11	0	12	9.7	< 0.5	1.2	0	12	0	12	0.7	0.6	0.8	< 0.5	1.2
8	209-01	大門川	大門ダム貯水池			7.3	8.8		12	7.5	15		12	11	0.5	1.8		12		12	0.9	0.9	1.0	0.5	1.8
9	202-03	塩川	塩川ダム貯水池			7.4	8.5		12	8.2	12		12	9.9	0.6	1.4		12		12	1.0	1.0	1.2	0.6	1.4
10	202-01	塩川	藤井堰			7.5	8.4		12	8.8	13		12	10	< 0.5	2.1		12		12	0.9	0.8	0.9	< 0.5	2.1
11	202-02	塩川	塩川橋			7.7	8.8		12	8.6	14		12	11	< 0.5	1.4		12		12	0.8	0.8	0.9	< 0.5	1.4
12	021-01	黒沢川	黒沢川流末	C	ハ	8.0	9.4	16	24	8.6	14	0	24	11	0.6	2.9	0	24	0	12	1.5	1.3	1.9	0.7	2.5
13	016-01	滝沢川	新大橋	B	イ	7.9	9.9	6	24	7.7	17	0	24	11	1.0	11.0	11	24	6	12	3.5	3.1	3.9	1.3	7.5
14	006-51	笛吹川上流	広瀬ダム貯水池	A	イ	6.9	7.4	0	12	8.0	12	0	12	9.8	< 0.5	1.0	0	12	0	12	0.6	0.5	0.6	< 0.5	1.0
15	006-01	笛吹川上流	亀甲橋	A	イ	7.3	7.8	0	12	8.6	13	0	12	10	< 0.5	1.0	0	12	0	12	0.7	0.6	0.7	< 0.5	1.0
16	007-51	笛吹川下流	鶴飼橋	A	ハ	7.5	8.8	1	12	8.7	13	0	12	10	< 0.5	3.0	1	12	1	12	1.0	0.9	1.0	< 0.5	3.0
17	007-53	笛吹川下流	桃林橋	A	ハ	7.5	7.8	0	12	7.8	10	0	12	8.9	0.8	3.0	1	12	1	12	1.3	1.2	1.5	0.8	3.0
18	007-01	笛吹川下流	三郎東橋	A	ハ	7.5	7.7	0	12	7.8	10	0	12	8.8	0.5	2.9	1	12	1	12	1.3	1.2	1.3	0.5	2.9
19	211-01	琴川	琴川ダム貯水池			6.6	7.4		12	7.8	9.8		12	8.9	< 0.5	0.8		12		12	0.6	0.5	0.5	< 0.5	0.8
20	013-51	重川	千野橋	B	イ	7.6	8.0	0	12	8.1	12	0	12	10	< 0.5	1.3	0	12	0	12	0.8	0.7	1.0	< 0.5	1.3
21	013-01	重川	重川橋	B	イ	7.5	8.4	0	12	8.7	13	0	12	10	0.7	4.8	1	12	1	12	1.4	1.2	1.4	0.7	4.8
22	014-51	日川	葡萄橋	A	イ	7.6	8.0	0	12	8.8	13	0	12	11	< 0.5	0.9	0	12	0	12	0.6	0.6	0.7	< 0.5	0.9
23	014-01	日川	日川橋	A	イ	7.6	8.0	0	12	8.7	13	0	12	10	< 0.5	1.3	0	12	0	12	0.7	0.6	0.7	< 0.5	1.3
24	012-51	平等川	平等橋	B	イ	7.5	8.7	1	12	7.8	12	0	12	9.8	0.8	2.0	0	12	0	12	1.4	1.4	1.6	0.8	2.0
25	012-01	平等川	平等川流末	B	イ	7.4	8.8	1	24	8.0	12	0	24	9.8	1.0	2.7	0	24	0	12	1.7	1.8	1.9	1.2	2.5
26	010-51	濁川	砂田橋	C	ハ	7.4	9.9	7	24	7.0	11	0	24	9.4	1.3	4.1	0	24	0	12	2.3	2.2	2.4	1.5	4.1
27	010-01	濁川	濁川橋	C	ハ	6.8	7.4	0	24	6.0	9.8	0	24	7.4	2.2	4.2	0	24	0	12	3.0	3.0	3.2	2.3	4.0
28	008-51	荒川上流	荒川ダム貯水池	AA	イ	6.7	7.6	0	12	7.4	10	1	12	8.7	0.5	1.0	0	12	0	12	0.7	0.8	0.8	0.5	1.0
29	008-01	荒川上流	桜橋	AA	イ	7.0	7.9	0	24	8.2	12	0	24	10	< 0.5	1.0	0	24	0	12	0.6	0.6	0.6	< 0.5	0.9
30	009-51	荒川下流	千秋橋	B	ハ	7.3	8.9	3	24	8.0	13	0	24	10	0.8	2.0	0	24	0	12	1.3	1.3	1.6	0.9	2.0
31	009-01	荒川下流	二川橋	B	ハ	7.4	9.6	7	24	8.0	15	0	24	11	0.9	1.9	0	24	0	12	1.4	1.4	1.5	1.0	1.9
32	011-51	鎌田川	高室橋	B	ハ	7.1	7.9	0	24	7.4	11	0	24	8.9	1.2	3.6	2	24	1	12	1.8	1.7	1.8	1.3	3.5
33	011-01	鎌田川	鎌田川流末	B	ハ	7.6	8.3	0	24	7.0	12	0	24	9.8	0.7	2.7	0	24	0	12	1.8	1.7	1.9	1.0	2.7
34	004-01	相模川上流(1)	富士見橋	AA	イ	7.9	8.2	0	24	9.4	10	0	24	9.8	< 0.5	1.2	2	24	1	12	0.7	0.6	0.7	< 0.5	1.2
35	005-01	相模川上流(2)	大月橋	A	ハ	7.8	8.7	1	24	9.2	12	0	24	10	< 0.5	2.0	0	24	0	12	0.9	0.9	1.0	< 0.5	1.8
36	005-51	相模川上流(2)	桂川橋	A	ハ	7.8	8.1	0	12	8.1	11	0	12	9.9	< 0.5	1.0	0	12	0	12	0.7	0.6	0.7	< 0.5	1.0
37	022-01	宮川	昭和橋	B	ロ	8.0	8.8	2	24	7.7	11	0	24	9.4	0.8	7.0	4	24	3	12	2.0	1.5	2.6	0.8	4.6
38	017-01	柄杓流川	流末	A	ハ	7.9	8.1	0	24	8.9	10	0	24	9.6	< 0.5	1.2	0	24	0	12	0.8	0.8	1.0	0.5	1.2
39	204-01	大幡川	大幡川流末			7.8	8.2		12	8.8	12		12	10	0.6	2.7		12		12	1.1	0.9	1.4	0.6	2.7
40	018-01	朝日川	落合橋	A	イ	7.7	9.1	1	24	8.6	11	0	24	9.7	< 0.5	1.3	0	24	0	12	0.6	0.5	0.6	< 0.5	1.3
41	019-01	笹子川	西方寺橋	A	イ	7.5	9.0	1	24	8.2	13	0	24	10	< 0.5	1.4	0	24	0	12	0.8	0.7	0.9	< 0.5	1.3
42	210-01	葛野川	深城ダム貯水池			7.2	7.7		12	7.6	11		12	9.6	< 0.5	1.1		12		12	0.6	0.5	0.8	< 0.5	1.1
43	020-01	鶴川	鶴川橋	A	イ	7.8	9.1	5	24	8.3	14	0	24	11	< 0.5	1.2	0	24	0	12	0.7	0.7	0.7	0.5	1.1
44	207-01	道志川	道志川流末			7.7	8.0		12	8.8	13		12	10	< 0.5	0.8		12		12	0.5	<0.5	0.5	< 0.5	0.8
45	208-01	秋山川	秋山川流末			7.9	8.4		12	8.8	13		12	10	< 0.5	0.5		12		12	0.5	<0.5	< 0.5	< 0.5	0.5
46	501-01	山中湖	山中湖湖心	A	イ	7.9	8.8	1	12	7.4	11	1	12	9.4	< 0.5	1.3		12		12	0.9	0.9	1.1	< 0.5	1.3
47	502-01	河口湖	河口湖湖心	A	イ	7.8	8.3	0	12	7.5	11	0	12	9.3	< 0.5	1.5		12		12	0.9	0.8	1.1	< 0.5	1.5
48	502-51	河口湖	河口湖船津沖	A	イ	7.9	8.5	0	12	7.1	12	1	12	9.3	< 0.5	1.5		12		12	0.9	0.7	1.4	< 0.5	1.5
49	503-01	西湖	西湖湖心	A	イ	7.3	9.0	5	12	7.8	11	0	12	9.4	< 0.5	1.3		12		12	0.8	0.8	0.8	< 0.5	1.3
50	504-01	精進湖	精進湖湖心	A	イ	7.6	8.7	2	12	7.7	12	0	12	9.6	0.8	2.0		12		12	1.4	1.4	1.6	0.8	2.0
51	505-01	本栖湖	本栖湖湖心	AA	イ	7.4	7.8	0	12	7.4	11	1	12	9.3	< 0.5	0.8		12		12	0.5	<0.5	< 0.5	< 0.5	0.8
52	023-51	多摩川上流(1)	下保之瀬橋	AA	イ	7.4	7.7	0	12	8.5	13	0	12	10	< 0.5	< 0.6	0	12	0	12	0.5	<0.5	< 0.5	< 0.5	0.6
53	206-01	小菅川	小菅川流末			7.6	8.0		12	8.6	12		12	10	< 0.5	0.6		12		12	0.5	<0.5	0.5	< 0.5	0.6

(備考) 1. 検体値欄の<は、報告下限値未満を示す。

2. m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数 x: 環境基準に適合しない日数 y: 総測定日数 平均: 日間平均値の年平均値 中央値、75%値: 日間平均値の年間の中央値及び75%値

公共用水域測定結果 地点別総括表 生活環境項目

番号	地点 統一 番号	水域名	地点名	類型	達成 期間	COD							SS			大腸菌群数		
						最小～最大	m/n	日間平均値				最小～最大	最小～最大	m/n	平均値	最小～最大	m/n	平均値
								x/y	平均値	中央値	75%値							
1	001-51	富士川(1)	国界橋	AA	イ	0.9 ~ 2.2	/ 12	/ 12	1.5	1.5	1.6	0.9 ~ 2.2	1 ~ 9	0 / 12	3	490 ~ 13000	12 / 12	3700
2	001-01	富士川(1)	船山橋	AA	イ	1.8 ~ 2.0	/ 3	/ 3	1.9	1.8	2.0	1.8 ~ 2.0	2 ~ 38	1 / 12	9	1300 ~ 24000	12 / 12	6700
3	002-51	富士川(2)	信玄橋	A	イ	1.9 ~ 2.5	/ 3	/ 3	2.1	2.0	2.5	1.9 ~ 2.5	2 ~ 36	2 / 12	13	7000 ~ 330000	12 / 12	88000
4	002-01	富士川(2)	三都西橋	A	イ	1.9 ~ 3.7	/ 3	/ 3	3.0	3.4	3.7	1.9 ~ 3.7	3 ~ 76	3 / 12	23	2700 ~ 79000	12 / 12	17000
5	003-01	富士川(3)	富士橋	A	ハ	2.2 ~ 4.9	/ 5	/ 5	3.2	2.9	3.1	2.2 ~ 4.9	5 ~ 56	3 / 12	22	7900 ~ 490000	12 / 12	77000
6	003-51	富士川(3)	富士橋	A	ハ	2.1 ~ 3.0	/ 3	/ 3	2.6	2.8	3.0	2.1 ~ 3.0	5 ~ 43	3 / 12	17	4900 ~ 33000	3 / 3	15000
7	015-01	富士川(4)	南部橋	A	ロ	1.2 ~ 2.4	/ 5	/ 5	1.8	1.9	2.2	1.2 ~ 2.4	1 ~ 110	5 / 12	37	490 ~ 22000	9 / 12	5700
8	209-01	大門川	大門夕△貯水池			1.8 ~ 3.4	/ 12	/ 12	2.7	2.8	3.2	1.8 ~ 3.4	1 ~ 13	/ 12	6	49 ~ 3300	/ 12	900
9	202-03	堀川	堀川夕△貯水池			1.3 ~ 2.9	/ 12	/ 12	2.1	2.0	2.1	1.3 ~ 2.9	< 1 ~ 2	/ 12	1	49 ~ 3300	/ 12	460
10	202-01	堀川	藤井堰			1.2 ~ 3.1	/ 12	/ 12	2.2	2.2	2.3	1.2 ~ 3.1	< 1 ~ 6	/ 12	3	230 ~ 49000	/ 12	17000
11	202-02	堀川	堀川橋			1.5 ~ 2.1	/ 5	/ 5	1.9	2.1	2.1	1.5 ~ 2.1	< 1 ~ 10	/ 12	4	140 ~ 49000	/ 12	7200
12	021-01	黒沢川	黒沢川流末	C	ハ	1.6 ~ 5.7	/ 24	/ 12	3.3	3.3	3.7	1.7 ~ 5.4	1 ~ 31	0 / 24	11	3300 ~ 130000	/ 24	25000
13	016-01	滝沢川	新大橋	B	イ	2.5 ~ 11.0	/ 24	/ 12	4.8	4.6	5.0	2.8 ~ 8.7	2 ~ 41	3 / 24	11	13000 ~ >240000	24 / 24	180000
14	006-51	笛吹川上流	広瀬夕△貯水池	A	イ	1.1 ~ 2.2	/ 12	/ 12	1.6	1.6	1.8	1.1 ~ 2.2	< 1 ~ 2	0 / 12	1	4.5 ~ 1300	1 / 12	180
15	006-01	笛吹川上流	龜甲橋	A	イ	1.8 ~ 3.2	/ 3	/ 3	2.3	2.0	3.2	1.8 ~ 3.2	< 1 ~ 4	0 / 12	2	460 ~ 17000	10 / 12	5500
16	007-51	笛吹川下流	鶴野橋	A	ハ	2.1 ~ 4.3	/ 5	/ 5	2.6	2.2	2.3	2.1 ~ 4.3	1 ~ 13	0 / 12	4	1700 ~ 27000	12 / 12	9600
17	007-53	笛吹川下流	桃林橋	A	ハ	1.9 ~ 7.1	/ 8	/ 8	3.7	3.3	3.4	1.9 ~ 7.1	4 ~ 23	0 / 12	10	790 ~ 22000	11 / 12	11000
18	007-01	笛吹川下流	三都東橋	A	ハ	2.7 ~ 4.8	/ 5	/ 5	3.1	2.7	2.8	2.7 ~ 4.8	3 ~ 26	1 / 12	10	490 ~ 33000	11 / 12	9800
19	211-01	琴川	琴川夕△貯水池			1.4 ~ 2.4	/ 12	/ 12	1.8	1.8	2.0	1.4 ~ 2.4	< 1 ~ 1	/ 12	1	7.8 ~ 1300	/ 12	150
20	013-51	壺川	千野橋	B	イ	1.6 ~ 2.8	/ 12	/ 12	2.2	2.2	2.4	1.6 ~ 2.8	1 ~ 10	0 / 12	4	2300 ~ 33000	8 / 12	16000
21	013-01	壺川	壺川橋	B	イ	2.4 ~ 6.4	/ 8	/ 8	3.4	3.0	3.2	2.4 ~ 6.4	1 ~ 31	1 / 12	6	3300 ~ 110000	11 / 12	33000
22	014-51	日川	龍崎橋	A	イ	1.0 ~ 1.8	/ 12	/ 12	1.4	1.5	1.6	1.0 ~ 1.8	< 1 ~ 3	0 / 12	2	330 ~ 23000	6 / 12	4900
23	014-01	日川	日川橋	A	イ	1.6 ~ 2.6	/ 5	/ 5	2.1	2.0	2.6	1.6 ~ 2.6	< 1 ~ 4	0 / 12	2	2200 ~ 49000	12 / 12	11000
24	012-51	平等川	平等橋	B	イ	2.2 ~ 3.7	/ 12	/ 12	2.9	3.0	3.2	2.2 ~ 3.7	1 ~ 13	0 / 12	8	1400 ~ >240000	11 / 12	69000
25	012-01	平等川	平等川流末	B	イ	2.0 ~ 5.4	/ 24	/ 12	3.8	3.8	4.1	2.3 ~ 5.3	4 ~ 31	4 / 24	19	3300 ~ 79000	22 / 24	27000
26	010-51	濁川	砂田橋	C	ハ	3.0 ~ 6.8	/ 24	/ 12	4.7	4.8	5.4	3.2 ~ 6.1	2 ~ 48	0 / 24	13	4900 ~ 130000	/ 12	43000
27	010-01	濁川	濁川橋	C	ハ	3.2 ~ 5.6	/ 24	/ 12	4.3	4.3	4.8	3.4 ~ 5.2	3 ~ 27	0 / 24	12	4900 ~ 330000	/ 24	64000
28	008-51	荒川上流	荒川夕△貯水池	AA	イ	1.2 ~ 2.4	/ 12	/ 12	1.9	1.9	2.0	1.2 ~ 2.4	< 1 ~ 2	0 / 12	1	7.8 ~ 33000	10 / 12	5800
29	008-01	荒川上流	桜橋	AA	イ	1.2 ~ 1.8	/ 24	/ 12	1.6	1.6	1.7	1.2 ~ 1.8	< 1 ~ 1	0 / 24	1	230 ~ 17000	24 / 24	3200
30	009-51	荒川下流	千秋橋	B	ハ	1.8 ~ 4.0	/ 24	/ 12	2.6	2.5	2.6	2.1 ~ 3.2	1 ~ 15	0 / 24	4	2300 ~ 79000	24 / 24	28000
31	009-01	荒川下流	二川橋	B	ハ	1.8 ~ 4.4	/ 24	/ 12	3.0	3.0	3.1	2.1 ~ 3.9	1 ~ 9	0 / 24	4	2300 ~ 79000	19 / 24	23000
32	011-51	鎌田川	高室橋	B	ハ	2.0 ~ 4.8	/ 24	/ 12	3.1	3.1	3.3	2.2 ~ 4.2	1 ~ 33	2 / 24	13	22000 ~ >240000	12 / 12	99000
33	011-01	鎌田川	鎌田川流末	B	ハ	2.7 ~ 5.1	/ 24	/ 12	3.8	3.9	4.3	2.8 ~ 5.1	6 ~ 26	2 / 24	17	23000 ~ 130000	24 / 24	63000
34	004-01	相模川上流(1)	富士見橋	AA	イ	< 0.5 ~ 1.3	/ 24	/ 12	0.9	0.9	1.2	< 0.5 ~ 1.3	< 1 ~ 4	0 / 24	1	790 ~ 7900	24 / 24	2700
35	005-01	相模川上流(2)	大月橋	A	ハ	0.9 ~ 2.2	/ 24	/ 12	1.5	1.4	1.5	1.0 ~ 2.2	< 1 ~ 16	0 / 24	4	790 ~ 17000	22 / 24	5600
36	005-51	相模川上流(2)	桂川橋	A	ハ	1.2 ~ 2.1	/ 12	/ 12	1.5	1.5	1.7	1.2 ~ 2.1	1 ~ 5	0 / 12	2	490 ~ 33000	11 / 12	10000
37	022-01	宮川	昭和橋	B	ロ	1.7 ~ 6.0	/ 24	/ 12	3.1	2.8	3.4	1.9 ~ 5.2	< 1 ~ 25	0 / 24	5	2300 ~ 130000	15 / 24	21000
38	017-01	柳粉流川	流末	A	ハ	0.9 ~ 2.1	/ 24	/ 12	1.4	1.4	1.6	1.0 ~ 2.0	< 1 ~ 4	0 / 24	2	1100 ~ 33000	24 / 24	8600
39	204-01	大幡川	大幡川流末			1.1 ~ 2.9	/ 12	/ 12	1.8	1.8	1.9	1.1 ~ 2.9	< 1 ~ 14	/ 12	3	1700 ~ 49000	/ 12	16000
40	018-01	朝日川	落合橋	A	イ	< 0.5 ~ 1.7	/ 24	/ 12	0.9	0.8	0.9	< 0.5 ~ 1.6	< 1 ~ 3	0 / 24	1	110 ~ 4900	13 / 24	1500
41	019-01	笹子川	西方寺橋	A	イ	1.0 ~ 2.3	/ 24	/ 12	1.4	1.4	1.5	1.0 ~ 2.1	< 1 ~ 3	0 / 24	1	490 ~ 17000	22 / 24	4600
42	210-01	葛野川	深城夕△貯水池			1.0 ~ 1.6	/ 12	/ 12	1.3	1.2	1.5	1.0 ~ 1.6	< 1 ~ 1	/ 12	1	23 ~ 790	/ 12	300
43	020-01	鶴川	鶴川橋	A	イ	0.9 ~ 2.5	/ 24	/ 12	1.6	1.6	1.8	0.9 ~ 2.2	< 1 ~ 5	0 / 24	2	230 ~ 14000	23 / 24	5600
44	207-01	進志川	進志川流末			< 0.5 ~ 2.1	/ 12	/ 12	0.9	0.8	0.9	< 0.5 ~ 2.1	< 1 ~ 4	/ 12	2	230 ~ 13000	/ 12	1900
45	208-01	秋山川	秋山川流末			0.6 ~ 2.0	/ 12	/ 12	1.0	0.9	1.1	0.6 ~ 2.0	< 1 ~ 2	/ 12	1	220 ~ 7900	/ 12	3200
46	501-01	山中湖	山中湖湖心	A	イ	1.9 ~ 2.8	0 / 12	0 / 12	2.3	2.4	2.4	1.9 ~ 2.8	< 1 ~ 4	0 / 12	2	4.5 ~ 2300	1 / 12	300
47	502-01	河口湖	河口湖湖心	A	イ	1.9 ~ 3.0	0 / 12	0 / 12	2.4	2.5	2.6	1.9 ~ 3.0	< 1 ~ 2	0 / 12	1	23 ~ 3300	2 / 12	790
48	502-51	河口湖	河口湖船津沖	A	イ	1.8 ~ 3.0	0 / 12	0 / 12	2.4	2.4	2.6	1.8 ~ 3.0	< 1 ~ 2	0 / 12	1	7.8 ~ 2300	3 / 12	620
49	503-01	西湖	西湖湖心	A	イ	1.2 ~ 2.4	0 / 12	0 / 12	2.0	2.2	2.3	1.2 ~ 2.4	< 1 ~ 3	0 / 12	1	4.5 ~ 130	0 / 12	48
50	504-01	精進湖	精進湖湖心	A	イ	2.5 ~ 3.3	1 / 12	1 / 12	2.8	2.8	3.0	2.5 ~ 3.3	< 1 ~ 5	0 / 12	2	23 ~ 1300	1 / 12	250
51	505-01	本栖湖	本栖湖湖心	AA	イ	0.5 ~ 1.1	2 / 12	2 / 12	0.9	1.0	1.0	0.5 ~ 1.1	< 1 ~ < 1	0 / 12	< 1	0 ~ 79	1 / 12	8
52	023-51	多摩川上流(1)	下保之瀬橋	AA	イ	0.7 ~ 2.3	/ 12	/ 12	1.2	1.0	1.2	0.7 ~ 2.3	< 1 ~ 3	0 / 12	1	23 ~ 13000	9 / 12	1800
53	206-01	小菅川	小菅川流末			< 0.5 ~ 1.1	/ 12	/ 12	0.8	0.8	1.0	< 0.5 ~ 1.1	< 1 ~ 1	/ 12	1	49 ~ 2200	/ 12	530

(備考) 1. 検体数欄の<は、報告下限値未満を示す。
 2. m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数 x: 環境基準に適合しない日数 y: 総測定日数 平均: 日間平均値の年平均値 中央値: 75%値: 日間平均値の年間の中央値及び75%値

公共用水域測定結果 地点別総括表 健康項目

番号	地点 統一 番号	水域名	地点名	pH			全ソフ			鉛			六価クロム			砒素		
				最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n
1	001-51	富士川(1)	国界橋	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
2	001-01	富士川(1)	船山橋	< 0.001	< 0.0008	0 / 3	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 3
3	002-51	富士川(2)	信玄橋	< 0.001	< 0.001	0 / 1			/	< 0.001	< 0.001	0 / 2			/	0.001	0.001	0 / 1
4	002-01	富士川(2)	三都西橋	< 0.001	< 0.0008	0 / 3	< 0.1	< 0.1	0 / 2	0.001	0.001	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	0.001	0.001	0 / 5
5	003-01	富士川(3)	富士橋	< 0.001	< 0.0009	0 / 5	< 0.1	< 0.1	0 / 4	0.001	0.001	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 4	0.001	0.001	0 / 7
6	003-51	富士川(3)	富山橋	< 0.001	< 0.001	0 / 1			/	< 0.001	< 0.001	0 / 4			/	0.001	0.001	0 / 3
7	015-01	富士川(4)	南部橋	< 0.001	< 0.0008	0 / 3	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	0.001	0.001	0 / 3
8	209-01	大門川	大門ダム貯水池	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
9	202-03	塩川	塩川ダム貯水池	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	/	< 0.02	< 0.02	0 / 2	0.019	0.013	8 / 12
10	202-01	塩川	藤井堰	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 4
11	202-02	塩川	塩川橋	< 0.001	< 0.001	0 / 1			/	< 0.001	< 0.001	0 / 4			/	0.003	0.002	0 / 3
12	021-01	黒沢川	黒沢川流末	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 4	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
13	016-01	滝沢川	新大橋	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
14	006-51	笛吹川上流	広瀬ダム貯水池	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
15	006-01	笛吹川上流	龜甲橋	< 0.001	< 0.0008	0 / 3	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	0.002	0.002	0 / 5
16	007-51	笛吹川下流	鶴崎橋	< 0.001	< 0.001	0 / 1			/			0 / 2			/	0.001	0.001	0 / 1
17	007-53	笛吹川下流	桃林橋	< 0.001	< 0.001	0 / 1			/	< 0.001	< 0.001	0 / 2			/	0.003	0.002	0 / 3
18	007-01	笛吹川下流	三都東橋	< 0.001	< 0.0009	0 / 5	< 0.1	< 0.1	0 / 4	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 4	0.002	0.002	0 / 7
19	211-01	琴川	琴川ダム貯水池	< 0.001	< 0.0007	0 / 4	< 0.1	< 0.1	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 4
20	013-51	壺川	千野橋	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
21	013-01	壺川	壺川橋	< 0.001	< 0.0008	0 / 3	< 0.1	< 0.1	0 / 2	0.001	0.001	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	0.002	0.001	0 / 5
22	014-51	日川	葡萄橋	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
23	014-01	日川	日川橋	< 0.001	< 0.0008	0 / 3	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 6	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 3
24	012-51	平等川	平等橋	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 4	< 0.02	< 0.02	0 / 2	0.015	0.012	2 / 4
25	012-01	平等川	平等川流末	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	0.014	0.011	5 / 10
26	010-51	濁川	砂田橋	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 4
27	010-01	濁川	濁川橋	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	0.006	0.005	0 / 4
28	008-51	荒川上流	荒川ダム貯水池	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 4
29	008-01	荒川上流	桜橋	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 4
30	009-51	荒川下流	千秋橋	< 0.001	< 0.0007	0 / 6	< 0.1	< 0.1	0 / 6	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 6	< 0.005	< 0.005	0 / 6
31	009-01	荒川下流	二川橋	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 4
32	011-51	鎌田川	高室橋	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 4
33	011-01	鎌田川	鎌田川流末	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
34	004-01	相模川上流(1)	富士見橋	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
35	005-01	相模川上流(2)	大月橋	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 4	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
36	005-51	相模川上流(2)	桂川橋	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
37	022-01	宮川	昭和橋	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
38	017-01	柄杓流川	流末	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
39	204-01	大幡川	大幡川流末	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
40	018-01	朝日川	落合橋	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
41	019-01	笹子川	西方寺橋	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
42	210-01	裏野川	深城ダム貯水池	< 0.001	< 0.0007	0 / 4	< 0.1	< 0.1	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 4
43	020-01	鶴川	鶴川橋	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
44	207-01	道志川	道志川流末	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
45	208-01	秋山川	秋山川流末	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
46	501-01	山中湖	山中湖湖心	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
47	502-01	河口湖	河口湖湖心	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
48	502-51	河口湖	河口湖船津沖	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
49	503-01	西湖	西湖湖心	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
50	504-01	精進湖	精進湖湖心	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
51	505-01	本栖湖	本栖湖湖心	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
52	023-51	多摩川上流(1)	下保之瀬橋	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
53	206-01	小菅川	小菅川流末	< 0.001	< 0.0007	0 / 2	< 0.1	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2

(備考) 1. 検体数値のnは、報告下限値未満を示す。 2. m:環境基準値を超える検体数 n:総検体数

公共用水域測定結果 地点別総括表 健康項目

番号	地点 統一 番号	水域名	地点名	総水銀			PCB			ジブチル			四塩化炭素			1,2-ジブチル		
				最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n
1	001-51	富士川(1)	国界橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2		/	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2	
2	001-01	富士川(1)	船山橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1
3	002-51	富士川(2)	信玄橋		/			/		/			/		/		/	
4	002-01	富士川(2)	三都西橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1
5	003-01	富士川(3)	富士橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 4	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1
6	003-51	富士川(3)	富山橋		/			/		/			/		/		/	
7	015-01	富士川(4)	南部橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1
8	209-01	大門川	大門ダム貯水池	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2		/	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2	
9	202-03	塩川	塩川ダム貯水池	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2		/	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2	
10	202-01	塩川	藤井堰	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2		/	< 0.002	< 0.002	0 / 4	< 0.0002	< 0.0002	0 / 4	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2	
11	202-02	塩川	塩川橋		/			/		/			/		/		/	
12	021-01	黒沢川	黒沢川流末	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2
13	016-01	滝沢川	新次橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2
14	006-51	笛吹川上流	広瀬ダム貯水池	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2		/	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2	
15	006-01	笛吹川上流	亀甲橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1
16	007-51	笛吹川下流	鶴飼橋		/			/		/			/		/		/	
17	007-53	笛吹川下流	桃林橋		/			/		/			/		/		/	
18	007-01	笛吹川下流	三都東橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 4	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1
19	211-01	琴川	琴川ダム貯水池	< 0.0005	< 0.0005	0 / 4		/	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2	
20	013-51	垂川	千野橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2		/	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2	
21	013-01	垂川	垂川橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1
22	014-51	日川	葡萄橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2		/	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2	
23	014-01	日川	日川橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1
24	012-51	平等川	平等橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2		/	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2	
25	012-01	平等川	平等川流末	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2
26	010-51	濁川	砂田橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2		/	< 0.002	< 0.002	0 / 4	< 0.0002	< 0.0002	0 / 4	< 0.0004	< 0.0004	0 / 4	
27	010-01	濁川	濁川橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 4	< 0.0002	< 0.0002	0 / 4	< 0.0004	< 0.0004	0 / 4
28	008-51	荒川上流	荒川ダム貯水池	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2		/	< 0.002	< 0.002	0 / 4	< 0.0002	< 0.0002	0 / 4	< 0.0004	< 0.0004	0 / 4	
29	008-01	荒川上流	桜橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 4	< 0.0002	< 0.0002	0 / 4	< 0.0004	< 0.0004	0 / 4
30	009-51	荒川下流	千秋橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 6		/	< 0.002	< 0.002	0 / 4	< 0.0002	< 0.0002	0 / 4	< 0.0004	< 0.0004	0 / 4	
31	009-01	荒川下流	二川橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 4	< 0.0002	< 0.0002	0 / 4	< 0.0004	< 0.0004	0 / 4
32	011-51	鎌田川	高室橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2		/	< 0.002	< 0.002	0 / 4	< 0.0002	< 0.0002	0 / 4	< 0.0004	< 0.0004	0 / 4	
33	011-01	鎌田川	鎌田川流末	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2
34	004-01	相模川上流(1)	富士見橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2
35	005-01	相模川上流(2)	大月橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2
36	005-51	相模川上流(2)	桂川橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2		/	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2	
37	022-01	宮川	昭和橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2
38	017-01	柄杓流川	流末	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2
39	204-01	大幡川	大幡川流末	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2		/	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2	
40	018-01	朝日川	落合橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2
41	019-01	笹子川	西方寺橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2
42	210-01	葛野川	深城ダム貯水池	< 0.0005	< 0.0005	0 / 4		/	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2	
43	020-01	鶴川	鶴川橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2
44	207-01	道志川	道志川流末	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2		/	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2	
45	208-01	秋山川	秋山川流末	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2		/	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2	
46	501-01	山中湖	山中湖湖心	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2
47	502-01	河口湖	河口湖湖心	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2
48	502-51	河口湖	河口湖船津沖	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2		/	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2	
49	503-01	西湖	西湖湖心	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2
50	504-01	精進湖	精進湖湖心	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2
51	505-01	本栖湖	本栖湖湖心	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2
52	023-51	多摩川上流(1)	下保之瀬橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2		/	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2	
53	206-01	小菅川	小菅川流末	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2		/	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	0 / 2	

(備考) 1. 検体価欄の<は、報告下限値未満を示す。 2. m:環境基準値を超える検体数 n:総検体数

公共用水域測定結果 地点別総括表 健康項目

市番	地点統一番号	水域名	地点名	1.1-7-βDDEイソレン			ΣDDE-1,2-7-βDDEイソレン			1,1,1-7-βDDEイソレン			1,1,2-7-βDDEイソレン			7-βDDEイソレン		
				最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n
1	001-51	富士川(1)	国界橋	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
2	001-01	富士川(1)	船山橋	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1
3	002-51	富士川(2)	信玄橋			/			/			/			/			/
4	002-01	富士川(2)	三郡西橋	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1
5	003-01	富士川(3)	富士橋	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1
6	003-51	富士川(3)	富山橋			/			/			/			/			/
7	015-01	富士川(4)	南部橋	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1
8	209-01	大門川	大門ダム貯水池	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
9	202-03	塩川	塩川ダム貯水池	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
10	202-01	塩川	藤井堰	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 4	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
11	202-02	塩川	塩川橋			/			/			/			/			/
12	021-01	黒沢川	黒沢川流末	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
13	016-01	滝沢川	新大橋	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
14	006-51	笛吹川上流	広瀬ダム貯水池	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
15	006-01	笛吹川上流	亀甲橋	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1
16	007-51	笛吹川下流	鶴飼橋			/			/			/			/			/
17	007-53	笛吹川下流	桃林橋			/			/			/			/			/
18	007-01	笛吹川下流	三郡東橋	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1
19	211-01	琴川	琴川ダム貯水池	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
20	013-51	重川	千野橋	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
21	013-01	重川	重川橋	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1
22	014-51	日川	葡萄橋	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
23	014-01	日川	日川橋	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1
24	012-51	平等川	平等橋	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
25	012-01	平等川	平等川流末	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
26	010-51	濁川	砂田橋	< 0.002	< 0.002	0 / 4	< 0.004	< 0.004	0 / 4	< 0.0005	< 0.0005	0 / 4	< 0.0006	< 0.0006	0 / 4	< 0.002	< 0.002	0 / 4
27	010-01	濁川	濁川橋	< 0.002	< 0.002	0 / 4	< 0.004	< 0.004	0 / 4	< 0.0005	< 0.0005	0 / 4	< 0.0006	< 0.0006	0 / 4	< 0.002	< 0.002	0 / 4
28	008-51	荒川上流	荒川ダム貯水池	< 0.002	< 0.002	0 / 4	< 0.004	< 0.004	0 / 4	< 0.0005	< 0.0005	0 / 4	< 0.0006	< 0.0006	0 / 4	< 0.002	< 0.002	0 / 4
29	008-01	荒川上流	桜橋	< 0.002	< 0.002	0 / 4	< 0.004	< 0.004	0 / 4	< 0.0005	< 0.0005	0 / 4	< 0.0006	< 0.0006	0 / 4	< 0.002	< 0.002	0 / 4
30	009-51	荒川下流	千秋橋	< 0.002	< 0.002	0 / 4	< 0.004	< 0.004	0 / 4	< 0.0005	< 0.0005	0 / 4	< 0.0006	< 0.0006	0 / 4	< 0.002	< 0.002	0 / 4
31	009-01	荒川下流	二川橋	< 0.002	< 0.002	0 / 4	< 0.004	< 0.004	0 / 4	< 0.0005	< 0.0005	0 / 4	< 0.0006	< 0.0006	0 / 4	< 0.002	< 0.002	0 / 4
32	011-51	鎌田川	高室橋	< 0.002	< 0.002	0 / 4	0.009	0.0056	0 / 4	< 0.0005	< 0.0005	0 / 4	< 0.0006	< 0.0006	0 / 4	< 0.002	< 0.002	0 / 4
33	011-01	鎌田川	鎌田川流末	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
34	004-01	相模川上流(1)	富士見橋	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
35	005-01	相模川上流(2)	大月橋	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
36	005-51	相模川上流(2)	桂川橋	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
37	022-01	宮川	昭和橋	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
38	017-01	柳杓流川	流末	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
39	204-01	大幡川	大幡川流末	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
40	018-01	朝日川	落合橋	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
41	019-01	笹子川	西方寺橋	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
42	210-01	霧野川	深城ダム貯水池	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
43	020-01	鶴川	鶴川橋	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
44	207-01	道志川	道志川流末	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
45	208-01	秋山川	秋山川流末	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
46	501-01	山中湖	山中湖湖心	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
47	502-01	河口湖	河口湖湖心	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
48	502-51	河口湖	河口湖船津沖	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
49	503-01	西湖	西湖湖心	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
50	504-01	精進湖	精進湖湖心	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
51	505-01	本栖湖	本栖湖湖心	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
52	023-51	多摩川上流(1)	下保之瀬橋	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
53	206-01	小菅川	小菅川流末	< 0.01	< 0.01	0 / 2	< 0.004	< 0.004	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2

(備考) 1: 検体値欄の<は、報告下限値未満を示す。 2: m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

公共用水域測定結果 地点別総括表 健康項目

番号	地点 統一 番号	水域名	地点名	トリカドレチレン			1,3-ジクロロベン			チカム			ジメシソ			チオヘンカブ		
				最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n
1	001-51	富士川(1)	国界橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
2	001-01	富士川(1)	船山橋	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1
3	002-51	富士川(2)	信玄橋			/			/			/			/			/
4	002-01	富士川(2)	三都西橋	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1
5	003-01	富士川(3)	富士橋	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1
6	003-51	富士川(3)	富山橋			/			/			/			/			/
7	015-01	富士川(4)	南部橋	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1
8	209-01	大門口	大門ダム貯水池	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
9	202-03	塩川	塩川ダム貯水池	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
10	202-01	塩川	藤井堰	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
11	202-02	塩川	塩川橋			/			/			/			/			/
12	021-01	黒沢川	黒沢川流末	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
13	016-01	黒沢川	新大橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
14	006-51	笛吹川上流	広瀬ダム貯水池	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
15	006-01	笛吹川上流	亀甲橋	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1
16	007-51	笛吹川下流	鶴飼橋			/			/			/			/			/
17	007-53	笛吹川下流	桃林橋			/			/			/			/			/
18	007-01	笛吹川下流	三都東橋	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1
19	211-01	琴川	琴川ダム貯水池	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
20	013-51	墨川	千野橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
21	013-01	墨川	墨川橋	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1
22	014-51	日川	葡萄橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
23	014-01	日川	日川橋	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1
24	012-51	平等川	平等橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
25	012-01	平等川	平等川流末	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
26	010-51	濁川	砂田橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 4	< 0.0002	< 0.0002	0 / 4	< 0.0006	< 0.0006	0 / 4	< 0.0003	< 0.0003	0 / 4	< 0.002	< 0.002	0 / 4
27	010-01	濁川	濁川橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 4	< 0.0002	< 0.0002	0 / 4	< 0.0006	< 0.0006	0 / 4	< 0.0003	< 0.0003	0 / 4	< 0.002	< 0.002	0 / 4
28	008-51	荒川上流	荒川ダム貯水池	< 0.0005	< 0.0005	0 / 4	< 0.0002	< 0.0002	0 / 4	< 0.0006	< 0.0006	0 / 4	< 0.0003	< 0.0003	0 / 4	< 0.002	< 0.002	0 / 4
29	008-01	荒川上流	桜橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 4	< 0.0002	< 0.0002	0 / 4	< 0.0006	< 0.0006	0 / 4	< 0.0003	< 0.0003	0 / 4	< 0.002	< 0.002	0 / 4
30	009-51	荒川下流	千秋橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 4	< 0.0002	< 0.0002	0 / 4	< 0.0006	< 0.0006	0 / 4	< 0.0003	< 0.0003	0 / 4	< 0.002	< 0.002	0 / 4
31	009-01	荒川下流	二川橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 4	< 0.0002	< 0.0002	0 / 4	< 0.0006	< 0.0006	0 / 4	< 0.0003	< 0.0003	0 / 4	< 0.002	< 0.002	0 / 4
32	011-51	鎌田川	高巻橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 4	< 0.0002	< 0.0002	0 / 4	< 0.0006	< 0.0006	0 / 4	< 0.0003	< 0.0003	0 / 4	< 0.002	< 0.002	0 / 4
33	011-01	鎌田川	鎌田川流末	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
34	004-01	相模川上流(1)	富士見橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
35	005-01	相模川上流(2)	大月橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
36	005-51	相模川上流(2)	桂川橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
37	022-01	宮川	昭和橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
38	017-01	栲杓流川	流末	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
39	204-01	大幡川	大幡川流末	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
40	018-01	朝日川	落合橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
41	019-01	笹子川	西方寺橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
42	210-01	葛野川	深城ダム貯水池	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
43	020-01	鶴川	鶴川橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
44	207-01	進志川	進志川流末	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
45	208-01	秋山川	秋山川流末	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
46	501-01	山中湖	山中湖湖心	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
47	502-01	河口湖	河口湖湖心	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
48	502-51	河口湖	河口湖船津沖	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
49	503-01	西湖	西湖湖心	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
50	504-01	栲達湖	栲達湖湖心	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
51	505-01	本橋湖	本橋湖湖心	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
52	023-51	多摩川上流(1)	下保之瀬橋	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2
53	206-01	小菅川	小菅川流末	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2

(備考) 1. 検体値欄の<は、報告下限値未満を示す。 2. m:環境基準値を超える検体数 n:総検体数

公共用水域測定結果 地点別総括表 健康項目

順	地点 番号	水域名	地点名	アンモニ			リン			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			亜硝酸性窒素			ふっ素		
				最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n
1	001-51	富士川(1)	国界橋	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.0	0.88	0 / 4	< 0.02	< 0.02	0 / 4	0.05	0.05	0 / 4
2	001-01	富士川(1)	船山橋	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	1.1	0.91	0 / 4	0.013	0.0067	0 / 4	0.08	0.07	0 / 2
3	002-51	富士川(2)	信玄橋			/			/	1.2	0.9	0 / 2	0.016	0.0095	0 / 2	0.09	0.09	0 / 1
4	002-01	富士川(2)	三郡西橋	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	1.2	1.0	0 / 6	0.027	0.020	0 / 6	0.1	0.09	0 / 2
5	003-01	富士川(3)	富士橋	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	1.5	1.4	0 / 6	0.074	0.049	0 / 6	0.1	0.09	0 / 2
6	003-51	富士川(3)	富山橋			/			/	1.5	1.3	0 / 2	0.049	0.038	0 / 2	0.1	0.10	0 / 1
7	015-01	富士川(4)	南部橋	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	1.5	1.2	0 / 6	0.024	0.015	0 / 6	0.09	0.08	0 / 2
8	209-01	大門川	大門ダム貯水池	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.2	1.1	0 / 4	0.02	0.02	0 / 4	< 0.05	< 0.06	0 / 4
9	202-03	塩川	塩川ダム貯水池	0.001	0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.55	0.42	0 / 4	< 0.02	< 0.02	0 / 4	0.12	0.11	0 / 4
10	202-01	塩川	藤井堰	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.94	0.88	0 / 4	< 0.02	< 0.02	0 / 4	0.08	0.06	0 / 4
11	202-02	塩川	塩川橋			/			/	0.98	0.75	0 / 2	0.018	0.011	0 / 2	0.1	0.10	0 / 1
12	021-01	黒沢川	黒沢川流末	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.5	1.3	0 / 4	< 0.02	< 0.02	0 / 4	0.13	0.09	0 / 4
13	016-01	滝沢川	新大橋	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	2.0	1.6	0 / 4	0.07	0.037	0 / 4	0.06	0.05	0 / 4
14	006-51	笛吹川上流	広瀬ダム貯水池	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.33	0.30	0 / 4	< 0.02	< 0.02	0 / 4	< 0.05	< 0.06	0 / 2
15	006-01	笛吹川上流	亀甲橋	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	1.0	0.80	0 / 6	0.011	0.004	0 / 6	0.04	0.04	0 / 1
16	007-51	笛吹川下流	鶴飼橋			/			/	1.6	1.3	0 / 2	0.029	0.018	0 / 2			/
17	007-53	笛吹川下流	桃林橋			/			/	2.0	1.6	0 / 2	0.057	0.047	0 / 2	0.09	0.09	0 / 1
18	007-01	笛吹川下流	三郡東橋	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	1.9	1.5	0 / 6	0.078	0.043	0 / 6	0.09	0.09	0 / 2
19	211-01	琴川	琴川ダム貯水池	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.3	0.27	0 / 6	< 0.02	< 0.02	0 / 6	< 0.05	< 0.06	0 / 6
20	013-51	重川	千野橋	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.8	1.6	0 / 4	< 0.02	< 0.02	0 / 4	0.05	0.05	0 / 4
21	013-01	重川	重川橋	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	2.1	1.6	0 / 6	0.037	0.024	0 / 6	0.06	0.06	0 / 1
22	014-51	日川	葡萄橋	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.83	0.74	0 / 4	< 0.02	< 0.02	0 / 4	0.05	0.05	0 / 4
23	014-01	日川	日川橋	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	1.6	1.1	0 / 6	0.029	0.012	0 / 6	< 0.05	< 0.05	0 / 1
24	012-51	平等川	平等橋	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.8	1.6	0 / 4	0.04	0.027	0 / 4	0.11	0.10	0 / 4
25	012-01	平等川	平等川流末	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.7	1.5	0 / 4	0.05	0.027	0 / 4	0.13	0.10	0 / 4
26	010-51	濁川	砂田橋	< 0.001	< 0.001	0 / 4	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.85	0.60	0 / 6	< 0.02	< 0.02	0 / 6	0.18	0.13	0 / 6
27	010-01	濁川	濁川橋	< 0.001	< 0.001	0 / 4	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.7	1.4	0 / 6	0.09	0.05	0 / 6	0.20	0.14	0 / 6
28	008-51	荒川上流	荒川ダム貯水池	< 0.001	< 0.001	0 / 4	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.41	0.32	0 / 6	< 0.02	< 0.02	0 / 6	< 0.05	< 0.05	0 / 6
29	008-01	荒川上流	桜橋	< 0.001	< 0.001	0 / 4	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.45	0.38	0 / 6	< 0.02	< 0.02	0 / 6	< 0.05	< 0.05	0 / 6
30	009-51	荒川下流	千秋橋	< 0.001	< 0.001	0 / 4	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.0	0.78	0 / 6	0.03	0.023	0 / 6	0.18	0.12	0 / 6
31	009-01	荒川下流	二川橋	< 0.001	< 0.001	0 / 4	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.0	0.61	0 / 6	0.02	0.02	0 / 6	0.14	0.10	0 / 6
32	011-51	鎌田川	高室橋	< 0.001	< 0.001	0 / 4	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.1	0.96	0 / 6	0.02	0.02	0 / 6	0.10	0.07	0 / 6
33	011-01	鎌田川	鎌田川流末	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.1	1.0	0 / 4	0.02	0.02	0 / 4	0.12	0.08	0 / 4
34	004-01	相模川上流(1)	富士見橋	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.0	1.0	0 / 4	< 0.02	< 0.02	0 / 4	0.16	0.16	0 / 4
35	005-01	相模川上流(2)	大月橋	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.2	1.1	0 / 4	< 0.02	< 0.02	0 / 4	0.13	0.09	0 / 4
36	005-51	相模川上流(2)	桂川橋	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.2	1.1	0 / 4	0.02	0.02	0 / 4	0.11	0.09	0 / 4
37	022-01	宮川	昭和橋	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.86	0.70	0 / 4	0.02	0.02	0 / 4	0.09	0.08	0 / 4
38	017-01	柄杓流川	流末	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.4	1.3	0 / 4	< 0.02	< 0.02	0 / 4	0.15	0.14	0 / 4
39	204-01	大幡川	大幡川流末	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.2	1.0	0 / 4	0.03	0.022	0 / 4	0.09	0.08	0 / 4
40	018-01	朝日川	落合橋	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.0	0.83	0 / 4	< 0.02	< 0.02	0 / 4	0.05	0.05	0 / 4
41	019-01	笹子川	西方寺橋	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.95	0.92	0 / 4	< 0.02	< 0.02	0 / 4	0.05	0.05	0 / 4
42	210-01	葛野川	深城ダム貯水池	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.45	0.38	0 / 6	< 0.02	< 0.02	0 / 6	0.07	0.05	0 / 6
43	020-01	鶴川	鶴川橋	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.2	1.1	0 / 4	< 0.02	< 0.02	0 / 4	0.07	0.06	0 / 4
44	207-01	道志川	道志川流末	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.57	0.54	0 / 4	< 0.02	< 0.02	0 / 4	< 0.05	< 0.05	0 / 2
45	208-01	秋山川	秋山川流末	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	1.0	0.90	0 / 4	< 0.02	< 0.02	0 / 4	0.05	0.05	0 / 4
46	501-01	山中湖	山中湖湖心	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.04	0.04	0 / 12	< 0.02	< 0.02	0 / 12	0.05	0.05	0 / 4
47	502-01	河口湖	河口湖湖心	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.25	0.18	0 / 12	< 0.02	< 0.02	0 / 12	0.06	0.05	0 / 4
48	502-51	河口湖	河口湖船津沖	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.24	0.17	0 / 12	< 0.02	< 0.02	0 / 12	0.06	0.05	0 / 4
49	503-01	西湖	西湖湖心	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.23	0.12	0 / 12	< 0.02	< 0.02	0 / 12	0.06	0.05	0 / 4
50	504-01	精進湖	精進湖湖心	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.17	0.060	0 / 12	< 0.02	< 0.02	0 / 12	0.05	0.05	0 / 4
51	505-01	本栖湖	本栖湖湖心	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.19	0.16	0 / 12	< 0.02	< 0.02	0 / 12	< 0.05	< 0.05	0 / 2
52	023-51	多摩川上流(1)	下保之瀬橋	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.39	0.36	0 / 4	< 0.02	< 0.02	0 / 4	0.05	0.05	0 / 4
53	206-01	小菅川	小菅川流末	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.86	0.72	0 / 4	< 0.02	< 0.02	0 / 4	0.06	0.05	0 / 4

(備考) 1. 検体値欄の<は、報告下限値未満を示す。 2. m:環境基準値を超える検体数 n:総検体数

公共用水域測定結果 地点別総括表 健康項目

番号	地点 統一 番号	水域名	地点名	ほう素			1,4-ジチソ		
				最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n
1	001-51	富士川(1)	国界橋	< 0.04	< 0.04	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
2	001-01	富士川(1)	船山橋	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 1
3	002-51	富士川(2)	信玄橋	0.04	0.04	0 / 2			/
4	002-01	富士川(2)	三郡西橋	0.04	0.04	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 1
5	003-01	富士川(3)	富士橋	0.03	0.03	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 1
6	003-51	富士川(3)	富山橋	0.04	0.04	0 / 2			/
7	015-01	富士川(4)	南部橋	0.04	0.04	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 1
8	209-01	大門川	大門夕△貯水池	< 0.04	< 0.04	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
9	202-03	塩川	塩川夕△貯水池	0.46	0.29	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 2
10	202-01	塩川	藤井堰	0.11	0.08	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 2
11	202-02	塩川	塩川橋	0.10	0.10	0 / 2			/
12	021-01	黒沢川	黒沢川流末	0.07	0.05	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 2
13	016-01	滝沢川	新大橋	0.08	0.05	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 2
14	006-51	笛吹川上流	広瀬夕△貯水池	< 0.04	< 0.04	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
15	006-01	笛吹川上流	亀甲橋	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 1
16	007-51	笛吹川下流	鶴飼橋	< 0.02	< 0.02	0 / 2			/
17	007-53	笛吹川下流	桃林橋	0.04	0.04	0 / 2			/
18	007-01	笛吹川下流	三郡東橋	0.05	0.04	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 1
19	211-01	琴川	琴川夕△貯水池	< 0.04	< 0.04	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 2
20	013-51	重川	千野橋	< 0.04	< 0.04	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
21	013-01	重川	重川橋	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 1
22	014-51	日川	葡萄橋	< 0.04	< 0.04	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
23	014-01	日川	日川橋	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 1
24	012-51	平等川	平等橋	0.10	0.09	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 2
25	012-01	平等川	平等川流末	0.08	0.07	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 2
26	010-51	濁川	砂田橋	0.13	0.11	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 2
27	010-01	濁川	濁川橋	0.16	0.15	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 2
28	008-51	荒川上流	荒川夕△貯水池	< 0.04	< 0.04	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 2
29	008-01	荒川上流	桜橋	< 0.04	< 0.04	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 2
30	009-51	荒川下流	千秋橋	0.12	0.08	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 2
31	009-01	荒川下流	二川橋	0.11	0.07	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 2
32	011-51	鎌田川	高堂橋	0.07	0.07	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 2
33	011-01	鎌田川	鎌田川流末	0.06	0.06	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 2
34	004-01	相模川上流(1)	富士見橋	< 0.04	< 0.04	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
35	005-01	相模川上流(2)	大月橋	< 0.04	< 0.04	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
36	005-51	相模川上流(2)	桂川橋	< 0.04	< 0.04	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 2
37	022-01	宮川	昭和橋	< 0.04	< 0.04	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 2
38	017-01	柄杓流川	流末	< 0.04	< 0.04	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
39	204-01	大幡川	大幡川流末	< 0.04	< 0.04	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
40	018-01	朝日川	落合橋	< 0.04	< 0.04	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
41	019-01	笹子川	西方寺橋	< 0.04	< 0.04	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
42	210-01	藁野川	深城夕△貯水池	< 0.04	< 0.04	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 2
43	020-01	鶴川	鶴川橋	< 0.04	< 0.04	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
44	207-01	道志川	道志川流末	< 0.04	< 0.04	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
45	208-01	秋山川	秋山川流末	< 0.04	< 0.04	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
46	501-01	山中湖	山中湖湖心	< 0.04	< 0.04	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
47	502-01	河口湖	河口湖湖心	< 0.04	< 0.04	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
48	502-51	河口湖	河口湖船津沖	< 0.04	< 0.04	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
49	503-01	西湖	西湖湖心	< 0.04	< 0.04	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
50	504-01	精進湖	精進湖湖心	< 0.04	< 0.04	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
51	505-01	本栖湖	本栖湖湖心	< 0.04	< 0.04	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
52	023-51	多摩川上流(1)	下保之瀬橋	< 0.04	< 0.04	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2
53	206-01	小菅川	小菅川流末	< 0.04	< 0.04	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2

(備考) 1. 検体値欄の<は、報告下限値未達を示す。 2. m:環境基準値を超える検体数 n:総検体数

4 水生生物調査(大気水質保全課)

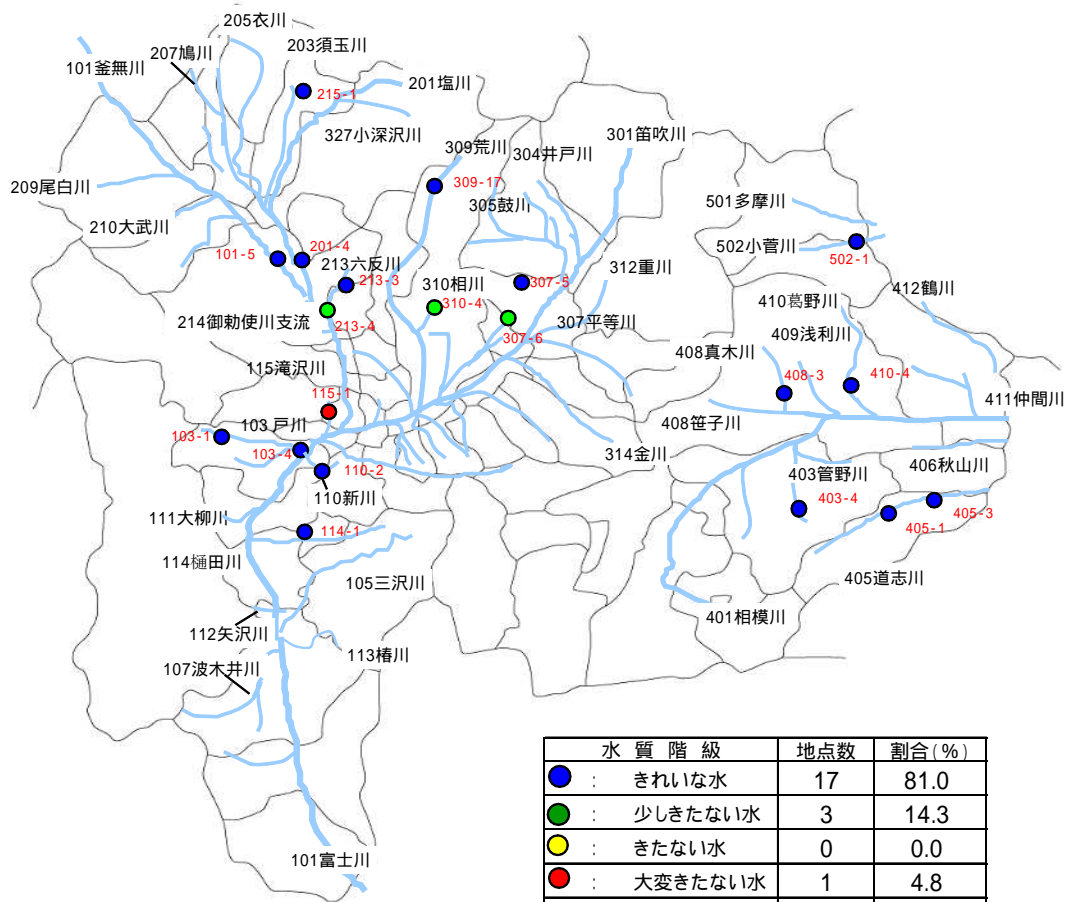
調査結果総括表

調査地点					調査団体名	調査		天気	水温()	川幅(m)	生物採取場所	水深(cm)	流れの速さ	川底の状態	水のおい	水のにごり	環境基準類型
河川名	調査地点名	地点番号	経度	緯度		日付	時間										
戸川	三本木橋下流	103-1	138.4301773	35.56327916	富士川町役場	8/3	10	晴れ	22.5	5	川の中心/上流から見て右岸/上流から見て左岸	20	速い(毎秒60cm以上)	頭大の石が多い/こぶし大の石が多い	においは感じられない	透明またはきれい	
戸川	梅林	103-4	138.4643098	35.54838534	富士川町役場	8/3	8	晴れ	27	4	川の中心/上流から見て右岸/上流から見て左岸	15	普通(毎秒30~60cm)	こぶし大の石が多い/コケ	においは感じられない	透明またはきれい	
小菅川	渡茶了橋付近	502-1	138.9425588	35.75923445	小菅村立 小菅中学校	7/13	10	曇り	16	15	上流から見て左岸	40	普通(毎秒30~60cm)	こぶし大の石が多い	においは感じられない	透明またはきれい	
真木川	真木温泉下	408-3	138.9026492	35.60817626	大月市立大月西小学校	7/9	14	曇り	18	20	上流から見て右岸	30	速い(毎秒60cm以上)	こぶし大の石が多い	においは感じられない	透明またはきれい	
樋田川	天神橋	114-1	138.4831082	35.48478936	身延町立 久那土小学校	7/11	10	晴れ	23.5	3	川の中心/上流から見て右岸/上流から見て左岸	20	普通(毎秒30~60cm)	頭大の石が多い/こぶし大の石が多い	においは感じられない	透明またはきれい	
六反川	米笠橋下流	213-3	138.4788475	35.70543412	塩崎町子供クラブ	8/15	10	曇り	26	2	川の中心/上流から見て右岸/上流から見て左岸	10	遅い(毎秒30cm以下)	頭大の石が多い/こぶし大の石が多い/小石と砂/コケ	においは感じられない	透明またはきれい	
塩川	穂坂橋上流	201-4	138.4549238	35.72075979	葦崎東中学校科学部	7/26	13	晴れ	22.4	16	上流から見て右岸	17	速い(毎秒60cm以上)	頭大の石が多い/こぶし大の石が多い/砂と泥	においは感じられない	透明またはきれい	
道志川	池之原橋	405-1	139.0232917	35.52170724	道志村立 道志中学校	8/7	10	晴れ	18	15	川の中心/上流から見て右岸/上流から見て左岸	40	速い(毎秒60cm以上)	こぶし大の石が多い	においは感じられない	透明またはきれい	
道志川	柳瀬橋付近	405-3	139.0711451	35.53405074	道志村立 道志中学校	8/7	11	晴れ	18	15	上流から見て左岸	40	普通(毎秒30~60cm)	小石と砂	においは感じられない	透明またはきれい	
平等川	大平橋上流	307-5	138.6520139	35.69322281	笛吹市立石和北小学校	7/19	11	晴れ	22.5	7	上流から見て左岸	45	普通(毎秒30~60cm)	頭大の石が多い/こぶし大の石が多い	においは感じられない	透明またはきれい	B
平等川	保雲寺橋下流側	307-6	138.6431897	35.66544137	笛吹市立石和北小学校	7/19	9	晴れ	26	4	上流から見て右岸	20	遅い(毎秒30cm以下)	こぶし大の石が多い/泥	ドブ、石油、薬のような不快感のあ	少しにごっている	B
釜無川	桐沢橋下流	101-5	138.4216524	35.72857587	葦崎市立葦崎北西小学校	8/30	9	晴れ	25.8	30	上流から見て右岸	20	速い(毎秒60cm以上)	頭大の石が多い/こぶし大の石が多い/小石と砂	においは感じられない	透明またはきれい	AA
荒川	川窪町市営駐車場	309-17	138.5651759	35.75342951	甲府市環境部環境保全課	7/28	10	晴れ	18.5	20.3	上流から見て左岸	16	速い(毎秒60cm以上)	こぶし大の石が多い	においは感じられない	透明またはきれい	AA
新川	市川南中学校付近	110-2	138.4751693	35.53345769	市川三郷町立市川南中学校	7/10	14	晴れ	27	2.5	川の中心/上流から見て右岸/上流から見て左岸	15	普通(毎秒30~60cm)	こぶし大の石が多い/コケ	においは感じられない	透明またはきれい	
葛野川	宮古橋下流	410-4	138.957559	35.62682908	大月市立七保小学校	7/5	10	曇り	17	10	上流から見て右岸	15	速い(毎秒60cm以上)	こぶし大の石が多い	においは感じられない	透明またはきれい	
小深沢川	清里大橋下流	215-1	138.4453778	35.90925044	北杜市立高根清里小学校	8/22	9	晴れ	20.1	4	川の中心/上流から見て右岸/上流から見て左岸	15	遅い(毎秒30cm以下)	頭大の石が多い/こぶし大の石が多い/小石と砂	においは感じられない	透明またはきれい	
相川	相川 塚原橋下流	310-4	138.5692967	35.68916089	甲府市立東中学校科学部	8/8	10	晴れ	22.2	3	川の中心/上流から見て右岸/上流から見て左岸	30	遅い(毎秒30cm以下)	頭大の石が多い/こぶし大の石が多い/小石と砂/泥	においは感じられない	透明またはきれい	
菅野川	菅野川	403-4	138.9209711	35.5269548	都留文化大学付属小学校	7/18	11	晴れ	19	15	上流から見て右岸	20	速い(毎秒60cm以上)	こぶし大の石が多い	においは感じられない	大変にごっている	
六反川	陣屋橋下流(船形神社付近)	213-4	138.4786002	35.69174398	甲斐市立双葉中学校	8/21	10	晴れ	25.5	3	川の中心/上流から見て右岸/上流から見て左岸	15	速い(毎秒60cm以上)	こぶし大の石が多い	においは感じられない	少しにごっている	
六反川	米笠橋下流	213-3	138.4788497	35.70529903	甲斐市立双葉中学校	8/21	10	晴れ	24.6	4	川の中心/上流から見て左岸	20	遅い(毎秒30cm以下)	こぶし大の石が多い/小石と砂/コンクリート/砂と泥	においは感じられない	透明またはきれい	
滝沢川	和泉橋上流	115-1	138.4823167	35.58724131	南アルプス市立南湖小学校	8/30	14	晴れ	31.5	8	川の中心/上流から見て右岸/上流から見て左岸	20	遅い(毎秒30cm以下)	小石と砂	においは感じられない	透明またはきれい	B

調査地点			(きれいな水)										(少しきたない水)							(きたない水)					(大変きたない水)											
河川名	調査地点名	調査地点番号	水質階級	アミカ	ウズムシ	カワゲラ	サワガニ	ナガレトビケラ	ヒラタカゲロウ	フユ	ヘビトンボ	ヤマトビケラ	イシマキガイ	オオシマトビケラ	カワニナ	ゲンジボタル	コオニヤンマ	コガタシマトビケラ	スジエビ	ヒラタドロムシ	ヤマトシジミ	イソコップムシ	タイコウチ	タニシ	ニホウドロソコエビ	シマイシビル	ミスカマキリ	ミスムシ	アメリカザリガニ	エラミミズ	サカマキガイ	ユスリカ類	チヨウバエ			
				戸川	三本木橋下流	103-1																														
戸川	梅林	103-4																																		
小菅川	渡茶ア橋付近	502-1																																		
真木川	真木温泉下	408-3																																		
樋田川	天神橋	114-1																																		
六反川	米笠橋下流	213-3																																		
塩川	塩川 穂坂橋北	201-4																																		
道志川	池之原橋付近	405-1																																		
道志川	柳瀬橋付近	405-3																																		
平等川	大平橋上流	307-5																																		
平等川	保雲寺橋下流側	307-6																																		
釜無川	桐沢橋下流	101-5																																		
荒川	川窪町市営駐車場横(昇仙峡市営駐車場)	309-17																																		
新川	市川南中学校付近	110-2																																		
葛野川	宮古橋下流	410-4																																		
小深沢川	清里大橋下流	215-1																																		
相川	相川 塚原橋下流	310-4																																		
菅野川	菅野川	403-4																																		
六反川	陣屋橋下流(船形神社付近)	213-4																																		
六反川	米笠橋下流	213-3																																		
滝沢川	和泉橋上流	115-1																																		
			出現地点数	1	9	15	9	8	14	10	14	2	0	1	9	0	7	9	2	1	0	0	1	2	0	7	0	1	3	0	2	2	1			
			出現割合(%)	4.8%	42.9%	71.4%	42.9%	38.1%	66.7%	47.6%	66.7%	9.5%	0.0%	4.8%	42.9%	0.0%	33.3%	42.9%	9.5%	4.8%	0.0%	0.0%	4.8%	9.5%	0.0%	33.3%	0.0%	4.8%	14.3%	0.0%	9.5%	9.5%	4.8%			

水生生物調査結果測定値点図・概要

水生生物調査結果等の概要



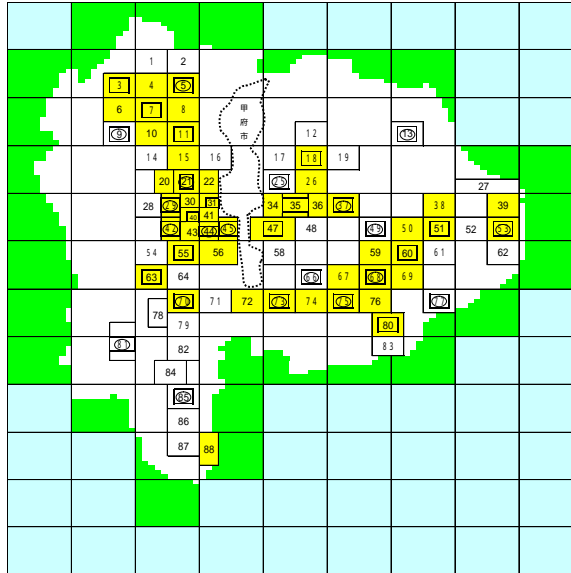
水質階級	地点数	割合(%)
● : きれいな水	17	81.0
● : 少しきたない水	3	14.3
● : きたない水	0	0.0
● : 大変きたない水	1	4.8
合 計	21	100

5 地下水水質測定結果(大気水質保全課)

(1) 測定地点図(環境基準項目・要監視項目)

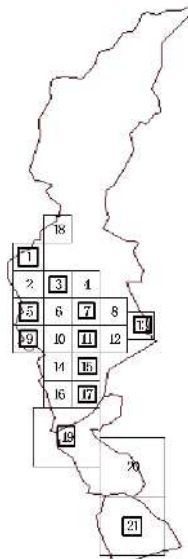
(山梨県)

平成24年度山梨県地下水測定地点図(環境基準項目・要監視項目)



(甲府市)

平成24年度甲府市地下水測定地点図(環境基準項目・要監視項目)



- ・市街地を2kmメッシュで区切った18地区とそれ以外の地域を5kmメッシュで区切った3地区の計21地区
- ・□ は環境基準項目及び要監視項目測定地点(11地点)

(2) 調査結果

概況調査結果(ローリング方式)

井戸番号	井戸の所在地	飲用の有無	深度(m)	環境基準項目(mg/l%)													
				がみりΔ		全フアン		鉛		六価クロム		砒素		総水銀		メチル水銀	
				基準値 0.003	検出されないこと	基準値0.01	基準値0.05	基準値0.01	基準値0.0005	検出されないこと							
1	北州市 須玉町下津金	無	8	<0.0003	-	<0.1	-	<0.005	-	<0.02	-	<0.005	-	<0.0005	-	-	-
2	北州市 武川町柳沢	有	不明	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
3	丹波山村	無	不明	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
4	甲斐市 宇津谷	無	不明	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
5	山梨市 正徳寺	無	不明	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
6	南アルプス市 曲輪田新	無	150	<0.0003	-	<0.1	-	<0.005	-	<0.02	-	<0.005	-	<0.0005	-	-	-
7	甲州市 大和町日影	無	6	<0.0003	-	<0.1	-	<0.005	-	<0.02	-	<0.005	-	<0.0005	-	-	-
8	南アルプス市 平岡	無	4	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
9	中央市 日井河原	無	40	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
10	中央市 機楽寺	無	70	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
11	大月市 笹子町黒野田	有	7	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
12	上野原市 川合	有	8	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
13	富士河口湖町 大石	無	30	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
14	西桂町 倉見	有	30-50	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
15	身延町 西島	有	9	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
16	富士河口湖町 西湖	有	50	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
17	富士吉田市 上吉田	有	不明	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
18	道志村 下善之木	有	不明	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
19	早川町 草塩	無	10	<0.0003	-	<0.1	-	<0.005	-	<0.02	-	<0.005	-	<0.0005	-	-	-
20	南都町 本郷	無	3	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
21	北州市 小淵沢町上笹尾	有	27	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
22	北州市 高根町小池	有	50	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
23	北州市 明野町上手	無	不明	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
24	山梨市 牧丘町窪平	有	不明	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
25	甲斐市 名取	有	40	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
26	笛吹市 一宮町園分	有	60	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
27	南アルプス市 沢登	無	7	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
28	笛吹市 八代町南	無	52	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
29	大月市 麻岡町強瀬	無	6	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
30	富士川町 大久保	有	6	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
31	都留市 玉川	無	30	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
32	富士川町 鎌沢	有	10	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
33	山中湖村 山中	有	60	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
34	甲府市中村町	有	30	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
35	甲府市下河原町	有	15	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
36	甲府市金竹町	無	35	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
37	甲府市善光寺三丁目	無	15	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
38	甲府市高畑一丁目	無	5	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
39	甲府市蓬沢一丁目	無	30	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
40	甲府市川田町	無	10	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
41	甲府市上町	無	80	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
42	甲府市小曲町	無	30	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
43	甲府市下菅根町	無	不明	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	-	-
44	甲府市古閑町	無	100	<0.0003	<0.0003	<0.1	<0.1	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	-	-	<0.0005	<0.0005	-	-

No1～33の井戸については山梨県が、No34～44の井戸は甲府市が調査を実施した。
 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合に測定を実施する。
 凡例: 測定結果 1回目 2回目 年間平均値 環境基準超過 基準値内検出 不検出 * 井戸番号44の砒素については、継続監視調査の項目として実施した。

井戸番号	井戸の所在地	飲用の有無	深度(m)	環境基準項目(mg/l%)													
				PCB		シクロキサ		四塩化炭素		塩化二硫化		1,2-ジクロロエチン		1,1-ジクロロエチン			
				検出されないこと		基準値0.02		基準値0.002		基準値0.002		基準値0.004		基準値0.1		基準値0.04	
1	北州市 須玉町下津金	無	8	<0.0005	-	<0.002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0004	-	<0.002	-	<0.004	-
2	北州市 武川町柳沢	有	不明	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
3	丹波山村	無	不明	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
4	甲斐市 宇津谷	無	不明	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
5	山梨市 正徳寺	無	不明	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
6	南アルプス市 曲輪田新	無	150	<0.0005	-	<0.002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0004	-	<0.002	-	<0.004	-
7	甲州市 大和町日影	無	6	<0.0005	-	<0.002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0004	-	<0.002	-	<0.004	-
8	南アルプス市 平岡	無	4	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
9	中央市 臼井河原	無	40	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
10	中央市 機楽寺	無	70	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
11	大月市 笹子町黒野田	有	7	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
12	上野原市 川台	有	8	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
13	富士河口湖町 大石	無	30	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
14	西桂町 倉見	有	30-50	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
15	身延町 西島	有	9	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
16	富士河口湖町 西湖	有	50	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
17	富士吉田市 上吉田	有	不明	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
18	道志村 下蓄の木	有	不明	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
19	早川町 草塩	無	10	<0.0005	-	<0.002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0004	-	<0.002	-	<0.004	-
20	南都町 本郷	無	3	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
21	北州市 小淵沢町上笹尾	有	27	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
22	北州市 高根町小池	有	50	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
23	北州市 明野町上手	無	不明	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
24	山梨市 牧丘町窪平	有	不明	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
25	甲斐市 名取	有	40	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
26	笛吹市 一宮町園分	有	60	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
27	南アルプス市 沢登	無	7	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
28	笛吹市 八代町南	無	52	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
29	大月市 鷹岡町強瀬	無	6	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
30	富士川町 大久保	有	6	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
31	都留市 玉川	無	30	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
32	富士川町 鎌沢	有	10	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
33	山中湖村 山中	有	60	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
34	甲府市中村町	有	30	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
35	甲府市下河原町	有	15	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
36	甲府市金竹町	無	35	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
37	甲府市善光寺三丁目	無	15	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
38	甲府市高畑一丁目	無	5	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
39	甲府市蓬沢一丁目	無	30	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
40	甲府市川田町	無	10	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
41	甲府市上町	無	80	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
42	甲府市小曲町	無	30	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
43	甲府市下菅根町	無	不明	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004
44	甲府市古閑町	無	100	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004

NO1～33の井戸については山梨県が、NO34～44の井戸は甲府市が調査を実施した。

アルキル水銀は、総水銀が検出された場合に測定を実施する。

凡例:

測定結果	環境基準超過
1回目	基準値内検出
2回目	不検出
年間平均値	

資料1 環境モニタリングの結果

井戸番号	井戸の所在地	飲用の有無	深度(m)	環境基準項目(mg/l%)													
				1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,3-ジクロロベンゼン		ナフタレン		メジソリン	
				基準値1	基準値0.006	基準値0.03	基準値0.01	基準値0.002	基準値0.006	基準値0.003							
1	北本市 須玉町下津金	無	8	<0.0005	-	<0.0006	-	<0.002	-	<0.0005	-	<0.0002	-	<0.0006	-	<0.0003	-
2	北本市 武川町柳沢	有	不明	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
3	丹波山村	無	不明	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
4	甲斐市 宇津谷	無	不明	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
5	山梨市 正徳寺	無	不明	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
6	南アルプス市 曲輪田新	無	150	<0.0005	-	<0.0006	-	<0.002	-	<0.0005	-	<0.0002	-	<0.0006	-	<0.0003	-
7	甲州市 大和町日影	無	6	<0.0005	-	<0.0006	-	<0.002	-	<0.0005	-	<0.0002	-	<0.0006	-	<0.0003	-
8	南アルプス市 平岡	無	4	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
9	中央市 臼井河原	無	40	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
10	中央市 機楽寺	無	70	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
11	大月市 笹子町黒野田	有	7	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
12	上野原市 川台	有	8	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
13	富士河口湖町 大石	無	30	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
14	西桂町 倉見	有	30-50	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
15	身延町 西島	有	9	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
16	富士河口湖町 西湖	有	50	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
17	富士吉田市 上吉田	有	不明	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
18	道志村 下蓄の木	有	不明	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
19	早川町 草塩	無	10	<0.0005	-	<0.0006	-	<0.002	-	<0.0005	-	<0.0002	-	<0.0006	-	<0.0003	-
20	南都町 本郷	無	3	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
21	北本市 小淵沢町上笹尾	有	27	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
22	北本市 高根町小池	有	50	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
23	北本市 明野町上手	無	不明	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
24	山梨市 牧丘町窪平	有	不明	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
25	甲斐市 名取	有	40	0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
26	笛吹市 一宮町園分	有	60	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
27	南アルプス市 沢登	無	7	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
28	笛吹市 八代町南	無	52	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
29	大月市 鷹岡町強瀬	無	6	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
30	富士川町 大久保	有	6	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
31	都留市 玉川	無	30	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
32	富士川町 鎌沢	有	10	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
33	山中湖村 山中	有	60	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
34	甲府市中村町	有	30	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
35	甲府市下河原町	有	15	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
36	甲府市金竹町	無	35	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
37	甲府市善光寺三丁目	無	15	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
38	甲府市高畑一丁目	無	5	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
39	甲府市蓬沢一丁目	無	30	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
40	甲府市川田町	無	10	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
41	甲府市上町	無	80	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
42	甲府市小曲町	無	30	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
43	甲府市下菅根町	無	不明	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003
44	甲府市古閑町	無	100	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0006	<0.0006	<0.0003	<0.0003

NO1～33の井戸については山梨県が、NO34～44の井戸は甲府市が調査を実施した。
 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合に測定を実施する。
 凡例：
 測定結果
 1回目 2回目
 年間平均値
 環境基準超過
 基準値内検出
 不検出

井戸番号	井戸の所在地	飲用の有無	深度(m)	環境基準項目(mg/l)													
				チオソルホン		ベンゼン		メソ		硝酸性窒素 亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素		1,4-ジオキサソ	
				基準値0.02	基準値0.01	基準値0.01	基準値0.01	基準値10	基準値0.8	基準値1	基準値0.05						
1	北杜市 須玉町下津金	無	8	<0.002	-	<0.001	-	<0.002	-	2.1	-	<0.05	-	<0.04	-	<0.005	-
2	北杜市 武川町柳沢	有	不明	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	3.4	3.5	<0.05	<0.05	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
3	丹波山村	無	不明	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	0.68	0.91	<0.05	0.05	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
4	甲斐市 宇津谷	無	不明	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	0.71	0.62	0.07	0.08	0.17	0.19	<0.005	<0.005
5	山梨市 正徳寺	無	不明	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	2.7	1.9	<0.05	<0.05	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
6	南アルプス市 曲輪田新	無	150	<0.002	-	<0.001	-	<0.002	-	0.14	-	0.12	-	0.05	-	<0.005	-
7	甲州市 大和町日影	無	6	<0.002	-	<0.001	-	<0.002	-	0.80	-	0.05	-	<0.04	-	<0.005	-
8	南アルプス市 平岡	無	4	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	1.1	0.95	<0.05	<0.05	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
9	中央市 臼井河原	無	40	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	1.7	1.5	0.06	0.07	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
10	中央市 機楽寺	無	70	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.04	<0.04	0.35	0.34	0.09	0.05	<0.005	<0.005
11	大月市 笹子町黒野田	有	7	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	0.89	1.0	0.05	<0.05	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
12	上野原市 川台	有	8	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	2.9	0.74	<0.05	<0.05	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
13	富士河口湖町 大石	無	30	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	1.7	1.6	<0.05	<0.05	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
14	西桂町 倉見	有	30-50	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	0.77	0.95	0.05	0.05	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
15	身延町 西島	有	9	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	1.3	1.6	0.09	0.10	0.06	<0.04	<0.005	<0.005
16	富士河口湖町 西湖	有	50	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	0.81	0.73	<0.05	<0.05	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
17	富士吉田市 上吉田	有	不明	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	0.82	0.82	0.23	0.23	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
18	道志村 下蓄の木	有	不明	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	0.46	0.43	<0.05	0.06	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
19	早川町 草塩	無	10	<0.002	-	<0.001	-	<0.002	-	0.41	-	0.06	-	<0.04	-	<0.005	-
20	南都町 本郷	無	3	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	16	11	<0.05	<0.05	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
21	北杜市 小淵沢町上笹尾	有	27	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	0.91	1.0	0.05	0.05	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
22	北杜市 高根町小池	有	50	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	1.5	1.5	<0.05	<0.05	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
23	北杜市 明野町上手	無	不明	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	2.3	2.6	<0.05	<0.05	0.10	0.07	<0.005	<0.005
24	山梨市 牧丘町窪平	有	不明	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	4.2	3.8	<0.05	<0.05	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
25	甲斐市 名取	有	40	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	3.0	2.3	0.07	0.06	0.10	0.08	<0.005	<0.005
26	笛吹市 一宮町園分	有	60	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	9.2	9.7	<0.05	<0.05	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
27	南アルプス市 沢登	無	7	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	2.1	2.0	0.05	0.08	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
28	笛吹市 八代町南	無	52	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	6.5	6.6	<0.05	<0.05	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
29	大月市 鷹岡町強瀬	無	6	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	3.1	2.4	<0.05	0.05	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
30	富士川町 大久保	有	6	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	1.0	1.2	<0.05	0.05	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
31	都留市 玉川	無	30	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	2.0	1.5	<0.05	<0.05	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
32	富士川町 鎌沢	有	10	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	1.4	1.6	0.05	0.06	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
33	山中湖村 山中	有	60	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	0.74	0.84	0.07	0.08	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
34	甲府市中村町	有	30	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	3.8	3.6	<0.05	<0.05	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
35	甲府市下河原町	有	15	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	3.6	3.8	<0.05	<0.05	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
36	甲府市金竹町	無	35	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	3.8	3.3	<0.05	<0.05	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
37	甲府市善光寺三丁目	無	15	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	0.69	1.0	0.05	0.06	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
38	甲府市高畑一丁目	無	5	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	1.7	1.7	0.11	0.10	0.07	0.10	<0.005	<0.005
39	甲府市蓬沢一丁目	無	30	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.04	<0.04	0.24	0.25	0.89	0.72	<0.005	<0.005
40	甲府市川田町	無	10	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	1.0	2.0	0.13	0.10	0.08	0.06	<0.005	<0.005
41	甲府市上町	無	80	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.04	<0.04	0.27	0.23	0.12	0.12	<0.005	<0.005
42	甲府市小曲町	無	30	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	3.4	2.8	0.07	0.07	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
43	甲府市下菅根町	無	不明	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	2.1	4.5	0.07	0.05	<0.04	<0.04	<0.005	<0.005
44	甲府市古閑町	無	100	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	0.05	<0.04	0.42	0.38	<0.04	0.13	<0.005	<0.005

NO1～33の井戸については山梨県が、NO34～44の井戸は甲府市が調査を実施した。

アルキル水銀は、総水銀が検出された場合に測定を実施する。

凡例: 測定結果

1回目 2回目

年間平均値

環境基準超過

基準値内検出

不検出

概況調査結果(定点方式)

井戸番号	井戸の所在地	飲用の有無	深度(m)	環境基準項目 (mg/リットル)											
				鉛		六価クロム		砒素		ジクロロメタン		塩化ビニルモノマー		1,1-ジクロロエチレン	
				基準値0.01		基準値0.05		基準値0.01		基準値0.02		基準値0.002		基準値0.1	
T-1	郡留市 田原	無	70	-	-	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005	-	-	-	-	-	-
T-2	北杜市 小淵沢町	有	60	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.002	<0.002
T-3	忍野村 忍草	有	50	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	-	-	-	-
T-4	郡留市 四日市場	無	14	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.002	<0.002
T-5	韮崎市 清哲町	無	100	<0.005	<0.005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-6	韮崎市 清哲町	有	50	<0.005	<0.005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-7	韮崎市 上祖母石	有	30	<0.005	<0.005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-8	中央市 大田和	無	不明	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.002	<0.002

井戸番号	井戸の所在地	飲用の有無	深度(m)	環境基準項目 (mg/リットル)									
				1,2ジクロロエチレン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ふっ素			
				基準値0.04		基準値0.03		基準値0.01		基準値0.8			
T-1	郡留市 田原	無	70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-2	北杜市 小淵沢町	有	60	<0.004	<0.004	0.002	<0.002	-	-	-	-	-	-
T-3	忍野村 忍草	有	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-4	郡留市 四日市場	無	14	<0.004	<0.004	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-
T-5	韮崎市 清哲町	無	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-6	韮崎市 清哲町	有	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-7	韮崎市 上祖母石	有	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-8	中央市 大田和	無	不明	<0.004	<0.004	<0.002	<0.002	<0.0005	<0.0005	0.05	0.05	0.05	0.05

凡例: 1回目 2回目
年間平均値

「-」は測定していない。

環境基準超過
基準値内検出
不検出

継続監視調査

井戸番号	井戸の所在地	飲用の有無	深度(m)	環境基準項目 (mg/リットル)									
				全シアン		鉛		砒素		塩化ビニルモノマー		1,2-ジクロロエタン	
				検出されないこと		基準値0.01		基準値0.01		基準値 0.002		基準値 0.004	
1	北杜市長坂町大八田	無	110(66)	-	-	-	-	-	-	<0.0002	0.0003	<0.0004	<0.0004
2	北杜市長坂町長坂上条	無	13	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004
3	甲州市勝沼町等々力	無	30	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004
4	笛吹市石和町市部	無	85(30)	-	-	-	-	0.052	0.045	-	-	-	-
5	南アルプス市六科	無	60(47)	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004
6	南アルプス市田島	無	15	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004
7	昭和町西条新田	無	10	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004
8	昭和町築地新居	無	10	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004
9	昭和町上河東	無	5	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004
10	富士川町青柳町	無	10	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004
11	大月市七保町	無	30	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004
12	大月市初狩町	無	6.5(6.5)	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004
13	笛吹市石和町井戸	無	60(50~60)	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004
14	笛吹市石和町砂原	無	50(45)	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004
15	昭和町築地新居	有	10	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004
16	昭和町飯喰	無	3	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004
17	昭和町飯喰	無	6	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004
18	北杜市高根町箕輪	無	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	南アルプス市十五所	無	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	笛吹市御城町八千蔵	無	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	笛吹市石和町川中島	無	80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	甲州市勝沼町上岩崎	無	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	南アルプス市小笠原	無	10(7-8)	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	<0.0004	-
24	笛吹市石和町市部	無	120(80)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	笛吹市石和町市部	無	10(9)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	上野原市大野	無	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	北杜市長坂町長坂上条	無	湧水	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.0004
28	山梨市牧丘町城古寺	無	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	笛吹市石和町市部	無	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	笛吹市石和町市部	無	100	-	-	-	-	0.009	0.006	-	-	-	-
31	上野原市大柵	無	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32	甲府市新田町	無	10	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0004	<0.0004
33	甲府市青葉町	無	120	不検出	不検出	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	<0.0004	<0.0004
34	甲府市北口三丁目	無	12	不検出	不検出	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	<0.0004	<0.0004
35	甲府市下向山町	無	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36	甲府市園玉町	無	21	-	-	<0.005	<0.005	-	-	-	-	-	-
37	甲府市古閑町	無	100	-	-	-	-	0.022	0.023	-	-	-	-

No1～31の井戸については山梨県が、No32～37の井戸は甲府市が調査を実施した。
 凡例：

1回目	2回目
年間平均値	

 :環境基準超過
 :基準値内検出
 :不検出
 「-」は測定していない。

井戸番号	井戸の所在地	飲用の有無	深度(m)	環境基準項目 (mg/リットル)									
				1,1-ジクロロエチレン		1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン	
				基準値0.1		基準値0.04		基準値1		基準値0.006		基準値0.03	
1	北杜市長坂町大八田	無	110(66)	0.038	0.072	0.012	0.018	0.010	0.017	<0.0006	<0.0006	0.043	0.064
				0.055		0.015		0.014		<0.0006		0.054	
2	北杜市長坂町長坂上条	無	13	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002
				<0.002		<0.004		<0.0005		<0.0006		<0.002	
3	甲州市勝沼町等々力	無	30	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002
				<0.002		<0.004		<0.0005		<0.0006		<0.002	
4	笛吹市石和町市部	無	85(30)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	南アルプス市六科	無	60(47)	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	0.0071	0.0045	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002
				<0.002		<0.004		0.0058		<0.0006		<0.002	
6	南アルプス市田島	無	15	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002
				<0.002		<0.004		<0.0005		<0.0006		<0.002	
7	昭和町西条新田	無	10	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002
				<0.002		<0.004		<0.0005		<0.0006		<0.002	
8	昭和町築地新居	無	10	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002
				<0.002		<0.004		<0.0005		<0.0006		<0.002	
9	昭和町上河東	無	5	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	0.0009	0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002
				<0.002		<0.004		0.0008		<0.0006		<0.002	
10	富士川町青柳町	無	10	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	0.0024	0.0018	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002
				<0.002		<0.004		0.0021		<0.0006		<0.002	
11	大月市七保町	無	30	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002
				<0.002		<0.004		<0.0005		<0.0006		<0.002	
12	大月市初狩町	無	6.5(6.5)	<0.002	<0.002	0.058	0.039	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0.009	0.005
				<0.002		0.049		<0.0005		<0.0006		0.007	
13	笛吹市石和町井戸	無	60(50~60)	0.008	0.006	<0.004	<0.004	0.0007	0.0009	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002
				0.007		<0.004		0.0008		<0.0006		<0.002	
14	笛吹市石和町砂原	無	50(45)	0.009	0.006	<0.004	<0.004	0.0018	0.0015	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002
				0.008		<0.004		0.0017		<0.0006		<0.002	
15	昭和町築地新居	有	10	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002
				<0.002		<0.004		<0.0005		<0.0006		<0.002	
16	昭和町飯喰	無	3	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	0.0015	0.0011	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002
				<0.002		<0.004		0.0013		<0.0006		<0.002	
17	昭和町飯喰	無	6	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	0.0007	0.0007	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002
				<0.002		<0.004		0.0007		<0.0006		<0.002	
18	北杜市高根町箕輪	無	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	南アルプス市十五所	無	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	笛吹市御坂町八千歳	無	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	笛吹市石和町川中島	無	80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	甲州市勝沼町上岩崎	無	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	南アルプス市小笠原	無	10(7-8)	<0.002	-	<0.004	-	<0.0005	-	<0.0006	-	<0.002	-
				<0.002		<0.004		<0.0005		<0.0006		<0.002	
24	笛吹市石和町市部	無	120(80)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	笛吹市石和町市部	無	10(9)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	上野原市大野	無	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	北杜市長坂町長坂上条	無	湧水	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002
				<0.002		<0.004		<0.0005		<0.0006		<0.002	
28	山梨市牧丘町城古寺	無	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	笛吹市石和町市部	無	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	笛吹市石和町市部	無	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31	上野原市大門	無	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32	甲府市新田町	無	10	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002
				<0.002		<0.004		<0.0005		<0.0006		<0.002	
33	甲府市青葉町	無	120	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002
				<0.002		<0.004		<0.0005		<0.0006		<0.002	
34	甲府市北口三丁目	無	12	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.002	<0.002
				<0.002		<0.004		<0.0005		<0.0006		<0.002	
35	甲府市下向山町	無	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36	甲府市国玉町	無	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37	甲府市古閑町	無	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

No1～31の井戸については山梨県が、NO32～37の井戸は甲府市が調査を実施した。
 凡例：

	1回目
	2回目
	年間平均値

	：環境基準超過
	：基準値内検出
	：不検出

 「-」は測定していない。

井戸番号	井戸の所在地	飲用の有無	深度(m)	環境基準項目 (mg/リットル)							
				テトラクロロエチレン		ベンゼン		硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素		ふっ素	
				基準値 0.01		基準値0.01		基準値10		基準値0.8	
1	北杜市長坂町大八田	無	110(66)	0.0029	0.0080	-	-	-	-	-	-
				0.0055							
2	北杜市長坂町長坂上条	無	13	0.0016	0.0016	-	-	-	-	-	-
				0.0016							
3	甲州市勝沼町等々力	無	30	0.0044	0.0031	-	-	-	-	-	-
				0.0038							
4	笛吹市石和町市部	無	85(30)	-	-	-	-	-	-	-	-
5	南アルプス市六科	無	60(47)	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-	-	-
				<0.0005							
6	南アルプス市田島	無	15	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-	-	-
				<0.0005							
7	昭和町西条新田	無	10	0.0093	0.0074	-	-	-	-	-	-
				0.0084							
8	昭和町築地新居	無	10	0.0095	0.010	-	-	-	-	-	-
				0.0098							
9	昭和町上河東	無	5	0.0046	0.0039	-	-	-	-	-	-
				0.0043							
10	富士川町青柳町	無	10	0.014	0.011	-	-	-	-	-	-
				0.013							
11	大月市七保町	無	30	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-	-	-
				<0.0005							
12	大月市初狩町	無	6.5(6.5)	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-	-	-
				<0.0005							
13	笛吹市石和町井戸	無	60(50~60)	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-	-	-
				<0.0005							
14	笛吹市石和町砂原	無	50(45)	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-	-	-
				<0.0005							
15	昭和町築地新居	有	10	0.0006	0.0006	-	-	-	-	-	-
				0.0006							
16	昭和町飯喰	無	3	0.014	0.014	-	-	-	-	-	-
				0.014							
17	昭和町飯喰	無	6	0.010	0.010	-	-	-	-	-	-
				0.010							
18	北杜市高根町箕輪	無	5	-	-	-	-	15	15	-	-
								15			
19	南アルプス市十五所	無	5	-	-	-	-	12	8.0	-	-
								10			
20	笛吹市御坂町八千歳	無	100	-	-	-	-	10	9.6	-	-
								9.8			
21	笛吹市石和町川中島	無	80	-	-	-	-	9.3	11	-	-
								10			
22	甲州市勝沼町上岩崎	無	15	-	-	-	-	8.0	5.1	-	-
								6.6			
23	南アルプス市小笠原	無	10(7-8)	0.011	-	-	-	-	-	-	-
				0.011							
24	笛吹市石和町市部	無	120(80)	-	-	-	-	15	14	-	-
								15			
25	笛吹市石和町市部	無	10(9)	-	-	-	-	11	7.2	-	-
								9.1			
26	上野原市大野	無	17	-	-	-	-	19	18	-	-
								19			
27	北杜市長坂町長坂上条	無	湧水	0.11	0.10	-	-	-	-	-	-
				0.11							
28	山梨市牧丘町城古寺	無	60	-	-	-	-	15	14	-	-
								15			
29	笛吹市石和町市部	無	20	-	-	-	-	10	9.9	-	-
								10			
30	笛吹市石和町市部	無	100	-	-	-	-	-	-	-	-
31	上野原市大柵	無	15	-	-	-	-	17	9.8	-	-
								13			
32	甲府市新田町	無	10	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-	-	-
				<0.0005							
33	甲府市青葉町	無	120	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	-	-	-	-
				<0.0005		<0.001					
34	甲府市北口三丁目	無	12	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	-	-	-	-
				<0.0005		<0.001					
35	甲府市下向山町	無	不明	-	-	-	-	21	-	-	-
								21			
36	甲府市国玉町	無	21	-	-	-	-	-	-	0.98	0.98
										0.98	
37	甲府市古閑町	無	100	-	-	-	-	-	-	-	-

No1~31の井戸については山梨県が、NO32~37の井戸は甲府市が調査を実施した。
 凡例：

1回目	2回目
年間平均値	

 環境基準超過
 基準値内検出
 不検出
 「-」は測定していない。

汚染井戸周辺地区調査

1 市川三郷町高田 (調査機関:山梨県)

平成24年12月13日

井戸番号	井戸の所在地	飲用の有無	深度(m)	要監視項目 (mg/l)		水温 ()	pH	導電率(mS/m)
				全マンガン				
				指針値0.2				
1	市川三郷町高田 1 (汚染井戸)	有	32	0.22		15.2	7.8	33
2	市川三郷町市川大門 1	有	6.5	<0.01		14.0	6.8	21
3	市川三郷町高田 2	無	16	0.07		17.5	7.0	24
4	市川三郷町市川大門 2	有	80	<0.01		13.6	8.0	25
5	市川三郷町市川大門 3	無	99	<0.01		16.3	8.0	22
6	市川三郷町市川大門 4	無	120	<0.01		17	8.1	26
7	市川三郷町市川大門 5	無	6	<0.01		13.1	6.9	22

2 甲府市宮前町 (調査機関:甲府市)

平成24年11月29日

井戸番号	井戸の所在地	飲用の有無	深度(m)	要監視項目 (mg/l)		水温 ()	pH	導電率(mS/m)
				全マンガン				
				指針値0.2				
1	甲府市宮前町 (汚染井戸)	無	不明	2.0		13.3	6.9	57
3	甲府市藤川 (周辺河川水)	-	-	<0.02		5.9	8.1	30

2 甲府市桜井町 (調査機関:甲府市)

平成24年11月29日

井戸番号	井戸の所在地	飲用の有無	深度(m)	要監視項目 (mg/l)		水温 ()	pH	導電率(mS/m)
				全マンガン				
				指針値0.2				
1	甲府市桜井町 (汚染井戸)	無	80	0.19		20.4	7.6	117

2 甲府市国母 (調査機関:甲府市)

平成24年11月29日

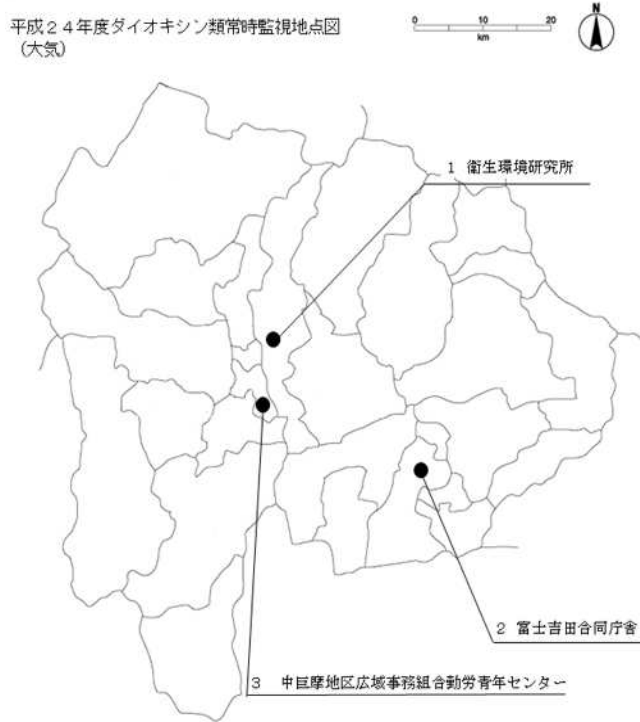
井戸番号	井戸の所在地	飲用の有無	深度(m)	要監視項目 (mg/l)		水温 ()	pH	導電率(mS/m)
				全マンガン				
				指針値0.2				
1	甲府市国母 1 (汚染井戸)	無	4-5	0.24		17.9	6.8	30
3	甲府市国母 2	無	20	0.07		11.0	7.6	24

	:指針値超過
	:指針値内検出
	:不検出

6 ダイオキシン類常時監視結果(大気水質保全課)

(1)大気

監視地点



測定結果

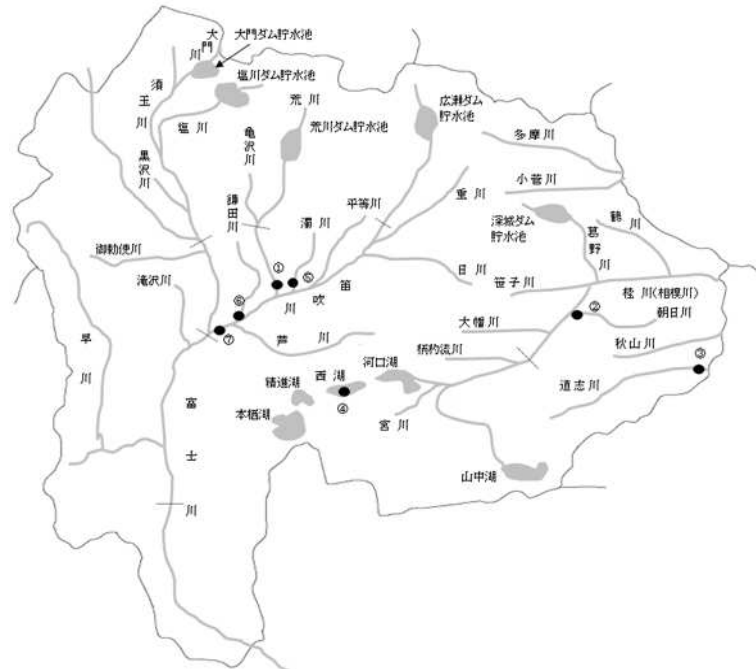
平成24年度ダイオキシン類常時監視結果(大気)

単位: pg-TEQ/m³

No.	調査地点	採取年月日	PCDDs+PCDFs	Co-PCBs	ダイオキシン類	ダイオキシン類 年平均値	環境基準
1	甲府富士見局 (衛生環境研究所)	H24.5.28 ~ 6.4	0.019	0.0022	0.021	0.017	0.6以下
		H24.7.27 ~ 8.3	0.017	0.0035	0.020		
		H24.11.1 ~ 11.8	0.015	0.00076	0.016		
		H25.1.22 ~ 1.29	0.0086	0.00088	0.0095		
2	吉田局 (富士吉田合同庁舎)	H24.5.28 ~ 6.4	0.0068	0.0013	0.0081	0.0089	0.6以下
		H24.7.27 ~ 8.3	0.0081	0.0024	0.011		
		H24.11.1 ~ 11.8	0.0063	0.00055	0.0069		
		H25.1.22 ~ 1.29	0.0086	0.00084	0.0094		
3	中央市 中巨摩地区広域事務 組合勤労青年センター	H24.5.28 ~ 6.4	0.0067	0.0017	0.0084	0.019	0.6以下
		H24.7.27 ~ 8.3	0.012	0.0048	0.017		
		H24.11.1 ~ 11.8	0.033	0.0040	0.037		
		H25.1.22 ~ 1.29	0.013	0.00097	0.014		

(2) 公共用水域
監視地点

平成24年度ダイオキシン類常時監視地点図(公共用水域、底質)



測定結果

平成24年度ダイオキシン類常時監視結果一覧表(公共用水域)

調査媒体	No.	調査地点名	採取年月日	PCDDs+PCDFs	Co-PCBs	ダイオキシン類	環境基準
公共用水域水質	1	荒川下流 二川橋	H24.7.27	0.17	0.0067	0.18	1以下
	2	朝日川 落合橋	H24.7.26	0.040	0.0046	0.044	
	3	道志川 道志川流末	H24.7.26	0.043	0.0035	0.047	
	4	西湖 西湖湖心	H24.7.26	0.039	0.0025	0.042	
	5	濁川 濁川橋	H24.7.27	0.19	0.015	0.20	
	6	鎌田川 鎌田川流末	H24.7.27	0.90	0.060	0.96	
	7	笛吹川 三郡東橋	H24.10.11	0.16	0.0094	0.17	
公共用水域底質	1	荒川下流 二川橋	H24.7.27	0.46	0.014	0.48	150以下
	2	朝日川 落合橋	H24.7.26	0.17	0.024	0.19	
	3	道志川 道志川流末	H24.7.26	0.12	0.0052	0.13	
	4	西湖 西湖湖心	H24.7.26	4.4	0.63	5.0	
	5	濁川 濁川橋	H24.7.27	0.21	0.016	0.23	
	6	鎌田川 鎌田川流末	H24.7.27	0.92	0.17	1.1	
	7	笛吹川 三郡東橋	H24.10.11	0.24	0.014	0.25	

単位
水質: pg-TEQ/l
底質: pg-TEQ/g

(3)地下水
監視地点

平成24年度ダイオキシン類常時監視地点図(地下水)



監視結果

平成24年度ダイオキシン類常時監視結果一覧表(地下水)

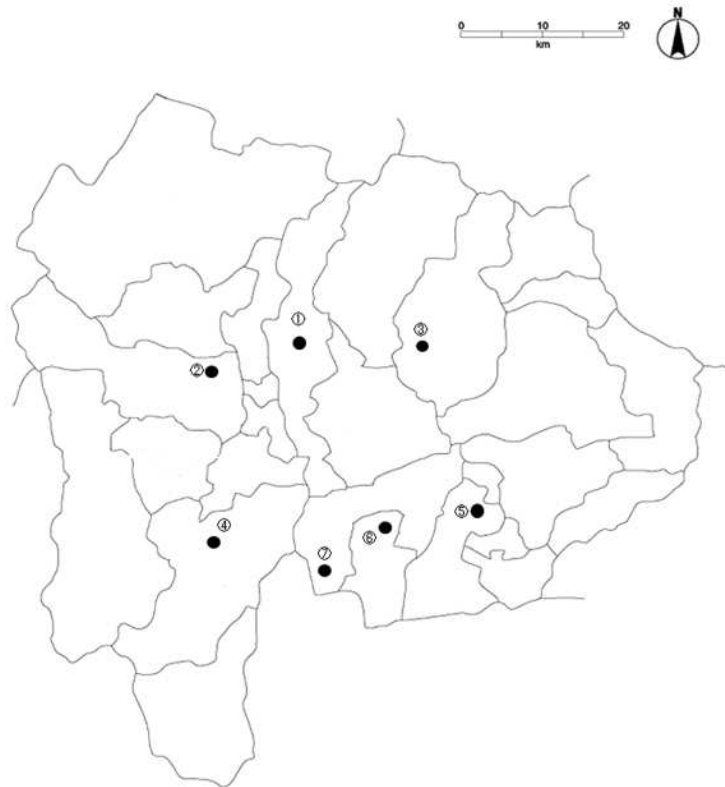
調査媒体	No.	調査地点名	採取年月日	PCDDs+PCDFs	Co-PCBs	ダイオキシン類	環境基準
地下水	1	北杜市須玉町下津金	H24.9.18	0.040	0.0015	0.041	1以下
	2	山梨市正徳寺	H24.9.25	0.039	0.0015	0.041	
	3	笛吹市一宮町国分	H24.9.19	0.039	0.0015	0.041	
	4	南アルプス市曲輪田新田	H24.9.20	0.039	0.0015	0.041	
	5	甲斐市名取	H24.9.18	0.039	0.0016	0.041	
	6	中央市極楽寺	H24.9.18	0.039	0.0015	0.041	
	7	富士川町大久保	H24.9.20	0.039	0.0015	0.041	
	8	道志村下善之木	H24.9.19	0.039	0.0015	0.041	
	9	早川町草塩	H24.9.20	0.039	0.0015	0.041	

単位: pg-TEQ/ℓ

(4) 土壌

監視地点

平成24年度ダイオキシン類常時監視地点図(土壌)



監視結果

平成24年度ダイオキシン類常時監視結果一覧表(土壌)

調査媒体	No.	調査地点名	採取年月日	PCDDs+PCDFs	Co-PCBs	ダイオキシン類	環境基準
土壌 (一般環境把握調査)	1	甲府市立舞鶴小学校	H24.9.18	0.041	0.00065	0.042	1,000以下
	2	南アルプス市立白根御勅使中学校	H24.9.20	0.086	0.072	0.16	
	3	甲州市立塩山中学校	H24.9.18	0.038	0.00043	0.038	
	4	身延町立原保育所	H24.9.20	0.83	0.16	0.99	
	5	富士吉田市立富士小学校	H24.9.19	0.45	0.00090	0.45	
	6	鳴沢村立鳴沢小学校	H24.9.19	0.0020	0.00068	0.0027	
	7	富士河口湖町立富士豊茂小学校	H24.9.25	0.18	0.00072	0.18	

単位: pg-TEQ/g

定量下限未満の実測濃度をゼロとしている。

7 自動車騒音の常時監視結果(大気水質保全課)

平成24年度自動車騒音常時監視結果(面的評価)

番号	評価対象道路		車線数	評価区間延長 (km)	住居等戸数 (戸)	達成戸数・割合							
	評価区間番号(センサス番号)	市町村				昼夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜間とも基準値超過	
	路線名					(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
1	10	甲州市	4	4.2	14	14	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	中央自動車道西宮線												
2	20	笛吹市	4	3.5	114	114	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	中央自動車道西宮線												
3	30,40,50	甲府市	4	4.4	207	206	99.5	1	0.5	0	0.0	0	0.0
	中央自動車道西宮線												
4	40	中央市	4	1.1	152	150	98.7	0	0.0	0	0.0	2	1.3
	中央自動車道西宮線												
5	150	大月市	4	1.3	19	19	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	中央自動車道富士吉田線												
6	160	西桂町	4	3.7	136	128	94.1	6	4.4	0	0.0	2	1.5
	中央自動車道富士吉田線												
7	10020	上野原市	2	0.6	58	43	74.1	15	25.9	0	0.0	0	0.0
	一般国道20号												
8	10070,10080,10100	甲府市	4	7.9	636	580	91.2	29	4.6	0	0.0	24	3.8
	一般国道20号												
9	10090	甲府市	5	0.4	8	7	87.5	1	12.5	0	0.0	0	0.0
	一般国道20号												
10	10100	昭和町	4	0.3	1	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道20号												
11	10130	甲斐市	4	1.8	84	81	96.4	2	2.4	0	0.0	1	1.2
	一般国道20号												
12	10130	韮崎市	2	2.0	10	10	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道20号												
13	10160	大月市	2	1.1	169	169	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道20号												
14	10170,10180	南部町	2	16.0	181	128	70.7	49	27.1	0	0.0	4	2.2
	一般国道52号												
15	10190,10200	身延町	2	15.0	467	249	53.3	62	13.3	0	0.0	156	33.4
	一般国道52号												
16	10200,10220,10230	富士川町	2	9.9	794	765	96.3	29	3.7	0	0.0	0	0.0
	一般国道52号												
17	10230,10240	南アルプス市	2	11.4	1302	1286	98.8	0	0.0	0	0.0	16	1.2
	一般国道52号												
18	10250,10260,10270	南アルプス市	2	12.6	282	279	98.9	0	0.0	3	1.1	0	0.0
	一般国道52号(中部横断自動車道)												
19	10280	甲府市	2	1.6	263	212	80.6	0	0.0	2	7.6	49	18.6
	一般国道52号												
20	10290	甲府市	4	1.9	523	476	91.0	7	1.3	0	0.0	40	7.7
	一般国道52号												
21	10300,10310	富士吉田市	2	3.0	478	462	96.7	4	0.8	0	0.0	12	2.5
	一般国道137号												
22	10310,10330	富士河口湖町	2	9.4	504	484	96.0	0	0.0	0	0.0	20	4.0
	一般国道137号												
23	10400	笛吹市	2	3.3	133	133	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道137号												

平成24年度自動車騒音常時監視結果(面的評価)

番号	評価対象道路		車線数	評価区 間延長 (km)	住居 等 戸数 (戸)	達成戸数・割合							
	評価区 間番号(センサ 番号)	市町村				昼夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼夜間とも 基準値超過	
	路線名					(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
24	10420	富士吉田市	4	2.2	10	10	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道138号(東富士五湖道路)												
25	10440	富士吉田市	2	2.7	220	192	87.3	1	0.5	0	0.0	27	12.3
	一般国道138号												
26	10440,10450	山中湖村	2	5.0	86	85	98.8	0	0.0	1	1.2	0	0.0
	一般国道138号												
27	10490	富士河口湖町	4	1.7	43	36	83.7	0	0.0	0	0.0	7	16.3
	一般国道139号												
28	10520	都留市	2	8.3	1102	875	79.4	0	0.0	0	0.0	227	20.6
	一般国道139号												
29	10580	都留市	2	5.6	379	379	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道139号												
30	10610,10620	甲州市	4	0.6	16	16	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道140号												
31	10640,10650	笛吹市	2	3.1	21	21	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道140号												
32	10650	甲府市	3	0.7	55	55	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道140号												
33	10670,10680,10810	甲府市	2	3.1	256	256	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道140号												
34	10760	市川三郷町	2	1.6	83	83	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道140号												
35	10780	富士川町	2	1.0	71	65	91.5	0	0.0	6	8.5	0	0.0
	一般国道140号												
36	10790	山梨市	2	1.9	285	233	81.8	0	0.0	0	0.0	52	18.2
	一般国道140号												
37	10920	身延町	2	1.2	40	34	85.0	0	0.0	0	0.0	6	15.0
	一般国道300号												
38	10970,10980,10990,11000,11010	甲府市	2	5.9	158	156	98.7	2	1.3	0	0.0	0	0.0
	一般国道358号												
39	11020,11030,11040,11050	甲府市	4	8.6	968	933	96.4	1	0.1	2	0.2	32	3.3
	一般国道358号												
40	11160,11170,11180	甲府市	2	5.7	1856	1849	99.6	5	0.3	0	0.0	1	0.1
	一般国道411号												
41	11190	甲府市	4	1.8	255	255	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道411号												
42	40010,40020,40030	甲府市	2	4.0	1006	1006	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	甲府市川三郷線												
43	40050	市川三郷町	2	2.0	356	356	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	甲府市川三郷線												
44	40060	甲府市	3	0.3	26	26	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	甲府市川三郷線												
45	40070	昭和町	2	0.8	76	70	92.1	6	7.9	0	0.0	0	0.0
	甲府市川三郷線												
46	40090	市川三郷町	2	0.9	140	140	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	甲府市川三郷線												
47	40110	富士川町	2	0.8	33	33	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	市川三郷富士川線												

平成24年度自動車騒音常時監視結果(面的評価)

番号	評価対象道路		車線数	評価区 間延 長 (km)	住居 等 戸 数 (戸)	達成戸数・割合							
	評価区 間番 号(セ ンサ ス番 号)	市町 村				昼夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼夜間とも 基準値超過	
	路線名					(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
48	40120	市川三郷町	2	3.7	339	317	93.5	22	6.5	0	0.0	0	0.0
	市川三郷富士川線												
49	40140,40210,40230	甲府市	2	4.4	912	901	98.8	11	1.2	0	0.0	0	0.0
	一般国道358号												
50	40150	甲府市	4	1.7	334	334	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	甲府南アルプス線												
51	40250,40260,40290,40340	甲府市	2	4.7	1039	982	94.5	4	0.4	6	0.6	47	4.5
	甲府葦崎線												
52	40270,40280	甲府市	4	2.6	985	913	92.7	1	0.1	0	0.0	71	7.2
	甲府葦崎線												
53	40330	甲府市	6	1.1	303	289	95.4	1	3.3	0	0.0	13	4.3
	甲府葦崎線												
54	40360,40370,40390	甲府市	2	5.8	1199	1189	99.2	0	0.0	9	0.8	1	0.1
	甲府昇仙峡線												
55	40380	甲斐市	2	2.3	80	80	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	甲府昇仙峡線												
56	40430	市川三郷町	2	6.5	325	325	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	市川三郷身延線												
57	40500	南部町	2	4.4	119	119	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	富士川身延線												
58	40630	中央市	2	3.6	263	263	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	葦崎南アルプス中央線												
59	40750	上野原市	2	13.5	256	256	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	上野原丹波山線												
60	40830,40840	甲府市	2	3.2	518	511	98.6	0	0.0	0	0.0	7	1.4
	甲府笛吹線												
61	41030,41040,41070,41080	甲府市	2	7.1	1135	1132	99.7	0	0.0	1	0.1	1	0.1
	甲府中央右左口線												
62	41110	甲府市	4	1.4	204	204	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	甲府山梨線												
63	41120	甲府市	2	5.3	873	871	99.8	0	0.0	0	0.0	2	0.2
	甲府山梨線												
64	41140	北杜市	2	6.5	572	572	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	長坂高根線												
65	41310	笛吹市	2	6.5	125	125	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	笛吹市川三郷線												
66	60020	甲府市	2	0.1	2	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	酒折停車場線												
67	60030	甲府市	2	0.4	91	91	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	南甲府停車場線												
68	60040	甲府市	2	5.2	922	914	99.1	0	0.0	1	0.1	7	0.8
	天神平甲府線												
69	60070	甲府市	2	2.1	462	460	99.6	0	0.0	0	0.0	2	0.4
	中下條甲府線												
70	60230	甲斐市	2	3.7	17	17	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	白井阿原竜王線												
71	60510	山梨市	2	2.3	338	338	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	万力小屋敷線												

平成24年度自動車騒音常時監視結果(面的評価)

番号	評価対象道路		車線数	評価区間延長 (km)	住居等戸数 (戸)	達成戸数・割合							
	評価区間番号(センサ番号)	市町村				昼夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜間とも基準値超過	
	路線名					(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
72	60510	甲州市	2	1.4	191	191	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	万力小屋敷線												
73	60540,60550,60560,60580	笛吹市	2	3.5	240	239	99.6	0	0.0	0	0.0	1	0.4
	白井河原八田線												
74	60670	笛吹市	2	0.4	71	71	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	石和温泉停車場松本線												
75	60790	山梨市	2	0.5	19	19	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一宮山梨線												
76	61560,61570,61580	富士河口湖町	4	3.0	194	194	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	富士河口湖富士線												
77	61710	富士河口湖町	2	4.6	430	416	96.7	0	0.0	0	0.0	14	3.3
	鳴沢富士河口湖線												
78	1001(旧センサ)	上野原市	2	2.2	399	298	74.7	101	25.3	0	0.0	0	0.0
	一般国道20号												
79	1002,1003	大月市	2	7.8	1151	739	64.2	146	12.7	0	0.0	266	23.1
	一般国道20号												
80	1004(旧センサ)	甲州市	2	2.9	188	95	50.5	68	36.2	0	0.0	25	13.3
	一般国道20号												
81	1011(旧センサ)	韮崎市	2	1.9	114	95	83.3	19	16.7	0	0.0	0	0.0
	一般国道20号												
82	1005(旧センサ)	笛吹市	4	6.9	277	277	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道20号												
83	1008(旧センサ)	甲斐市	4	2.1	136	98	72.1	13	9.6	0	0.0	25	18.4
	一般国道20号												
84	1009(旧センサ)	甲斐市	2	1.2	84	84	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道20号												
85	1012(旧センサ)	北杜市	2	12.5	331	263	79.5	59	17.8	0	0.0	9	2.7
	一般国道20号												
86	1029(旧センサ)	甲斐市	2	1.4	332	304	91.6	0	0.0	0	0.0	28	8.4
	一般国道52号												
87	1047(旧センサ)	笛吹市	4	1.0	1	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道137号												
88	1065(旧センサ)	都留市	2	3.5	524	363	69.3	0	0.0	0	0.0	161	30.7
	一般国道139号												
89	1066(旧センサ)	大月市	2	0.5	67	60	89.6	4	6.0	0	0.0	3	4.5
	一般国道139号												
90	1083(旧センサ)	甲州市	2	0.4	20	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道140号												
91	1085(旧センサ)	笛吹市	2	0.3	41	41	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道140号												
92	1101(旧センサ)	韮崎市	2	1.3	79	55	69.6	18	22.8	0	0.0	6	7.6
	一般国道141号												
93	1102,1103,1104(旧センサ)	北杜市	2	20.0	177	176	99.4	1	0.6	0	0.0	0	0.0
	一般国道141号												
94	1135(旧センサ)	甲州市	2	6.9	365	365	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道411号												
95	1084(旧センサ)	山梨市	2	4.5	271	261	96.3	0	0.0	0	0.0	10	3.7
	一般国道140号												

平成24年度自動車騒音常時監視結果(面的評価)

番号	評価対象道路		車線数	評価区間延長 (km)	住居等戸数 (戸)	達成戸数・割合							
	評価区間番号(センサ番号)	市町村				昼夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜間とも基準値超過	
	路線名					(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
96	4003(旧センサ)	中央市	2	2.3	259	258	99.6	0	0.0	0	0.0	1	0.4
	甲府市川三郷線												
97	4022(旧センサ)	甲斐市	2	4.1	486	405	83.3	0	0.0	7	1.4	74	15.2
	甲府韮崎線												
98	4023(旧センサ)	韮崎市	2	1.8	198	197	99.5	0	0.0	0	0.0	1	0.5
	甲府韮崎線												
99	4066(旧センサ)	甲斐市	2	2.0	130	130	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	甲府芦安線												
100	4086(旧センサ)	甲斐市	2	2.6	311	311	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	甲斐中央線												
101	4087(旧センサ)	甲斐市	2	2.5	361	361	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	甲斐中央線												
102	4094,4095(旧センサ)	韮崎市	2	1.8	160	160	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	韮崎昇仙峡線												
103	4143(旧センサ)	甲州市	2	0.4	92	91	98.9	0	0.0	1	1.1	0	0.0
	塩山勝沼線												
104	6002(旧センサ)	甲斐市	2	2.0	212	199	93.9	0	0.0	4	1.9	9	4.2
	敷島竜王線												
105	6006(旧センサ)	甲斐市	2	2.1	201	157	78.1	0	0.0	35	17.4	9	4.5
	中下条甲府線												
106	6011(旧センサ)	中央市	2	1.0	80	50	62.5	0	0.0	10	12.5	20	25.0
	白井阿原竜王戦												
107	6012,6013(旧センサ)	南アルプス市	2	8.4	253	252	99.6	0	0.0	0	0.0	1	0.4
	南アルプス甲斐線												
108	6022(旧センサ)	山梨市	2	1.2	151	151	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	山梨市停車場線												
109	6041(旧センサ)	笛吹市	2	0.2	25	25	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	白井河原八田線												
110	6084(旧センサ)	上野原市	2	0.5	69	66	95.7	3	4.3	0	0.0	0	0.0
	吉野上野原停車場線												
111	14004(旧センサ)	中央市	2	0.8	8	4	50.0	4	50.0	0	0.0	0	0.0
	甲府市川三郷線												
112	14015(旧センサ)	甲斐市	4	2.6	174	123	70.7	23	13.2	0	0.0	28	16.1
	甲府南アルプス線												
113	44023(旧センサ)	甲州市	2	2.8	320	320	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	白井甲州線												
114	44051(旧センサ)	上野原市	2	0.8	130	126	96.9	4	3.1	0	0.0	0	0.0
	四日市上野原線												
115	48004(旧センサ)	上野原市	2	0.1	9	9	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐野川上野原線												
116	46038(旧センサ)	山梨市	2	0.5	95	95	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	三日市場南線												
合 計				415.2	34,915	32,580	93.3	722	2.1	88	0.3	1520	4.4

:旧センサによる評価区間とは、H17交通センサにより過年度に県が評価した区間を、市が再掲したもの

8 地盤沈下の状況(大気水質保全課)

(1)一級水準測量調査結果

過去5年間における一級水準測量調査結果

単位: mm

番号	水準点 番号	所在地	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	最大 沈下量	平均 沈下量
1	基準点	甲府市酒折町 酒折宮内							
2	020-130	甲府市和戸町 森田運送店前	-34.7	-33.7	-35.5	-36.5	-37.0	-1.8	-0.5
3	94	甲府市川田町 サンコーレ甲運前	-100.9	-101.2	-103.8	-104.9	-106.7	-2.6	-1.4
4	NO.6	笛吹市石和町窪中島 神明神社内	-76.8	-76.4	-78.5	-79.3	-81.4	-2.1	-1.3
5	NO.5	笛吹市石和町唐柏 自動車税事務所内	-103.4	-101.7	-105.4	-105.8	-108.1	-3.7	-0.9
6	55-1	笛吹市石和町小石和 石和中学校内	-78.4	-77.5	-79.2	-83.8	-87.4	-4.6	-2.0
7	55-2	笛吹市石和町今井 富士見小学校内	-122.7	-122.4	-123.8	-129.7	-134.9	-5.9	-2.5
8	NO.4	甲府市上町 甲府市環境センター内	-261.1	-261.0	-264.0	-270.4	-273.9	-6.4	-2.4
9	55-4	甲府市増坪町 熊野神社内	-86.1	-83.5	-85.0	-86.9	-89.1	-2.2	-0.1
10	NO.9	甲府市里吉三丁目 里吉合庁地下水位観測井前	-101.1	-100.6	-100.7	-102.6	-105.9	-3.3	-0.7
11	55-5	甲府市上阿原町 玉諸小学校内	-23.8	-30.1	-33.2	-34.0	-36.0	-6.3	-2.1
12	020-133	甲府市城東五丁目 秋原運送前	-108.5	-108.5	-108.4	-107.1	-106.6	0.0	0.5
13	55-3	甲府市落合町 機械金属工業団地事務所内	-137.3	-139.1	-143.0	-149.7	-155.2	-6.7	-3.8
14	NO.3	甲府市上今井町 甲府市山城連絡所内	-149.3	-148.7	-151.1	-154.5	-158.1	-3.6	-1.5
15	55-7	甲府市大里町 大里小学校内	-129.6	-127.6	-131.4	-137.0	-140.7	-5.6	-2.2
16	91-1	中巨摩郡昭和町西条 カインズホーム前	-113.2	-112.0	-113.3	-117.5	-119.6	-4.2	-1.5
17	NO.7	甲府市下石田二丁目 市営南西第二団地内	-98.7	-95.5	-97.1	-100.6	-102.4	-3.5	-0.7
18	92	甲府市高畑三丁目 住吉神社内	-33.9	-31.0	-32.3	-34.6	-35.6	-2.3	-0.4
19	92-1	甲府市中央一丁目 甲府商工会議所前	-37.5	-36.1	-36.5	-37.0	-37.8	-0.8	0.1
20	NO.8	甲斐市玉川 泉宮玉川団地内	-127.6	-126.7	-127.4	-132.5	-136.1	-5.1	-1.9
21	55-12	中巨摩郡昭和町飯喰 昭和町小花壇内	-72.9	再設置	-72.9	-78.6	-82.6	-5.7	
22	55-13	甲斐市西八幡 峡中地区警察官待機宿舎内	-43.4	-41.6	-41.0	-47.3	-50.9	-6.3	-1.5
23	55-14	甲斐市篠原 竜王中学校内	-37.3	-36.0	-37.3	-40.2	-43.6	-3.4	-1.3
24	020-140	甲斐市富竹新田 新町バス停前	-41.0	-40.2	-41.7	-44.4	-47.1	-2.7	-1.1
25	614	甲府市貫川一丁目 中北建設事務所	-44.5	-43.7	-45.2	-47.4	-47.8	-2.2	-0.5
26	55-6	甲府市東下条町 山城南市営住宅内	-119.6	-117.6	-120.7	-125.7	-129.6	-5.0	-2.1
27	55-9	甲府市大津町 甲府市浄化センター内	-144.5	-143.4	-145.8	-154.8	-159.8	-9.0	-3.4
28	NO.2	中央市成島 中央市玉穂庁舎内	-170.5	-167.9	-169.8	-176.9	-179.2	-7.1	-2.1
29	55-10	中巨摩郡玉穂町一丁目 老人福祉センター内	-110.2	-107.3	-111.9	-119.6	-122.4	-7.7	-2.3
30	55-11	中央市今福新田 チビッコ広場内	-120.4	-118.0	-122.3	-132.4	-137.0	-10.1	-3.7
31	NO.1	中央市布施 田富小学校内	-143.0	-139.6	-141.2	-151.0	-153.5	-9.8	-2.0
32	90-1	中央市山之神 山神大権現内	-114.4	-113.4	-116.8	-124.9	-128.2	-8.1	-3.2
33	55-8	中央市井之口 わかば幼稚園内	-137.7	-135.9	-135.5	-141.7	-145.4	-6.2	-1.8
34	91	中巨摩郡昭和町上河東 タイヤ専門店昭和	-102.8	-102.1	-102.0	-107.8	-111.8	-5.8	-2.0
35	93	甲府市城東五丁目 中村質店向い	-27.0	-27.2	-27.2	-25.8	-25.4	-0.2	0.4
36	93-1	甲府市酒折三丁目 山梨学院大学内	-55.1	-55.1	-55.0	-53.4	-53.1	0.0	1.1
37	615	甲府市寿町 寿宝公会堂横	-17.7	-16.4	-17.4	-18.1	-19.1	-1.0	-0.2
38	6-1	中巨摩郡昭和町紙漉阿原 国母工業団地公園内	-46.2	-44.3	-47.8	-52.9	-56.4	-5.1	-2.4

- : 沈下を示す

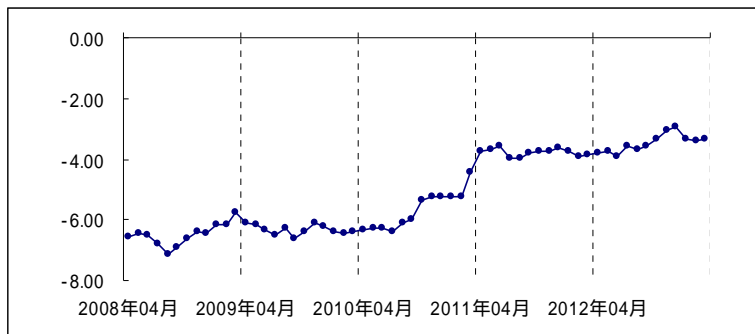
上段は観測開始からの累積の沈下量、下段は年度における沈下量を示す。

(2) 地下水位観測結果

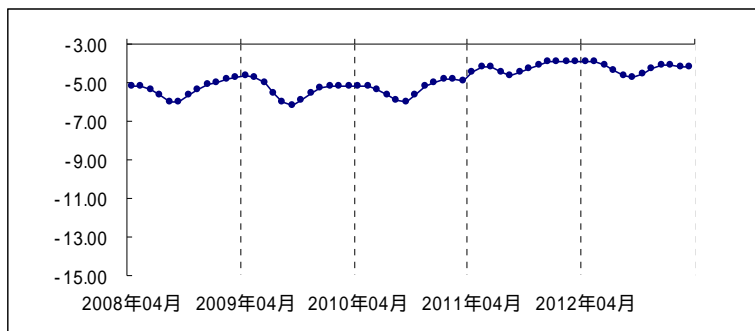
地下水位観測井所在地

番号	観測井名	所在地	深度(m)	口径(mm)	ストレナ - (m)
1	甲府1号井	甲府市里吉	130	100	112.5 ~ 118.0
2	甲府2号井	甲府市里吉	50	100	38.3 ~ 43.0
3	石和1号井	笛吹市石和町窪中島	100	50	87.0 ~ 97.8
4	石和2号井	笛吹市石和町窪中島	50	200	23.5 ~ 29.0
5	竜王1号井	甲斐市玉川	130	150	102.5 ~ 108.0
6	竜王2号井	甲斐市玉川	50	150	33.5 ~ 39.5
7	塩山井	甲州市上於曾	150	200	84.0 ~ 89.5 111.0 ~ 122.5 133.5 ~ 139.0 144.0 ~ 150.0
8	大泉井	北杜市大泉町谷戸泉郷	150	200	42.0 ~ 91.5 102.5 ~ 108.0
9	河口湖井	富士河口湖町船津剣丸尾	104	300	49.0 ~ 52.0 54.5 ~ 67.0 68.5 ~ 98.5
10	山梨井	山梨市一丁田中	100	250	61.7 ~ 77.8
11	甲府南井	甲府市中小河原	100	250	67.9 ~ 84.0
12	玉穂井	中央市成島	80	250	58.3 ~ 74.4
13	田富井	中央市布施	80	250	58.6 ~ 74.7

地下水位の変化

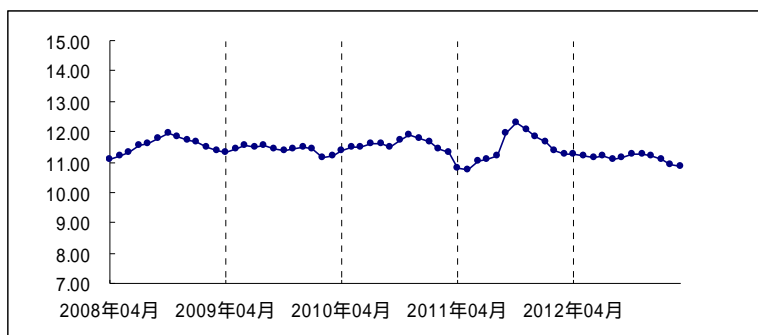


甲府 1	年平均	年最高	年最低
03年度	-13.17	-11.05	-14.93
04年度	-9.36	-6.68	-11.99
05年度	-6.48	-5.40	-7.67
06年度	-6.58	-5.75	-7.62
07年度	-6.83	-5.95	-7.52
08年度	-6.49	-5.10	-7.55
09年度	-6.33	-6.21	-7.00
10年度	-5.69	-3.49	-6.90
11年度	-3.78	-3.23	-4.49
12年度	-3.47	-2.53	-4.25

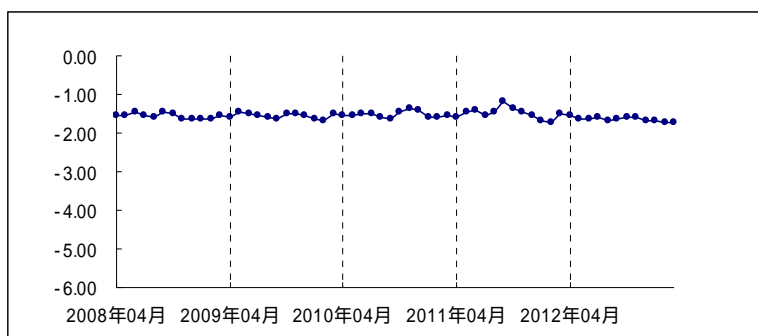


甲府 2	年平均	年最高	年最低
03年度	-8.71	-8.08	-9.33
04年度	-7.19	-5.64	-8.13
05年度	-5.72	-5.38	-6.19
06年度	-5.86	-5.24	-6.52
07年度	-5.57	-5.21	-6.13
08年度	-5.34	-4.62	-6.12
09年度	-5.37	-4.62	-6.22
10年度	-5.30	-4.71	-6.13
11年度	-4.19	-3.88	-4.71
12年度	-4.24	-3.85	-4.82

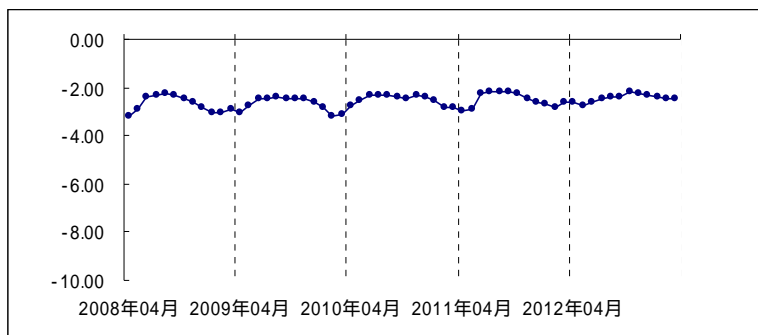
資料1 環境モニタリングの結果



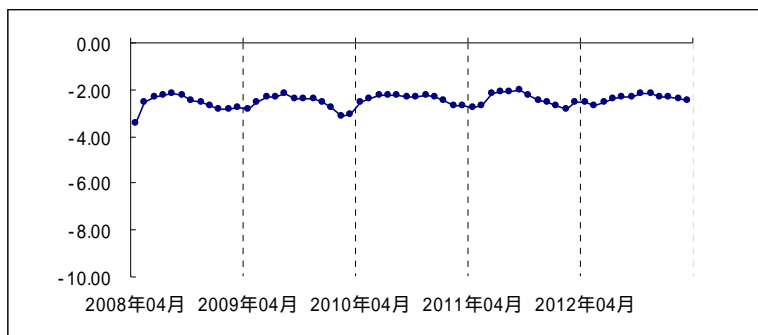
石和1	年平均	年最高	年最低
03年度	11.51	12.61	10.79
04年度	11.33	13.30	10.34
05年度	11.04	12.40	10.49
06年度	11.04	11.78	10.58
07年度	11.43	11.89	10.95
08年度	11.54	12.03	10.94
09年度	11.41	11.80	11.01
10年度	11.59	12.10	10.86
11年度	11.45	12.93	10.61
12年度	11.14	11.49	10.77



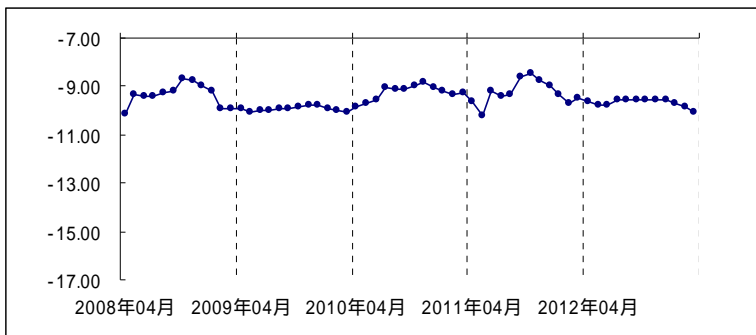
石和2	年平均	年最高	年最低
03年度	-1.54	-0.98	-1.84
04年度	-1.53	-0.78	-1.83
05年度	-1.69	-1.40	-1.91
06年度	-1.69	0.00	-1.93
07年度	-1.60	0.00	-1.88
08年度	-1.56	-1.29	-1.77
09年度	-1.55	-1.31	-1.76
10年度	-1.53	-1.16	-1.79
11年度	-1.49	-1.00	-1.81
12年度	-1.65	-1.42	-1.83



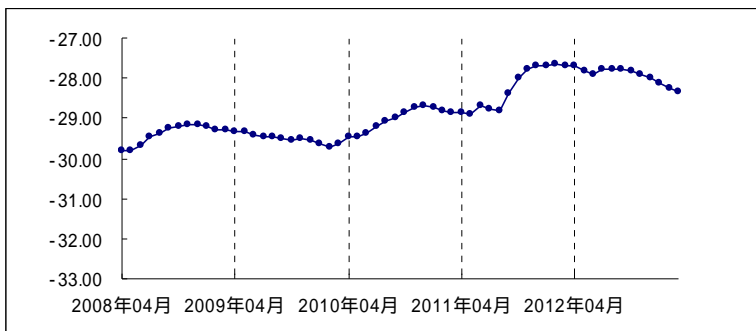
竜王1	年平均	年最高	年最低
03年度	-2.55	-1.66	-3.56
04年度	-2.44	-1.40	-3.55
05年度	-2.88	-2.06	-3.81
06年度	-2.67	-1.98	-3.54
07年度	-2.68	-2.02	-3.74
08年度	-2.69	-2.01	-3.60
09年度	-2.68	-2.12	-3.44
10年度	-2.49	-2.03	-3.30
11年度	-2.50	-2.00	-3.31
12年度	-2.44	-2.08	-3.08



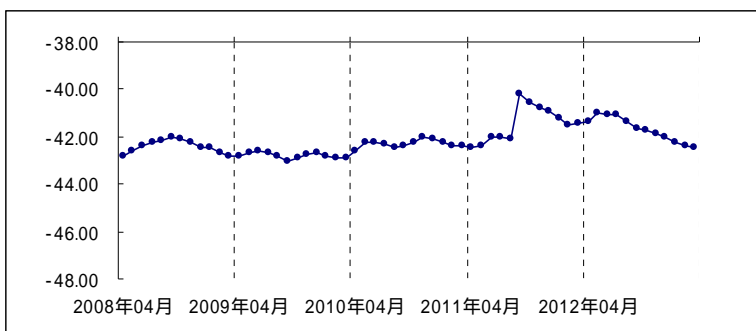
竜王2	年平均	年最高	年最低
03年度	-2.48	-1.57	-3.45
04年度	-2.46	-1.36	-3.60
05年度	-2.82	-1.96	-3.78
06年度	-2.63	-1.85	-3.56
07年度	-2.63	-1.84	-3.87
08年度	-2.59	-1.99	-4.05
09年度	-2.56	-2.00	-3.37
10年度	-2.38	-2.01	-3.00
11年度	-2.43	-1.68	-3.16
12年度	-2.39	-2.03	-2.95



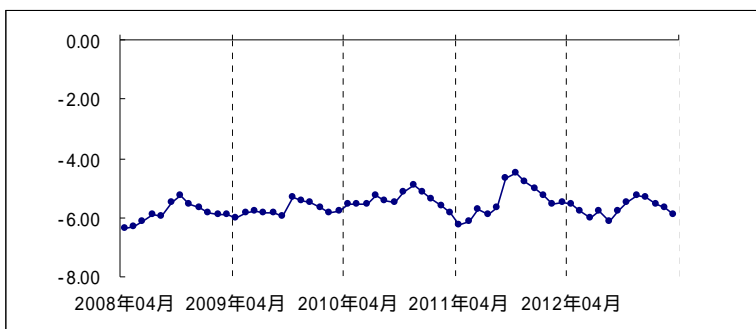
塩山	年平均	年最高	年最低
03年度	-9.39	-8.30	-10.55
04年度	-9.37	-8.24	-10.39
05年度	-9.90	-9.14	-11.10
06年度	-10.13	-9.12	-11.64
07年度	-9.92	-8.47	-11.38
08年度	-9.34	-7.71	-10.98
09年度	-9.93	-9.40	-10.94
10年度	-9.25	-8.08	-10.30
11年度	-9.26	-7.88	-11.05
12年度	-9.68	-9.09	-10.60



大泉	年平均	年最高	年最低
03年度	-28.70	-27.95	-29.44
04年度	-28.35	-27.01	-28.79
05年度	-28.57	-27.82	-29.18
06年度	-29.39	-29.10	-29.59
07年度	-29.67	-29.50	-29.90
08年度	-29.39	-29.07	-29.88
09年度	-29.51	-29.21	-29.79
10年度	-29.02	-28.58	-29.55
11年度	-28.24	-27.48	-28.97
12年度	-27.93	-27.50	-28.40

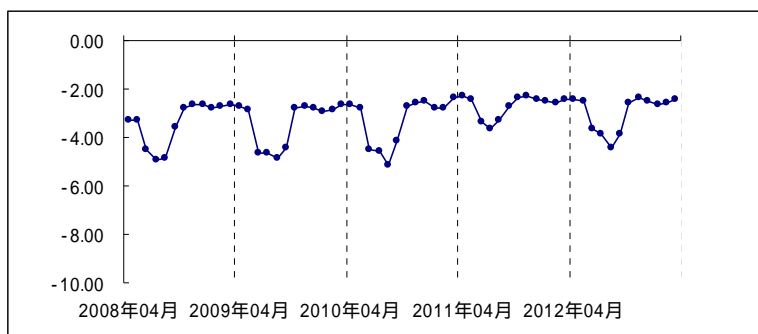


河口湖	年平均	年最高	年最低
03年度	-41.67	-40.99	-42.17
04年度	-41.34	-39.71	-41.99
05年度	-41.64	-41.26	-42.22
06年度	-42.28	-41.88	-42.62
07年度	-42.59	-41.61	-43.07
08年度	-42.40	-42.05	-43.06
09年度	-42.80	-42.54	-43.17
10年度	-42.40	-41.92	-42.74
11年度	-41.45	-39.73	-42.92
12年度	-41.67	-40.90	-42.52

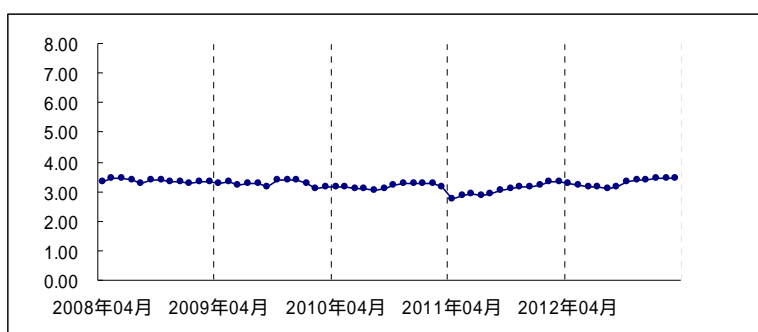


山梨市	年平均	年最高	年最低
03年度	-5.92	-5.06	-7.05
04年度	-6.12	-4.12	-7.92
05年度	-6.62	-6.10	-7.88
06年度	-6.34	-3.37	-7.74
07年度	-6.09	-5.16	-7.75
08年度	-5.86	-5.18	-6.71
09年度	-5.75	-5.32	-6.50
10年度	-5.40	-4.78	-6.21
11年度	-5.41	-4.19	-6.55
12年度	-5.68	-5.08	-6.72

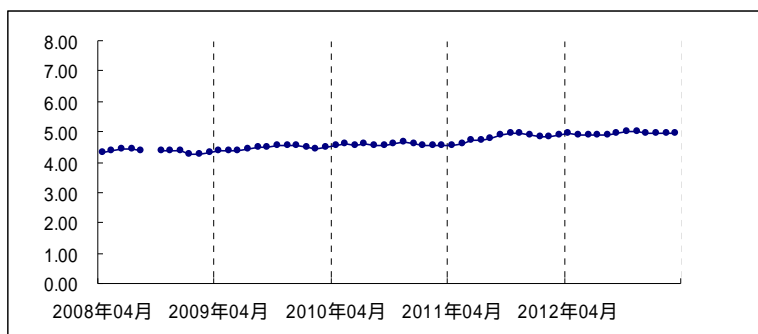
資料1 環境モニタリングの結果



甲府南	年平均	年最高	年最低
03年度	-4.35	-2.94	-6.52
04年度	-4.36	-2.48	-9.49
05年度	-4.17	-2.87	-6.99
06年度	-4.27	-2.67	-6.95
07年度	-4.12	-2.83	-6.73
08年度	-3.40	-2.53	-5.73
09年度	-3.41	-2.51	-5.57
10年度	-3.29	-2.14	-6.07
11年度	-2.69	-2.14	-4.32
12年度	-2.98	-2.26	-5.00



玉穂	年平均	年最高	年最低
03年度	3.47	3.71	3.25
04年度	3.33	3.68	2.81
05年度	3.21	3.55	2.81
06年度	3.24	3.45	3.02
07年度	3.25	3.40	2.97
08年度	3.34	3.49	3.14
09年度	3.26	3.45	2.99
10年度	3.17	3.44	2.71
11年度	3.05	4.46	2.69
12年度	3.29	4.48	3.02



田富	年平均	年最高	年最低
03年度	4.10	4.36	3.85
04年度	4.04	4.39	2.60
05年度	4.04	4.26	3.80
06年度	4.14	4.33	3.97
07年度	4.14	4.37	3.93
08年度	4.35	4.51	2.29
09年度	4.47	4.64	4.33
10年度	4.58	4.70	4.48
11年度	4.81	5.03	4.48
12年度	4.94	5.04	4.80

資料2 ごみ処理施設、し尿処理施設

1 ごみ焼却施設(環境整備課)

ごみ焼却施設一覧表

平成25年9月現在

設置主体	施設所在地	構成市町村 ()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	燃焼形式	炉型式	建設工期 (年度)	運転開始年月	余熱利用	
								温水	発電
1 甲府市	甲府市上町	甲府市(笛吹市)(甲州市)1市(2市)	360	全連続	流動床	H3~7	H7.9		
2 富士吉田市	富士吉田市小見	富士吉田市(西桂町)(忍野村)(富士河口湖町)1市(2町1村)	170	全連続	スト-カ灰溶融	H12~14	H14.12		
3 山梨市	山梨市南	山梨市1市	35	機械化バッチ	スト-カ	S58~59	S60.4		
4 上野原市	上野原市上野原	上野原市(小菅村)(丹波山村)1市(2村)	40	機械化バッチ	スト-カ	H7~9	H9.10		
5 山中湖村	南都留郡山中湖村平野	山中湖村1村	45	機械化バッチ	スト-カ	H1~2	H3.4		
6 中巨摩地区広域事務組合	中央市一町畑	南アルプス市 甲斐市 中央市 市川三郷町 富士川町 昭和町 3市3町	270	全連続	スト-カ	H6~8	H9.2		
7 峡北広域行政事務組合	韮崎市龍岡町下條南割	韮崎市 北杜市 甲斐市(甲州市)3市(1市)	160	全連続	キルン式ガス化溶融炉	H12~14	H14.12		
8 東山梨環境衛生組合	山梨市牧丘町成沢	山梨市 笛吹市 甲州市 3市	25	機械化バッチ	スト-カ	H6~7	H8.4		
9 峡南衛生組合	西八代郡市川三郷町鴨狩津向	市川三郷町 早川町 身延町(南部町)3町(1町)	30	機械化バッチ	スト-カ	H6~7	H8.4		
10 大月都留広域事務組合	大月市初狩町中初狩	都留市 大月市(道志村)2市(1村)	104	全連続	スト-カ灰溶融	H12~14	H14.12		

中央市の一部と鳴沢村は県外の民間焼却施設での処理

2 ごみ固形燃料化施設(環境整備課)

ごみ固形燃料化施設一覧表

平成25年9月現在

設置主体	施設所在地	構成市町村	施設規模 (t/日)	処理方式	建設工期 (年度)	稼働年月	備考
1 南部町	南巨摩郡南部町万沢	南部町1町	10	BF	H9~10	H11.4	

3 粗大ごみ処理施設(環境整備課)

粗大ごみ処理施設一覧表

平成25年9月現在

設置主体	施設所在地	構成市町村 ()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	選別数	建設工期 (年度)	備考
1 甲府市	甲府市上町	甲府市(笛吹市)1市(1市)	100	4	H3~5	手選別ライン併用
2 富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町河口	富士河口湖町1町	5	4	S62	
3 中巨摩地区広域事務組合	中央市一町畑	南アルプス市 甲斐市 中央市 市川三郷町 富士川町 昭和町 3市3町	40	4	S61~62	

4 資源化等を行う施設(環境整備課)

資源化等を行う施設一覧表

平成25年9月現在

	設置主体	施設所在地	構成市町村 ()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	選別数	建設工期 (年度)	稼働年月	備考
1	富士吉田市	富士吉田市小 明見	富士吉田市(西桂町)(忍野 村) 1市(1町1村)	30	8	H12~14	H15.4	びん類を手選別後、 破砕し選別
2	上野原市	上野原市上野 原	上野原市 1市	5	5	H18~19	H20.4	びん類を手選別後、 破砕し選別
3	山中湖村	南都留郡山中 湖村平野	山中湖村 1村	9	5	H6~7	H7.4	びん類を手選別後、 破砕し選別
4	峡北広域行政 事務組合	韮崎市龍岡町 下條南割	韮崎市 北杜市 甲斐市 3市	15	4	H16~17	H18.4	不燃物を破砕し選別
5	青木ヶ原ごみ 処理組合	南都留郡 富士河口湖町 精進青木ヶ原	笛吹市 中央市 富士河口湖町 鳴沢村 2市1町1村	10	5	S48~50	S50.4	びん類を手選別後、 破砕し選別 アルミ・鉄を選別し 圧縮
6	大月都留広域 事務組合	大月市初狩町 中初狩	都留市 大月市(道志村) 2市 (1村)	31	5	H12~14	H15.4	びん類を含め、破砕 し選別

5 し尿処理施設(環境整備課)

し尿処理施設一覧表

平成25年9月現在

	設置主体	施設所在地	構成市町村 ()は処理委託市町村	処理規模 (kl/日)	処理方式	建設工期 (年度)	運転開 始年月	汚泥の処理
1	甲府市	甲府市小曲町	甲府市 1市	100	二段活性 +高度処理	S61~63	H1.4	焼却 +農地還元
2	富士吉田市	富士吉田市小 明見	富士吉田市(西桂町)(忍野村) (山中湖村) 1市(1町2村)	90	膜分離	H1~3	H4.4	焼却
3	山梨市	山梨市南	山梨市 1市	45	二段活性	S56~57	S58.4	焼却
4	北杜市	北杜市長坂町 中丸	北杜市 1市	46	標準脱窒	H2~3	H4.4	焼却
5	笛吹市	笛吹市石和町 砂原	笛吹市 1市	40	嫌気性消化	S50~51	S52.3	脱水
6	上野原市	上野原市上野 原	上野原市 1市	40	好気性	S53	S54.4	焼却
7	甲州市	甲州市塩山千 野	甲州市 1市	20	標準脱窒	H12~14	H15.4	堆肥化 (生ごみ 50kg/日)
8	南部町	南巨摩郡南部 町万沢	南部町 1町	19	標準脱窒 +高度処理	H16~18	H18.4	堆肥化 (生ごみ 50kg/日)
9	中巨摩地区 広域事務組合	中央市乙黒	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭 和町 3市1町	85	高負荷	H3~5	H5.10	焼却
10	峡北広域行政 事務組合	韮崎市栄	韮崎市 北杜市 甲斐市 3市	72	好気性	S49~50	S51.3	脱水
11	峡南衛生組合	西八代郡市川三 郷町鴨狩津向	市川三郷町 早川町 身延町 3町	40	標準脱窒 +高度処理	S62~63	H1.4	焼却 +堆肥化
12	三郡衛生組合	南アルプス市 東南湖	南アルプス市 市川三郷町 富士川 町 1市2町	61	膜分離 +高度処理	H9~11	H12.4	脱水
13	青木ヶ原衛生セ ンター	南都留郡富士河 口湖町精進青木ヶ 原	富士河口湖町 鳴沢村(甲州市) (中央市)(道志村) 1町1村(2市 1村)	50	嫌気性	S45~46	S46.12	脱水
14	大月都留広域 事務組合	都留市田野倉	都留市 大月市(道志村) 2市(1 村)	90	二段活性	S59~61	S61.12	焼却

6 埋立処分施設(環境整備課)

埋立処分施設一覧表

平成25年9月現在

	施設名	施設所在地	処理能力		処理方式		操業開始
			埋立容量 (埋立面積)	浸出水 処理施設	埋立構造	浸出水 処理方式	
1	山梨県環境整備センター	北杜市明野町浅尾字浅尾原	281,123m ³ (24,767m ²)	80m ³ /日	準好気性埋立	生物処理、物理化学 処理、高度処理	H21.5

資料3 自然公園等

1 自然公園(みどり自然課)

自然公園一覧								平成25年3月
区分	公園名	関係市町村(県)名	公園指定				県土面積 に対する 比率(%)	摘要 (ha)
			指定 年月日	面積 (ha)	特別 地域 (ha)	普通 地域 (ha)		
国立 公園	富士箱根 伊豆	(山梨、静岡、神奈川、東京)山 中湖村、富士吉田市、富士河 口湖町、西桂町、忍野村、鳴沢 村、身延町	S11. 2. 1	36,742	23,431	13,311	8.2	特保 3,229
								第1種 2,065
								第2種 7,697
								第3種 10,440
	秩父多摩 甲斐	(山梨、埼玉、東京、長野)甲府 市、北杜市、山梨市、甲州市、 丹波山村、小菅村、甲斐市	S25. 7. 10	46,834	24,452	22,382	10.5	特保 1,666
								第1種 3,557
								第2種 9,371
								第3種 9,858
	南アルプス	(山梨、長野、静岡)北杜市、南 アルプス市、早川町、韮崎市	S39. 6. 1	18,286	18,286	-	4.1	特保 4,037
第1種 2,293								
第2種 1,028								
第3種 10,928								
計			101,862	66,169	35,693	22.8		
国定 公園	八ヶ岳 中信高原	(山梨、長野)北杜市	S39. 6. 1	4,088	4,088	-	0.9	特保 356
								第1種 36
								第2種 46
								第3種 3,650
計			4,088	4,088	-	0.9		
県立 自然 公園	四尾連湖	市川三郷町	S34. 4. 2	362	50	312	0.08	第2種 50
	南アルプス 巨摩	北杜市、南アルプス市、韮崎 市、富士川町、身延町、早川町	S41. 4. 1	14,841	14,841	-	3.3	第1種 113
								第2種 557
								第3種 14,171
計			15,203	14,891	312	3.4		
自然公園合計 (県土面積 446,537ha)			121,153	85,148	36,005	27.1		

2 自然環境保全地区(みどり自然課)

自然環境保全地区一覧表

平成25年3月

	名称	場所	所有区分 (ha)			
			国有地	県有地	民有地	計
自然保存地区	小金沢山	甲州市塩山上萩原、塩山下萩原、塩山牛奥、大月市大月町真木、大月市七保町瀬戸、奈良子、甲州市大和町初鹿野、田野		612		612
	小金沢土室	大月市七保町瀬戸		15		15
	滝子山	大月市笹子町白野、初狩町下初狩		37		37
	三ツ峠山	都留市大幡		140		140
	御正体山	都留市鹿留、菅野熊井戸、南都留郡道志村		55	41	96
	七里ヶ岩	韮崎市穴山町重久、北杜市須玉町若神子	3	44	1	48
	黒岳	笛吹市御坂町上黒駒		12		12
	七面山	南巨摩郡早川町赤沢、南巨摩郡身延町身延		147	51	198
	笹ヶ岳	南巨摩郡早川町雨畑、保		615		615
	篠井山	南巨摩郡南部町成島、福土、楮根		74	19	93
	大岩山	北杜市白州町大武川		241		241
	大平	北杜市白州町上教来石		15		15
	清水谷	北杜市白州町上教来石		22		22
	景観保存地区	小金沢溪谷	大月市七保町瀬戸		165	
小檜山		山梨市牧丘町北原		13		13
大滝不動尊		甲州市勝沼町菱山			40	40
竜門峡		甲州市大和町初鹿野、田野、木賊		18	48	66
戸川溪谷		南巨摩郡富士川町小室、平林		28	2	30
雨畑湖		南巨摩郡早川町雨畑		46	170	216
保川溪谷		南巨摩郡早川町保		9	61	70
早川溪谷		南巨摩郡早川町湯島、新倉		18	53	71
福土川溪谷		南巨摩郡南部町福土			44	44
観音峠・茅ヶ岳		甲斐市上芦沢、北杜市須玉町江草、金ヶ岳		401		401
紅葉橋		北杜市須玉町江草、比志		47	3	50
八ヶ岳川俣		北杜市大泉町西井出		132		132
歴史景観保全地区	塩の山	甲州市塩山上於曾			34	34
	岩殿山	大月市賑岡町強瀬、畑倉		48	1	49
	白山城	韮崎市神山町鍋山			12	12
	山梨岡	笛吹市春日居町鎮目			16	16
	谷戸城	北杜市大泉町谷戸			6	6
自然活用地区	乙女高原	山梨市牧丘町北原		91		91

3 自然記念物(みどり自然課)

自然記念物一覧表

平成25年3月

	名称	市町村	所有区分(ha)			
			国有地	県有地	民有地	計
植物	新屋山神社の社そう	富士吉田市			0.52	0.52
	三窪のレンゲツツジ及び生育地	甲州市		29.67		29.67
	竹森のザゼンソウ	甲州市			1.11	1.11
	嵯峨塩のオオバボダイジュ、モイワボダイジュ、ハルニレ及び生育地	甲州市		0.73		0.73
	三ツ峠の特殊植物	都留市、西桂町、富士河口湖町		794.67	57.86	852.53
	川棚のアラカシ林	都留市			0.14	0.14
	宝鏡寺のヤマブキソウ及び生育地	都留市			0.14	0.14
	苗敷山のモミ林	韮崎市			2.46	2.46
	滝戸山のアオギリ林	甲府市		1.65		1.65
	滝戸山のシラカシ林	甲府市		0.65		0.65
	芦川のスズラン及び生育地	笛吹市			2.61	2.61
	畑熊のミスミソウ	中央市			0.06	0.06
	氷室神社のスギ林	富士川町			1.6	1.6
	早川橋のモクゲンジ林	身延町			0.12	0.12
	七面山のごようツツジ	早川町		8.12		8.12
	一宮賀茂神社のサカキ林	身延町			0.29	0.29
	佐野の暖帯林	南部町			0.06	0.06
	円蔵院のカギガタアオイ及びリンボク	南部町			0.11	0.11
	西市森の暖帯林	南部町			0.05	0.05
	富士川のサツキ及びシラン	南部町	0.72			0.72
	金沢山のハシドイ林	北杜市		4.91		4.91
	木賊平のエゾリンドウ	北杜市		0.41		0.41
	石尊神社のアカマツ並木	北杜市			0.55	0.55
	大室のカワノリ	道志村	350m*1			350m
	石合のカタヒバ	南部町			0.2	0.2
	古城山のシイ及びウラジロ	南部町			0.3	0.3
	反木川上流のヨコグラノ木	身延町			0.0066	0.0066
櫛形山アヤマ平及び裸山のアヤマ群落	南アルプス市		11.33		11.33	
動物	栃代川上流のハコネサシショウウオ及び生息地	身延町	1,170m*2			1,170m
	日野のオオムラサキ及び生息地	北杜市		0.59	0.92	1.51
地質鉱物	大島の灰長石	大月市			0.01	0.01
	牧丘の千貫岩	山梨市		0.07		0.07
	曾根丘陵の植物化石及び珪藻化石	笛吹市			0.02	0.02
	日陰山の枕状溶岩	甲府市		0.02		0.02
	小原島の貝化石	身延町			0.14	0.14
	上佐野の透輝石	南部町			0.03	0.03
	ホッチ峠のマンジュウ石	甲斐市			0.02	0.02
	小袖の鍾乳洞	丹波山村			0.49	0.49

*1 公有土地水面 *2 河川敷延長

4 やまなしの歴史文化公園(美しい県土づくり推進室)

やまなしの歴史文化公園指定状況

平成25年3月末現在

	公園名	市町村名	区 域	面積ha	指定年月日
1	えんざん	甲州市	恵林寺、放光寺、向嶽寺、菅田天神社、慈雲寺、雲峰寺ほか	1800	S60.2.20
2	猿橋・岩殿	大月市	猿橋、岩殿山ほか	360	〃
3	武田の里	韮崎市	武田八幡神社、願成寺、新府城跡、竜岡将棋頭ほか	2,038	〃
4	桃の里・甲斐いちのみや	笛吹市	一宮浅間神社、甲斐国分寺跡、青楓美術館ほか	300	〃
5	若彦路の里	笛吹市	古道「若彦路」、銚子ヶ原ほか	450	〃
6	森とやすらぎの里 みのぶ・はやかわ	身延町 早川町	久遠寺、上沢寺、市川家住宅ほか 七面山参詣道の赤沢地区ほか	900	〃
7	信玄堤	甲斐市	信玄堤の自然と歴史、慈照寺、山縣神社ほか	200	〃
8	武田の杜・甲府城跡	甲府市	武田氏館跡、甲府城址、円光院、酒折宮、善光寺、加牟那塚古墳ほか	3,500	〃
9	日下部の里	山梨市	清白寺、窪八幡神社、大嶽山、山梨岡神社、差出の磯、万力林、千鳥湖、田安陣屋跡ほか	550	〃
10	日川溪谷と武田の秘境	甲州市	景德院、栖雲寺、氷川神社、竜門峡、旧甲州街道ほか	250	〃
11	御坂路	笛吹市	国術、熊野神社、松峯神社、御坂城跡、鎌倉街道石畳ほか	1,000	〃
12	木喰のふる里	身延町	木喰上人仏像及び遺品、熊野権現神社、門西家住宅、甲斐金山遺跡「中山金山」ほか	467	〃
13	南部氏の郷	南部町	南部氏館跡、浄光寺、内船寺、蒙軒学舎跡、新羅神社ほか	140	〃
14	甲斐源氏の里	市川三郷町	甲斐源氏旧跡、市川陣屋跡、夢想国師母の墓公園ほか	2,000	S63. 3.18
15	富士の里	富士吉田市	北口本宮富士浅間神社、旧宮下家住宅、吉田の火祭りほか	1,540	H元.2.17
16	つる	都留市	勝山城址、谷村陣屋、蒼竜峡、勝山八幡神社、夏狩湧水群ほか	296	〃
17	まきおか	山梨市	中牧神社、小野田山城跡、乙女高原を中心とする一帯	4,008	〃
18	心のふるさと境川	笛吹市	聖応寺、金比羅神社、三椏熊野神社、飯田龍太郎ほか	1,100	〃
19	上九一色	甲府市 富士河口湖町	築石、石塁、旧中道往還沿い、城山城跡ほか	251	〃
20	みたまの里	市川三郷町	大塚古墳群、一条氏館跡、歌舞伎文化公園ほか	1,470	〃
21	富士川舟運と河津の町 鯉沢	富士川町	鯉沢河津跡、角之倉の碑、口留番所跡、七面堂、蹴裂明神、大法師公園ほか	1,100	〃
22	古代甲斐の里かすがい	笛吹市	山梨岡神社本殿、五大明王像、小川正子記念館ほか	442	H13. 1. 9
23	ほくと山城の里	北杜市	酒呑場遺跡、金生遺跡、谷戸遺跡、小和田館跡、若神子城跡、のろし台跡、海岸寺ほか	5,026	H22.2.17
24	勝沼ぶどうとワインの里	甲州市	大善寺、勝沼氏館跡、葡萄酒資料館、ぶどうの国文化館、トンネルワインカーヴほか	900	H22.2.17

資料4 温泉の状況

温泉の状況

平成25年3月現在

管 轄 林務環境 事務所名	市町村名	温泉地名	源泉 総数	利用源泉数		未利用源泉数		温度別源泉数				主たる泉質名
				自噴	動力	自噴	動力	25 未満	25 以上 42 未満	42 以上	水蒸気 及びガス	
中北	甲府市	湯村	14	0	12	1	1	2	6	6	0	ナトリウム・カルシウム-塩化物泉
	甲府市		98	21	39	27	11	24	54	20	0	単純温泉
	南アルプス市		11	0	10	0	1	1	7	3	0	ナトリウム-塩化物・炭酸水素塩泉
	甲斐市		19	3	13	3	0	3	13	3	0	ナトリウム-塩化物泉
	中央市		10	8	2	0	0	0	6	4	0	ナトリウム-塩化物・炭酸水素塩泉
	昭和町		10	0	6	2	2	2	1	7	0	単純温泉
	韮崎市		13	1	5	5	2	4	6	3	0	ナトリウム塩化物泉
	北杜市	増富ラジウム	14	9	0	4	1	10	4	0	0	含放射能二酸化炭素ナトリウム塩化物
	北杜市		30	3	16	10	1	12	12	6	0	ナトリウム・炭酸水素塩・塩化物泉
峡東	山梨市		29	4	15	5	5	7	18	4	0	単純温泉
	笛吹市	春日居	13	3	4	6	0	4	5	4	0	単純温泉
	笛吹市	石和	28	13	7	8	0	3	18	7	0	単純温泉
	笛吹市		39	8	10	16	5	16	19	4	0	単純温泉
	甲州市	塩山	2	0	1	1	0	2	0	0	0	硫化水素泉
	甲州市		12	3	7	2	0	2	5	5	0	アルカリ性単純温泉
峡南	市川三郷町		2	0	2	0	0	0	1	1	0	アルカリ性単純温泉
	富士川町		7	4	2	1	0	4	3	0	0	ナトリウム-塩化物泉
	早川町		17	8	5	4	0	8	5	4	0	単純硫黄冷鉱泉
	身延町	下部	9	7	1	1	0	0	8	1	0	単純温泉
	身延町		13	6	2	5	0	11	2	0	0	硫化水素泉
	南部町		7	2	3	2	0	2	4	1	0	アルカリ性単純温泉
富士・ 東部	都留市		1	0	1	0	0	0	1	0	0	アルカリ性単純温泉
	大月市		2	0	1	0	1	1	1	0	0	単純硫黄泉
	上野原市		2	1	1	0	0	1	1	0	0	ナトリウム-塩化物泉
	道志村		3	0	3	0	0	2	1	0	0	ナトリウム・カルシウム-硫酸塩泉
	小菅村		3	0	3	0	0	0	3	0	0	カルシウム・マグネシウム・ナトリウム-硫酸塩・塩化物泉
	丹波山村		3	1	1	0	1	1	0	1	0	アルカリ性単純温泉
	富士吉田市		3	0	3	0	0	0	3	0	0	単純硫黄泉
	西桂町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	カルシウム・ナトリウム-硫酸塩泉
	忍野村		2	0	0	0	2	0	2	0	0	単純温泉
	山中湖村		6	0	5	0	1	1	5	0	0	単純温泉
	鳴沢村		1	0	1	0	0	0	1	0	0	カルシウム・マグネシウム・ナトリウム-硫酸塩・塩化物泉
	富士河口湖町	河口湖	4	0	2	0	2	0	4	0	0	カルシウム・ナトリウム-塩化物・硫酸塩泉
	富士河口湖町		4	0	3	0	1	1	3	0	0	カルシウム・ナトリウム-塩化物・硫酸塩泉
合計	27	7	431	105	186	103	37	124	222	84	0	

資料5 生活排水クリーン処理率

市町村別生活排水クリーン処理率

(平成25年3月31日現在)

市町村名	総人口	下水道	農業集落排水処理施設	簡易排水施設	林業集落排水処理施設	合併処理浄化槽	コミュニティプラント	小規模集合排水処理施設	衛生処理人口	生活排水クリーン処理率
甲府市	195,020	184,037	285			5,101			189,423	97.1%
富士吉田市	51,496	20,730				10,724			31,454	61.1%
都留市	31,883	8,629				5,426			14,055	44.1%
山梨市	37,298	17,838				4,643			22,481	60.3%
大月市	27,537	4,526				6,700			11,226	40.8%
韮崎市	31,363	18,004				6,533	272		24,809	79.1%
南アルプス市	73,261	30,912	269			14,120	640		45,941	62.7%
北杜市	48,937	30,983	11,236			4,725			46,944	95.9%
甲斐市	74,373	51,974	111			10,628	2,101		64,814	87.1%
笛吹市	71,783	42,311	428			9,052			51,791	72.1%
上野原市	25,872	11,708				3,872			15,580	60.2%
甲州市	34,513	18,461				4,396			22,857	66.2%
中央市	31,327	21,245	3,334			2,232	3,416		30,227	96.5%
市川三郷町	17,355	14,487	160			2,094			16,741	96.5%
早川町	1,221	63	52			453			568	46.5%
身延町	14,308	6,829	81			3,144		34	10,088	70.5%
南部町	8,883	0				7,283			7,283	82.0%
富士川町	16,435	12,131	78			1,445			13,654	83.1%
昭和町	18,515	14,022				1,022			15,044	81.3%
道志村	1,903	0				1,423			1,423	74.8%
西桂町	4,681	2,132				829			2,961	63.3%
忍野村	9,166	5,495				556			6,051	66.0%
山中湖村	5,906	4,223				969			5,192	87.9%
鳴沢村	3,185	0				1,547			1,547	48.6%
富士河口湖町	26,306	17,492				3,685	112		21,289	80.9%
小菅村	758	703	54			1			758	100.0%
丹波山村	632	607				9		16	632	100.0%
合計	863,917	539,542	16,088	0	0	112,612	6,541	50	674,833	78.1%

各処理施設の数値は、処理施設の使用人口を表す。

総人口：住民基本台帳人口から引用。（H25.3末現在の住民基本台帳の人員）

下水道：下水道事業による処理区域内人口から引用。

農業集落排水処理：農業集落排水処理施設整備事業による供用人口から引用。

合併処理浄化槽：「合併処理浄化槽等処理人口調査」から引用。

コミュニティプラント：「一般廃棄物処理実態調査結果」から引用。

小規模集合排水処理施設：小規模集合排水処理施設整備事業による供用人口から引用。

資料6 環境関係表彰受賞者

1 平成24年度環境保全功労者等の表彰(環境大臣表彰 平成24年6月)

- (1)受賞者 信玄堤ホタルゆめ銀河の会(甲斐市) 地域環境保全功労者表彰
甲州市立菱山小学校(甲州市) 地域環境美化功績者表彰
向原さくらを育てる会(富士吉田市) 地域環境美化功績者表彰

(2)功績概要

・信玄堤ホタルゆめ銀河の会

平成8年からホタルの愛護・育成を通じて自然と人との共生の大切さについて普及啓発を図るとともに、河川清掃を通じて地域の環境美化に貢献している。また、ホタルの放流や河川の整備を通じて市内小学生のホタル育成活動を支援する環境教育活動も行っている。

・甲州市立菱山小学校

平成5年から地域の自然・環境の保全を目的に、菱山地区や勝沼町の玄関口としての勝沼ぶどう郷駅及び駅周辺の清掃活動を続けている。また、花の苗の植え付けなどの地域美化活動も、地域住民と協力して行っている。さらに、平成20年度からペットボトルキャップを回収し、「世界の子どもにワクチンを贈る」活動を行うとともに、火事で焼失した山林等を中心に植樹活動を行っている。

・向原さくらを育てる会

平成12年から堂尾山公園周辺に桜の植樹を行うとともに、夏には下刈り、秋には枝打ち等を継続して行っている。また、県内外から多くのハイカーが訪れる堂尾山公園や遊歩道に案内板を設置し維持管理を行う活動や公園や遊歩道の整備も行っており、地域の環境保全に貢献している。

2 山梨県環境保全功績者表彰(知事表彰 平成24年6月)

- (1)受賞者 個人: 櫻林稔(甲府市)

団体: 山梨市立牧丘第一小学校(山梨市)

富士吉田市立吉田中学校(富士吉田市)

山梨県立葎崎工業高等学校環境化学科(葎崎市)

甲府市地球温暖化対策地域協議会(甲府市)

特定非営利活動法人甲斐駒清流懇話会(北杜市)

- (2)受賞理由 多年にわたり、地域の環境保全活動に尽力するとともに環境保全思想の普及・啓発に努め、地域の模範となっている。

3 平成24年度緑化功労者表彰(国土緑化推進機構理事長賞 平成25年5月)

- (1)受賞者 古屋 佳浩(甲州市)

(2)功績概要

古屋佳浩氏は、昭和35年から造林事業に従事し、戦後の荒廃した郷土の復旧を図る術は、造林事業の推進以外にないと確信するに至り、以来、日川流域の厳しい立地条件下で、卓越した知識と技術をもって、現在まで保安林整備事業及び県有林造林事業を中心に造林事業に従事し、そ

の長年の努力により、手がけた造林地は、いずれも優良造林地となっている。
また、林業労働災害防止にも積極的に取り組み、事業者としてだけでなく、林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部長及び安全衛生指導員等として、県内林業及び木材製造業の安全衛生水準の向上に貢献してきた。

4 平成25年度用国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール入賞者

(国土緑化推進機構理事長賞 平成24年12月)

(1)受賞者

坂本 涼(笛吹市立御坂東小学校)(受賞時学年:5年)

長田 莉奈(甲府市立東中学校)(受賞時学年:2年)

5 平成25年度用国土緑化運動・育樹運動標語入賞者(入選 平成24年12月)

(1)受賞者

土橋 祐太(富士川町立増穂中学校)(受賞時学年:1年)

(受賞者の氏名は敬称略で記載しています)

資料7 平成24年度環境年表

年月日	事 項
24. 6. 8	やまなし環境月間中(5月30日～6月30日)に、県や各市町村、企業等で多くの環境関連行事が実施された。6月8日には「環境の日」記念行事として、「環境フォーラムinやまなし」を開催し、eco実験パフォーマンスショーや山梨県環境保全功労者表彰を行った。
24. 6.13	夏の電力需給の見通しと、今とるべき節電・省エネ対策、節電対策のポイントについての講演により、節電・省エネ対策の推進を図るため、県内事業所を対象として、節電・省エネ対策セミナーを開催した。
24. 7～9	東京電力管内において電力需要が高くなる日中の時間帯において節電が要請されたことを受け、県としても、「やまなし節電県民運動」を展開し、節電に関する情報提供を行うとともに、様々な手法で家庭や事業所において節電に取り組むよう協力を要請した。また、「わが家の節電自慢大募集！」として節電体験談を募集し、HPで公開した。
24. 7.24	県有地への民間メガソーラー発電所の設置について、事業者である三井物産連合と協定を締結した。
24.11.15	やまなしエコライフ県民運動に関連したエコなライフスタイルについての講演や、緑のカーテン及びエコドライブに関する県内事業者の取り組み事例の発表を通じて、やまなしエコライフ県民運動についての理解を深めてもらうとともに、さらなるエコ活動の推進を図るため、県民を対象とした「やまなしエコライフ県民運動セミナー」を開催した。
24.11.21	エネルギーの見える化についての講演、及び省エネ機器の展示により、節電・省エネ対策の推進を図るため、県内事業所を対象として、節電・省エネ対策セミナーを開催した。
24.12.10	環境教育等促進法に基づく「体験の機会のある場」として、公益財団法人キープ協会の「清泉寮新館及びキャンプ場を含むその周辺の森林」を全国で初めて認定した。
25.3.26	地球環境問題が深刻化していること、東日本大震災後の人々の間に価値観や意識の変化が生じていること、エネルギーの地産地消を県政の中長期的な目標に掲げたことなどから、環境教育の果たす役割がますます重要になっていることに鑑み、環境教育等促進法に基づく「やまなし環境教育等推進行動計画」を策定した。

資料8 山梨県グリーン購入の推進を図るための方針

1 趣旨

山梨県における物品等の調達に当たり、従来考慮されてきた価格や品質などに加えて、環境保全の観点から、環境負荷の低減に資する製品、原材料等を優先的に選択するグリーン購入を推進する必要があるため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)第10条に基づき、基本的事項を定めるものとする。

2 適用範囲

知事部局、議会事務局、教育委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、警察本部、企業局

ただし、物品の購入にあたっては、公の施設及び病院などもっぱら県民の利用に供される施設については事務管理部門のみとする。

3 基本方針

物品等の調達にあたっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は、資源採取から廃棄までの全ての製品ライフサイクルにおける多様な環境への負荷の低減が可能かどうかを考慮していくことが、必要となってくる。

このことから、物品調達時には、下記の点に特に配慮するものとする。

- 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- 長期間の使用ができること。
- 再使用が可能であること。
- リサイクルが可能であること。
- 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。
- 廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。

また、環境物品等の調達推進を理由として、調達数量が増加することのないよう配慮するものとする。

4 特定調達品目及び調達の目標

県は、重点的に調達を推進する環境物品等(以下「特定調達品目」という。)の種類、判断の基準、調達の目標等を、毎年度「特定調達品目一覧」として、定めるものとする。

5 調達手続き

- 1) 特定調達品目に該当する物品等を調達する場合は、原則として、「特定調達品目一覧」の判断基準に適合する物品等を選択するものとする。

ただし、OA機器類・家電製品・照明・公共工事の調達にあたっては、「特定調達品目一覧」の判断基準のほか、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成13年2月2日閣議決定)」に掲げる特定調達品目の判断基準も参考にすること。

なお、調達手続きの簡素化を図るため、下記の第三者機関や業界団体等が運用している環境ラベル制度による製品については、判断基準に適合する物品とみなすものとする。

環 境 ラ ベ ル 等	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク((財)日本環境協会) ・グリーンマーク((社)日本オフィス家具協会) ・国際エネルギースタープログラム(経済産業省(省エネルギーセンター)) ・省エネラベリング制度(経済産業省(省エネルギーセンター)) ・統一省エネラベル(経済産業省(省エネルギーセンター)) ・PETボトルリサイクル推奨マーク(PETボトルリサイクル推進協議会) ・エコ・ユニフォームマーク(日本被服工業組合連合会) ・フレームマーク(全日本ベッド工業会) ・衛生マットレス(全日本ベッド工業会) ・モバイル・リサイクル・ネットワーク((社)電気通信事業者協会) ・自動車の燃費性能の評価及び公表(国土交通省) ・低排出ガス車認定(国土交通省) ・低燃費タイヤ統一マーク((社)日本自動車タイヤ協会)
----------------------------	--

- 2) 特定調達品目以外の品目についても、特定調達品目の調達手続きに準じて、できる限り環境に配慮した物品を選択するよう努めること。
- 3) 調達しようとする品目に、「山梨県リサイクル認定製品」がある場合は、認定製品の調達に努めるものとする。
- 4) 特定調達品目に該当する物品等を調達する場合において、やむを得ないと認められる理由がある場合には、判断基準を満たさない物品を購入せざるをえない場合もあるが、その場合には、その理由を明らかにしておくこと。

6 その他グリーン購入の推進に関する重要事項

- 1) 購入の実績は、各品目ごとに取りまとめ、公表するものとする。
 なお、実績取りまとめの方法は、年度当初に前年度の実績を集計するものとする。
- 2) 国及び各都道府県、県内各市町村の環境政策及び調達方針と連携を図りつつ、グリーン購入を推進していくものとする。

平成25年度特定調達品目一覧

〔調達目標を掲げて取り組む品目〕

分類	品目名	判断基準	目標の立て方	調達目標
紙類				
(9)	情報用紙		当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	コピー用紙	製品に表示(または証明)される総合評価値が80以上であること。 <古紙パルプ配合率、森林認証材・間伐材等パルプ利用割合、白化度及び坪量を算定式 1により総合的に評価>		
	フォーム印刷	古紙パルプ配合率70%以上かつ白化度70%程度以下、 塗工量が両面で12g/m ² 以下。		
	インクジェットカラープリンター用塗工紙	古紙パルプ配合率70%以上、 塗工量が両面で20g/m ² 以下、片面12g/m ² 以下。		
	印刷用紙			
	1色刷り(非塗工紙)	総合評価値80以上、 <古紙パルプ配合率、森林認証材・間伐材等パルプ利用割合、白化度を算定式 2により総合的に評価> 〔古紙パルプ配合率100%かつ白化度70%程度以下・古紙パルプ配合率70%かつ間伐材パルプ30%配合等が適用。〕		
	多色刷り(塗工紙)	総合評価値80以上、 <古紙パルプ配合率、森林認証材・間伐材等パルプ利用割合、塗工量を算定式 2により総合的に評価> (ただし当面は、できるだけ判断基準に近いものを購入するものとする。)		
	封筒(クラフト)	古紙パルプ配合率40%以上。		
	窓あき封筒	・古紙パルプ配合率40%以上。(窓部分に紙を使用している場合、窓部分には不適用。) ・窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。		
	衛生用紙			
	トイレットペーパー	古紙パルプ配合率100%。		
	ティッシュペーパー	古紙パルプ配合率100%。		
納入印刷物				
(1)	納入印刷物の仕様 (報告書類・ポスター・チラシ・パンフレット等の印刷物を対象とする)	・紙類の印刷用紙及び情報用紙に係る判断の基準を満たす用紙を使用すること。(ただし、冊子形状のものについては表紙は除く。) 非塗工紙…総合評価値80以上。 塗工紙…総合評価値80以上。 (ただし当面は、できるだけ判断基準に近いものを購入するものとする。) ・植物由来の油を使用したインキを使用すること。(植物油インキ、大豆油インキなど。)	当該年度に発注する印刷物の発注総数(金額)に占める基準を満たす用紙を使用した発注額の割合とする。	100%
文具類				
(77)	文具共通	〔主要材料がプラスチックの場合〕 ・再生プラスチック配合率40%以上。 〔主要材料が木の場合〕 ・間伐材、端材等の再生資源又は合法材。 〔主要材料が紙の場合〕 ・古紙パルプ配合率50%以上。 ・パーシパルプの合法性の担保 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。		
	シャープペンシル		各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	シャープペンシル替芯	〔判断の基準は容器に適用〕		
	ボールペン	芯が交換できること。		
	マーキングペン	消耗品が交換又は補充できること。		
	サインペン			
	鉛筆			
	定規			
	トレー			
	連射式クリップ(本体)	主要材料がプラスチックの場合、 再生プラスチック配合率70%以上。(ポストコンシューマ材料の場合は60%以上。)		
	ファイル	主要材料が紙の場合、 古紙パルプ配合率70%以上。又は、間伐材パルプを配合かつ古紙パルプ配合、 樹脂製とじ具で廃棄時に分別可能。		
	バインダー			
	クリヤーホルダー	文具類共通の判断基準を満たすこと。又は、植物を原料とするプラスチックを使用。		
	クリヤーブック			
	カードケース			
	綴込表紙	芯材が古紙パルプ配合率70%以上。		
	工事用アルバム	表紙が古紙パルプ配合率50%以上。		
	用箋挟	芯材が古紙パルプ配合率70%以上。又は、廃棄時に分別可能。		
	インデックス	古紙パルプ配合率70%以上。 (粘着剤はできるだけ可溶性粘着材を使用し、樹脂ラミネート加工がされていないこと。)		
	OHPフィルム	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・再生プラスチック配合率30%以上。 ・植物を原料とするプラスチック使用。		
	修正液	〔判断の基準は容器に適用〕		

分類	品目名	判断基準	目標の立て方	調達目標
	修正テープ	主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチック配合率70%以上。(ポストコンシューマ材料の場合は60%以上。) 消耗品が交換できること。		
	消しゴム	[判断の基準は巻紙(スリーブ)又はケースに適用]		
	付箋紙	古紙パルプ配合率70%以上。(粘着剤はできるだけ可溶性粘着材を使用し、樹脂ラミネート加工がされていないこと。)		
	ノート	古紙パルプ配合率70%以上。		
	メモ帳			
	ステープラー(汎用型)	[汎用型とは10号針使用のハンディタイプ] 主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチック配合率70%以上。		
	ステープラー(汎用型以外)			
	のり(固形)	[判断の基準は容器・ケースに適用] 消耗品が交換できること。		
	のり(液体) 補充用を含む	[判断の基準は容器に適用] 内容物が補充できること。		
	のり(テープ)	[判断の基準は容器・ケースに適用] 消耗品が交換できること。		
	カッターナイフ			
	はさみ	廃棄時に分別可能。		
	マグネット(玉・バー)			
	スタンプ台	主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチック配合率70%以上。(ポストコンシューマ材料の場合は60%以上。) インク又は液が補充できること。		
	朱肉			
	つづりひも	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・主要材料が紙の場合、古紙パルプ配合率70%以上。 ・主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチック配合率70%以上。(ポストコンシューマ材料の場合は60%以上。)		
	ペーパーパッチ	可溶性粘着材使用、または、再生処理可能。		
	マチ付封筒	古紙パルプ配合率40%以上。		
	テープカッター			
	パンチ			
	レターケース			
	ブックスタンド	主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチック配合率70%以上。(ポストコンシューマ材料の場合は60%以上。)		
	鉛筆削(手動)			
	OAクリーナー(ウェットタイプ)	[判断の基準は容器に適用] 主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチック配合率70%以上。(ポストコンシューマ材料の場合は60%以上。) 内容物が補充できること。		
	OAクリーナー(液タイプ)	[判断の基準は容器に適用] 内容物が補充できること。		
	マウスバット			
	ごみ箱	主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチック配合率70%以上。(ポストコンシューマ材料の場合は60%以上。)		
	ガムテープ(クラフト)	テープ基材、古紙パルプ配合率40%以上。(粘着剤はできるだけ可溶性粘着材を使用し、樹脂ラミネート加工がされていないこと。)		
	ガムテープ(布)	テープ基材(ラミネート層を除く。)、再生プラスチック配合率40%以上。		
	回転ゴム印			
	ステープラー針リムーバー			
	ペンスタンド			
	クリップケース			
	紙めくりクリーム	[判断の基準は容器に適用]		
	OAフィルター(枠あり)	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・文具類共通の判断基準を満たすこと。 ・枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。		
	カッティングマット			
	デスクマット			
	絵筆	主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチック配合率70%以上。(ポストコンシューマ材料の場合は60%以上。)		
	タックラベル	古紙パルプ配合率70%以上。(粘着剤はできるだけ可溶性粘着材を使用し、樹脂ラミネート加工がされていないこと。)		
	黒板拭き			
	ホワイトボード用イレイザー			
	額縁			
	缶・ボトルつぶし機(手動)			
	名札(衣服取付・首下げ型)			
	丸歯式紙裁断機			
	両面粘着紙テープ	テープ基材、古紙パルプ配合率40%以上。		
	製本テープ	[判断の基準はテープ基材に適用]		

分類	品目名	判断基準	目標の立て方	調達目標
	メディアケース (CD、DVD、BD用)	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチック配合率70%以上。(ポストコンシューマ材料の場合は60%以上。)それ以外の場合は、文具類共通の判断基準を満たすこと。 ・CD及びDVD用にあつては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。 ・植物を原料とするプラスチック使用。		
	ファイリング用品			
	ゴム印			
	付箋フィルム	(粘着剤はできるだけ可溶性粘着材を使用。)		
	OAクリーナー(エアータブ)	オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。		
	印箱			
	鍵かけ			
	チョーク	再生材料が製品全体重量比で10%以上使用されていること。		
	グランド用白線	再生材料が製品全体重量比で70%以上使用されていること。		
	梱包用バンド	・主要材料が紙の場合、古紙パルプ配合率100%以上。 ・主要材料がプラスチックの場合、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが製品全体重量の25%以上。ただし、廃ペットボトルびりサイクル製品は除く。		
オフィス家具				
(11)	オフィス家具共通	・修理や部品交換が容易である等、長期間の使用が可能な設計又は分解が容易である等部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ・塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。 ・保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とする。		
	いす	【主要材料がプラスチックの場合】 ・再生プラスチックがプラスチック重量比10%以上。又は植物を原料とするプラスチック。 【主要材料が木材の場合】 ・間伐材、端材等の再生資源又は合法材。 ・ホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/mh以下。 【主要材料が紙の場合】 ・古紙パルプ配合率50%以上。 ・パーシパルプの合法性の担保。 【大部分の材料が金属類(95%以上)の収納用什器】 ・棚板の機能重量が0.1以下。 ・単一素材分解可能性が85%以上。	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	机			
	棚			
	収納用什器(棚以外)			
	ローパーティション			
	掲示板			
	黒板			
	ホワイトボード			
	傘立て			
	コートハンガー			
	ベッドフレーム	・主要原料がプラスチックの場合...再生プラスチックがプラスチック重量比10%以上。 ・主要原料が木材の場合...間伐材、端材等の再生資源又は合法材、ホルムアルデヒドの放散速度が0.002mg/mh以下。 ・主要原料が紙の場合...古紙パルプ配合率50%以上、パーシパルプの合法性の担保。		
OA機器				
(15)	OA機器類共通	・使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については、適正処理されるシステムがあること。 ・分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。		
	コピー機 (コピー機・複合機・拡張性のあるデジタルコピー機)	・総合評価値80以上の用紙に対応可能。 ・新造機...国際エネルギースタープログラム適合。特定の化学物質の使用制限。 ・再生型機・部品リユース型機...国際エネルギースタープログラム適合。(旧基準)	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	プリンタ			
	ファクシミリ	・国際エネルギースタープログラム適合。		
	スキャナ			
	磁気ディスク装置	・省エネ法トップランナー基準達成。		
	ディスプレイ	・国際エネルギースタープログラム適合。		
	シュレッダー	・待機電力の基準を満たすこと。		
	デジタル印刷機	・エネルギー消費効率の基準を満たすこと。(エコマーク認定品)		
	記録用メディア (CD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD)	次のいずれかを満たすこと。 ・再生プラスチック30%以上又は古紙パルプ配合率70%以上使用。 ・スリムタイプケース又はスピンドルタイプ。 ・植物由来のプラスチック使用。		
	電子式卓上計算機	・使用電力の50%以上が太陽電池から供給されるもの。(エコマーク認定品) ・再生プラスチック配合率40%以上。		
	トナーカートリッジ	・使用済カートリッジの回収システム。 ・回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率がトナーカートリッジは50%以上、インクカートリッジは25%以上。 ・回収部品の再資源化率が95%以上。		
	インクカートリッジ	・回収部品のうち、再利用できない部分は適正処理され、単純埋立されないこと。 ・トナー又はインクの化学安全性が確認されている。(エコマーク認定品)		
	掛時計 (講堂等で使用の大型は除く)	次のいずれかを満たすこと。 ・太陽電池式。(蓄電機能付きで一次電池不要) ・一次電池が5年以上使用可能。(エコマーク認定品)		
	一次電池又は小形充電式電池 (単1形～単4形)	・一次電池はアルカリ相当以上のもの。(マンガン電池でないもの) ・小形充電式電池は充電式のニッケル水素電池等。		

分類	品目名	判断基準	目標の立て方	調達目標
	プロジェクト (5,000lm未満のプロジェクト)	<ul style="list-style-type: none"> ・製品本体の重量が基準値以下。 ・待機時消費電力が0.5w以下。 ・水銀ランプの使用に関する情報提供及び回収の仕組みがあること。 ・保守部品、消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上であること。 ・特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。 		
家電製品				
(7)	家電製品共通	<ul style="list-style-type: none"> ・資源有効利用促進法の判断基準をふまえ、製品の長寿命化・省資源化や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・再生プラスチック材が多く使用されていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。 		
	電気冷蔵庫等 (電気冷蔵庫・電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫)	<ul style="list-style-type: none"> ・統一省エネラベル「1」以上。 ・定格内容積350ℓ超400ℓ以下の製品については「2」でも可 ・定格内容積350ℓ以下の製品については「3」でも可 ・冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。 ・特定の化学物質の含有情報開示。 	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	エアコンディショナー等	<ul style="list-style-type: none"> ・統一省エネラベル「1」以上。 ・冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ・特定の化学物質の含有情報開示。 		
	電気便座	<ul style="list-style-type: none"> ・統一省エネラベル「1」以上。 ・瞬間式の温水洗浄便座のうち、タイマー方式等の公共向け製品については「2」でも可 ・貯湯等の暖房便座、温水洗浄便座については「3」でも可 		
	ストーブ(ガス又は灯油燃料)	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法トップランナー基準達成。 		
	テレビジョン受信機	<ul style="list-style-type: none"> ・統一省エネラベル「1」以上。(新基準を推奨) 		
	電子レンジ(単体)	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法トップランナー基準達成。 ・特定の化学物質の含有情報開示。 		
	携帯電話・PHS	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかを満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・搭載機器・機能の簡素化(通話及びメール機能等に限定) ・アプリケーションのバージョンアップが可能。 ・環境配慮設計。 ・回収及びマテリアルリサイクルシステムがあること。 ・再使用できない部分は、適正処理されるシステムがあること。 ・バッテリー等の消耗品の修理システムがあること。 ・特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 		
温水器等				
(4)	温水器等共通	<ul style="list-style-type: none"> ・分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・再生プラスチック材が多く使用されていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。 		
	電気給湯器	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 ・使用時の消費電力量が少ないこと。 ・冷媒にオゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。 	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	ガス温水機器			
	石油温水機器	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法トップランナー基準達成。 		
	ガス調理機器			
照明				
(5)	蛍光灯照明器具	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用(環形、直管形)は、統一省エネラベル「1」でも可。 ・施設用及び卓上スタンド(直管形、コンパクト形)は、省エネ法トップランナー基準達成。 ・特定の化学物質の含有率が基準値以下。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。 	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	LED照明器具	<ul style="list-style-type: none"> ・固有エネルギー消費効率・昼白色(D)・昼白色(N) 70lm/W以上、白色(W)・温白色(WW)・電球色(L) 60lm/W以上。 ・平均演色評価数Raが70以上。 ・定格寿命40,000時間以上。 ・特定の化学物質の含有率が基準値以下。 		
	LEDを光源とした内照式表示灯	<ul style="list-style-type: none"> ・定格寿命30,000時間以上。 ・特定の化学物質の含有率が基準値以下。 		
	蛍光灯(直管型・大きさの区分 40形蛍光ランプ)	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの要件を満たすこと。 ・HI専用。 ・ラピッドスタート形又はスタータ形の場合は、以下を満たす。 <ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費効率85lm/W以上、演色性は平均演色評価数Raが80以上。管径は32.5(±1.5)mm以下、水銀封入量は製品平均10mg以下、定格寿命は10,000時間以上。 		
	電球形ランプ	<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光ランプ...エネルギー消費効率が85lm/W以上。平均演色評価数Raが80以上。定格寿命が10,000時間以上。管径32.5mm(±1.5)以下。水銀封入量が10mg以下。 ・LEDランプ <ul style="list-style-type: none"> 昼白色・昼白色...エネルギー消費効率が75lm/W(400lm以上)、65lm/W(400lm未満)以上。 白色・温白色・電球色...エネルギー消費効率が60lm/W(400lm以上)、55lm/W(400lm未満)以上。 平均演色評価数Raが70以上。定格寿命が30,000時間以上。 ・電球形蛍光ランプ...省エネ法トップランナー基準達成。定格寿命が6,000時間以上。水銀封入量が5mg以下。 ・その他の電球形ランプ...エネルギー消費効率が50lm/W以上。定格寿命が6,000時間以上。 		

分類	品目名	判断基準	目標の立て方	調達目標
(1)	粉末(ABC)消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・消火薬剤に、再生薬剤が40%以上使用されていること。 ・廃消火器の回収システムがあること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ・または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。 	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
制服・作業服				
(3)	制服	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの要件を満たすこと。 ・再生PET樹脂配合率が25%以上。(裏生地を除く。) ・ポリエステルが裏生地を除く繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比50%以上。 ・再生PET樹脂配合率が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ・植物を原料とする生分解性の合成繊維が25%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。 調達を実施するものうち、警察活動等業務に支障がないと認められる品目とする。	100%
	作業服	<ul style="list-style-type: none"> ・植物を原料とする生分解性の合成繊維が25%以上。 ・植物を原料とする非生分解性の合成繊維が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 		
	帽子	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの要件を満たすこと。 ・再生PET樹脂配合率が25%以上。 ・ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつポリエステル繊維重量比50%以上。 ・再生PET樹脂配合率が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 		
インテリア・寝装				
(6)	インテリア・寝装共通	<ul style="list-style-type: none"> ・再生PET樹脂配合率基準値は、繊維部分全体重量比。(ランナー、フック、ファスナー等の付属品の重量は除く。) ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	カーテン	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの要件を満たすこと。 ・再生PET樹脂配合率が25%以上。 ・ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は10%かつポリエステル繊維重量比50%以上。 ・再生PET樹脂配合率が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ・植物を原料とする非生分解性の合成繊維が25%以上。 ・植物を原料とする非生分解性の合成繊維が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 		
	カーペット	<ul style="list-style-type: none"> ・未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上。 		
	毛布	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの要件を満たすこと。 ・再使用した詰物が80%以上。(ふとんのみに適用) ・再生PET樹脂配合率が25%以上。 ・ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は10%かつポリエステル繊維重量比50%以上。 		
	ふとん	<ul style="list-style-type: none"> ・再生PET樹脂配合率が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 		
	マットレス	<ul style="list-style-type: none"> ・詰物の再生PET樹脂配合率が25%以上又は植物を原料とする合成繊維が25%以上。 ・フェルトに使用される繊維は未利用繊維又は反毛繊維。 ・ホルムアルデヒドの放出量が75ppm以下。 		
	布製ブラインド	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの要件を満たすこと。 ・再生PET樹脂配合率が25%以上。 ・ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は10%かつポリエステル繊維重量比50%以上。 ・再生PET樹脂配合率が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ・植物を原料とする非生分解性の合成繊維が25%以上。 ・植物を原料とする非生分解性の合成繊維が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 		
作業用手袋				
(1)	作業手袋	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの要件を満たすこと。 ・ポリエステル繊維を使用した製品にベトボール再生樹脂繊維や何度でも再生可能な繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ・ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
その他繊維製品				
(7)	その他繊維共通	<ul style="list-style-type: none"> ・再生PET樹脂配合率基準値は、繊維部分全体重量比。(ボール、ファスナー、金属部品等の付属品の重量は除く。) ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	集会用テント	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの要件を満たすこと。 ・再生PET樹脂配合率が25%以上。 ・ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は10%かつポリエステル繊維重量比50%以上。 ・再生PET樹脂配合率が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 		
	ブルーシート	<ul style="list-style-type: none"> ・再生ポリエチレンが50%以上。 		
	防球ネット	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの要件を満たすこと。 ・再生PET樹脂配合率が25%以上。 ・ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は10%かつポリエステル繊維重量比50%以上。 ・再生PET樹脂配合率が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ・植物を原料とする合成繊維が25%以上。 		

分類	品目名	判断基準	目標の立て方	調達目標	
	旗	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・再生PET樹脂配合率が25%以上。 ・ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は10%かつポリエステル繊維重量比50%以上。 ・再生PET樹脂配合率が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ・植物を原料とする合成繊維が25%以上。			
	のぼり				
	幕(横断幕、懸垂幕)				
	モップ				
自動車 (2)					
	行政事務用自動車	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる	当該年度の調達総量(台数)に占める基準を満たす物品の調達台数の割合とする。	100%	
	タイヤ	転がり抵抗係数が9.0以下であること。乗用車用自動車のノーマルタイヤに適用。		100%	
災害備蓄用品 (10)					
	災害備蓄用品共通	・防災用に長期保管する目的で調達するものに限る。(職員用のみ) ・保存期限を勘案した備蓄、購入計画をもとに管理し、継続的に更新する仕組みを構築する。 ・製品及び外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%	
	ペットボトル飲料水	賞味期限5年以上なるべく長いもの。			
	アルファ化米				
	乾パン				
	保存パン				
	缶詰				
	レトルト食品				賞味期限3年以上なるべく長いもの。
	栄養調整食品				
	フリーズドライ食品				
	非常用携帯燃料				
	携帯発電機 (発電機の定格出力が3kVA以下の発電機)	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・ガソリンエンジンを搭載する発電機はガス排気量が基準値以下であること。 ・ディーゼルエンジンを搭載する発電機はガス排気量が基準値以下であること。 ・騒音レベルが98デシベル以下であること。 ・連続運転可能時間が3時間以上であること。ただし、カセットボンベ型のものにあたっては1時間以上であること。			

【調達目標の設定を行わないが、できる限り判断基準を満たす物品を調達するよう配慮する品目】

分類	品目名	判断基準	目標の立て方	調達目標
公共工事 (13) (資材)	再生木質ボード パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板	・合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済み梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。 ・室内の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が0.5mg/l以下であること。	公共事業における、資材の調達予定や実績の把握を進める中で、目標の立て方について検討する。	
	陶磁器質タイル	陶磁器質タイルで、原料に再生材を用いているものであること。 再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上使用されていること。		
	高炉セメント	高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。		
	フライアッシュセメント	フライアッシュセメントであって、原料に10%を超えるフライアッシュを使用していること。		
	再生加熱アスファルト混合物	アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。		
	再生骨材等	コンクリート塊若しくはアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。		
	小径丸太材	間伐材であって、有害な腐れ、割れ等の欠陥がないこと。		
	製材等	・間伐材、林地残材又は小径木であること。 ・上記以外の場合は、原料として使用される原木は、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材であること。		
	下水汚泥を利用した汚泥発酵肥料	・製品に含まれる有害物質の含有量(割合)がヒ素0.005%・カドニウム0.0005%・水銀0.0002%・ニッケル0.03%・クロム0.05%・鉛0.01%以下であること。 ・金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。 ・植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 ・有機物の含有率(乾物)35%以上・炭素窒素20以下・PH8.5以下・水分50%以下・窒素全量(現物)0.8%以上・リン酸全量(現物)1.0%以上・アルカリ分(現物)15%以下であること。		
(建設機械)	排出ガス対策型建設機械	搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が「排出ガス対策型建設機械指定要領(H14.4.1国総施第225号)に定める排出ガス基準値、以下のものであること。		
	低騒音型建設機械	建設機械の騒音の測定値が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(H13.4.9国交省告示第2438号)に定める基準値、以下のものであること。		

資料9 主な環境基準等

1 大気の汚染に係る環境基準等

(1)大気の汚染に係る環境基準(昭和48年、環境庁告示第25号)

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限る、二酸化窒素を除く。)をいう。

(2)二酸化窒素に係る環境基準(昭和53年、環境庁告示第38号)

環境基準

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

測定方法

ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法

(3)ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準(平成9年 環境庁告示第4号)

	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			

(4)微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準(平成21年 環境省告示第33号)

微小粒子状物質に係る環境基準は、次のとおりとする。

1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。

1の環境基準は、微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると思えられる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値によるものとする。

1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

2 ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について
(平成11年、環境庁告示第68号)

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg - TEQ / m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質(水底の底質を除く。)	1pg - TEQ / ㍻以下	日本工業規格K0312に定める方法
水質の底質	150pg - TEQ / g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg - TEQ / g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

1 基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。

3 土壌にあっては、環境基準が達成された場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg - TEQ / g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

3 水質汚濁に係る環境基準等

(1)人の健康の保護に関する環境基準

環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準(環境基準)で、人の健康の保護に関する環境基準は公共用水域に適用されるものであり、次のとおりである。

人の健康の保護に関する環境基準 単位:mg / ㍻

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003	四塩化炭素	0.002	チウラム	0.006
全シアン	検出されないこと。	1,2-ジクロロエタン	0.004	シマジン	0.003
鉛	0.01	1,1-ジクロロエチレン	0.1	チオベンカルブ	0.02
六価クロム	0.05	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	ベンゼン	0.01
砒素	0.01	1,1,1-トリクロロエタン	1	セレン	0.01
総水銀	0.0005	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
アルキル水銀	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03	ふっ素	0.8
P C B	検出されないこと。	テトラクロロエチレン	0.01	ほう素	1
ジクロロメタン	0.02	1,3-ジクロロプロパン	0.002	1,4-ジオキサン	0.05

基準値は年間平均値。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(2)生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に係る環境基準は、指定されたその水域類型ごとに適用される。県内の県際水系(2県にまたがるもの)のうち富士川水域、相模川水域及び多摩川水系については、昭和48年3月31日環境庁告示第21号等によって水域類型の指定が行われ、その他の水域(知事が類型指定する水域)については、昭和49年4月1日山梨県告示第153号(改正:平成7年3月30日山梨県告示第131号の4)によって水域類型の指定が行われた。(水生生物の保全に関する環境基準の設定と合わせ告示の全改(平成23年3月24日山梨県告示第114号)を行ったが、水域類型の指定は従前どおり。)

生活環境の保全に関する環境基準(河川)

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上8.5 以下	1 mg / ℓ以下	25 mg / ℓ以下	7.5 mg / ℓ以上	50MPN/100<以下
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	同上	2 mg / ℓ以下	同上	同上	1,000MPN/100<以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	同上	3 mg / ℓ以下	同上	5 mg / ℓ以上	5,000MPN/100<以下
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	同上	5 mg / ℓ以下	50 mg / ℓ以下	同上	-
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上8.5 以下	8 mg / ℓ以下	100 mg / ℓ以下	2 mg / ℓ以上	-
E	工業用水3級環境保全	同上	10 mg / ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	同上	-

- 基準値は、日間平均値とする。
- 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg / ℓ以上とする。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 水道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 水産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 3級:コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
 - 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 3級:特殊の浄水操作を行うもの
 - 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人口湖)

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上8.5 以下	1 mg / ℓ以下	1 mg / ℓ以下	7.5 mg / ℓ以上	50MPN/100<以下
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	同上	3 mg / ℓ以下	5 mg / ℓ以下	同上	1,000MPN/100<以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	同上	5 mg / ℓ以下	15 mg / ℓ以下	5 mg / ℓ以上	-
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.0 以上8.5 以下	8 mg / ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg / ℓ以上	-

- 基準値は、日間平均値とする。
- 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg / ℓ以上。
- 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 水道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 水産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 3級:コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
 - 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

また、平成15年11月に水生生物の保全に係る環境基準が定められた。県内の県際水系(2県にまたがるもの)のうち、多摩川については平成18年6月30日環境省告示第93号、富士川及び相模川については平成21年11月30日環境省告示第80号によって水域類型の指定が行われ、その他の水域(知事が類型指定する水域)については、平成23年3月24日山梨県告示第114号によって水域類型の指定が行われた。

水生生物の保全に係る環境基準 単位: mg / ㍓

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03	0.001	0.03
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03	0.0006	0.02
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03	0.002	0.05
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03	0.002	0.04

(3)水域別環境基準水域類型の指定について

環境庁告示第27号(平成10年6月1日)

水 域	該当類型	達成期間
多摩川上流(1)(和田橋より上流。ただし、小河内ダム貯水池(奥多摩湖)(全域)に係る部分を除く。)	AA	イ

(注) 達成期間は次のとおりとする。
「イ」は、直ちに達成

環境庁告示第21号(昭和48年3月31日)

水 域	該当類型	達成期間
相模川上流(1)(柄杓流川合流点より上流)	AA	イ
相模川上流(2)(柄杓流川合流点から相模湖大橋(相模ダム)まで)	A	ハ
富士川(1)(塩川合流点より上流)	AA	イ
富士川(2)(塩川合流点から笛吹川合流点まで)	A	イ
富士川(3)(笛吹川合流点から身延橋まで)	A	ハ
富士川(4)(身延橋より下流)	A	ロ

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。
(1)「イ」は、直ちに達成
(2)「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成
(3)「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成

環境省告示第93号(平成18年6月30日)

水 域	該当類型	達成期間
多摩川上流	生物A	イ

(注) 達成期間は次のとおりとする。
「イ」は、直ちに達成

環境省告示第80号(平成21年11月30日)

水 域	該当類型	達成期間
相模川(1)	生物A	イ
富士川上流	生物A	イ
富士川下流	生物B	イ

(注) 達成期間は次のとおりとする。
「イ」は、直ちに達成

山梨県告示第114号(平成23年3月24日)

水 域	該当類型	達成期間
笛吹川上流(亀甲橋より上流)	生物A	イ
笛吹川下流(亀甲橋より下流)	生物B	イ
荒川上流(亀沢川合流点より上流)	生物A	イ
荒川下流(亀沢川合流点より下流)	生物B	イ
濁川(全域)	生物B	イ
鎌田川(笛吹川右岸に合流するものの全域)	生物B	イ
平等川(全域)	生物B	イ
重川(全域)	生物B	イ
日川(全域)	生物A	イ
滝沢川(全域)	生物B	イ
黒沢川(塩川に合流するものの全域)	生物B	イ
鶴川(全域)	生物A	イ
笹子川(全域)	生物A	イ
朝日川(全域)	生物A	イ
柄杓流川(全域)	生物A	イ
宮川(相模川に合流するものの全域)	生物B	イ

(注) 達成期間は次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

水 域	該当類型	達成期間
笛吹川上流(亀甲橋より上流)	A	イ
笛吹川下流(亀甲橋より下流)	A	ハ
荒川上流(亀沢川合流点より上流)	AA	イ
荒川下流(亀沢川合流点より下流)	B	ハ
濁川(全域)	C	ハ
鎌田川(笛吹川右岸に合流するものの全域)	B	ハ
平等川(全域)	B	イ
重川(全域)	B	イ
日川(全域)	A	イ
滝沢川(全域)	B	イ
黒沢川(塩川に合流するものの全域)	C	ハ
鶴川(全域)	A	イ
笹子川(全域)	A	イ
朝日川(全域)	A	イ
柄杓流川(全域)	A	ハ
宮川(相模川に合流するものの全域)	B	ロ
山中湖(全域)	湖沼A	イ
河口湖(全域)	湖沼A	イ
西湖(全域)	湖沼A	イ
精進湖(全域)	湖沼A	イ
本栖湖(全域)	湖沼AA	イ

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。

(1)「イ」は、直ちに達成

(2)「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成

(3)「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成

(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準については、次のとおりである。

地下水の水質汚濁に係る環境基準 単位:mg/ℓ

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003	塩化ビニルモノマー	0.002	チウラム	0.006
全シアン	検出されないこと。	1,2-ジクロロエタン	0.004	シマジン	0.003
鉛	0.01	1,1-ジクロロエチレン	0.1	チオベンカルブ	0.02
六価クロム	0.05	1,2-ジクロロエチレン	0.04	ベンゼン	0.01
砒素	0.01	1,1,1-トリクロロエタン	1	セレン	0.01
総水銀	0.0005	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
アルキル水銀	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03	ふっ素	0.8
P C B	検出されないこと。	テトラクロロエチレン	0.01	ほう素	1
ジクロロメタン	0.02	1,3-ジクロロプロパン	0.002	1,4-ジオキサン	0.05
四塩化炭素	0.002				

基準値は年間平均値。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(5) 山梨県生活環境の保全に関する条例第20条関係特別規制基準

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、同条第1項の排水基準に代えて、県内の特定事業場に適用するよりきびしい排水基準(上乘せ排水基準)を定めており、適用する項目と基準値は次のとおりである。

有害物質に係る排水基準(適用水域:全公共用水域)

有害物質の種類	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物
特定事業場	検出されないこと。	1ℓにつき0.1mg	検出されないこと。	1ℓにつき0.05mg	1ℓにつき0.05mg	新設にあっては、1ℓにつき1mg 既設にあっては、1ℓにつき5mg

備考

- 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- この表の数値は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号。以下「府令」という。)第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 「検出されないこと。」とは、府令第2条に規定する方法により検定した場合において、その結果が1リットルにつき、カドミウム及びその化合物にあっては0.01ミリグラムを、有機燐化合物にあっては0.1ミリグラムをそれぞれ下回ることをいう。
- 「新設」とは、昭和50年8月1日の後において設置される特定事業場をいい、「既設」とは、昭和50年8月1日において現に設置されている特定事業場(同日において設置の工事をしているものを含む。)及び一の施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった際現にその施設を設置している特定事業場(その際特定施設の設置の工事をしているものを含む。当該特定事業場が「新設」の特定事業場となっている場合にあっては、新設とする。)をいう。
- ふっ素及びその化合物についての排水基準は、し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)、畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場及び旅館業に属する特定事業場並びにこれら以外の特定事業場であって、一日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル未満であるものから排出される排水については、適用しない。

有害物質以外のものに係る排水基準

項目及び許容限度				生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	フェノール類含有量	銅含有量	亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	クロム含有量	大腸菌群数	
区分		適用水域	1日当たりの平均的な排出水の量	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(個/cm ³)	
特定事業場	し尿処理施設を設置するもの(他の特定施設を併設するものを除く。)	新設	全公共用水域	20ℓ以上	20(15)	20(15)	50(30)							1,000	
		既設			40(30)	40(30)	50(30)							1,000	
		新設			20ℓ以上	20(15)	20(15)	50(30)	10	1	1	1	1	0.5	1,000
		既設				40(30)	40(30)	50(30)	10	1	1	1	5	1	1,000
	畜産農業又はサビス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置するもの	新設	富士五湖水域	7.5ℓ以上	30(20)	30(20)	50(30)								
			市街化区域内の水域	7.5ℓ以上	80(60)	80(60)	150(120)								
			上記以外の公共用水域	7.5ℓ以上 50ℓ未満	140(110)	140(110)	180(140)								
		既設	全公共用水域	7.5ℓ以上 50ℓ未満	80(60)	80(60)	150(120)								
	旅館業	新設	全公共用水域	20ℓ以上	30(20)	30(20)	50(30)	10							1,000
		既設	自然公園区域内の水域	20ℓ以上	60(50)	60(50)	90(70)	10							1,000
			上記以外の公共用水域	20ℓ以上 50ℓ未満	100(85)	100(85)	140(110)	15							1,000
			上記以外の公共用水域	50ℓ以上	60(50)	60(50)	90(70)	10							1,000
上記以外の特定施設を設置するもの	新設	全公共用水域	20ℓ以上	30(20)	30(20)	50(30)	10	1	1	1	1	1	0.5	1,000	
	既設			60(50)	60(50)	90(70)	10	1	1	1	5	1	1	1,000	

府令別表第2に定める水素イオン濃度の排水基準については、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場から排出される排水についても適用する。

備考

- 別表第1の備考1、2及び4の規定は、この表に掲げる有害物質以外のものに係る排水基準について準用する。
- 「富士五湖水域」とは、次に掲げる湖沼及びこれに流入する公共用水域をいう。
・山中湖 B 河口湖 C 西湖 D 精進湖 E 本栖湖
- 「市街化区域内の水域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域内の公共用水域をいう。
- 「自然公園区域内の水域」とは、自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国立公園並びに山梨県立自然公園条例(昭和32年山梨県条例第74号)第5条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域内の公共用水域をいう。
- ()内の数値は、日間平均を示す。
- 生物化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼に排出される排水について適用する。

4 土壌の汚染に係る環境基準等

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)の指定基準、及び土壌の汚染に係る環境基準(平成3年環境庁告示第46号)

項目	土壌汚染対策法の指定基準			土壌汚染に係る環境基準 (mg/㍓)
	区分	土壌含有基準 (mg/kg)	土壌溶出基準 (mg/㍓)	
四塩化炭素	揮発性有機化合物 (第1種特定有害物質)		0.002以下	0.002以下
1,2-ジクロロエタン			0.004以下	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン			0.02以下	0.02以下
シス-1,2-ジクロロエチレン			0.04以下	0.04以下
1,3-ジクロロプロパン			0.002以下	0.002以下
ジクロロメタン			0.02以下	0.02以下
テトラクロロエチレン			0.01以下	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン			1以下	1以下
1,1,2-トリクロロエタン			0.006以下	0.006以下
トリクロロエチレン			0.03以下	0.03以下
ベンゼン			0.01以下	0.01以下
カドミウム及びその化合物			重金属等 (第2種特定有害物質)	150以下
六価クロム化合物	250以下	0.05以下		0.05以下
シアン化合物	遊離シアンとして 50以下	検出されないこと		検出されないこと
水銀及びその化合物	15以下	0.0005以下		0.0005以下
うちアルキル水銀		検出されないこと		検出されないこと
セレン及びその化合物	150以下	0.01以下		0.01以下
鉛及びその化合物	150以下	0.01以下		0.01以下
砒素及びその化合物	150以下	0.01以下		0.01以下、農用地(田)の土壌15mg/kg未満
ふっ素及びその化合物	4,000以下	0.8以下		0.8以下
ほう素及びその化合物	4,000以下	1以下		1以下
シマジン	農薬等 (第3種特定有害物質)		0.003以下	0.003以下
チラム			0.006以下	0.006以下
チオベンカルブ			0.02以下	0.02以下
PCB			検出されないこと	検出されないこと
有機りん化合物			検出されないこと	検出されないこと
銅				農用地(田)の土壌125mg/kg

5 騒音に係る環境基準等

騒音に係る環境基準(平成10年環境庁告示第64号)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉法人施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び	65デシベル以下	60デシベル以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		

備考:車線とは1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていないと認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

騒音に係る環境基準の類型の当てはめ(平成7年県告示第368号)

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成5年政令第371号)第2条の規定に基づき、同法第16条第1項に規定する基準で騒音に係るものの地域の類型当てはめを次のとおりとする。

市川三郷町、富士川町、身延町、昭和町及び富士河口湖町のうち、次の表に掲げる地域。

地域の類型	当てはめる地域
A	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域(同項第2号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区を除く。)
C	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同項第2号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区

* 本県ではAA類型については、該当地域がないことから地域指定していない。

なお、次に掲げる市の区域については、各市が告示をしている(地域の区分は県告示同じ)。

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市

騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準(昭和52年県告示第66号)

区域区分	時間区分	昼間	朝、夕	夜間
		午前8時から 午後7時まで	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	午後10時から翌日の 午前6時まで
第1種区域		50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域		55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域		65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域		70デシベル	65デシベル	60デシベル

- 注)1 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域(図面中、緑色に色分けした区域)
 2 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域(図面中、黄色に色分けした区域)
 3 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、騒音の発生を防止する必要がある区域(図面中、赤色に色分けした区域)
 4 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域(図面中、青色に色分けした区域)

図面省略

なお、次に掲げる市の区域については、各市が区域と基準値を定めて告示をしている(地域の区分及び基準値は県告示と同じ)。

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市

騒音規制法に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)

特定建設作業の種類	騒音の規制基準
法施行令別表第2に掲げるすべての作業	85デシベル

- (注) 1 厚生省・建設省告示の別表第1号の規定により知事(市の区域にあっては市長)が指定する区域は、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち学校、病院等保護対象施設の敷地の周囲おおむね80m以内の区域とする。
2 深夜作業、作業時間、作業期間及び日曜、休日に係る作業の規制内容については別に定めがある。

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度(平成12年総理府令第15号)

	区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
		昼 間 午前6時から午後 10時まで	夜 間 午後10時から翌日の 午前6時まで
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず次のとおり。

昼間	75デシベル	夜間	70デシベル
----	--------	----	--------

幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る)並びに都市計画法施行規則に基づく自動車専用道路

自動車騒音の限度を定める総理府令備考に基づく知事(市の区域にあっては市長)が定める区域(平成12年県告示第161号)

区 分	該 当 地 域
a区域	第1種区域並びに第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b区域	第2種区域から第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を除いた 地域
c区域	第3種区域及び第4種区域

- 備考 1 第1種～第4種区域とは、特定工場等において発生する騒音について規制する地域の指定(昭和52年県告示第66号)において定める区域をいう。
2 第1種及び第2種中高層住居専用地域とは、都市計画法第8条第1項の規定により定められた地域をいう。

なお、次に掲げる市の区域については、各市が区域を定めて告示をしている(地域の区分は県告示と同じ)。

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市

騒音規制法指定地域(25市町村)

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村の一部

6 振動に係る規制基準等

振動規制法に基づく特定工場等に係る規制基準(昭和54年県告示第100号)

区域区分	時間区分	昼間	夜間
		午前8時から 午後7時まで	午後10時から翌日の 午前6時まで
第1種区域		60デシベル	55デシベル
第2種区域		65デシベル	60デシベル

注)1 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域、及び住居の用に供されているため静穏の保持を必要とする区域(図面中、緑色に色分けした区域)

2 第2種区域 住居及び商業、工業等の用に供されている区域であって、著しい振動の発生を防止する必要がある区域(図面中、黄色または赤色に色分けした区域)

図面省略

なお、次に掲げる市の区域については、各市が区域と基準値を定めて告示をしている(地域の区分及び基準値は県告と同じ)。

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市

振動規制法に基づく特定建設作業振動音に係る規制基準(振動規制法施行規則第11条)

特定建設作業の種類	振動の規制基準
法施行令別表第2に掲げるすべての作業	75デシベル

(注)1 振動規制法施行規則別表第一付表第1号の規定により知事(市の区域にあつては市長)が指定する区域は、図面の緑色又は黄色に色分けした区域、及び赤色に色分けした区域のうち学校、病院等保護対象施設の敷地の周囲おおむね80m以内の区域とする。

2 深夜作業、作業時間、作業期間及び日曜、休日に係る作業の規制内容については別に定めがある。

振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度(昭和54年県告示第102号)

区域区分	時間区分	昼間	夜間
		午前8時から 午後7時まで	午後10時から翌日の 午前6時まで
第1種区域		65デシベル	60デシベル
第2種区域		70デシベル	65デシベル

備考 第1種区域～第2種区域とは、振動規制法に基づく特定工場等に係る規制基準(昭和54年県告示第100号)において定める区域をいう。

なお、次に掲げる市の区域については、各市が区域と基準値を定めて告示をしている(地域の区分及び基準値は県告と同じ)。

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市

振動規制法指定地域(25市町村)

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村の一部

7 悪臭に係る規制基準等

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準(平成16年県告示第496号)

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準を定める告示

ア 排出規制地域

悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号。以下「法」という。)第三条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物(特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。)の排出(漏出を含む。)を規制する地域を定める。

イ 規制基準

法第四条第二項第一号の規定による規制基準は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に定めるとおりとする。

規制基準	A区域	B区域	C区域
臭気指数	13	15	17

(注) 1 A区域 図面中において緑色に色分けした区域
2 B区域 図面中において黄色に色分けした区域
3 C区域 図面中において赤色に色分けした区域
図面省略

ウ 事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準

法第四条第二項第二号の規定による規制基準は、前項の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和四十七年総理府令第三十九号。以下「規則」という。)第六条の二に定める方法により算出した臭気強度又は臭気指数とする。

法第四条第二項第三号の規定による規制基準は、第一項の規制基準を基礎として、規則第六条の三に定める方法により算出した臭気指数とする。

なお、次に掲げる市の区域については、各市が区域と基準値を定めて告示をしている(地域の区分及び基準値は県告と同じ)。

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市

悪臭防止法指定地域(24市町村)

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、中央市、市川三郷町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、及び鳴沢村の一部

資料10 主な環境関係100選

1 名水百選(昭和60年選定 環境省)

忍野八海(湧水)	南都留郡忍野村
八ヶ岳南麓高原湧水群(湧水)	北杜市(選定当時:北巨摩郡長坂町・小淵沢町)
白州ノ尾白川(河川)	北杜市(選定当時:北巨摩郡白州町)

2 ふるさといきものの里100選(平成元年選定 環境省)

国蝶オオムラサキ観察遊歩道	北杜市(選定当時:北巨摩郡長坂町)
ホタルの里一色	南巨摩郡身延町(選定当時:西八代郡下部町)
小田川ほとりの里	韮崎市

3 日本の滝百選(平成2年選定 日本の滝百選選定委員会:緑の地球防衛基金ほか)

七ツ釜五段の滝	山梨市(選定当時:東山梨郡三富村)
北精進ヶ滝	北杜市(選定当時:北巨摩郡武川村)
仙娥滝	甲府市

4 水源の森百選(平成7年選定 林野庁)

御岳昇仙峡水源の森	甲府市他
笛吹川水源の森	山梨市(選定当時:東山梨郡三富村)
小金沢水源の森	大月市
(東京水道水源林 横浜市有道志村水源かん養林)	甲州市(選定当時:塩山市)、丹波山村、小菅村 南都留郡道志村)

5 残したい“日本の音風景100選”(平成8年選定 環境省)

富士山麓・西湖畔の野鳥の森	南都留郡富士河口湖町(選定当時:南都留郡足和田村)
---------------	---------------------------

分類:鳥 西湖の周辺は、富士山の雄姿を間近に眺められ、野鳥が多い。野鳥の森公園ではヤマガラ、コガラ等、青木ヶ原の散策路ではホトトギス、ジュウイチ、ミソサザイ等の声を聞くことができる。

6 かおり風景100選(平成13年選定 環境省)

勝沼・一宮のぶどう畑とワイン	甲州市(選定当時:東山梨郡勝沼町)、笛吹市(選定当時:東八代郡一宮町)
----------------	-------------------------------------

(概要) 地域全域にブドウ畑が広がる。また、ワイナリーでは、醸造の際に、ブドウや樽のかおりが広がる。国内産ワインの生産高の多くに占める。JR勝沼ぶどう郷駅で降りると勝沼町から一宮町にかけてブドウ畑が広がり、山梨独特の風景である。

7 疎水百選(平成18年選定 農林水産省)

村山六ヶ村堰疏水	北杜市
差出堰	山梨市、笛吹市、甲府市

(疎水) 灌漑や舟運のために、新たに土地を切り開いて水路を設け、通水させるものをいう。百選は 農業・地域振興、歴史・伝統・文化、環境・景観(水質保全、生態系の豊かさ、農村景観の美しさ)、地域コミュニティの形成の視点から選定された。

8 平成の名水百選(平成20年選定 環境省)

御岳昇仙峡(河川)	甲府市
十日市場 夏狩湧水群(湧水)	都留市
西沢溪谷(河川)	山梨市
金峰山、瑞牆山(河川)	北杜市

資料11 環境行政の推進体制

1 本県の環境行政推進組織の推移(平成25年度まで)(森林環境総務課)

年月	本 庁	出 先 機 関
昭和40. 5	庁内連絡機関として公害対策連絡会議を設置。	
44. 4	厚生部公衆衛生課に公害係を設置。	
45. 4	厚生部に公害課を設置。 庶務企画係、公害第1係、公害第2係	衛生研究所に公害科を設置。
47. 4		甲府・吉田の保健所に環境整備係(公害担当)を設置。日下部・石和・身延・小笠原・葦崎・大月の保健所に公害担当職員を配置。
49. 4	組織変更により県民生活局公害課となる。	甲府保健所に公害係を設置。 吉田保健所に環境整備公害係を設置。 日下部・石和・身延・小笠原・葦崎・大月の保健所に環境衛生公害係を設置。
50. 4		衛生研究所を衛生公害研究所に名称変更し、公害第一科、公害第二科を設置。
55. 4	県民生活局自然保護課を統合し県民生活局環境公害課となる。	組織変更により保健所に衛生課を設置(係廃止による。)
59. 4		衛生公害研修所の公害第一課、公害第二課 環境科学課を統合し公害研究専門部を設置。
60. 4	地盤沈下に関する業務を含め、県民生活局環境保全課となる。	
平成 2. 4	県民生活局に廃棄物対策室を設置。	
3. 4	県民生活局に景観自然保護課を設置。	
4. 4	環境局を新設し、環境総務課、環境保全課、廃棄物対策課及び景観自然保護課の4課体制となる。	
4.11	環境総務課環境科学研究所建設準備担当が、環境科学研究所機関設置準備室として、課内室となる。	
5. 4	環境科学研究所機関設置準備室が環境総務課から分かれ、4課1室体制となる。	地方振興事務所に環境生活担当を設置。
7. 4	廃棄物対策課を環境整備課に名称変更。	
9. 4	環境活動推進課を設置。 環境整備課に廃棄物資源化推進プロジェクトチームを設置。	環境科学研究所を設置。
10. 4	環境保全課を大気水質保全課に名称変更。	
11. 4	廃棄物等環境監視指導プロジェクトチームを設置。	
12. 4	環境局と林政部を統合し、森林環境部を設置。 景観自然保護課をみどり自然課に名称変更。環境担当課は森林環境総務課、環境活動推進課、大気水質保全課、環境整備課及びみどり自然課の5課体制となる。	
13. 4		出先機関について、県内5圏域の地域振興局に6林務環境部(環境課)を設置。
14. 4	森林環境総務課資源化担当が再資源化システム推進室として、課内室となる。	衛生公害研究所の公害研究専門部を環境科学部に名称変更。
16. 4	廃棄物不法投棄対策室を設置。 再資源化システム推進室を廃止。 環境活動推進課を循環型社会推進課に名称変更。	
18. 4		出先機関について、4林務環境事務所(環境課)を設置。
20. 4	循環型社会推進課を環境創造課に名称変更。	
21. 4	廃棄物不法投棄対策室を廃止。	
25. 4	環境創造課を廃止し、森林環境総務課に環境活動推進担当を設置。環境担当課は森林環境総務課、大気水質保全課、環境整備課及びみどり自然課の4課体制となる。 エネルギー局を設置し、同局内にエネルギー政策課を設置。	

2 環境関係審議会等の設置状況(森林環境総務課)

名称	定数 (現委員数)	根拠法令等	備考
山梨県環境保全審議会	30人 (30人)	・環境基本法(法第43条) ・自然環境保全法(法第51条) ・山梨県附属機関の設置に関する条例	環境保全に関する基本的事項と自然環境の保全並びに鳥獣の保護、繁殖及び狩猟並びに温泉に関する重要事項の調査審議等
山梨県環境影響評価等技術審議会	15人 (15人)	・山梨県環境影響評価条例(条例第47条)	環境影響評価等に関する技術的事項の調査、審議等
公害審査委員候補者	12人 (12人)	・公害紛争処理法(法第18条)	

山梨県環境保全審議会(平成26年1月現在)(第7期 任期:H24.11.10~H26.11.9)

職	氏名	所属等
会長	風間 ふたば	山梨大学教授
副会長	湯本 光子	山梨県淡水生物調査会会長
委員	青木 進	山梨県猛禽類研究会会長
委員	芦澤 公子	NPO法人みどりの学校理事長
委員	石井 迪男	(株)サングローバル総合研究所顧問
委員	石川 恵	弁護士
委員	牛奥 久代	山梨県女性団体協議会会長
委員	漆原 正二	山梨県農業協同組合中央会専務理事
委員	大久保 栄治	山梨学院短期大学特別任用教授
委員	片谷 教孝	桜美林大学教授
委員	喜多川 進	山梨大学講師
委員	佐々木 宏明	山梨県商工会議所連合会(甲府商工会議所環境問題委員長)
委員	塩沢 久仙	南アルプス芦安山岳館館長
委員	島崎 洋一	山梨大学准教授
委員	相馬 保政	山梨県恩賜林保護組合連合会理事長
委員	竹越 久高	山梨県市長会理事(山梨市長)
委員	角田 謙朗	山梨大学非常勤講師
委員	土橋 金六	山梨県森林組合連合会代表理事会長
委員	永井 寛子	NPO法人スペースふう理事長
委員	中澤 晴親	日本労働組合総連合会山梨県連合会長
委員	原田 重子	山梨県商工会連合会女性部連合会長
委員	平山 公明	山梨大学教授
委員	深沢 登志夫	山梨県猟友会会長
委員	船木 直美	山梨県町村会副会長(小菅村長)
委員	古屋 寿隆	山梨県山岳連盟会長
委員	山縣 然太郎	山梨大学教授
委員	山野井 英俊	公募委員
委員	山本 紘治	山梨県希少野生動植物種指定等検討委員会ほ乳類部会長
委員	横内 幸枝	やまなし野鳥の会理事
委員	渡邊 富孝	公募委員

専門委員

所属等	部会
湯村温泉旅館協同組合	温泉部会
石和温泉旅館協同組合	温泉部会
河口湖温泉旅館協同組合	温泉部会
甲府ホテル旅館協同組合	温泉部会
下部旅館振興協同組合	温泉部会
白川 恵子(生活協同組合パルシステム山梨理事長)	廃棄物部会
東原 記守(山梨県産業廃棄物協会会長)	廃棄物部会
森 智和(山梨県環境科学研究所環境資源学研究室長)	廃棄物部会

山梨県環境影響評価等技術審議会(平成26年1月現在)(任期:H24.12.15~H26.12.14)
(森林環境総務課)

氏名	所属等
石井 信行	山梨大学准教授
大久保 栄治	山梨学院短期大学特別任用教授
片谷 教孝	桜美林大学教授
工藤 泰子	(財)日本気象協会 事業本部 環境事業部
坂本 康	山梨大学教授
佐藤 文男	(財)山階鳥類研究所 保全研究室
杉山 憲子	東京海上日動リスクコンサルティング(株)デューデリジェンスグループ
鈴木 邦雄	横浜国立大学学長
高木 直樹	信州大学教授
田中 章	東京都市大学教授
角田 謙朗	山梨大学非常勤講師
早見 正一	富士吉田市立富士小学校教頭
平林 公男	信州大学教授
福原 博篤	中華人民共和国瀋陽薬科大学教授
湯本 光子	山梨県淡水生物調査会会長

山梨県公害審査委員候補者(平成26年1月現在)(任期:H25.3.11~H26.3.10)
(大気水質保全課)

氏名	所属等
八巻 佐知子	山梨県弁護士会弁護士
早川 正秋	山梨県弁護士会弁護士
細田 浩	山梨県弁護士会弁護士
村松 照美	山梨県立大学教授(看護学部)
佐藤 章夫	(独)労働者健康福祉機構山梨産業保健推進連絡事務所非常勤嘱託
志村 結美	山梨大学准教授(教育人間科学部)
金丸 康信	環境に関する企業連絡協議会理事
片谷 教孝	桜美林大学教授(リハビリアーツ学群)
平山 けい子	山梨大学助教(工学部)
天野 一	(社)山梨県建設業協会副会長
今村 幸治	山梨大学非常勤講師
北村 敏也	山梨大学准教授(工学部 機械システム工学科)

3 環境保全のための広域的協力推進体制

(1) 全国大気汚染防止連絡協議会(大気水質保全課)

(47都道府県、東京都23特別区、105政令市等)

大気汚染防止について行政における協力関係の確保等を目的に昭和38年12月に発足し、大気環境の保全について情報交換などを行っている。

(2) 全国生活排水対策連絡協議会(大気水質保全課)

(44都道府県)

全国都道府県における生活排水対策行政の推進を図ることを目的に、昭和55年9月に設置され、生活排水の処理に関する調査・研究、情報交換を行っている。

(3) 関東地方大気環境対策推進連絡会(大気水質保全課)

(山梨、東京、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、神奈川、静岡、長野の1都9県)

関東地方の公害問題に、都県の枠を越えて広域的に対処するため、昭和46年1月に関東地方知事会の下部組織として「関東地方公害対策推進本部」が設置された。その後、平成10年5月に新しい環境問題に即応できる組織とするため、「関東地方環境対策推進本部」に改組され、平成22年3月に廃止された。この廃止を受けて、同本部の大気環境部会で実施していた広域的な大気汚染に関する調査研究、防止対策の推進のための情報交換などを引き継ぐ組織が、同年3月に「関東地方大気環境対策推進連絡会」として発足した。

同会に設置されているSPM調査会議には1都9県に政令市も参加して、微小粒子状物質に関する調査を継続している。

(4) 関東地方地球温暖化対策推進連絡会(エネルギー政策課)

(山梨、東京、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、神奈川、静岡、長野の1都9県)

関東地方の公害問題に、都県の枠を越えて広域的に対処するため、昭和46年1月に関東地方知事会の下部組織として「関東地方公害対策推進本部」が設置された。その後、平成10年5月に新しい環境問題に即応できる組織とするため、「関東地方環境対策推進本部」に改組され、平成22年3月に廃止された。この廃止を受けて、同本部の地球温暖化対策特別部会の機能を引き継ぐ組織が、同年4月に「関東地方地球温暖化対策推進連絡会」として発足した。

随時、各都県の地球温暖化対策に係る情報交換等を行っている。

(5) 関東甲信越静環境活動推進連絡協議会(森林環境総務課)

(山梨、東京、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、神奈川、静岡、長野、新潟の1都10県)

空き缶等の散乱防止対策については、昭和55年に「空き缶等問題研究会」が設置され(昭和56年「空き缶等問題推進委員会」に組織変更)共同研究を進めた結果、昭和57年に関東地方統一美化キャンペーンを提唱し、昭和58年にはデポジット方式等に関する検討結果をまとめて報告し、共同研究を終了した。昭和59年からは「空き缶等環境美化推進連絡協議会」を設置し、平成8年に新潟県が加入し、平成9年からは「関東甲信越静環境美化推進連絡協議会」と名称変更した。平成24年から協議会の目的として3Rの推進が加えられるとともに、協議会の名称も「関東甲信越静環境活動推進連絡協議会」に改められた。関東地方統一美化キャンペーンの推進母体となっている。

(6) 関東地方水質汚濁対策連絡協議会 (大気水質保全課)

(国土交通省、(独)水資源機構、山梨、東京、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、神奈川の1都7県及び川崎、横浜、千葉、さいたま、相模原の5市)

昭和45年度に、関東地方の河川、湖沼及び海域の水質の実体を把握するとともに、汚濁の過程を究明し、防止対策の樹立に資することを目的に建設省関東地方建設局の内部に発足した。本県は、53年度から加入し、多摩川・鶴見川・相模川部会及び富士川部会に属しており、水質汚濁対策の調査研究を進めるとともに、関係機関との情報交換を行っている。

(7) 関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会 (環境整備課)

(山梨、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野の1都9県及び横浜、横須賀、川崎、千葉、新潟、宇都宮、長野、相模原、さいたま、川越、船橋、柏、前橋、高崎の14市)

産業廃棄物処理対策の円滑な運営を図る目的で、昭和50年3月に設置され、関東甲信越地区の都県及び中核市における産業廃棄物の処理に関する情報交換を行うとともに、各自治体相互の連絡調整を行っている。

(8) 産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会(産廃スクラム30) (環境整備課)

(福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の1都11県及び千葉、横浜、川崎、横須賀、新潟、静岡、浜松、宇都宮、長野、相模原、さいたま、郡山、いわき、川越、船橋、柏、前橋、高崎の18市)

関東圏において行われている広域的な産業廃棄物の処理に関して、不法投棄等の不適正処理が行われた場合に迅速かつ適切に統一的な指導や処分を行うため、都、県、市が相互に情報交換、連携、協力体制を図る目的で、平成12年11月に設置され、連携して広域監視を行っている。

(9) 山梨県・静岡県・神奈川県富士箱根伊豆地域不法投棄防止連絡会議 (環境整備課)

平成18年10月の「三県サミット」において、富士箱根伊豆地域における不法投棄対策の連携について合意して以降、情報交換、合同パトロール、啓発活動等を実施している。

(10) 秩父多摩甲斐国立公園協議会 (みどり自然課)

(山梨、埼玉、長野、東京の1都3県)

昭和25年7月に、秩父多摩国立公園が指定されると同時に設立されて以来、公園計画その他自然公園に関する重要事項について研究協議などを行っている。

(11) 南アルプス国立公園連絡協議会 (みどり自然課)

(山梨、長野、静岡の3県)

昭和39年6月に、南アルプス国立公園が指定されたことから昭和40年1月に設置され、公園の管理、運営について情報交換などを行っている。

4 市町村の環境行政(森林環境総務課)

(1)環境行政組織

地域住民と密接に関わる市町村行政の果たす役割はますます重要になってきている。環境問題の解決については、その地域の実情を反映させることが望まれ、本県の市町村においても、環境担当組織の充実が図られている。

市町村名	環境行政担当部署	電話番号
甲府市	環境部 環境総室 環境保全課	055-241-4312
富士吉田市	環境税政部 環境政策課 H26.4～産業観光部(予定)	0555-22-1111
都留市	市民生活課 環境創造室	0554-43-1111
山梨市	環境課	0553-22-1111
大月市	市民生活部 市民課	0554-23-8023
韮崎市	環境課	0551-22-1111
南アルプス市	市民部 環境課	055-282-6097
北杜市	生活環境部 環境課	0551-42-1341
甲斐市	生活環境部 環境課	055-278-1706
笛吹市	市民環境部 環境推進課	055-261-2044
上野原市	市民部 生活環境課	0554-62-3114
甲州市	環境政策課	0553-32-2111
中央市	市民部 環境課	055-274-8543
市川三郷町	生活環境課	055-272-6092
富士川町	町民生活課 生活環境担当	0556-22-7209
早川町	町民課	0556-45-2511
身延町	環境下水道課	0556-42-4814
南部町	水道環境課	0556-66-3407
昭和町	環境経済課	055-275-8355
道志村	産業振興課	0554-52-2114
西桂町	産業振興課	0555-25-2121
忍野村	環境課	0555-84-7795
山中湖村	環境衛生課	0555-62-5374
鳴沢村	住民課	0555-85-2311
富士河口湖町	環境課	0555-72-3169
小菅村	住民課	0428-87-0111
丹波山村	住民生活課	0428-88-0211

(2)市町村環境関係審議会設置状況

環境対策に関する基本的な事項を調査審議するため、以下の市町村が環境関係審議会を設置している。

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市(環境審議会、地下水資源保護審議会)、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、富士川町、身延町、南部町、昭和町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町

(3)市町村における条例の制定状況

法律等による規制を補完し、地域の実情に即した公害防止対策や環境保全行政を推進するため、市町村が制定している条例は次のとおり。

市町村名	条 例 名 称	条例制定年月日
甲 府 市	甲府市環境基本条例	平成13年 3月 23日
	甲府市緑化の推進及び樹木の保存に関する条例	昭和53年 3月 30日
	甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	平成 5年 6月 28日
	甲府市環境保全条例	平成22年 6月 23日
富 士 吉 田 市	富士吉田市環境基本条例	平成17年 3月 24日
	富士吉田市騒音防止条例	昭和28年12月 21日
	富士吉田市あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例	昭和52年 6月 23日
	富士吉田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 7年 3月 31日
	富士吉田市ごみの散乱のないさわやかなまちづくり推進に関する条例	平成12年 6月 30日
	富士吉田市地下水保全条例	平成22年 9月 27日
都 留 市	都留市環境基本条例	平成18年 3月 28日
	都留市まちをきれいにする条例	平成12年 4月 1日
	都留市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成12年 4月 1日
	都留市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成14年 3月 27日
	都留市里地里山里水の保全及び活用に関する条例	平成25年 9月 30日
山 梨 市	山梨市環境基本条例	平成17年 4月 25日
	山梨市公害防止条例	平成17年 3月 22日
	山梨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成17年 3月 22日
	山梨市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成17年 3月 22日
	山梨市ホタル保護条例	平成17年 3月 22日
大 月 市	大月市騒音防止条例	昭和35年 1月 7日
	大月市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和60年 2月 1日
	大月市自転車等の放置の防止に関する条例	平成 6年12月 20日
	大月市土砂等による土地の埋立て等に関する条例	平成 9年 3月 28日
	大月市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成10年 3月 27日
韮 崎 市	韮崎市環境基本条例	平成14年 9月 25日
	韮崎市公害防止条例	昭和61年 3月 27日
	韮崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成12年 3月 21日
	韮崎市アイドリングストップ条例	平成15年12月 12日
	韮崎市環境美化推進条例	平成17年12月 15日
南アルプス市	南アルプス市環境基本条例	平成21年 3月 19日
	南アルプス市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成15年 4月 1日
	南アルプス市ごみのないきれいなまちにする条例	平成23年 4月 1日
	あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例	平成15年 4月 1日
北 杜 市	北杜市環境基本条例	平成17年12月 16日
	北杜市公害防止条例	平成16年11月 1日
	北杜市まちをきれいにする条例	平成16年11月 1日
	北杜市あき地の適正な管理に関する条例	平成16年11月 1日
	北杜市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例	平成16年11月 1日
	北杜市水資源の確保と保護に関する条例	平成16年11月 1日
	北杜市地下水採取の適正化に関する条例	平成16年11月 1日
甲 斐 市	甲斐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成16年 9月 1日
	甲斐市あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例	平成16年 9月 1日
	甲斐市まちをきれいにする条例	平成19年 7月 3日
	甲斐市環境基本条例	平成23年 3月 22日
笛 吹 市	笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	平成16年10月 12日
	笛吹市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	平成16年10月 12日
	笛吹市地下水資源の保全及び採取適正化条例	平成16年10月 12日
	笛吹市騒音防止条例	平成16年10月 12日
	笛吹市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成16年10月 12日
	笛吹市残土による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成16年10月 12日
	笛吹市環境基本条例	平成23年 3月 14日
上 野 原 市	上野原市環境基本条例	平成18年 3月 27日
	上野原市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成17年 2月 13日
	上野原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成17年 2月 13日
	上野原市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成17年 2月 13日
	上野原市放置自転車等の措置に関する条例	平成17年 2月 13日

市町村名	条 例 名 称	条例制定年月日
甲 州 市	甲州市環境基本条例	平成18年 3月 29日
	甲州市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	平成17年11月 1日
	甲州市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成17年11月 1日
中 央 市	中央市環境基本条例	平成18年 2月 20日
	中央市環境保全整備に関する条例	平成18年 2月 21日
	中央市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成18年 2月 22日
	中央市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成18年 2月 23日
	中央市ごみのないきれいなまちにする条例	平成20年 3月 25日
	中央市地下水資源の保全及び採取適正化に関する条例	平成25年 3月 28日
市 川 三 郷 町	市川三郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成17年10月 1日
	市川三郷町農地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例	平成17年10月 1日
	市川三郷町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成17年10月 1日
富 士 川 町	富士川町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成22年 3月 8日
	富士川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成22年 3月 8日
	富士川町雑草の除去に関する条例	平成22年 3月 8日
早 川 町	早川町廃棄物処理及び清掃に関する条例	昭和47年12月 21日
	早川町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年 9月 22日
身 延 町	身延町自然環境保全条例	平成16年 9月 13日
	身延町公害防止条例	平成16年 9月 13日
	身延町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成16年 9月 13日
	身延町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成16年 9月 13日
南 部 町	南部町環境基本条例	平成16年12月 15日
	南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成15年 3月 1日
	南部町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成15年 3月 1日
	南部町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成15年 3月 1日
昭 和 町	昭和町空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	昭和50年 4月 1日
	昭和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和53年 3月 22日
	昭和町ごみのないきれいなまちにする条例	平成18年12月 13日
	昭和町地下水採取の適正化に関する条例	平成18年12月 13日
道 志 村	道志村廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和54年 9月 22日
	道志村空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年10月 1日
	道志村環境基本条例	平成16年 3月 22日
西 桂 町	西桂町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年12月 21日
	西桂町廃棄物等の処理及び清掃に関する条例	平成10年 3月 23日
忍 野 村	忍野村空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年12月 25日
	忍野村廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成10年 6月 23日
	忍野村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成14年12月 16日
	忍野村地下水資源保全条例	平成23年 9月 29日
山 中 湖 村	山中湖村騒音防止条例	昭和40年 7月 25日
	山中湖村廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 3年 3月 28日
鳴 沢 村	鳴沢村地下水資源保護条例	昭和49年 7月 5日
	鳴沢村空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年12月 24日
	鳴沢村廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成13年 3月 19日
富士河口湖町	富士河口湖町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成15年11月 15日
	富士河口湖町遊魚税条例	平成15年11月 15日
	富士河口湖町自然環境を守り育む条例	平成15年11月 15日
	富士河口湖町地下水保全条例	平成15年11月 15日
	富士河口湖町騒音防止条例	平成15年11月 15日
	富士河口湖町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成15年11月 15日
小 菅 村	小菅村空き缶の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年12月 27日
丹 波 山 村	丹波山村空き缶の散乱防止及び回収に関する条例	昭和60年 1月 29日

平成25年度版 やまなしの環境2013

発行日 平成26年2月

編集・発行 山梨県森林環境部

森林環境総務課

甲府市丸の内一丁目6-1

TEL 055(237)1111(代)

印刷 株式会社 内田印刷所

甲府市中央二丁目10-18